

多摩・島しょ地域自治体における
生物多様性の保全・持続可能な利用に関する調査研究報告書

～ネイチャーポジティブに向けた主体間連携の進め方～

2026（令和8）年3月



公益財団法人 Think-tank Tama & Toshō

東京市町村自治調査会

多摩・島しょ地域自治体における
生物多様性の保全・持続可能な利用に関する
調査研究報告書
～ネイチャーポジティブに向けた主体間連携の進め方～

令和 8（2026）年 3 月

公益財団法人 東京市町村自治調査会

多摩・島しょ地域自治体における
生物多様性の保全・持続可能な利用に関する
調査研究報告書
～ネイチャーポジティブに向けた主体間連携の進め方～

概要版

概要版

第1章 調査研究の目的と方法等

多摩・島しょ地域自治体が取り組むべき生物多様性の課題を明確化し、生物多様性に関する新たな動向や視点を、都市計画や農林業、教育や防災等の関連する事業に広げるための方法や事例を提示するとともに、民間や自治体間の連携を通じて、資金や人材不足といった課題を解決するための手段を提言としてまとめ、多摩・島しょ地域自治体における生物多様性の保全・持続可能な利用の取組推進に資することを目的として実施した。

第2章 概論（社会的背景）：生物多様性に取り組む意義と国内外の動向

第2章では、生物多様性の定義や意味、人々の生活に果たす役割、生物多様性の状態と損失要因に触れた上で、世界・国・地域での生物多様性の保全と持続可能な利用をとりまく動向をまとめ、自治体職員が生物多様性の枠組み・概要を効率的に把握できるよう紹介している。

第3章 現状把握：多摩・島しょ地域自治体における取組の現状と課題

第3章では、多摩・島しょ地域を4つの区分に分け、多摩・島しょ地域自治体アンケート結果を中心に生物多様性における取組の現状と課題をまとめた。取り纏めた現状と課題から、各地域において「対応すべき保全・利用上の課題」がある中で、生物多様性の保全・利用に関する取組を進める上で大きな障壁となる「推進上の課題」が存在することが明らかになった。

そこで、本調査研究では「推進上の課題」に着目し、それらへの対応の方向性(提言)を「Ⅰ 短期的な対応事項」及び「Ⅱ 中長期的な重要事項」に分け、6項目に整理した。



第4章 事例分析：課題解決のための先進事例の収集と分析

第4章では第3章で整理した多摩・島しょ地域の現状と課題を踏まえて、生物多様性の観点から注目される全国の先進的な19事例を紹介した。事例は9つのテーマに分けて、自然共生サイト等の場の保全に関する取組、外来種対策、民間主体の取組の支援、市民への普及啓発等の対応事例を掲載した。

自治体名	事例内容	対応する方向性(提言)					
		①	②	③	④	⑤	⑥
北海道札幌市	企業と連携した外来種防除	○		◎	○		
	幅広い団体と連携したヒグマ管理				○	○	◎
	市民参加型の生物調査				○		
埼玉県所沢市	高校生物部との外来種周知啓発			○	○		
	企業とのウォーキングイベント共催			○	○		
埼玉県三芳町	武蔵野地域の落ち葉堆肥農法	○	○	○	◎		◎
千葉県柏市	市民主体の保安全管理(下田の杜)	◎			○		
	未利用地と活動団体のマッチング		○	◎	◎		
東京都杉並区	区民との協働(遅野井川親水施設)	◎		○	◎		
	グリーンインフラの取組(雨庭等)	◎	◎		○		
東京都多摩市	アプリ利用の市民参加型調査			○	◎		
	複数の計画を一体的に包含して策定		◎			○	
東京都八王子市	環境基本計画を地域戦略に位置付け		◎			◎	
愛知県名古屋市	市民・企業と協働(なごや東山の森)	◎		○	○		
	公有地の外来種モニタリング				○		
	生物多様性緑化ガイドライン			◎	◎		
	市民向け普及啓発(リーフレット)				○		
鹿児島県瀬戸内町	生物多様性重要エリアマップ		◎	○	◎	○	
	漁協等との連携(ネリヤカナヤの海)	◎	◎	○			

第5章 提言

第3章で整理した「推進上の課題」に対し、近年の生物多様性分野における情報の充実や支援の情報、グリーンインフラ、自然環境分野以外の生物多様性配慮の浸透、ネイチャーポジティブをキーワードとした民間の取組の活発化等を踏まえて、「I 短期的な対応事項」及び「II 中長期的な重要事項」を6項目に分け提言した。

対応の方向性(提言)

I 短期的な対応事項

- ①国及び都等の制度・補助金等の活用
- ②生物多様性の分野間連携の促進と地域課題への貢献
- ③民間企業や市民団体等との連携推進
- ④市民の理解・参画の促進

II 中長期的な重要事項

- ⑤地域社会と生物多様性の関係性のあり方を踏まえたビジョン・目標設定
- ⑥周辺自治体(広域)の情報活用と課題の共有による統一性をもった取組の推進

< 提言の概要と具体的な取組 >

提言項目	提言内容	具体的な取組等
短期的な対応事項	<p>① <u>国や東京都による生物多様性に関連した認定制度や補助金、データベース等が充実化していることを踏まえ、これらを生物多様性の取組に積極的に活用すること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関する認定制度の活用 ・財政的支援の活用 ・生物分布等に関する情報の活用
	<p>② <u>生物多様性は多様な行政分野と関わっているため、地域課題を認識し、その解決に向けた他分野との連携を推進することで、地域の生物多様性の保全や持続可能な利用につなげること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・副次的効果としての生物多様性の取組 ・庁内における生物多様性に関する取組の理解・浸透の工夫
	<p>③ <u>企業等の民間主体による取組の活発化を踏まえ、民間に対して積極的に取組の場に関する情報提供を行うことや、保全団体等とのつながりの場を作ること</u>で、連携を推進していくこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題や取組に関する情報発信 ・マッチングの場の提供・参加
	<p>④ <u>市民の理解が、担い手や行政資源の不足を補い、保全の基盤につながることを踏まえ、市民が参加しやすい活動の工夫や、自然体験等の場づくりによって、市民の理解・参画を促進すること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手不足や行政資源を補う「対症療法」としての参加型の取組 ・保全活動への理解を拡げる「原因療法」としての教育・ふれあい等の取組
中長期的な重要事項	<p>⑤ <u>地域社会が少なからず自然との関係のもとで成り立っていることを踏まえて、保全だけでなく地域のために自然を利用するという観点を持ち、地域の主体的な意思に基づいて生物多様性の保全・利用に関するビジョン・目標を設定し、それに基づく目標管理を行うこと。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の主体を巻き込んだビジョン・目標設定 ・数値目標・指標の設定と活用
	<p>⑥ <u>自然の地形や生態系には連続性があり、行政区域にとらわれない取組が重要であることを踏まえ、共通の自然を持つ自治体間での広域的な連携や、地域戦略等での課題・取組の共有によるまとまりのある施策を行うこと。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・崖線や丘陵等、自然環境を共有する自治体における連携 ・地域戦略や情報の公開による課題の共有

多摩・島しょ地域自治体における
生物多様性の保全・持続可能な利用に関する
調査研究報告書

～ネイチャーポジティブに向けた主体間連携の進め方～

本編

目次

第1章 調査研究の目的と方法等	2
(1)調査研究の目的	2
(2)調査研究の項目と方法.....	2
第2章 概論(社会的背景):生物多様性に取り組む背景と国内外の動向	6
(1)生物多様性の定義・意義や人々の生活に果たす役割.....	6
1)「生物多様性」の意味するところ.....	6
2)人々の生活に生物多様性が果たす役割(生態系サービスとは何か).....	9
(2)生物多様性及び生態系サービスの状態とその損失要因.....	13
1)世界と国内の生物多様性の状態.....	13
2)生物多様性からもたらされる恵み(生態系サービス)の世界と国内の状況	15
3)生物多様性の損失要因	16
(3)生物多様性に関する国内の法律.....	19
1)生物多様性基準法.....	19
2)地域生物多様性増進法	19
3)鳥獣保護管理法	20
4)その他生物多様性に関する法制度	20
(4)生物多様性に関する取組の世界的な動向.....	21
1)生物多様性に関する取組.....	21
2)気候変動等のその他分野における取組.....	23
(5)生物多様性に関する国内の取組状況.....	24
1)国の取組(生物多様性国家戦略 2023-2030 と関連の取組)	24
2)生物多様性国家戦略実施等において地方自治体に求められる役割.....	26
3)地方自治体の取組状況	29
4)東京都の取組	32
5)民間企業等の取組	34
第3章 現状把握:多摩・島しょ地域自治体における生物多様性に関する取組の現状と課題 ..	38
(1)生物多様性の保全及び持続可能な利用の対象と課題	41
1)生物多様性の保全・利用に関連する場所と生態系タイプ	41
2)身近な生態系サービスの整理(具体的な事例).....	45
3)多摩・島しょ地域における生物多様性の4つの危機.....	47
(2)生物多様性に関する取組状況と推進における課題	51
1)地域戦略やその他関連する計画の策定状況と傾向	51
2)生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する分野別の取組状況と自治体内の体制..	58
3)戦略等の計画の策定・取組の実施段階における課題	65

(3)課題の整理と対応の方向性.....	73
1)現状把握から明らかになった課題.....	73
2)対応の方向性.....	74
第4章 事例分析:課題解決のための先進事例の収集と分析.....	80
テーマ(1)自然共生サイトなど場の保全に関する取組.....	82
事例(1)―1. 市民と自治体による保安全管理「下田の杜」(千葉県柏市).....	82
事例(1)―2. 区民との協働による身近な水辺の再整備(東京都杉並区).....	85
事例(1)―3. 市民・企業との協働による「なごや東山の森」の活動(愛知県名古屋市).....	87
事例(1)―4. 漁協等と連携した「瀬戸内町 ネリヤカナヤの海」の取組(鹿児島県瀬戸内町).....	90
テーマ(1)に関する関連情報.....	93
テーマ(2)外来種対策.....	94
事例(2)―1. 企業と連携したウチダザリガニ防除活動(北海道札幌市).....	94
事例(2)―2. 高校生物部と連携したクビアカツヤカミキリに関する周知啓発(埼玉県所沢市).....	97
事例(2)―3. 幅広い主体による公有地のクビアカツヤカミキリモニタリング(愛知県名古屋市).....	100
テーマ(2)に関する関連情報.....	102
テーマ(3)副次的な効果としての生物多様性保全.....	103
事例(3)―1. 世界農業遺産「武蔵野地域の落ち葉堆肥農法」の取組(埼玉県三芳町).....	103
事例(3)―2. 雨水流出抑制対策としてのグリーンインフラの取組(東京都杉並区).....	106
テーマ(3)に関する関連情報.....	108
テーマ(4)鳥獣対策(広域連携含む).....	109
事例(4)―1. 幅広い団体と連携したヒグマ管理(北海道札幌市).....	109
テーマ(4)に関する関連情報.....	111
テーマ(5)民間主体の取組の支援.....	112
事例(5)―1. 里山を含む未利用地と活動団体のマッチング「カシニワ制度」(千葉県柏市).....	112
事例(5)―2. 「なごやのまちなか生物多様性緑化ガイドライン」策定(愛知県名古屋市).....	114
テーマ(5)に関する関連情報.....	116
テーマ(6)自然とのふれあい、教育.....	117
事例(6)―1. 指標種を対象とした市民参加型の生物調査(北海道札幌市).....	117
事例(6)―2. 地元企業との共催によるウォーキングイベント(埼玉県所沢市).....	119
テーマ(6)に関する関連情報.....	120
テーマ(7)市民への普及啓発.....	121
事例(7)―1. 市民への普及啓発のためのリーフレット作成(愛知県名古屋市).....	121
テーマ(7)に関する関連情報.....	123
テーマ(8)自然環境調査の活用.....	124
事例(8)―1. スマートフォンアプリを利用した市民参加型調査(東京都多摩市).....	124
事例(8)―2. 生物多様性重要エリアマップの作成(愛知県名古屋市).....	127

テーマ(8)に関する関連情報	130
テーマ(9)生物多様性地域戦略の上位計画への位置づけ等	131
事例(9)―1. 複数の環境関連計画を一体的に包含した計画策定(東京都多摩市).....	131
事例(9)―2. 環境基本計画の全編を地域戦略としても位置付け(東京都八王子市) ...	133
第5章 提言	136
(1)提言の背景・目的	136
1)生物多様性保全・利用に取り組む意義・必要性.....	136
2)提言の目的.....	136
3)提言の方向性・構成.....	137
(2)課題解決に向けた提言.....	139
1) I 短期的な対応事項	139
2) II 中長期的な重要事項	152
巻末資料.....	164
1. 社会的背景に関連する参考情報	164
1―1. 生物多様性の定義	164
1―2. 前版の生物多様性国家戦略の達成状況.....	164
1―3. 国による地域戦略策定支援の動き	166
1―4. 国や東京都による地方公共団体を支援する動きや制度	166
1―5. 生物種とその生息生育情報の収集・データベース化にかかる取組.....	168
1―6. 生物多様性の保全等にかかる認証制度	170
2. データ集.....	174
2―1. 自然環境条件(土地利用構成).....	174
2―2. 保護地域及び OECM の面積.....	176
2―3. 保全や利用が進む自然環境をまとめられた計画	177
2―4. 保全上重要な地域の分布状況(重要里地里山等)	179
2―5. 生物多様性保全上重要な地域等の GIS データソースリスト.....	180

なお、本調査報告書では、生物多様性の国内外の動向から多摩・島しょ地域自治体の課題や国・東京都による支援制度まで幅広い情報を取り上げているため、知りたい内容に応じて読むように以下の図表を作成した。

知りたいこと（内容）	該当するページ・項目	
多摩・島しょ地域自治体が抱える課題について知りたい。	P. 38	第3章 現状把握：多摩・島しょ地域自治体における生物多様性に関する取組の現状と課題 ※まとめは「第3章（3）課題の整理と対応の方向性」を参照。
先進的な取組事例を知りたい。	P. 29 P. 80	第2章(5)3) 地方自治体の取組状況 第4章事例分析：課題解決のための先進事例の収集と分析
生物多様性保全にかかる世界のトレンドについて知りたい。	P. 21	第2章(4)生物多様性に関する取組の世界的な動向
自然共生サイトやその関連事例について知りたい。	P. 19 P. 22 p. 29 P. 82 p. 139	第2章(3)2)地域生物多様性増進法 第2章(4)1) コラム 30by30 目標 第2章(5)3)地方自治体の取組状況、4) 東京都の取組 第4章(1)自然共生サイトなど場の保全に関する取組 第5章(2)1)①国及び都等の制度・補助金等の活用
生物多様性の情報があるデータベースや情報の収集事例を知りたい。	P. 124 p. 139 P. 168	第4章事例(8)-1. スマートフォンアプリを利用した市民参加型調査(東京都多摩市) 第5章(2)1)①国及び都等の制度・補助金等の活用 巻末資料1-5. 生物種とその生息生育情報の収集・データベース化にかかる取組
国や東京都による支援制度を知りたい。	p. 166	巻末資料1-3. 国による地域戦略策定支援の動き 巻末資料1-4. 国や東京都による地方公共団体を支援する動きや制度
生物多様性の認証制度を知りたい。	P. 170	巻末資料1-6. 生物多様性の保全等にかかる認証制度

また、本調査研究において実施した多摩・島しょ地域自治体へのアンケート調査(調査概要、調査結果、調査用紙)は「付録資料」として(公財)東京市町村自治調査会のウェブサイト(<https://www.tama-100.or.jp/0000001382.html>)に掲載した。

第1章

調査研究の目的と方法等

第1章 調査研究の目的と方法等

(1) 調査研究の目的

生物多様性は、自然環境から生み出される人々への恩恵、すなわち生態系サービスを良好に保ち、持続的に利用するために欠かせない要素である。近年、世界的に生物多様性の損失が進んでおり、国際目標「30by30(サーティ・バイ・サーティ)」や、生物多様性国家戦略の改定など、国内外で生物多様性の保全・利用の取組が加速している。

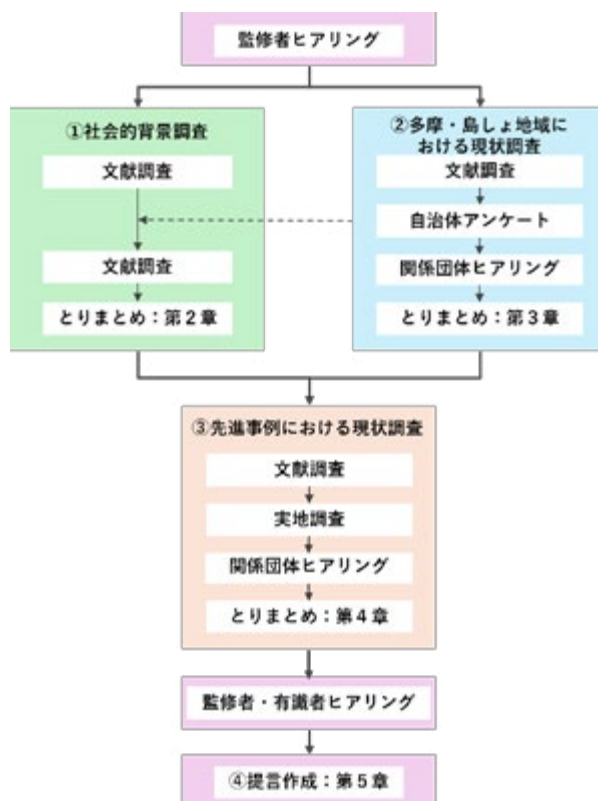
自治体においても、生物多様性地域戦略の策定など、生物多様性の保全と地域振興の両立が求められている。一方で、専門的な人材や予算などが不足しがちな自治体にとって、新たな目標や考え方に基づく政策立案や取組の展開には、大きな課題があると考えられる。

したがって、本調査研究は、多摩・島しょ地域自治体に取り組むべき生物多様性の課題を明確化し、生物多様性に関する新たな動向や視点を、都市計画や農林業、教育や防災等の関連する事業に広げるための方法や事例を提示するとともに、民間や自治体間の連携を通じて、資金や人材不足といった課題を解決するための手段を提言としてまとめ、多摩・島しょ地域自治体における生物多様性の保全・持続可能な利用の取組推進に資することを目的として実施した。

(2) 調査研究の項目と方法

本調査研究の項目と方法は、以下の①～④のとおりである(図表 1-1)。

図表 1-1 調査研究の実施フロー



① 社会的背景の調査

以下の項目について、提言の前提となる生物多様性に関する情勢や取り組む意義、関連する分野・取組主体の拡大状況を整理するために調査を実施した。

<調査項目の概要>

- 1) 生物多様性の定義・意義や人々の生活に果たす役割
- 2) 生物多様性及び生態系サービスの状態とその損失要因
- 3) 生物多様性に関する国内の法律
- 4) 生物多様性に関する取組の世界的な動向
- 5) 国・都・自治体・事業者の取組

<方法の概要>

1)～5)のすべてにおいて、②の自治体アンケートの結果(自治体で保全に取り組む際の課題等)も踏まえながら文献調査を実施した。

② 多摩・島しょ地域自治体における現状の調査

以下の項目について、より多摩・島しょ地域自治体の実態に沿った効果的な提言を検討するために調査を実施した。また、調査によって得られた課題を整理し、対応の方向性を示した。

<調査項目の概要>

- 1) 多摩・島しょ地域自治体における生物多様性の保全及び持続可能な利用の対象と課題
- 2) 生物多様性に関する多摩・島しょ地域自治体の取組状況と推進における課題

<方法の概要>

1)～2)において文献調査を実施するとともに、多摩・島しょ地域の 39 自治体に対するアンケートを実施した。2)については関係団体にもヒアリングを行った。

③ 先進事例における現状(自治体や民間事業者等)の調査

以下の項目について、②の調査結果を踏まえつつ、先進事例についてヒアリングを行った。

<調査項目の概要>

- 1) 生物多様性国家戦略に沿った先進的な取組事例(実施主体・時期・場所・内容等)
- 2) 自治体による取組の計画・実施・連携状況、活動団体の活動内容・課題等

<手法の概要>

1)については生物多様性地域戦略等の地域計画や自治体ウェブサイトを中心とした文献調査を実施した。2)については、6 か所の調査地における実地調査で、自治体担当者及び活動団体へのヒアリング、活動場所の視察を実施したほか、関係団体へのヒアリングを行った。

図表 1-2 先進事例調査先一覧

分類	団体名	実施日	方法
先進事例	東京都 杉並区 都市整備部 管理課、土木計画課 環境部 環境課	9月24日	対面
	区民団体「遅野井川かっぱの会」		
	愛知県 名古屋市 環境局 環境企画部 環境企画課、 なごや生物多様性センター	9月30日	対面
	特定非営利活動法人なごや東山の森づくりの会		
	北海道 札幌市 環境局 環境都市推進部 環境共生担当課	10月7日	対面
	千葉県 柏市 環境部 環境政策課 都市部 公園緑地課、住環境再生課	10月16日	対面
	特定非営利活動法人下田の杜里山フォーラム		
	埼玉県 所沢市 環境クリーン部 みどり自然課	11月17日	対面
	埼玉県 三芳町 観光産業課		
	早川農園		
鹿児島県 瀬戸内町 水産観光課	11月26日	対面	
瀬戸内漁業協同組合			

図表 1-3 関係団体ヒアリング先一覧

分類	団体名	実施日	方法
関係団体	東京都 環境局 自然環境部 計画課	8月15日	対面
	東京都 八王子市 環境部 環境政策課	11月21日	オンライン
	東京都 多摩市 環境部 環境政策課		

④ 多摩・島しょ地域における生物多様性に関する取組方策（提言）の作成

①～③の調査結果や有識者へのヒアリング等を踏まえ、多摩・島しょ地域自治体における生物多様性に関する取組の実態やニーズに沿いつつ、より自治体職員が既存の地域振興等の取組に生物多様性にまつわる新たな観点を取り込みやすくなるよう、提言を取りまとめた。

図表 1-4 有識者ヒアリング先一覧

分類	団体名
有識者 (監修者)	東京都立大学 都市環境学部 観光科学科 都市環境科学研究科 観光科学域 教授 沼田 真也
有識者	特定非営利活動法人 NPO birth

第2章

**概論（社会的背景）：
生物多様性に取り組む意義と
国内外の動向**

第2章 概論（社会的背景）：生物多様性に取り組む背景と国内外の動向

地球上には多様な生物や生態系が存在（生物多様性）し、人々はそれらがもたらす様々な恩恵（生態系サービス）を日々利用している。しかし、生物多様性は、「第6の大量絶滅時代」といわれるほど低下傾向（種の絶滅速度が速い）にあるとされ、その主な原因は人間活動による影響とされている¹。このことから、近年人々に恵みをもたらす生物多様性を包括的に保全するとともに持続可能な形で利用する動きが世界・国・地域で加速している。

本章では、生物多様性の意味やその人々にとっての役割、生物多様性の損失要因に触れた上で、世界・国・地域での生物多様性の保全と持続可能な利用をとりまく動向をまとめた。

（1）生物多様性の定義・意義や人々の生活に果たす役割

- ・生物多様性は「生態系」、「種」、「遺伝子」のそれぞれの多様さがある。
- ・取り組む際には、種間同士のつながりや遺伝的多様性に配慮することが重要である。例えば、他地域産の生物を安易に導入しないこと等が重要である。
- ・生態系サービスは「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類され、将来にわたり享受するためには生物多様性の保全と持続可能な形での利用が求められる。

「生物多様性」という言葉の認知度は上昇傾向にあるが、生物多様性国家戦略 2012-2020 で定めた目標値である 75%以上に届かず²、生物多様性に関する認識や理解は未だに進んでいない。この状況は、「生物多様性」という言葉の概念の幅広さ・難解さ・身近な地域課題へのあてはめの難しさや、我々の生活との係わりについての理解不足などによって生じていると考えられ、保全に対する関心や行動を妨げる要因となり得る（後述(2)3))。したがって、まずは「生物多様性」の本来の意味を振り返りつつ、人々の生活に果たす役割について説明する。

1) 「生物多様性」の意味するところ

生物多様性とは、「遺伝子」「種」「生態系」のそれぞれのレベルにおける多様さ（様々な差異が存在すること）を指す(図表 2-1)³。

「遺伝子の多様性」は、同じ種の中にも様々な遺伝子が存在することをいう。例えばナミテントウの斑紋は 200 以上存在するといわれているが、これは個体の持つ遺伝子の違いによって決定されている⁴。遺伝子の多様性が維持されることで、環境変化に対し種が存続する可能性が高ま

¹ 環境省「令和 6 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」(<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r06/html/hj24010101.html>)最終確認日 2026 年 1 月 27 日。

² 内閣府 生物多様性に関する世論調査(令和 4 年度 7 月調査)(<https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r04/r04-seibutsutayousei/2.html#midashi3>)最終確認日 2026 年 1 月 21 日。

³ 生物多様性条約や生物多様性基本法、これを一般向けにした環境省 web サイトにおける「生物多様性」の定義や説明内容を参考情報として巻末資料(図表 巻末 1-1)に記載した。

⁴ Ando, T. et al. (2018) Repeated inversions within a pannier intron drive diversification of intra specific colour patterns of ladybird beetles. *Nature Communications.*, 9, 3843.

るほか、将来の品種改良や疾病の治療法開発の可能性を残すことが可能になるとされている。

「種の多様性」は、動植物から微生物まで多くの生物種が存在することを指す。例えば、多摩・島しょ地域には、同じトンボの仲間であっても、シオカラトンボやオニヤンマという多様なトンボの種が生息している。

「生態系の多様性」は、気候や土壌といった物理的環境と、それぞれの環境に生息する生物が相互に影響しながら形成される生態系が、地域に応じて多様であることを表す。例えば、多摩・島しょ地域には、天然林や人工林などの森林生態系、河川生態系、藻場、サンゴ礁などの海洋生態系といった様々な生態系が存在している。

生物多様性地域戦略での生物多様性の説明について、例えば、奈良県の「生物多様性なら戦略」では「生き物や生態系の豊かさを表す言葉で、『様々な生態系に、さまざまな在来種が、さまざまな遺伝子を有して生きていること』と説明されている。

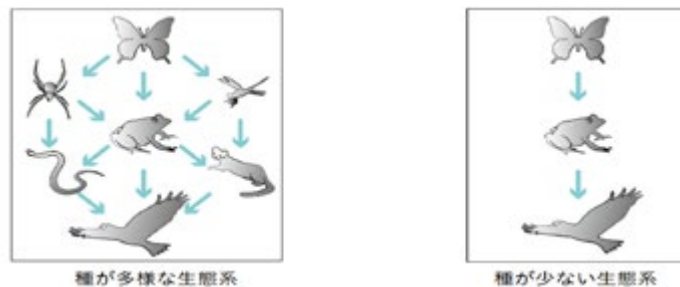
この多様さを維持又は増加させることには利点がある。例えば、生態系を構成する種が多いと、ある生物（例：カエル類）が絶滅又は一時的に大幅に減少しても、その上位捕食者（例：猛禽類）は他の生物を捕食することで存続できるが、種数が少ないと、ある生物が絶滅等すれば、その上位捕食者も大きな存続の危機にさらされることになる（図表 2-2）。そのため、ごく一部の種のみならず、多様な生きものを包括的に保全することは意義があるといえる。

図表 2-1 3つのレベルの多様性



出典)第3次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略(令和6年3月)(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/004/keikaku/p007005.html>)(最終確認日 2025年12月9日)より引用。

図表 2-2 種が多様な生態系と種が少ない生態系における食物網



出典)東京都の東京都生物多様性地域戦略(普及版)(2023年12月)(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/bio-digest/>)(最終確認日 2025年12月9日)より引用。

そして、生物多様性の保全にあたり、最もイメージされやすいのは特定の種の「絶滅」と結びつく「種の多様性」であるが、多くの種の生息環境としての「生態系の多様性」は適切な保全を進めるために認識しておく必要がある。また、生物多様性に対する認識が「種の多様性」に偏ることで、しばしば「遺伝子の多様性」への配慮不足が生じる。例えば、ゲンジボタルの場合、日本各地に塩基配列の異なる地域グループが存在していることが知られている（図表 2-3）が、東京都のゲンジボタルに、西日本グループのゲンジボタルに特有の塩基配列（ハプロタイプ）が数多く見られたことがあり、西日本のゲンジボタルが人為的に持ち込まれた可能性が指摘されている。在来種の個体数の回復のため、たとえ日本国内のものであっても他地域由来の個体を安易に導入することは、その地域に元々存在していた個体群のもつ遺伝子を攪乱する可能性があり、「遺伝子の多様性」を保護する観点では好ましくない場合がある⁵。

さらに、生物多様性を考える上では、生物同士のつながりに着目することも重要である。例えば、生物同士の複雑なつながりを考慮していない、特定の1種のみを対象とした保全や駆除、導入は、他の種に意図しない波及効果をもたらし、結果として生物多様性の減少を招く可能性がある。

図表 2-3 ゲンジボタルのハプロタイプグループの地理的な関係



出典)環境省の自然環境保全基礎調査の第5回調査「遺伝的多様性とは」(2001年)(<https://www.biodic.go.jp/kiso/99/iden.html#mainText>)(最終確認日 2025年12月9日)より引用。

⁵ 環境省自然環境保全基礎調査の遺伝的多様性調査(第5回調査)の成果物「遺伝的多様性とは」(https://www.biodic.go.jp/reports2/5th/gdiv/5_gdiv.pdf)最終確認日 2026年1月14日。

2) 人々の生活に生物多様性が果たす役割（生態系サービスとは何か）

生物多様性から得られる恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類される(図表 2-4)⁶。

「供給サービス」は森林からの木材の供給や生態系からの食料の供給などのサービスを指す。

「調整サービス」は、公園緑地での植物や土からの水の蒸発により、周辺市街地よりも気温が低くなるクールアイランドが形成される等の緑地の暑熱や乾燥の緩和機能等が該当する。

「文化的サービス」は、人々の文化の形成に寄与するサービスであり、例えば、「生姜祭り」と呼ばれるあきる野市の二宮神社秋季例大祭では近郊で採れた生姜や里芋などが奉納されており、こうした地域行事の構成要素としての生態系の恵みが文化的サービスに該当する。このほか、河川や公園などによる自然観察会などを通じた自然体験学習やレクリエーションの機会提供も文化的サービスに該当する。

「基盤サービス」は、生物への生息生育環境の提供や遺伝的多様性の維持が該当する。なお、これら生態系サービス以外に、生態系がもたらす恵みあるいは影響の中には、野生鳥獣による農作物被害やクマによる人的被害といった人にとって望ましくないサービス(ディスサービス)も存在する。

図表 2-4 生態系サービスの分類



出典) 船橋市ホームページ(<https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/kankyuu/010/p106643.html>) (最終確認日 2026年1月14日)より引用。

⁶ 国連の主導で行われた「ミレニアム 生態系評価(MA)」によって4つの分類が定義された。2001年から2005年に行われたMAは地球規模の生態系に関する科学的な総合評価として世界初の取組であった。

人々は多様な生物に支えられた生態系がもたらすこれら4つのサービスを日々利用している。そして、将来にわたって持続的にこの恵みを享受するためには、生物多様性に及ぼす影響を回避又は最小にしながら持続可能な形で生物多様性と生態系サービスを利用しつつ、豊かな生物多様性を保全することが求められる。この「持続可能な利用」は、生物多様性基本法において「生物多様性の保全」と並んで基本原則に掲げられている概念である。

近年では、「生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR:Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)」をはじめとする、自然が有する機能を持続的に利用して様々な社会課題の解決を図る「自然を活用した解決策(NbS:Nature-based Solutions)」⁷に注目が集まっている。

なお、「生態系サービス」という概念が長年用いられてきたものの、近年、国際的な場で、人々にとっての自然の価値を評価するにあたり、この概念に代わるものとして、「自然がもたらすもの(NCP:Nature Contributions to People)」が提唱されている。世界的に、自然に対する人々の世界観は多様であり、自然には道具的価値ではなく、非道具的な価値があると捉える人々も存在するため、世界観の異なるより多くの人々に受け入れられることを目指してNCPという概念が提唱された。両者には、文化の扱いや多様な世界観の扱い等の多くの点で違いがあり、例えば、「生態系サービス」の評価では、主に経済的価値などの道具的価値に主眼が置かれていることに対して、NCPの評価では経済的価値のみならず非物質的・多面的な価値も取り扱っているなどの概念上の違いがある⁸。

日本では後述の生物多様性国家戦略2023-2030やJBO3などの各種文書においては、現在引き続き「生態系サービス」という概念のみが使用されているが、将来的に「生態系サービス」の代わりに「NCP」が国又は国以外の団体・組織によって使用される可能性に留意するのも有用といえる。⁹

⁷ 「自然を活用した解決策(NbS)」は、健全な自然生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図ることである。後述の「グリーンインフラに関する取組」「生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)」等はNbSに含まれる。(環境省ウェブサイト「自然を活用した解決策(NbS:Nature-based Solutions)」(<https://www.env.go.jp/nature/biodiversity/nbs.htm>)最終確認日2026年1月14日。

⁸ 環境省の「令和元年度第2回生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会」参考資料「生態系サービスと『自然がもたらすもの(NCP)』」(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/jbo3/r1-2/files/r1-2_13.pdf)最終確認日2026年1月21日。

⁹ なお、NCPを「自然の寄与」と表記されている場合もある。

コラム：自然を活用した解決策（NbS）

NbS（Nature-based Solutions）は健全な自然生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図る取組を指す。NbSは、グリーンインフラやEco-DRR、生態系を活用した適応策（EbA）を包括する概念であり、生物多様性や気候変動、社会経済の発展、防災・減災、食料問題など複数の社会課題を対象とするものである（図表 2-5）¹⁰。

図表 2-5 NbSの概念図



出典)IUCN (2021). 自然に根ざした解決策に関する IUCN 世界標準の利用ガイダンス—自然に根ざした解決策の検証、デザイン、規模拡大に関するユーザーフレンドリーな枠組み. 初版. グラン、スイス: IUCN. (<https://portals.iucn.org/library/node/49305>) (最終確認日 2026 年 1 月 26 日)より引用。

生物多様性国家戦略 2023-2030 の 5 つの基本戦略のうちの一つでも、自然を活用した社会課題の解決を進めることが掲げられている。

世界的には自然及び天然資源の保全に関する国際同盟（国際自然保護連合（IUCN：International Union for Conservation of Nature and Natural Resources））によってNbS世界標準（グローバルスタンダード）が策定されているほか、国内においても国や自治体、大学機関など幅広くNbSの取組が推進されている。民間団体においては、過去から現在まで続く取組を改めてNbSとして認める動きもみられる。例えば、20年にわたり里海づくりの先進的取組を続けてきた高知県柏島の事例が紹介されている¹¹。

コラム：自然の機能を災害の緩和に活用する取組 — Eco-DRR

近年、日本では大型台風や集中豪雨など大規模な自然災害による被害が顕著になってきており、気候変動による更なる激甚化・頻発化が懸念されている。

このような背景の中、生態系の保全・再生を通じて、防災・減災や生物多様性の保全などの社会課題を解決しようとする「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」の推進が求められている。例えば、洪水への対策として雨水の貯留機能を有する森林や緑地の保全を行うことや、津波被害の低減を目的とした海岸防災林の整備などはEco-DRRやグリーンインフラ（自然環境が持つ機能を社会課題の解決に活用しようとする考え方）の取組として捉えることができる。行政計画においても、これらの考え方が幅広く関連する可能性がある（図表 2-6）。

¹⁰ 環境省ウェブサイト「自然を活用した解決策(NbS:Nature-based Solutions)」(<https://www.env.go.jp/nature/biodiversity/nbs.html>)最終確認日 2026 年 1 月 14 日。なお、本ウェブページで、NbSに該当する事例集「自然の持つ機能の活用 その実践と事例(令和元年)」などの各種関連資料が掲載されている。

¹¹ NbS研究センターのIUCN NbS世界標準(<https://nbs-japan.com/iucn-nbsgs/>)、NbS事例集国内(<https://nbs-japan.com/category/domestic/>)最終確認日 2026 年 1 月 22 日。

図表 2-6 Eco-DRRに関連する行政計画の例

行政計画	主な記載事項	ポテンシャルマップの活用方策とEco-DRRに関する施策の方向性
生物多様性地域戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関わる地域の課題 ・地域の特徴 ・生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策や行動計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・地形や土地利用を踏まえた地域の特徴の把握 ・既存の環境保全活動等の再評価 ・Eco-DRRの推進が見込まれる場所の把握や地域と連携した施策の検討
地域気候変動適応計画	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動影響に関する情報（顕在化している気候変動影響、将来の気候変動影響に関する予測等） ・気候変動適応策（各分野の具体的な適応策等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生態系の分布や災害リスクを踏まえた生態系を活かした気候変動適応策（EbA：Ecosystem-based Adaptation）の検討
緑の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の保全及び緑化の目標や推進のための施策 ・都市公園の整備及びその管理の方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・Eco-DRRとしての機能が期待される緑地や公園の分布の把握 ・緑地の保全や公園における雨水浸透施設の整備等の施策の検討
都市計画マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの理念や都市計画の目標 ・土地利用、施設整備等の方針 ・都市内の自然的環境の保全等の方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生態系の分布やEco-DRRの推進が見込まれる場所を踏まえたゾーニングの検討 ・自然的環境の保全・活用方針の検討
立地適正化計画	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画区域の設定、基本的な方針 ・都市機能誘導区域、居住誘導区域の設定 ・防災指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域における生態系や緑地の分布、災害リスクの把握 ・居住誘導区域外において自然的な土地利用を継続することが期待される場所の把握
国土利用計画（市町村計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の土地利用のあり方や配慮事項 ・利用区分別の規模の目標（概ね10年度の目標面積等） ・土地利用構想図 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生態系の分布やEco-DRRの推進が見込まれる場所を踏まえた土地利用構想図等の検討
国土強靱化地域計画	<ul style="list-style-type: none"> ・強靱化によって目指す目標の設定 ・リスクシナリオ・施策分野の設定 ・脆弱性の分析 ・リスクへの対応方針の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水や内水氾濫への対策方針として、地形や土地利用の特性を踏まえた雨水浸透対策等の検討

出典）環境省の「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)の手引き」(2023年3月) (<https://www.env.go.jp/content/000124434.pdf>) (最終確認日 2026年1月5日)より引用。

（2）生物多様性及び生態系サービスの状態とその損失要因

- ・生物多様性と生態系サービスの多くが国内外で低下傾向にある。その要因として、開発等による土地利用の変化や侵略的外来種等がある。特に国内においては、「自然に対する働きかけの縮小による危機」も要因となっている点が特徴的。
- ・その損失の背景には社会経済の様々な変化があり、現状を改善するためには人々の認識や価値観、行動様式にまで働きかけていくことが必要である。

基礎自治体が国や都の動きと整合した取組を実施していく、また、企業など民間の力を活用していく際の前提として、現状の生物多様性の課題についての理解と認識が重要である。ここでは、科学的な根拠に基づいた国内外の生物多様性や生態系サービスの状況、生物多様性の損失要因などの分析から、生物多様性に関する評価の動向を整理する。

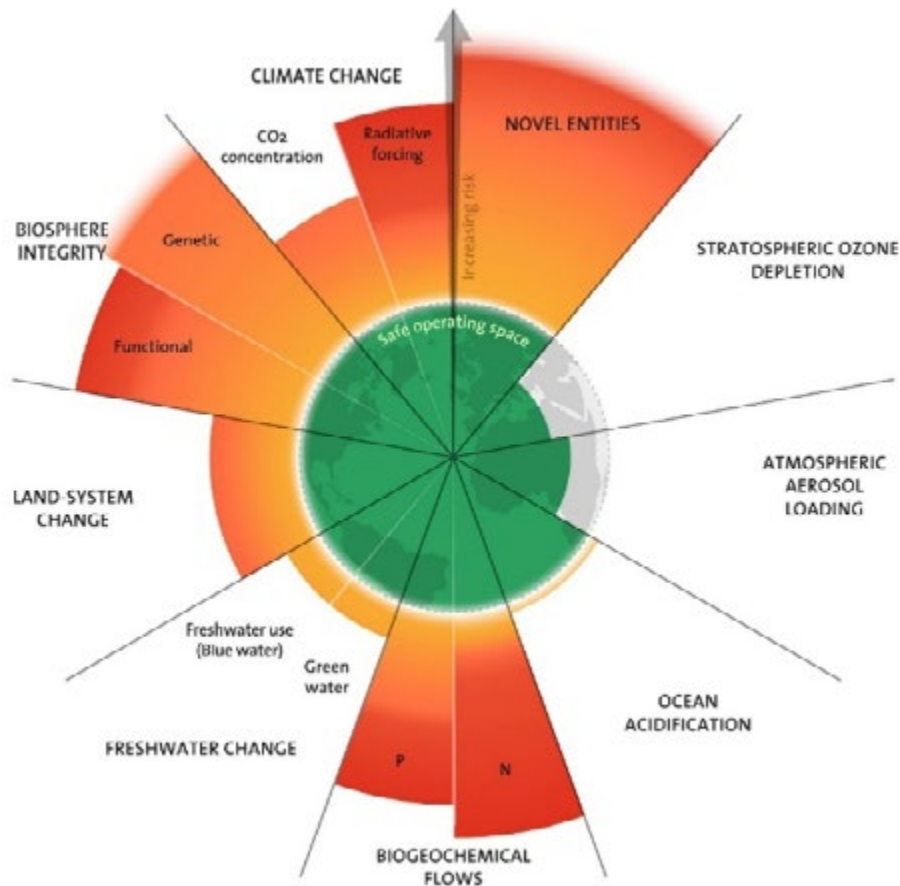
1) 世界と国内の生物多様性の状態

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES: Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services)の生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書(2019年公表)(以下、「IPBES 地球規模評価報告書」という。)¹²によると、人々に恵みをもたらす生物多様性は低下傾向にあり、100万の生物種が絶滅の危機にあると推定されている。このほかにも様々な観点から評価がなされており、地球の状況について人間が安全に活動できる境界を超えているか否かを項目別に評価するプラネタリー・バウンダリーからは、生物多様性に相当する「生物圏の健全性」を含む7項目がその安全に活動できる境界を越えていると評価された(図表 2-7)¹³。

¹² IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約(日本語版)(<https://www.ig-es.or.jp/jp/pub/ipbes-global-assessment-spm-j/ja>)最終確認日 2025年12月9日。

¹³ 参照:Azote for Stockholm Resilience Centre, Stockholm University. Based on Richardson et al. 2023, Steffen et al. 2015, and Rockström et al. 2009

図表 2-7 プラネタリー・バウンダリー



出典)Azote for Stockholm Resilience Centre, based on analysis Sakschewski and Caesar et al. 2025(ライセンス:CC BY-NC-ND 3.0)(<https://www.stockholmresilience.org/research/planetary-boundaries.html>) (最終確認日:2025年12月9日)より引用。

注釈)図の緑の部分には人間が安全に活動できる範囲、赤色は安全に活動できる許容範囲を超えたあるいは、超えつつあり不確実性はあるもののリスクが上昇していることを示す。図中左上の「生物圏の健全性(Biosphere integrity)」が生物多様性に相当する。生物多様性以外の評価項目として、気候変動、オゾン層、海洋酸性化等がある。

日本では、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021(JBO3: Japan Biodiversity Outlook 3)」¹⁴が公表された。そのJBO3によると、世界的な傾向と同じように、日本においても生物多様性は低下傾向と評価されており、農地生態系を例にとると、同生態系に生息する種の個体数や分布は低下傾向と評価されている(図表 2-8)。具体的には、主に、里地里山を主な生息地とするチョウ類の個体数が長期的に減少しているほか、シギ・チドリ類の内、淡水(水田)環境への依存度が高い部類の個体数が基準となる2000年の水準を下回っている。こうした傾向をもとに、農地生態系に生息する種の個体数や分布等が悪化傾向と評価されている。森林生態系については、ニホンジカの生息密度の上昇等に伴う植生への過度の採食圧等による植生の改変が指摘されているほか、下層植生を好む鳥類(ウグイス、コルリ、コマドリ等)の減少、托卵性の鳥類の個体数指数の低下などが指摘されている。こうした傾向をもとに森林生態系に

¹⁴ 環境省 JBO3(2021年3月公表)(<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/jbo3/generaloutline/index.html>)最終確認日 2026年1月22日。

生息する種の個体数や分布等も悪化傾向と評価されている。島しょ生態系においても固有種の個体数と分布が悪化傾向と評価されている。

図表 2-8 生物多様性の状態の評価

		森林生態系			農地生態系			都市生態系		陸水生態系		沿岸・海洋生態系			島嶼生態系	生態系の連続性		
		森林生態系の規模・質	森林生態系に生息・生育する種の個体数・分布	人工林の利用と管理	農地生態系の規模・質	農地生態系に生息・生育する種の個体数・分布	農作物・家畜の多様性	都市緑地の規模	都市生態系に生息・生育する種の個体数・分布	陸水生態系の規模・質	陸水生態系に生息・生育する種の個体数・分布	沿岸生態系の規模・質	浅海域を利用する種の個体数・分布	有用魚種の資源の状況	鳥嶼の固有種の個体数・分布	森林生態系の連続性	農地生態系の連続性	河川・湖沼の連続性
長期的推移	過去50年～20年の間	↓	↘	→	↓	↘	↘	↘	↘	↓	↘	↓	↓	?	?	↘	-	↓
	過去20年～現在の間	↘	↘	→	↘	↘	→	→	↘	↘	↘	↘	→	↘	→	↘	↘	↘
現在の損失と傾向		→	↘	→	↘	↘	→	→	→	↘	↘	↘	↘	↘	→	↘	↘	→

評価対象	凡例			
損失の大きさ	弱い	中程度	強い	非常に強い
状態の傾向	回復	横ばい	損失	急速な損失

出典)環境省のJBO3の政策決定者向け要約報告書(2021年3月発行)(<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/jbo3/generaloutline/index.html>)(最終確認日:2025年12月9日)より引用。

2) 生物多様性からもたらされる恵み(生態系サービス)の世界と国内の状況

IPBES地球規模評価報告書によれば、世界的には生物多様性と同様に生態系サービスの多くは低下傾向にあるとされている。農作物の生産に重要な花粉媒介や、ヒートアイランド現象の緩和等に関連する気候の調節機能、水質調節機能など複数のサービスが減少している。

JBO3によれば、日本においても生物多様性と同様に様々な生態系サービスが低下傾向にあるとされている(図表 2-9)。例えば、気候の調節といった調節サービスや、農産物などの供給サービスは減少していることがみてとれる。一方、ディサービスは増加傾向もしくは横ばい傾向にある。このほか、人獣共通感染症など動植物に起因する健康リスクが高まっていることも指摘されている。

図表 2-9 生態系サービスの状態の指標と評価

評価項目	評価結果			評価項目	評価結果			
	過去50年～20年の間	過去20年～現在の間	オーバーユース アンダーユース*		過去50年～20年の間	過去20年～現在の間	オーバーユース アンダーユース*	
生態系サービス	農産物	↓	↘	アンダーユース (データより)	宗教・祭り	↓	↘	-
	特用林産物	↗	↘	アンダーユース (アンケートより)	教育	↘	→	-
	水産物	↗	↘	オーバーユース (データより)	食料	-	↘	-
	淡水	-	→	オーバーユース (アンケートより)	伝統芸術・伝統工芸	↘	↘	-
	木材	↘	↗	アンダーユース (データより)	観光・レクリエーション	↗	↘	-
	原材料	↘	↘	アンダーユース (データより)	野生生物による直接的な被害	-	→	-
	気候の調節	-	↘	-	健康へのリスク	-	-	-
生態系サービス	大気の調節	-	→	-				
	水の調節	-	↘	-				
	土壌の調節	→	-	-				
	災害の緩和	↗	→	-				
	生物学的コントロール	-	↘	-				

注：オーバーユース・アンダーユースについては、JBO3による有識者向けアンケート調査結果も組み合わせて整理している。

評価対象	評価結果	凡例				
		増加	やや増加	横ばい	やや減少	減少
享受している量の傾向	定量評価結果	↑	↗	→	↘	↓
	定量評価に用いた情報が不十分である場合	↑	↗	→	↘	↓

注：横ばいによる表記に当たり留意されるべき点があることに注意が必要である。
注：矢印が破線や点線で囲まれている箇所は評価に用いた情報が不十分であることを示す。

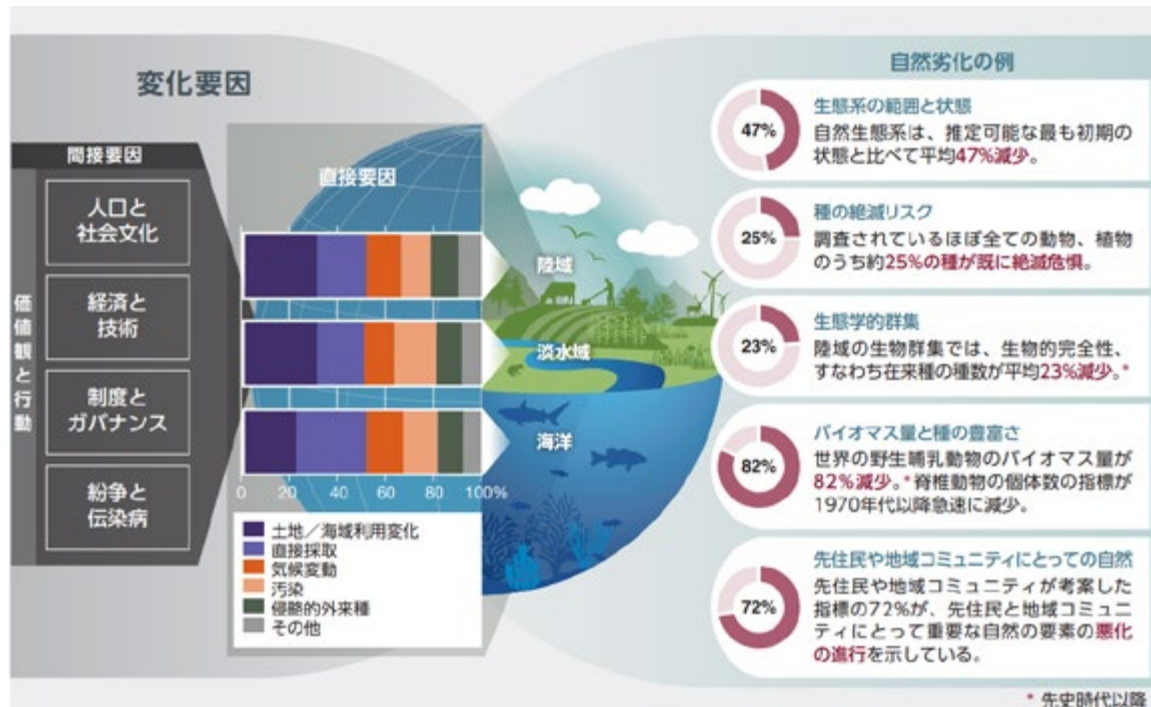
出典)環境省の JBO3(2021 年 3 月公表)(<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/jbo3/generaloutline/index.html>)(最終確認日 2025 年 12 月 9 日)より引用。

注釈)オーバーユースは山林の過剰伐採等の使いすぎの問題を指し、アンダーユースは里山が利用されないために生物多様性が劣化する問題を指す。

3) 生物多様性の損失要因

IPBES 地球規模評価報告書によると、世界的に、生物多様性の損失に直接関連する要因として、土地利用の変化(森林破壊、森林の農地への転換など)、生物の直接採取(魚介類の過剰採取など)、気候変動、汚染(農薬、過剰施肥、その他化学物質など)、侵略的外来種が挙げられており、その中でも土地利用の変化は特に大きな要因となっている。この直接要因の背景には、人々の消費パターンなどの社会文化や技術などといった間接要因があるとされており、これらは人々の価値観や行動様式に形作られているとされている(図表 2-10)。生物多様性の価値や意義の理解が人々による生物多様性の保全に重要であることは以前から指摘されている(コラム:生物多様性の理解と保全行動)。

図表 2-10 生物多様性損失の直接要因又は間接要因とそれによる生物多様性の劣化の例



出典)環境省の「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約(抄訳)」(<https://www.env.go.jp/content/000295408.pdf>) (最終確認日 2026年1月8日)より引用。

注釈)直接要因については、帯の幅の大きさが影響に占める割合を表す。

コラム：生物多様性の理解と保全行動

第2章(1)にまとめたとおり、生物多様性は「遺伝子」「種」「生態系」のそれぞれの多様性があり、その相互作用等まで指すなど非常に広義の概念である。さらに、「種」の構成や数、相互関係等は地域によって異なる。そのため、生物多様性の取組は、生物多様性の広い概念を理解したうえで、取組がどのような保全等に繋がるかを認識する必要があり、何を保全すべきかわからないという意見も聞かれる¹⁵。

こうした認識のもと、生物多様性条約第10回締約国会議(2010年、愛知県名古屋市)で採択された生物多様性戦略計画2011-2020及び20の愛知目標の中では、生物多様性とその保全等のための行動の理解向上を掲げた愛知目標1が掲げられた¹⁶。

また、近年の研究では、自然と接する経験の消失が、人々の健康や生活の質を害するだけでなく、自然に対する興味や関心、保全意識を大きく衰退させ、それによって自然と接する意欲が減少し、ますます経験が消失するという負の連鎖が指摘されている¹⁷。

これらのことから、個々の地域で生物多様性の理解を進め、その理解のもとにどのような行動が良いか考える機会の創出が必要になる。また、さらなる保全等の推進のためには、人が自然と接する機会の維持または増加が望ましいといえる。

¹⁵ 論説 生物多様性の概念と価値—哲学的分析—(<https://rci.nanzan-u.ac.jp/ISE/ja/publication/se24/24-09suzuki.pdf>) 最終確認日 2026年1月26日。

¹⁶ 生物多様性条約の「Quick guide to the Aichi Biodiversity Targets 1」(<https://www.cbd.int/doc/strategic-plan/targets/T1-quick-guide-en.pdf>) 最終確認日 2026年1月26日。

¹⁷ Masashi Soga, Kevin J Gaston, "Extinction of experience: the loss of human-nature interactions", *Frontiers in Ecology and the Environment* Vol. 14, No. 2, p. 94-101: 2016, doi:10.1002/fee.1225.

日本では、生物多様性国家戦略 2023-2030 や東京都の生物多様性地域戦略は、生物多様性の直接的な損失要因として、「4つの危機」があるとしている(図表 2-11)¹⁸。

第1の危機は、開発等による森林伐採といった生息地の減少による生物多様性への負の影響である。第2の危機は、かつてエネルギー資源の供給源や農業生産として利用されてきた雑木林や農耕地の管理放棄などの、自然に対する人間の働きかけ縮小による生物多様性への負の影響である。第3の危機は、人により国外や国内の他の地域から持ち込まれた生物(外来種等)や化学物質による汚染など、生物多様性への負の影響である。第4の危機は、気候変動や海洋の酸性化など地球環境の変化による生物多様性への負の影響である。

世界的に認識されている直接要因と類似するものが多くみられるが、日本においては「第2の危機(自然に対する働きかけの縮小による危機)」が特徴的である。これらの危機の背景には社会経済の様々な変化があり、これは社会のあり方と国民全体の価値観・行動の変化といった間接要因による。例えば、グローバル化の進行は外来種問題等を悪化させる可能性がある他、日本が他国の生物多様性に与える影響を強くすると考えられる¹⁹。また、この直接要因に影響を与える間接要因として、「産業構造の変化」、「人々の自然に対する関心」、「生産と消費」が挙げられている²⁰。したがって、日本においても直接の要因に対応する重要性と同等に、人々の認識や価値観、行動様式に働きかけていくことが重要であるといえる。

図表 2-11 4つの危機



出典)東京都の東京都生物多様性地域戦略(普及版)(2023年12月)(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyobio-digest>)(最終確認日 2025年12月9日)のp7より引用・一部改変。

¹⁸ 環境省「生物多様性国家戦略 2023-2030」(2023年3月閣議決定)(https://www.env.go.jp/press/press_01379.html)最終確認日 2026年1月26日。

¹⁹ Moran, D., & Kanemoto, K. (2017). Identifying species threat hotspots from global supply chains. *Nature Ecology & Evolution*, 1(1), 0023.

²⁰ 環境省のJBO3(2021年3月公表)(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/jbo3/general_outline/index.html)最終確認日 2026年1月26日。

（3）生物多様性に関する国内の法律

- ・生物多様性に関する法制度はその保全から利用に至るまで多岐にわたる。
- ・環境省のウェブページに法制度がまとめられている(注釈 21 参照)。
- ・生物多様性基本法では「生物多様性地域戦略」の策定が努力義務となっている。
- ・近年の生物多様性に関わる動向を反映して、2025 年には自然共生サイトを制度化した地域生物多様性増進法が施行されたほか、クマ類の緊急銃猟の規定等に関し鳥獣保護管理法が改正された。

(2)のとおり、多方面において生物多様性に関する問題が顕在化するなかで、その保全や持続可能な利用に関する法制度等の整備が進んできた。その関連分野は自然環境行政のみならず多岐にわたり、生物多様性の課題解決には各行政分野の内部で、あるいは行政分野を横断して、複合的な取組を実施する必要性が示唆される。ここでは、多摩・島しょ地域自治体を含む基礎自治体に特に関連する可能性のある法律や制度の内、近年施行あるいは改正された法制度を説明するほか、生物多様性と一見関連が無いように見えるが、生物多様性にかかる規定が盛り込まれている法制度を例示する。以下に紹介した法制度以外のは環境省のウェブページ²¹を参照されたい。

1) 生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とした法律である²²。地方公共団体は生物多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及び地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定・実施すると定められているほか、当該市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(「生物多様性地域戦略」)を定めるように努めることが求められている。

2) 地域生物多様性増進法

生物多様性に関連した近年の法整備の動向としては、30by30 目標をはじめとする世界的なネイチャーポジティブ(後述(4))実現に向けた動きの高まりを反映する形で、新法「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(地域生物多様性増進法)」が 2025 年に施行された。本法では、企業等が作成する生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」を主務大臣(環境大臣、農水大臣、国土交通大臣)が認定するほか、市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動(連携増進活動実施計画)を認定する制度が

²¹ 例えば、生物多様性国家戦略 2023-2030 カラー版冊子(https://www.env.go.jp/seisaku/list/senryaku_huku.html) (最終確認日 2026 年 1 月 26 日)の付録「生物多様性に関する主な法律の概要」に令和 5 年 3 月時点の関連法制度が示されている。

²² 生物多様性国家戦略 2023-2030 カラー版冊子(https://www.env.go.jp/seisaku/list/senryaku_hukyu.html) (最終確認日 2026 年 1 月 26 日)。

創出された。地方公共団体には、①施策推進、②事業者等の活動の促進を図るための情報提供等、③地域生物多様性増進活動を行う者などの関係者間の連携・協力のあっせんと関連情報の収集・整理・分析等を行う拠点「地域生物多様性増進活動支援センター」機能の確保が求められている²³。

なお、本法の施行に伴い、認定関連業務の一部や関連情報の提供等は、独立行政法人環境再生保全機構(ERCA)が実施することになり、自然共生サイト認定への申請にあたっての事前相談先や申請先はERCAとなっている。

3) 鳥獣保護管理法

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)の目的は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資すること」とされている²⁴。近年、ツキノワグマによる人身被害が増加していることを受けて、鳥獣保護管理法が改正された。主な改正内容として、市町村長は危険鳥獣(クマ等)が人の日常生活圏に侵入するなどの一定条件下で、危険鳥獣の銃猟を捕獲者に委託して実施させることができる(緊急銃猟)ようになった²⁵。

4) その他生物多様性に関する法制度

生物多様性の保全を直接目的に掲げる法律のみならず、農林水産業分野などの他分野において整備されている法制度において、生物多様性への配慮に関する内容が盛り込まれている。令和4年に施行された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)」では農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度が設けられた。同制度の認定対象となる環境負荷低減事業活動には、土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う活動のほか、別途農林水産大臣が定める活動として、これらの使用低減と合わせ、地域における生物多様性の保全に資する技術等を用いて行う活動などが挙げられている²⁶。

²³ 環境省の地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要(<https://www.env.go.jp/content/000303987.pdf>)最終確認日 2026年1月26日。

²⁴ 環境省ウェブサイト「鳥獣保護管理法の概要」(<https://www.env.go.jp/nature/choju/law/law1-1.html>)最終確認日 2026年1月26日。

²⁵ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の概要(<https://www.env.go.jp/content/000297714.pdf>)最終確認日 2026年1月26日。

²⁶ 農林水産省みどりの食料システム法について(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>)最終確認日 2026年1月5日。

（４）生物多様性に関する取組の世界的な動向

- ・ 2030 年までの新たなターゲットを含む「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、ネイチャーポジティブの考え方がミッションに盛り込まれた。
- ・ 生物多様性は気候変動などの多様な分野と相互に深く関わるため、関連分野との一体的な課題解決が求められている。

生物多様性国家戦略の中には、NbS、保護地域以外の生物多様性保全に資する地域(OECM: Other Effective area based Conservation Measures)²⁷、ネイチャーポジティブ経済²⁸等の比較的新しいキーワードが含まれているが、これらの多くは生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた新たな世界目標である昆明・モンリオール生物多様性枠組(KMGBF: Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework)に掲げられているものである。ここでは、自治体の取組にもつながる世界的な背景を紹介する。

1) 生物多様性に関する取組

世界全体で生物多様性の課題に取り組むため、生物多様性の保全と持続可能な利用等を目的とする生物多様性条約(CBD: Convention on Biological Diversity)が1992年に採択された。2022年の本条約の第15回締約国会議(COP15)では、新たな世界目標として、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」というネイチャーポジティブの考え方がミッションとして盛り込まれたKMGBFが採択された(図表 2-12)。

図表 2-12 昆明・モンリオール生物多様性枠組 (KMGBF) の構成

2050年 ビジョン 自然と共生する世界の実現	2050年 グローバルゴール			
	ゴール A 生物多様性の保全	ゴール B 生物多様性の持続可能な利用	ゴール C 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)	ゴール D 実施手段の確保
2030年 ミッション 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる	2030年 グローバルターゲット			
	生物多様性への脅威を減らす ターゲット 1~8	人々のニーズを満たす ターゲット 9~13	実施と主流化のためのツールと解決策 ターゲット 14~23	

出典)環境省の「昆明・モンリオール生物多様性枠組 — ネイチャーポジティブの未来に向けた 2030 年世界目標 —」(<http://www.env.go.jp/nature/biodiversity/kmgbf.html>) (最終確認日 2026 年 1 月 8 日)より引用。

²⁷ OECM になり得る例としては、企業緑地、豊かな自然を有する都市公園、社寺林などがある。なお、CBD の COP14 (2018 年)において採択された定義(仮訳)は「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」である(環境省の生物多様性国家戦略 2023-2030 カラー版冊子(2024 年 10 月発行)(<https://www.env.go.jp/content/000262619.pdf>)最終確認日 2026 年 1 月 26 日。

²⁸ 「ネイチャーポジティブ経済」は、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済。世界経済フォーラム(WEF)の 2020 年の報告書によると、世界の GDP の半分以上(44 兆ドル)は自然の損失によって潜在的に脅かされており、ネイチャーポジティブ経済への移行で 2030 年までに 3 億 9500 万人の雇用創出と年間 10.1 兆ドル規模のビジネスチャンスが見込めると指摘されている。(環境省の生物多様性国家戦略 2023-2030 カラー版冊子(2024 年 10 月発行)(<https://www.env.go.jp/content/000262619.pdf>)最終確認日 2026 年 1 月 26 日。

コラム：30by30 目標

2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。KMGBFにおいて、世界全体で取るべき緊急の行動であるグローバルターゲットの一つに位置付けられている。また日本²⁹においても「生物多様性国家戦略2023-2030」の行動目標の一つとして盛り込まれている。

30by30目標を実現するためには、国立公園等の保護・保全地域だけではなく、里地里山、企業林、社寺林等をはじめとするOECMを拡大強化することが重要とされている。保護地域・OECMの国際データベースとして、「世界保護地域データベース(WDPA)」及び「世界OECMデータベース(WD-OECM)」³⁰があり、世界の30by30目標の達成状況はこれらのデータベースに基づいて評価される予定である。

日本においても、保護地域の拡張と管理の質の向上に加えてOECMの設定・管理を進めることが30by30目標の達成のための中心施策に据えられている。令和5年度からは、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する制度が開始されており、生物多様性増進活動推進法の施行以降は、生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」又は「連携増進活動実施計画」の実施区域が自然共生サイトとして認められる。自然共生サイトとして認定された区域のうち、生物多様性を維持する計画の実施区域は保護地域との重複を除いてOECMとして国際データベースに登録される。

コラム：KMGBFのターゲット15と自然関連財務情報開示タスクフォース

KMGBFのターゲット15では、締約国が政策措置を講じて、大企業等が生物多様性へのリスクやインパクトを開示等することを確保することが掲げられており、このターゲットは自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD: Task force on Nature-related Financial Disclosures)の動向と関係している。

そのTNFDは、企業等が企業活動に対する自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的な組織である。企業や社会が依存している自然やそれがもたらすサービスが世界的に失われているとともに、そうした状況であっても企業や金融機関には自らへのリスクと機会を理解するための情報がほとんどないことなどから、2021年6月に設立された。既に取組が進んでいる気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD: Task force on Climate-related Financial Disclosures)に続く枠組みである³¹。

2023年9月には、企業と金融機関に、自然関連の課題を特定・評価・管理・開示するためのリスク管理と開示の枠組みを示した提言(以下、「TNFD提言」という。)が公表され、その中で、自然は中核的かつ戦略的なリスク管理の問題として挙げた上で、企業に対し提言に沿った開示を求めている。中小企業にも関係するが提言の適用には支援が必要であると認識の上、TNFDは中小企業向けの追加ガイダンスに取り組む意向を示している³²。

TNFD等を通じた情報開示の企業にとってのメリットについて、資金の呼び込みや顧客獲得のほか、地域住民との対話によるその地域での継続的・安定的な事業運営・市場獲得等の実現が期待されている³³。

²⁹ 日本は、2021年の「G7 2030年自然協約」において自国での30by30目標達成を約束し、2022年には目標達成に向けた行程と具体策を示した「30by30ロードマップ」を公表するなど、国際的にもリーダーシップを発揮してきた。

³⁰ 国連環境計画(UNEP)と国際自然保護連合(IUCN)の共同プロジェクトであり、国連環境計画世界自然保護モニタリングセンター(UNEP-WCMC)が、政府、非政府組織、学界、産業界の協力を得て管理している。

³¹ 環境省の生物多様性国家戦略2023-2030カラー版冊子(<https://www.env.go.jp/content/000262619.pdf>)最終確認日2026年1月26日。

³² TNFD(<https://tnfd.global/recommendations/>)最終確認日2026年1月26日。日本語版も提供されている。

³³ 環境省ネイチャーポジティブ経済移行戦略(<https://www.env.go.jp/content/000213033.pdf>)最終確認日2026年1月26日。

2) 気候変動等のその他分野における取組

前述のように、生物多様性の損失要因である気候変動を緩和することは人間にとってのリスク低減につながると同時に、生物多様性の保全とも密接に関わる。また、生態系や生物多様性は、森林による炭素の吸収固定等を通じて気候変動の緩和にも貢献しているほか、(1)(2)の Eco-DRR に関するコラムで述べたとおり、防災・減災機能を発揮することで気候変動への適応にも貢献している。こうしたことから、NbS を通じた気候変動対策（気候変動対策とのシナジー）を求める声が高まっている。ただ、気候変動分野とはトレードオフの関係にもなり得る。例えば、バイオマスイエネルギー生産のための大規模単一栽培や、再生可能エネルギー生産のための太陽光発電や風力発電所、ダムなどのインフラ整備は生態系に悪影響を及ぼすと考えられている³⁴。このような生物多様性と気候危機の相互関係から、それぞれの対策を独立に進めるのではなく、双方の課題を相乗的に解決していく視点を持つことが求められる。近年では、気候変動枠組条約の締約国会議などにおいて気候変動と生物多様性の課題解決を一体的に行っていく必要性が強調されている³⁵。

そして、生物多様性は気候変動分野のみならず、食料や人の健康、貧困等の多様な社会課題への対応の根底にあるとされている。持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）³⁶は、飢餓、環境問題、経済成長、ジェンダーなど広範な課題を網羅する17のゴール・169のターゲットが設定されている。その「SDGsのウェディングケーキモデル」（図表2-13）³⁷では、健全な生態系の実現（目標14及び15）がSDGs全体の目標達成の根底にあることが示されている。

図表 2-13 SDGsのウェディングケーキモデル



出典 環境省の環境・循環型社会・生物多様性白書（令和6年版）（<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/>）（最終確認日2026年1月14日）より引用。

注釈 図は、「環境・循環型社会・生物多様性白書」から引用したものであるが、元の図はStockholm Resilience Centre（<https://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-the-sdgs-wedding-cake.html>）（最終確認日2026年1月14日）に掲載されている（クレジット：Azote for Stockholm Resilience Centre, Stockholm University CC BY-ND 3.0）。

³⁴IGESの「生物多様性と気候変動 IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書：IGESによる翻訳と解説」（2021）（https://www.iges.or.jp/publication_documents/pub/policyreport/jp/11634/IPBES_IPCC_ws_J_final.pdf）最終確認日2026年1月26日。

³⁵2024年の国連環境総会において、気候変動と生物多様性のみならず、汚染に対しても、一体的に取り組む重要性が指摘されている。この点は第6次環境基本計画においてもこの地球の「3つの危機」への対応の必要性が述べられている。

³⁶2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている。2001年に策定されたミレニアム開発目標の後継に位置付けられる。経済・社会・環境のバランスが取れた社会を目指した、先進国・途上国を含むすべての国に適用される普遍的な目標である。

³⁷ストックホルム・レジリエンスセンターが提案したモデル。SDGsを3階層に分類している。

（5）生物多様性に関する国内の取組状況

- ・2023年に「生物多様性国家戦略 2023－2030」が策定された。同戦略に沿って自然共生サイト認定制度やネイチャーポジティブ経済移行戦略の策定など様々な取組が進められた。
- ・そうした国の動きに合わせて、地方自治体や民間事業者が、自然共生サイト認定に申請するほか、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）³⁸が示した情報開示の枠組みに対応する動きが見られるなど、様々な取組が進められている。

これまで、生物多様性について日本のおかれている状況や世界的な動きを紹介した。世界や日本の生物多様性が危機的な状況にある中、世界的には30by30目標やNbSなどが盛り込まれた新たな目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。また、産業界では生物多様性保全や自然資本管理をビジネス課題として捉えて企業の事業活動に組み込む動きが加速している。このような背景のもと、日本では国内の課題解決に加えて世界目標の達成に貢献すべく、国、自治体、民間等の様々な主体が生物多様性に関する取組を実施している。ここでは、そのような国内取組について主体別に取り上げ、現在の生物多様性を取り巻く日本の潮流を俯瞰する。

1）国の取組（生物多様性国家戦略 2023-2030 と関連の取組）

日本の国レベルの目標として生物多様性国家戦略が策定されている³⁹。このうち、数回の見直し⁴⁰を経た現行版である「生物多様性国家戦略 2023－2030」（図表 2－14）は、現行の世界目標であるKMGBFに対応した内容となっており、この目標の達成に向けて日本において取り組むべき事項が示されている。2050年ビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げ、2030年の「ネイチャーポジティブの実現」を目指した5つの基本戦略が設定されている。

5つの基本戦略には、基本戦略それぞれに状態目標・行動目標が定められている。さらに、それぞれの行動目標に対応した行動計画を作成し、目標達成のための施策の実施に取り組んでいる（図表 2－15）。なお、前回の生物多様性国家戦略である「生物多様性国家戦略 2012－2020」の評価については巻末資料に掲載した（巻末 図表 1－2）。

³⁸ 「自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)」は、民間が主導となって世界の資金フローをネイチャーポジティブに移行させていくことを目指し、自然や生物多様性に関連する企業のリスクの管理と開示の枠組みを構築するために設立された国際的組織である。2023年9月に開示枠組 v1.0 が公表された。

³⁹ 生物多様性条約と生物多様性基本法に基づいて政府が策定する戦略で、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画として位置づけられる。1995年に最初の生物多様性国家戦略が策定され、これまでに5回の見直しが行われた。現行は2023年に策定した第六次戦略「生物多様性国家戦略 2023－2030」である。

⁴⁰ 前回の生物多様性国家戦略である「生物多様性国家戦略 2012-2020」の評価については、巻末資料の図表 巻末 1－2 に記載した。

図表 2-14 生物多様性国家戦略の概要



出典)環境省「生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要」(<https://www.env.go.jp/nature/biodiversity/initiative/s6.html>) (最終確認日:2026年1月8日)より引用。

図表 2-15 国家戦略の基本戦略又は行動目標とその達成に向けた取組の例

戦略又は目標	取組
基本戦略3(ネイチャーポジティブ経済の実現)	<ul style="list-style-type: none"> 「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」の取りまとめ：2024年に環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省は4省庁連名でネイチャーポジティブ経済への移行の必要性等を示した戦略を取りまとめた。 「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030年）」の公表：上記の戦略の内容をさらに具体化したロードマップで、2025年に公表。 「生物多様性民間参画ガイドライン」の作成：環境省が作成し、企業がネイチャーポジティブ経営を進める上での体制・計画づくりをサポートするもの。
行動目標 1-1 (30by30 目標等)	<ul style="list-style-type: none"> 民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域を指す「自然共生サイト」^{注釈1}を認定する仕組みが2023年度から開始された。自然共生サイトは生物多様性の増進に資する民間等の活動を促すための制度で、認定されたサイトのうち生物多様性を維持する計画の実施区域は、保護地域との重複を除いて OECM として国際データベースに登録される。 2025年12月時点で、485か所が自然共生サイトとして認定^{注釈1}。多摩・島しょ地域内においては、「サントリー天然水の森 とうきょう秋川」などが認定されている。 国立・国定公園などの既存の保護地域については、国立・国定公園総点検事業フォローアップ結果や自然公園制度の見直しも踏まえて国立・国定公園の再検討や点検作業を強化する等、保護地域の管理の質の向上のための行動が掲げられている。
行動目標 2-1 (NbS 関連)	<ul style="list-style-type: none"> Eco-DRR の推進やグリーンインフラの社会実装の推進など。 Eco-DRR に関し、2023年3月に「生態系を活用した防災・減災の手引き」が作成された。Eco-DRR のポテンシャルがあると考えられる場所の可視化を目的とした「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」の作成方法やその活用方策をとりまとめている。 グリーンインフラに取り組もうとする地方公共団体等を後押しす

戦略又は目標	取組
行動目標 5-3 （地域戦略等策定支援）	<p>るために、国土交通省、農林水産省、環境省は協力して「グリーンインフラ支援制度集」を作成している。2025年度版では、7件の制度を新規追加した計40件の支援制度を掲載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援の強化が掲げられている。 2023年5月には、「生物多様性地域戦略策定の手引き（令和5年度改定版）」が公表されたほか、生物多様性地域戦略の策定・改定にあたり課題に直面している地方公共団体への技術的支援（地域戦略策定等に係る課題の抽出、GISを活用した地域課題や地域資源の見える化等）を目的した事業も開始されている。（このほかの生物多様性地域戦略策定支援にかかる情報の例は、巻末資料（図表巻末1-3）に掲載した。）

出典)環境省のウェブサイトを参照して作成。地方公共団体への技術的支援については、「生物多様性地域戦略の策定推進に係る技術的支援について」(<https://www.env.go.jp/content/000317345.pdf>) (最終確認日 2026年1月29日)を参照して作成。

注釈1)環境省報道発表資料「地域生物多様性増進法に基づく『自然共生サイト』の認定（令和7年度第2回）についての添付資料「別添3 地域生物多様性増進法に基づく自然共生サイトの認定について（令和7年度第2回）」(https://www.env.go.jp/press/press_01965.html) (最終確認日:2025年12月24日)を参照して作成。

なお、国が生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた自治体や民間団体の取組を支援するための制度を整備しており、そうした制度の例や情報源を参考情報として巻末資料(図表 巻末1-4)に示した。また、将来的には、国によって生物多様性をめぐる新たな制度や仕組み、手法等が整備されることが期待される。例えば、生物多様性地域における定量目標設定への活用等も視野に入れて、生物多様性の価値評価(定量化)の手法の検討が進められている⁴¹。今後も地方公共団体にとっても役立つ仕組みが整備されることが期待されるため、こうした将来の動向も注目しておくことが重要といえる。

2) 生物多様性国家戦略実施等において地方自治体に求められる役割

生物多様性国家戦略においては、国や地方公共団体、事業者、研究機関・研究者・学術団体、民間団体(NGO・NPO等)、国民といった主体ごとに期待される役割が述べられているとともに、世界目標や国家戦略の達成のために地方公共団体が主体として地域の取組を進めていくことの重要性が指摘されている。地方公共団体には地域の自然的社会条件に応じたきめ細かな取組の推進が求められているとした上で、市町村には、地域住民に身近な生物多様性に関する活動、学校教育・社会教育を通じた人材の育成等が期待される役割として挙げられており、都道府県の役割としては、特に複数の市町村をまたがる取組(生態系ネットワークの構築など)や市町村による取組への支援などが挙げられている(図表 2-16)。さらに、生物多様性地域戦略の手引きからは、国や都道府県が掲げる基本戦略や基本指針等を踏まえつつ、例えば地域で絶滅が危惧されている生きものの保全や農林漁業と観光業等の推進等の地域の課題に対応するといったきめ細やかな取組が求められていると言える(図表 2-17)。

⁴¹ 環境省令和7年度生物多様性の価値評価に関する検討会(第1回)(<https://www.env.go.jp/content/000341176.pdf>) 最終確認日 2026年1月29日。

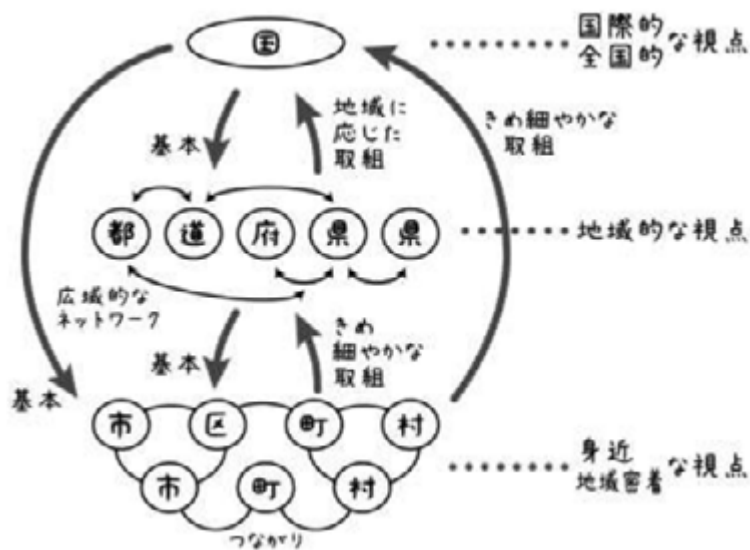
図表 2-16 生物多様性国家戦略実施における国と地方公共団体の役割の例

主体	期待される役割と、具体的な行動の例	基本戦略における位置づけ（例）
国	<p>◆期待される役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本戦略の実施主体として、世界目標の達成にも貢献する目標を定める。 ・全国的・国際的な見地から広域的・統一的に取り組むべき施策をあらゆる手法を駆使して実施する。 <p>◆具体的な行動の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本戦略で示した施策が効果的に実施されるよう、関係する省庁間又は地方公共団体、事業者等との間の連携を推進。 ・各主体が期待される役割を果たせるような情報提供や技術的・予算的な支援。 ・各地域での取組が全国的な取組と整合を取り、より効果的なものとなるよう調整・支援。 	<p>基本戦略における位置づけ（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本戦略1：保護地域の指定や拡張、管理の強化等、多様な主体による自然共生サイトの登録の促進。 ・基本戦略2：自然環境を活用して気候変動や人の健康、野生鳥獣との軋轢などの社会課題の解決を図るための望ましいあり方を提示。推進のための制度構築や手法の開発等。 ・基本戦略3：事業活動に生物多様性の観点をとりいれるためのガイドラインの作成や認証制度の運用。生物多様性に配慮した投融資の基盤づくり及び優良事例の発信。物品調達や施設の維持管理において環境に配慮した行動。 ・基本戦略4：生物多様性と日常生活との関係や生物多様性保全のための行動を提示。地方公共団体や事業者等と連携した普及啓発等。 ・基本戦略5：生物多様性に関する情報、調査体制確保。保全や利用に向けた技術開発等。公平かつ実効性のある国際的なルール形成への積極的関与。途上国における持続可能な社会構築に向けた取組協力と国際的な連携強化。
地方公共団体	<p>◆期待される役割</p> <p>地域の自然的社会条件に応じたきめ細かな取組。</p> <p>◆具体的な行動の例</p> <p><市町村></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の生活や、地域住民に身近な生物多様性に関する活動。 ・学校教育・社会教育を通じた人材の育成等。 <p><都道府県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村を越えた生態系ネットワークの構築や人的ネットワークの形成等により広域的な取組や市町村間の連携促進。 ・市町村の取組に対する人的・技術的・資金的支援等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本戦略1：「30by30 目標」の達成に向けた目標設定、都道府県立自然公園や条例に基づく保護地域、地域に根ざした里山やビオトープ、境内地、都市緑地等を、地域住民や企業等と一体となって保全。保護地域の割合が異なる市町村間での連携した目標設定、取組の促進、地域の実情に応じたノウハウや情報の蓄積、人的ネットワーク構築（都道府県）。 ・基本戦略2：生物多様性への負荷が生じない再生可能エネルギーの導入。防災・減災や人の健康、地域の活性化など、地域課題の解決に向けて、自然を積極的に活用していく姿勢。 ・基本戦略3：生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業の促進。事業者・都市住民と地域活動とのマッチング推進。

主体	期待される役割と、具体的な行動の例	基本戦略における位置づけ（例）
		<ul style="list-style-type: none"> ・基本戦略4：市民への普及啓発。教育機関の活動に係る支援や指導。 ・基本戦略5：生物多様性地域戦略策定において、地域に根ざした取組を位置づけるとともに、世界目標や本戦略に貢献する目標を設定し、進捗や成果を広く共有。様々な行政分野に生物多様性の観点を盛り込み、地域のあらゆる主体を巻き込んで計画を策定（環境基本計画や緑の基本計画等と統合的な生物多様性地域戦略等）。流域等を単位として複数の地方公共団体が共同で生物多様性地域戦略を策定。

出典)環境省「生物多様性国家戦略 2023-2030 カラー版冊子」(https://www.env.go.jp/seisaku/list/senryaku_hukyu.html) (最終確認日 2026 年 1 月 14 日)の各主体に期待される役割の一覧表を参照して作成。

図表 2-17 主体別の役割のイメージ



出典)環境省「生物多様性地域戦略策定の手引き(令和5年度改定版)」(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/actvity/local_gov/local/files/R5_localguide01.pdf) (最終確認日 2025 年 12 月 23 日)より引用。

注)本図表について、引用元で、市区町村は、より詳細で具体的な地域の自然環境や土地利用、近隣地域との生態系のつながりを読み解きながら、身近な地域ならではの売りとなる特色や解決すべき課題へのきめ細やかな施策を記述する役割があると説明されている。

後述の東京都の生物多様性地域戦略においても、本地域戦略の基本戦略ごとに自治体、都民、事業者、民間団体、教育・研究機関といった各主体の役割が記載されている。自治体については、東京都、区市町村のそれぞれに求められる役割が示されている。図表 2-18 においては、区市町村に求められる役割の例をまとめた。

図表 2-18 東京都生物多様性地域戦略において区市町村に求められている役割の例

行動方針	区市町村にのみ求められている役割
1-1 生物多様性の保全上重要な地域の保全及び拡大	・公園・緑地の整備、自然地の保全等による、地域の生物多様性の保全。
2-1 希少な野生動植物の保全	・地域ごとに自然環境調査などを定期的に行い、希少な動植物の保全策を講じる。 ・生息・生育地保全のための順応的な管理の推進。
5-1 持続可能な森づくりと木材の地産地消の推進	・森林環境譲与税の活用などにより、自然が豊かな地域で森林整備に寄与する活動等の実施。 ・区市町村が保有する施設における多摩産材の率的利用。
5-2 農地の保全と生物多様性に配慮した農業の推進	・生産緑地の保全や市民農園の整備などによる、市街地に残された農地や農的空間の保全・活用。 ・地元農産物の価値を高め、地産地消を促進。
8-1 あらゆる主体における生物多様性の理解の促進	・昆明・モンリオール生物多様性枠組を踏まえた生物多様性地域戦略の策定又は改定。
9-1 自然環境分野における環境教育・人材育成の促進	・NPO 等と連携の上、公園緑地などで環境教育や自然体験活動のイベントの企画・運営。 ・区市町村の施設における生物多様性の普及啓発や環境学習講座の実施。

出典)東京都生物多様性地域戦略(2023年4月)(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/plan/nature/strategy/>)最終確認日 2026年1月9日。

注釈)「5. 基本戦略ごとの各主体による主な取組」の行政の取組の内、「【区市町村】」と付された取組を基に作成。

3) 地方自治体の取組状況

生物多様性基本法において、市町村を含む地方公共団体は、当該区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(「生物多様性地域戦略」)を定めるように努めることとされている。さらに、2010年には、自治体の相互連携を図り、生物多様性保全等に関する取組・成果の情報共有及び発信などを行う「生物多様性自治体ネットワーク」が設立され、2022年には30by30実現のための施策を実効的に進めていくための有志連合である「30by30アライアンス」が設立された。第2章(3)で述べたとおり、市町村がとりまとめ役とする連携増進活動実施計画を認定する制度も創設された。

地域戦略の策定状況のほか、様々な仕組みの概要やそうした仕組みへの参加状況を図表2-19にまとめた。地域戦略については、策定済み自治体は増加傾向にはあるものの、都道府県と政令指定都市を除く、その他市町村のうち、約9割で策定されていない状況である⁴²。自然共生サイトについては、9市町村が連携増進活動実施計画の認定を受けるなど地方自治体の取り組みがより一層進んでいる。

生物多様性自治体ネットワークにおいて加盟自治体の活動が紹介されており、直近2か月(2025年10月~11月)に紹介された活動は図表2-20のとおり。なお、自治体の先進事例については、後述の第4章(P.78)においても取り上げた。

⁴² 環境省 生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会「生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価2028に向けた中間提言 付属書」(<https://www.env.go.jp/content/000348017.pdf>)最終確認日 2026年1月9日。

図表 2-19 地方自治体（公共団体）における主な取組の状況

取組	概要・状況
生物多様性地域戦略の策定 <small>注1</small>	【策定状況】 ・都道府県：47 全都道府県が策定。 ・市区町村：178 市区町村が策定（市区町村全体の約10%）。
生物多様性自治体ネットワークへの登録 <small>注2</small>	【計画／制度等の概要】 ・自治体が相互に連携を図り、生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組の情報共有・発信などの活動を通して自然と共生する社会の実現に資することを目的として設立された組織。2010年の愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を契機に、2011年に設立された。 ・本ネットワークでは、加盟自治体の取組を取りまとめたトピックスの発信や課題やノウハウ等を共有するための部会の開催をはじめとした自治体間・セクター間の情報交換を促進する取組が行われている。 【登録状況】 ・199 自治体が加盟。うち、市区町村は 159。
30by30 アライアンスへの登録 <small>注3</small>	【計画／制度等の概要】 ・30by30 アライアンスは OECM の国際データベースへの登録やその保全、取組の発信等を目的とした自治体、企業、NPO 等の有志連合である。参加者はこれらの目的に資する取組を行うことが求められ、参加要件は所有地等の国際 OECM データベース登録を目指すことやその登録を受けたエリアの管理の支援などの4つの取り組みのいずれか1つに取り組むこととされている。 ・アライアンスに参加することで、ウェブサイト上で取り組みが発信されるほか、OECM 認定制度やイベント等についての最新情報の共有や団体間のマッチングサービス等を受けることができる。また、OECM 認定申請者とその支援を行う企業とのマッチングも予定されている。 【登録状況】 ・企業：576 団体 ・自治体：99 団体（内、24 府県、75 市区町村） ・NPO 等：339 団体 ・個人：152 名 ・コアメンバー：23 団体 ・なお、多摩・島しょ地域においては、多摩市が加盟している。 【関連情報】 ・多摩市は、生きもの観察会などの市民団体や企業、教育機関と連携した取組を行っており、今後も多様な主体が協働する状況を活かして保全を推進する。
連携増進活動実施計画の認定状況	【計画／制度等の概要】 ・令和7年4月より開始した地域生物多様性増進法に基づく自然共生サイトの認定においては、企業や地方公共団体等が作成する「増進活動実施計画」または市町村が作成する「連携増進活動実施計画」が認定の対象となる。 ・市町村がとりまとめ役として企業、NPO など地域の多様な主体と連携して行われる活動が「連携増進活動実施計画」として認定される。認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができ、長期的・安定的に活動が実施できることが期待さ

取組	概要・状況
	<p>れる。 【認定状況】注4 ・9市町村（福島県耶麻郡磐梯町、群馬県沼田市、千葉県野田市、神奈川県小田原市、香川県三豊市、愛媛県内子町、佐賀県唐津市、佐賀県鹿島市、大分県豊後大野市）</p>

注1)環境省の生物多様性地域戦略データベース(2025年1月1日時点)(https://www.env.go.jp/nature/biodiversity/local_gov.html) (最終確認日 2026年1月26日)を参照して作成。

注2)環境省の生物多様性自治体ネットワークのウェブページ(<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/j-gbf/nlgb/>) (最終確認日 2026年1月9日)を参照して作成。「登録状況」は、同ページ内、第14回定期総会(令和7年2月12日開催)の資料より引用。

注3)環境省の30by30に関するウェブページ(<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>) (最終確認日 2026年1月9日)を参照して作成。「計画/制度等の概要」は、同ページ内「アライアンス要綱 / 参加登録」を参照して作成。「登録状況」は、同ページ内「参加団体一覧 / 活動事例」を参照して作成。「関連情報」は、同ページ内「活動事例」の多摩市の事例を参照して作成。

注4)環境省ホームページ「自然共生サイト 認定サイト一覧」(<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/nintei/index.html>) (最終確認日:2025年12月24日)の「連携増進活動実施計画 認定一覧表」を参照して作成。

図表 2-20 生物多様性自治体ネットワークにおける直近に紹介された活動の例

自治体名	活動
愛知県名古屋市	ラムサール条約湿地都市として認証。 名古屋市生物多様性緑化花壇の専門学校との協働管理
福岡県北九州市	北九州市ネイチャーポジティブ経営シンポジウムの開催。
鳥取県	「いきもの探しはデカルチャー in 鳥取」の成果発表・表彰式の開催。 ※「いきもの探しはデカルチャー」は、参加者にいきものコレクションアプリ「Biome」を通して観察会等でみつけた生きものを投稿してもらう自然観察会であり、県内9か所で実施された。
愛知県岩倉市	アカミミガメマスターズの開催。 ※在来種の保護を目的に、アカミミガメの捕獲・駆除を行う取組。 第2回「在来種を育てよう運動 in いわくらの調整池」を開催
東京都足立区	「あだち生きもの図鑑をつくろう! 2025 秋編」の開催

出典)生物多様性自治体ネットワークのウェブページ(<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/j-gbf/nlgb/>) (最終確認日 2026年1月14日)、「情報共有(トピックスの配信)」の2025年11月と12月配信の内容を基に作成。

こうした個々の自治体単独の活動のみならず、コウノトリのような広域を移動する生物を主に対象として、複数の市にまたがって活動を行っている事例もある。

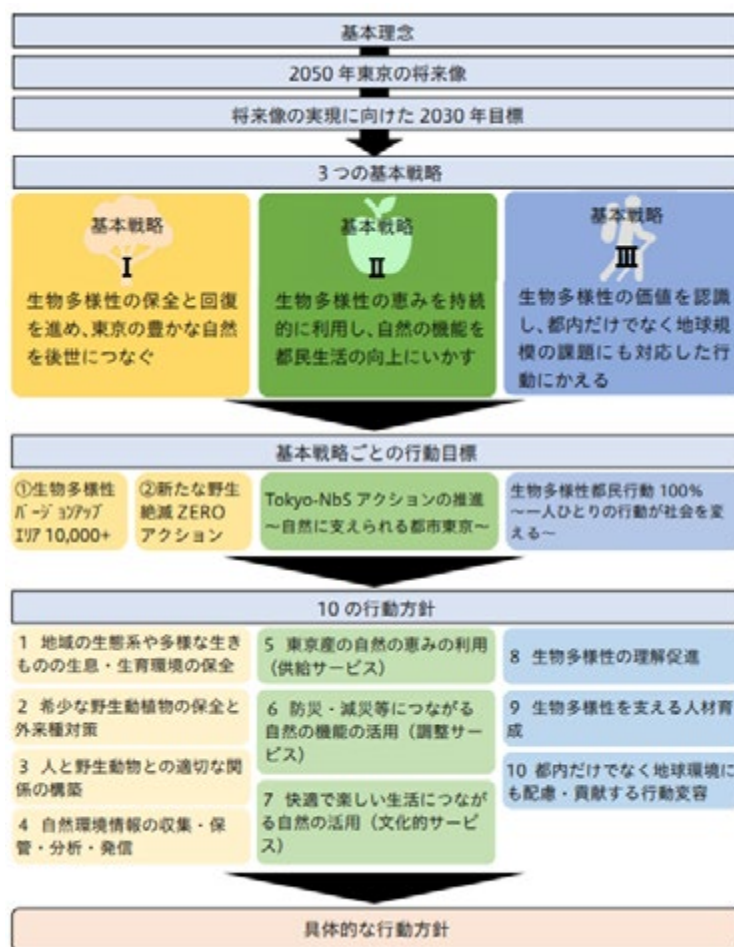
<p><参考事例> 【埼玉県鴻巣市、桶川市、北本市、川島町、吉見町】荒川流域エコネット地域づくり推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本協議会は、複数自治体にまたがる荒川中流部を対象地域として、エコロジカル・ネットワークによる魅力的な地域づくりを実現することを目指して設立された。 ・コウノトリ・トキを含む生物を地域づくりのシンボルとして掲げ、「荒川流域エコネット地域づくりアクションプラン」を作成し、生物の生息環境保全や、地域振興・経済活性化などの取組を推進している。 ・詳細は、「荒川流域エコネット地域づくり推進協議会のウェブサイト」を参照。

出典)荒川流域エコネット地域づくり推進協議会(<https://sites.google.com/view/anaaportal/info>) 最終確認日 2025年12月9日。

4) 東京都の取組

生物多様性の世界目標であるKMGBFの採択、及びこの内容を踏まえた「生物多様性国家戦略 2023-2030」の策定の流れを受け、東京都は生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として「東京都生物多様性地域戦略」を2023年に改定した。この中で、2030年ネイチャーポジティブ実現を目標として掲げ、3つの基本戦略とその実現にむけた行動目標を定めている(図表 2-21)。また、地域戦略に基づく都の取組を「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」として公表しているほか、東京都生物多様性地域戦略庁内推進会議を設置して関連する計画・施策の推進を図っている。

図表 2-21 東京都生物多様性地域戦略の体系



出典)東京都生物多様性地域戦略(2023年4月)(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/plan/nature/strategy/>)(最終確認日 2026年1月9日)より引用。

東京都生物多様性地域戦略に関連する取組が数多く実施されており、地域戦略策定以前から取り組まれてきたものもあれば、戦略策定以後に始まった取組もある。本項では、近年始まったものを中心に、その取り組みの一部を図表 2-22 で紹介する。なお、ここに挙げた取組以外に東京都は区市町村の取組を支援する事業を実施しているため、こうした情報を巻末資料(図表 巻末 1-4)に示した。

図表 2-2-2 東京都による生物多様性の保全に関連する近年の主な取組

カテゴリー	主な制度／計画名とその概要
場に対する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」（2017年開始）： <ul style="list-style-type: none"> － 在来種を積極的に植栽し、生物多様性の保全に取り組んでいる緑地を東京都が登録・公表する制度。 － 一定の要件を満たした緑地が登録対象となり、このうち特に生き物の生育環境への配慮に優れた緑地は「優良緑地」として区別される。なお、本制度は「自然共生サイト」認定制度と連携しており、登録緑地が自然共生サイトへの認定を希望する場合の手続きがスムーズになる。 ・ 保全地域の保全・活用プランの策定（2022年12月26日の東京都自然環境保全審議会からの答申を得て策定）：「東京における自然の保護と回復に関する条例」で指定する保全地域の価値・魅力を一層向上させる総合的なプランとして策定されたもので、保全地域が目指す姿とそれに向けた施策等が示されている。具体的には、生物多様性保全上重要な緑地を新たに保全地域として指定すること等のほか、生物多様性に配慮した管理推進体制の構築の一環として自治体も巻き込んだコーディネート事業を推進することに言及されている。保全地域が目指す姿として、東京の生物多様性の拠点として、それぞれの保全地域で希少種をはじめとする在来の動植物が安定的に生息・生育等計3項目が挙げられている。
鳥獣保護管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第13次東京都鳥獣保護管理事業計画： <ul style="list-style-type: none"> － 鳥獣保護管理法に基づいた2022年4月から2027年（令和9年）までの計画 － 新たに、国内希少野生動植物種であるオガサワラカワラヒワの保護増殖事業の追加、生活環境被害を引き起こしているウミネコとムクドリの子供捕獲表への追加、ニホンジカやイノシシ等の大型獣類の市街地出没対応に関する項目が追加等。 ・ 第6期東京都第二種シカ管理計画：2022年4月から2027年3月までの計画。シカが増えすぎたことによる食害等の被害を軽減するための計画で、本計画にもとづき個体数管理等に取り組んでいる。
希少種保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針（2025年3月策定）：東京都生物多様性地域戦略の行動目標の一つに示されている「新たな野生絶滅ZEROアクション」の実現のための基本的な考え方や対応の方向性を示したもの。
外来種対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都キョン防除実施計画（2022年3月） ・ 東京都アライグマ・ハクビシン防除計画（2022年4月改訂） ・ 東京都外来種対策リスト2025（2025年9月公表）：「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針」に基づき策定されたもの。 ・ 外来種対策行動の手引き（2025年9月公表）：同上。
地域連携保全活動支援センター機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都生物多様性推進センターの設置：生物多様性地域連携促進法第13条に基づく地域連携保全活動支援センターとして2024年に設置。主な取組として、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき指定された都内の保全地域において、東京都の委託を受けて、保全地域の維持管理や貴重な動植物の保全、体験プログラムの実施、保全活動の情報発信などを行っている。

出典)東京都の各種ウェブサイト(最終確認日2026年1月26日)を参照して作成。

5) 民間企業等の取組

民間企業等においては、2008年に一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB: Japan Business Initiative for Biodiversity)が設立される⁴³等、生物多様性国家戦略2023-2030策定以前から生物多様性保全等に取り組まれ、その策定後も引き続きネイチャーポジティブに向けた取組が行われている。30by30アライアンスへの加盟やTNFD提言に基づく自然関連情報開示等への取組といった近年の取組の概況は図表2-23のとおり。その自然関連情報開示に取り組む日本の企業数は他国と比べて多いほか、自然共生サイトの申請主体の内、民間企業の割合は5割程度であるなど、ネイチャーポジティブに向けた意欲の高さが読み取れる。

図表 2-23 民間企業等の取組の例

取組	概要・状況
30by30アライアンスへの登録	<ul style="list-style-type: none"> 企業は576団体、NPO等は339団体が登録されている。 なお、多摩市のほか、有識者としてヒアリングを行ったNPO birthも登録している。
ESG ⁴⁴ 投融資（PRI署名機関数）	<ul style="list-style-type: none"> 日本において、PRI（責任投資原則：国連環境計画・金融イニシアティブと国連グローバル・コンパクトが提唱したESGを資産運用に組み込む考え方）に署名した機関数は増加し、ESG投資は拡大をみせているものの、投資額に占めるESG投資の割合は他の地域・国と比較すると低い状況である。
J-GBFネイチャーポジティブ宣言	<ul style="list-style-type: none"> 2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）⁴⁵は、2023年に「J-GBFネイチャーポジティブ宣言」という形で、ネイチャーポジティブの実現に向けた社会経済の変革を目指す取組を進めることを宣言した。さらにこの宣言に基づいて、構成団体ごとの取組を取りまとめた「J-GBFネイチャーポジティブ行動計画」を公表している。 それぞれの団体は、多様なステークホルダーと連携して行動計画を着実に実行することが求められる。 また、J-GBFは内外の団体からのネイチャーポジティブ宣言を募集しており、発出した団体名と宣言内容はウェブページ上で公開される。 なお、後述の先進事例でヒアリングした所沢市や名古屋市等も構成団体になっている。
TNFD提言に基づく開示アダプター	<ul style="list-style-type: none"> 地域産業に対しても、TNFD提言に基づく開示枠組みに合わせて情報開示に取り組むことが地域の自然関連のリスク・機会への対応に必要な情報を提供することにつながると期待される。2025年4月11日時点でのTNFDアダプター（2025年度までにTNFD提言に基づいた開示を行うと表明した企業）562社のうち日本企業は154社で国別にみると最多であり、日本企業のTNFDに対する関心の高さがうかがえる結果となった。

⁴³ JBIBについて(<https://jbib.org/about/>)最終確認日2026年1月26日。

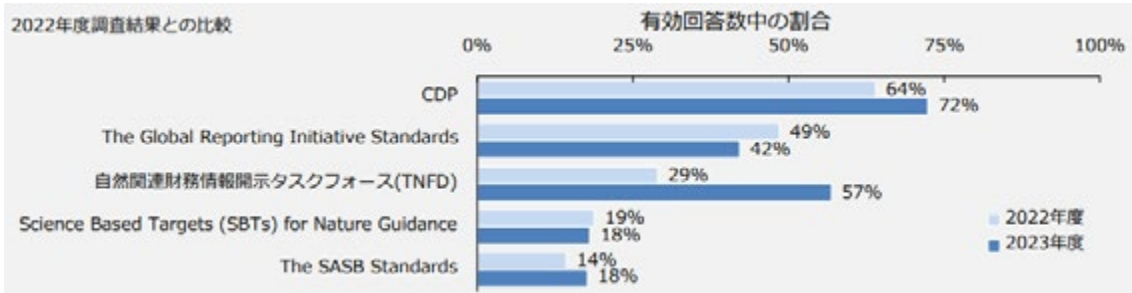
⁴⁴ ESG(Environmental, Social, Governance)とは、環境・社会・ガバナンスを考慮した投資活動や経営・事業活動を指す。ESG投資は金融的リターンを確保し、将来のリスクを軽減するための方策であるとの認識が広がっている。

⁴⁵ 2030生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)は、国内のあらゆるセクターの参画と連携を推進し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を促進するため、総会や各種フォーラム、ワーキンググループの開催等の活動を行っている。

取組	概要・状況
	<ul style="list-style-type: none"> 日本経済団体連合会が2023年に実施した企業の生物多様性への取組に関するアンケートによると、生物多様性に関する情報開示に際して参照する情報開示枠組・ガイダンスとして「TNFD」を挙げる事業者の割合は、2022年度29%から2023年度57%とほぼ倍増した（図表 2-24）。このことから、生物多様性に関する情報開示としてTNFDに関心を寄せる企業が増えている傾向にあることが読み取れる。
自然共生サイトとしての認定への申請	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年12月時点で、自然共生サイトとして認定されたサイトは、地域生物多様性増進法が施行以前の制度で認定されたものも含め、合計485か所であり、環境省の令和7年度第2回の認定の報道発表資料では、申請主体の約半数は企業であったと報告されている。（図表 2-25）

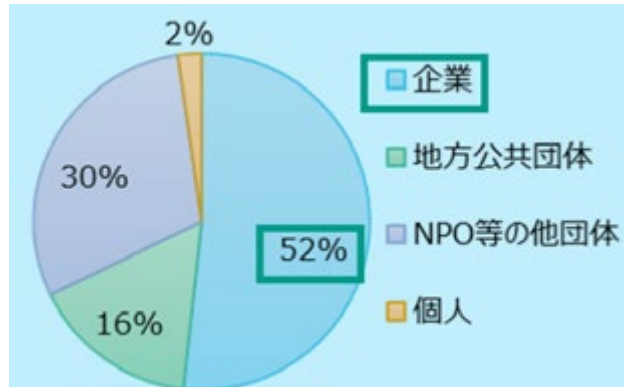
出典)30by30 アライアンスへの登録について、環境省の30by30 アライアンスの参加団体一覧 / 活動事例(<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/case/>) (最終確認日 2025年12月9日)を参照して作成。
 ESG 投融資(PRI)署名機関数については、環境省資料「ESG 金融を通じた企業の生物多様性への配慮の促進」(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives6/files/4_3-3_esginvest.pdf) (最終確認日 2025年12月24日)を参照して作成。
 TNFD 提言に基づく開示アダプターについては、環境省の報道発表資料「TNFD イベント『TNFD 開示とその先:世界と日本の最新状況と今後の展開』の開催について」(https://www.env.go.jp/press/press_04827.html) (最終確認日 2025年12月24日)を参照して作成。

図表 2-24 生物多様性の情報開示に際し企業が参照する情報開示枠組・ガイダンス



出典)一般社団法人 日本経済団体連合会 経団連自然保護協議会 企業の生物多様性への取組に関するアンケート調査概要<2023年度調査> (https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/075_kekka.pdf) (最終確認日 2026年1月26日)より引用。図は「問12. 貴社の生物多様性に関する情報公開に際して、どのような情報開示枠組やガイダンスに対応または参照されていますか。」の回答結果(N=232)。

図表 2-25 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の申請主体の内訳



出典)環境省報道発表資料「地域生物多様性増進法に基づく『自然共生サイト』の認定（令和7年度第2回）について」(https://www.env.go.jp/press/press_01965.html) (最終確認日 2025年12月24日)の添付資料「別添3 地域生物多様性増進法に基づく自然共生サイトの認定について(令和7年度第2回)」より一部抜粋。

第3章

**現状把握：
多摩・島しょ地域自治体に
おける取組の現状と課題**

第3章 現状把握：多摩・島しょ地域自治体における生物多様性に関する取組の現状と課題

ここでは、まずは多摩・島しょ地域に存在する自然環境(生態系、緑)、各地域において認識されている身近な生態系サービス(恩恵)といった住民生活との関わりなどを整理したうえで、近年の自然環境の変化について各地域の社会条件と合わせて整理する。次に、各地域における生物多様性の保全や利用に関する自治体の取組状況や課題認識から、各地域の自然環境に関する関心事を分析する。最後に、ここまでの分析を基に、地域の「対応すべき保全・利用上の課題」と、それらに取り組む際の「推進上の課題」を整理し、本報告書で提言すべき方向性についてまとめる。

なお、本調査研究においては、多摩・島しょ地域の社会、自然環境条件の違いを考慮し、多摩地域については「東京都レッドデータブック(本土部)2023」⁴⁶の区分に基づき、北多摩、南多摩、西多摩の3地域に分割した。これら多摩3地域と島しょ地域を合わせた計4地域の区分を用いて分析を行う(図表3-1、図表3-2)。また、各地域の社会条件や土地利用に関する特徴を参考として整理した。

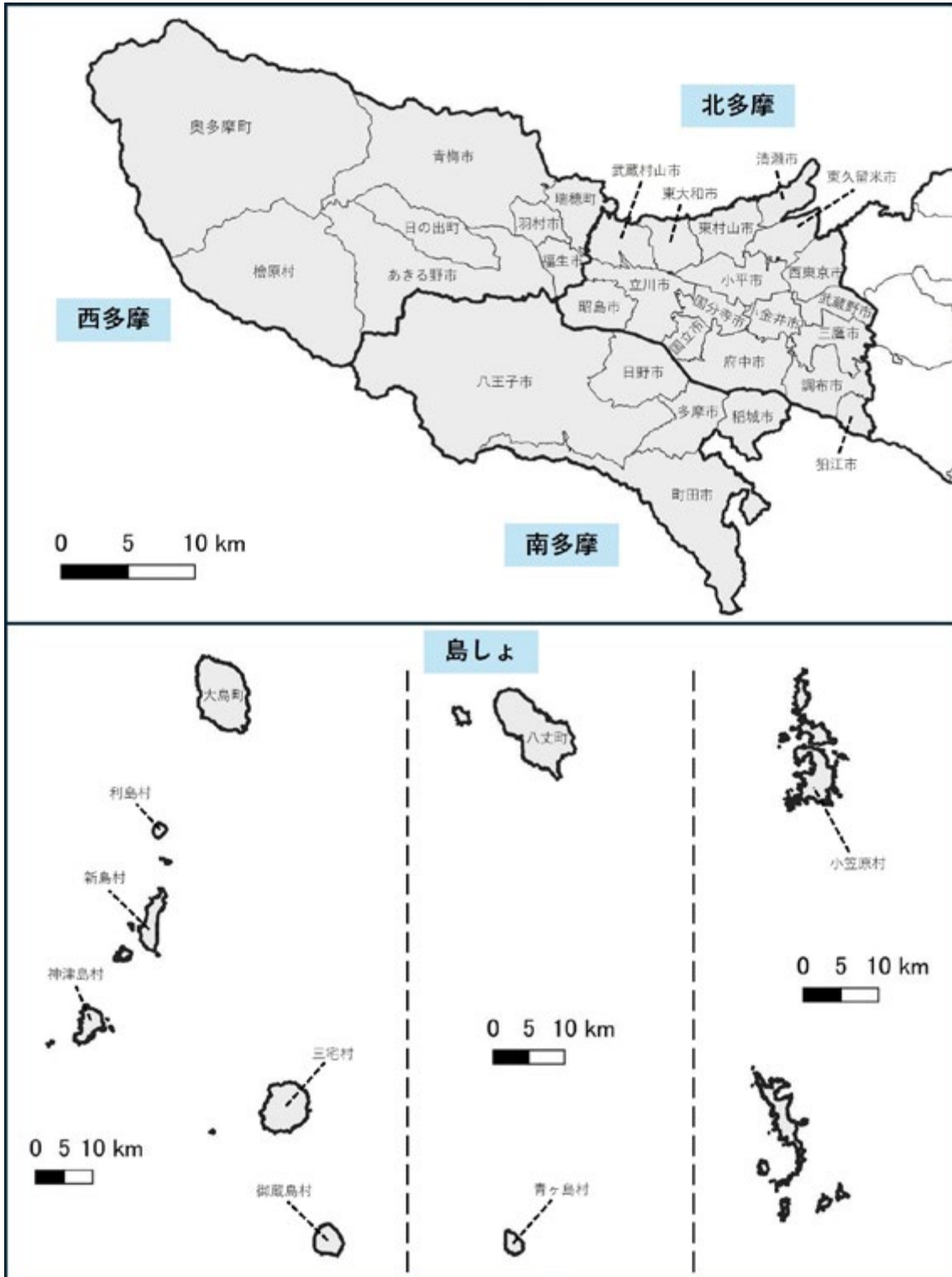
図表 3-1 分析に用いた地域区分に含まれる自治体一覧

地域区分	自治体名
北多摩 (17自治体)	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市
南多摩 (5自治体)	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市
西多摩 (8自治体)	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
島しょ (9自治体)	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

※本調査研究において実施した多摩・島しょ地域自治体へのアンケート調査(調査概要、調査結果、調査用紙)は「付録資料」として(公財)東京市町村自治調査会のウェブサイト(<https://www.tama-100.or.jp/0000001382.html>)に掲載した。

⁴⁶ 東京都「東京都レッドデータブック(本土部)2023」(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals/plants/red_data_book/400100a20230424184941875)最終確認日 2025年12月3日。

図表 3-2 地域区分図



注)「国土数値情報(行政区域データ)」(国土交通省)を基に作成。

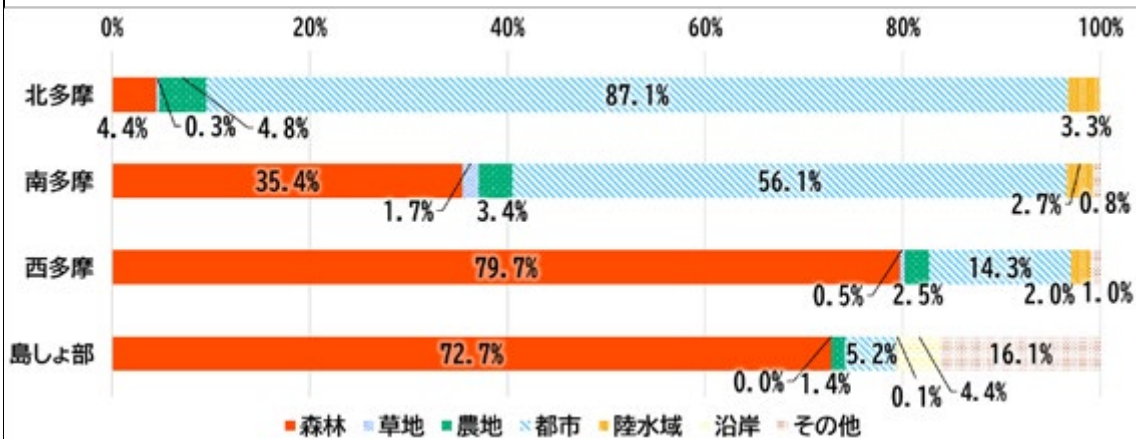
参考：地域区分ごとの人口の状況及び土地利用構成について

図表 参考3-1 地域区分ごとの人口の状況

地域区分	平均人口 (人)	人口密度の 平均 (人/km ²)	人口増減率 の平均	人口増加 自治体数	人口減少 自治体数	生産年齢人口比率の 平均
北多摩	144,437	9555	-0.5%	5	12	63.5%
南多摩	283,946	5616	-0.6%	2	3	62.2%
西多摩	46,693	1990	-2.2%	2	6	54.1%
島しょ	2,586	60	-5.8%	0	9	57.2%

注)人口の情報については、東京都の「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」に基づき、2025年1月1日時点のデータを使用。ただし、人口増減の傾向については、2020年のデータと比較する形で、総務省の国勢調査データを使用。

図表 参考3-2 地域区分ごとの自然環境条件（土地利用構成）



注)国土交通省国土数値情報土地利用細分メッシュデータ(2021)から、凡例上の森林は属性データ中の「森林」、草地は「ゴルフ場」、農地は「田」・「其他農用地」、都市は「建物用地」・「鉄道」・「道路」・「その他の用地」、陸水域は「河川地及び湖沼」、沿岸域は「海水域」・「海浜」、その他は「荒地」から分類し使用した。

<地域ごとの社会条件及び自然環境条件のまとめ>

【北多摩地域】

人口密度が最も高く、人口減少率は比較的緩やかである。自然環境条件について、森林4%、農地5%、都市87%。自然環境が少なく、都市化が最も進んでいる。

【南多摩地域】

人口密度が高く、人口減少率は比較的緩やかである。自然環境条件について、森林35%、草地2%、農地3%、都市56%と都市化が進んでいるが、自然環境は北多摩より豊かである。

【西多摩地域】

過疎化が進行しており、特に生産年齢人口比率が低い。自然環境条件について、森林80%、農地3%、都市14%であり、都市化が進んだ東部から山間部の西部まで幅広い環境条件を含んでいる。西部の5自治体は秩父多摩甲斐国立公園区域と重なっている。

【島しょ地域】

過疎化が進行した地域であり、全自治体で人口減少傾向にある。自然環境について、森林73%、草地0%、農地1%、都市5%、沿岸部4%、その他(荒地)16%であり、沿岸生態系を含む固有性の高い生態系を有する。青ヶ島を除くすべての自治体が富士箱根伊豆国立公園または小笠原国立公園区域と重なっている。

(1) 生物多様性の保全及び持続可能な利用の対象と課題

1) 生物多様性の保全・利用に関連する場所と生態系タイプ

- ・全地域において「農地」の面積は10%未満であったが、地域戦略等において生物多様性の保全・利用に関連する場所の記載が多く、取組の対象として強く意識されている可能性がある。
- ・北多摩地域においては、「都市」が優占しており、「森林」に関しては、社寺林や屋敷林といった人の管理によって維持されてきた自然環境が特徴的である。
- ・南多摩地域では「都市」が50%、「森林」が30%ほどを占めており、「山地」や「農地」を含む多摩丘陵や、多摩川、大丸用水など河川、湧水、用水などの「陸水域」もあり、様々な生態系タイプを有している。
- ・西多摩地域では、「森林」が優占し、三頭山や立川崖線など、山間部から市街地に近い範囲まで様々な地名が地域戦略等においても挙げられている。
- ・島しょ地域では、多摩地域と比較して「森林」の面積割合が大きく、常緑照葉樹林、二次林、植樹由来の針葉樹林など多様である。陸域の生態系タイプのみならず「沿岸域」の生態系タイプも存在するという点で多様な自然環境を有している。

環境省の「地域生物多様性増進活動の手引き 効果が期待できる活動手法 ver1.0」⁴⁷では、国内に存在する生態系タイプを大きく分けて森林、草原、農地、都市、陸水域、沿岸域の6タイプに分類し、さらにその詳細として15タイプに分類をしている(図表 3-3)。

ここでは、生物多様性地域戦略(以下、「地域戦略」)を含めた各市町村の環境関係の計画等(環境基本計画、緑の基本計画等)で生物多様性の保全・利用に関連する場所⁴⁸を抽出した上で、上記生態系タイプを元に北・南・西多摩地域及び島しょ地域ごとに分類して示した(図表 3-4)。

図表 参考 3-2 及び図表 3-4、図表 3-5 より、北多摩地域では、他地域と比較して「都市」の面積が広い一方で、学校施設など都市部の緑地が挙げられており、「都市」の生態系タイプに含まれる「創出緑地」の重要性が高いと考えられる。また、幅広い生態系タイプの地名が挙げられていることから、計画として注力すべき環境が少ない分、多様な生態系タイプで活動が行われていると推察される。

南多摩地域では、他地域と比較して突出した面積を持つ生態系タイプは見られないものの、挙げられる地名が幅広い生態系タイプを網羅しており、多様な生態系タイプが認識されていると考えられる。

西多摩地域では、水田環境や湧水湿地が希少種の生息地として貴重な環境を維持しており、生物多様性の観点から重要視されているため、地名として挙げられることが多いと考えられる。一方で、「都市」に関する言及が少ない背景には、「都市」の生態系タイプの面積が狭いことに加

⁴⁷ 環境省「地域生物多様性増進活動の手引き 効果が期待できる活動手法 ver1.0」(令和7年2月17日策定)(<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-append01-ActivityMethodsEffect.pdf>)最終確認日 2025年12月3日。

⁴⁸ 地域戦略や環境基本計画などにおいて、保全・利用の対象となる場所や生物多様性が豊かな場所として記載されている地名など(固有地名のほか生態系タイプ、緑地、水域の種類名など)を、生物多様性の保全・利用に関連する場所とみなし、抽出した。

え、シカによる被害や林床整備など山間部の課題に注力する必要があることが挙げられる。そのため、計画上では相対的に創出緑地の重要性が低くなると考えられる。

島しょ地域では、森林が面積の70%を占めていることから、多様な状態の森林が意識されている。また、観光資源として幅広いタイプの地名が挙げられており、八丈小島や母島など固有種の保全や外来種対策が重要な島についても言及されている。

全地域に共通して見られる特徴として、土地利用構成ではすべての地域で農地の面積が10%に満たないにもかかわらず、地名として頻繁に挙げられている点が挙げられる。これは、生物多様性だけでなく、地域産業や食育など教育分野を含む多様な分野が関与しているため、注目されやすいことが根拠として考えられる。また、草原タイプに類する地名はほとんど確認されていない。多摩地域では草地環境が存在しているものの、多くはゴルフ場など例示しにくい場所や、河川環境など他の生態系タイプに統合される立地にあることが背景にあると考えられる。

図表 3-3 環境省による生態系タイプ区分

	生態系タイプ区分	区分の概要
森林	1.森林（天然林）	主として自然に散布された種子等により成立し、維持される森林（準山林を除く）
	2.森林（準山林）	集落や農地等の周辺に広がり、薪炭材の伐採、落葉の採取等の継続的な利用管理により二次的な植生が維持されてきた森林
	3.森林（人工林）	植栽又は人工下種により生じた林分で、植栽樹種又は人工下種の対象樹種の立木材積（又は本数）の割合が50%以上を占めるもの
草原	4.自然草原	雷田・風来地・岩角地などの自然植生として成立している草原
	5.二次草原・草地	伐採・耕作・土地改変などの人為影響を受けた後に成立した草原・草地（伝統的に管理・採草利用されている草原・草地、谷戸のすそ刈り地、放牧跡地、在来野草主体のスキー場、キャンプ場などの草原・草地を含む）
農地	6.水田	水田耕作地（一時的な休耕田を含む）及び農業水利施設（水路、ため池など） 遊休農地・荒廃農地（再生困難）※ ※再生困難であって、森林化、二次草原化、湿地化するものが対象となる（既に再生準備しているものを含む）。
	7.畑・果樹園・牧草地	畑・果樹園（牧草などの人工草地、一時的な休耕畑などを含む）遊休農地・荒廃農地（再生困難）※ ※再生困難であって、森林化、二次草原化、湿地化するものが対象となる（既に再生準備しているものを含む）。
都市	8.創出緑地	住宅地や商業地等の土地利用が卓越する場において創出された緑地（商業施設・事業所・住宅・教育研究施設などの外構の植栽地、創出型のビオトープ施設、公園緑地の植栽地 など）
陸水域	9.河川・湖沼	河川区域内の河川・湖沼や遊水池の水田、森林、草地（水田や陸水域の水生植物帯、河原、護岸などを含む）※ ※河川域で定められる河川管理者（国や自治体）が管理する土地を対象とするが、その土地にある以下の種はそれぞれに示す生態系タイプ区分として扱う 水田、水路、ため池→「5.水田」 畑・果樹園→「6.畑・果樹園」
	10.高層湿原・中層湿原・浅水湿地	寒冷な気候下で泥炭層の発達した高層湿原、葦葦藪の浸水で遊蕩される中層湿原、葦葦藪の浸水で遊蕩された泥炭に乏しい湿地
	11.低層湿原・湿地	周辺からの流入水で遊蕩される低層湿原をはじめとした湿地（ハンノキ・ヤチダモ・ヤナギ類などの湿性林を含む）
沿岸域	12.サンゴ（礁）	サンゴ礁、高緯度サンゴ群集域
	13.藻場・岩礁	藻場（アマモ場、カラモ場、アラメ場、カジメ場、コンブ場、フカメ場など）、岩礁
	14.干潟・マングローブ林	干潟（汽水域の塩性湿地を含む）、マングローブ林
	15.砂浜	砂浜（海浜・砂丘植生を含む）

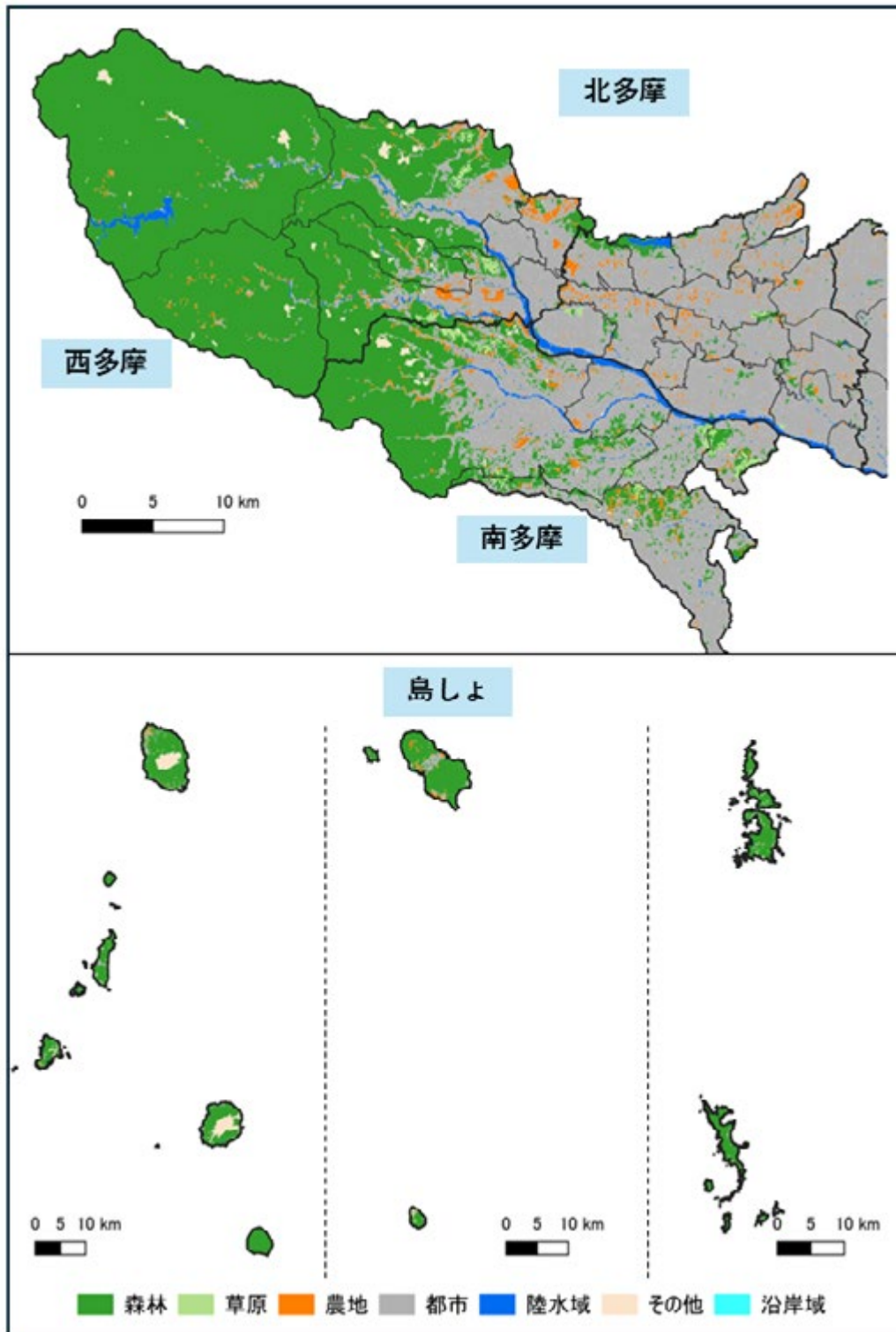
出典)環境省「地域生物多様性増進活動の手引き 効果が期待できる活動手法 ver1.0」(令和7年2月17日策定)(<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-append01-ActivityMethodsEffect.pdf>)(最終確認日2025年12月3日)より引用。

図表 3-4 多摩・島しょ地域に存在する生態系タイプと場所の例

生態系タイプ	西多摩	南多摩	北多摩	島しょ
森林	山間部(都民の森、三頭山、高水三山)、里山、丘陵(菅生地区、ひので野鳥の森自然公園、第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区、立川崖線緑地保全地域)	山間部、里山、丘陵(高尾山、長池公園、多摩・三浦丘陵、稲城ふれあいの森)	丘陵、雑木林(国分寺崖線、狭山丘陵、浅間山公園など)、社寺林、屋敷林	常緑照葉樹林、二次林(オガグワの森)、針葉樹林(伊豆諸島の海岸付近)
草原	川沿いの緑地、民間ゴルフ場など	川沿いの緑地、民間ゴルフ場など	川沿いの緑地、民間ゴルフ場など	山間部頂上付近(天上山、大島海浜植物群落、裏砂漠)、牧草地
農地	水田、谷戸田(横沢入里山保全地域) 体験農園(おくたま海沢ふれあい農園)	清水谷戸、神明谷戸、多摩丘陵地、高月地区	谷戸田、水田(深大寺・佐須地域、城山さとのいえ、北山公園地区など)、畑、農園(深大寺・佐須地域、城山さとのいえ)	畑(ツバキ畑、母島など)
都市(創出緑地)	公共施設、住宅地、河川の街路樹(平井川等)	公共施設(グリーンライブセクター、バタフライガーデン、植物園、滝山城跡)	学校施設(東京女子大学、立教女子学院、武蔵野大学)、ビオトープ、屋上緑化、街路樹、生垣(国立市大学通り、甲州街道など)	公園、街路樹
陸水域	河川(多摩川河川敷、秋川溪谷、平井川、残堀川)、湧水、段丘など(拝島段丘、横沢入里山保全地域)	河川(多摩川、三沢川、鶴見川、境川、恩田川)、用水(大丸用水等) 湧水(多摩・三浦丘陵等)	河川、用水(多摩川、野川、空堀川、玉川上水、野火止用水など)、湧水(矢川緑地、深大寺・佐須地域など)	池、ダム(天上山不動池、長谷ダム(父島)など)、山間部(つづき湧水など)
沿岸域	-	-	-	小笠原、八丈島のサンゴ礁、伊豆諸島のテングサ、アントクメ藻場等

注)多摩・島しょ地域の各市町村の環境関係の計画等(地域戦略、環境基本計画、緑の基本計画等)を基に多摩島しょ地域にある生物多様性の保全・利用に関連する場所を抽出し、環畿管の生態系区分(図表 3-3)に沿ってそれら場所を例示的に分類して作成した。各市町村に含まれる環境が、どの生態系タイプに属し得るのかを検討し、地域戦略の策定やその実行を補助する目的で提示している。

図表 3-5 多摩・島しょ地域の生態系タイプ分布図



出典)「国土数値情報(土地利用細分メッシュ 2021)」(国土交通省)(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L03-b-2021.html>)(最終確認日 2025 年 12 月 3 日)を加工して作成。

注)凡例と土地利用細分メッシュの属性データの対応について、凡例上の森林は属性データ中の「森林」、草原は「ゴルフ場」、農地は「田」・「その他農用地」、都市は「建物用地」・「鉄道」・「道路」・「その他の用地」、陸水域は「河川地及び湖沼」、沿岸域は「海水域」・「海浜」、その他は「荒地」から分類した。

2) 身近な生態系サービスの整理（具体的な事例）

・各自治体の地域戦略上で記載されている地名と生態系サービスに関連する語句を整理すると下記特徴が見えてくる。

【多摩地域】

基盤サービス…湧水環境や土壌が共通して挙げられている。また西多摩地域では水源林のような広域的な環境を支えるサービスも存在する。

【北多摩地域】

調整サービス…雨水浸透やヒートアイランド現象の緩和が挙げられている。

供給サービス…農作物や落葉堆肥など農業に関するものが多く挙げられている。

文化的サービス…散策などのレクリエーションや郷土意識が挙げられている。

【南多摩地域】

調整サービス…洪水調整の他にヒートアイランド現象の緩和が挙げられている。

供給サービス…山菜や薪炭など里山的環境に由来しているサービスと農作物など畑地のサービスが挙げられている。

文化的サービス…高尾山や里山でのレクリエーションや郷土意識などが挙げられており、生態系サービスについては北多摩と共通しているものも多い。

【西多摩地域】

調整サービス…森林のCO₂吸収や斜面緑地の防災効果などが調整サービスとして挙げられる。

供給サービス…山菜や薪炭など里山的環境に由来しているサービスと農作物など畑地のサービスが挙げられている。

文化的サービス…登山やトレイルなど山間を活用したものが多い。また、湧水によって成立している「酒造文化」も特徴的である。

【島しょ地域】

基盤サービス…火山性土壌や高い降水量が挙げられている。

調整サービス…海岸林による防風効果や、サンゴ礁などによる防潮効果が挙げられている。

供給サービス…漁業資源としてキンメダイや農業資源としてアシタバなど海洋や特有の気候風土を背景にした特産品が挙げられている。

文化的サービス…島の独特な地形を活かした観光や「島ずし」といった地域特有の食文化がある。

地域戦略上で記載されている地名と生態系サービスに関連する語句から、多摩・島しょ地域における生態系サービスの具体例を整理した(図表 3-6)。

多摩地域における生態系サービスは、土壌や湧水環境を基盤サービスとして地域の暮らしに多様な恩恵をもたらしている。このような基盤サービスは人間を含めた生物全体の生息環境などを指すスケールの大きな概念であり、土壌など隣り合う地域で共通しているものが多い。調整サ

ービスは、雨水浸透やヒートアイランド現象の緩和、防災機能など快適な生活を支えているサービスである。それらに対して供給サービスは、山菜や農作物といった特産品など身近なものが多い。文化的サービスは、生物多様性によってもたらされる景観やレクリエーションなどが挙げられ、供給サービスとともに身近な生態系サービスの一つであるといえる。

図表 3-6 多摩・島しょ地域の身近な生態系サービスの例

地域区分	主な場所・要素	基盤的サービス（土壌形成・水循環など）	供給サービス（食料・水・素材など）	調整サービス（気候・水質・災害緩和など）	文化的サービス（教育・レクリエーション・景観など）
北多摩	丘陵（狭山丘陵） 崖線（国分寺崖線） 河川・用水（多摩川、玉川上水など） 屋敷林 など	地下水涵養、崖線や湧水。	湧水や用水路の水、農地の作物（ウド、野菜・果樹など）、落葉の堆肥化、木材（多摩産材）。	崖線林・雑木林によるヒートアイランド緩和、雨水の浸透。	玉川上水の散策や市民活動、武蔵野への郷土意識。「うどん文化」。
南多摩	山間部（高尾山） 丘陵（多摩丘陵など） 谷戸田・農地 河川（多摩川、鶴見川）	湧水や地下水。	山菜、農産物（江戸東京野菜や果樹など）、薪炭、落葉堆肥。	谷戸田・水田の洪水調整、都市緑地のヒートアイランド緩和。	高尾山・八王子城跡、里山でのレクリエーション、自然体験農園、郷土的ブランド。
西多摩	山間部（御岳山、高水三山など） 水源林 谷戸田・水田（横沢入里山保全地域など）	森林の土壌保全・東京都の水源涵養。	酒造業にも用いられる湧水、木材、ワサビ、山菜、キノコ、アユなどの特産品。	森林によるCO ₂ 吸収・水質浄化、斜面緑地の防災機能。	登山・トレイルラン・カヌーなど自然レジャー、梅の花などの景観、酒蔵などの地域文化。
島しょ部	常緑照葉樹林 二次林（オガグワの森） 池（天上山不動池） 海岸 サンゴ礁・藻場	火山性土壌、高い降雨量と湧水。	漁業資源（キンメダイ、サザエなど）、農作物（アシタバ、パッションフルーツなど）。	海岸林による潮風防止、サンゴ礁・海藻帯による波浪緩衝。	ダイビングやジオツーリズムなど観光利用、火山景観。「島ずし」。

注) 地域戦略上で記載されている場所や地名、作物等と生態系サービスに関連する語句を基に作成。場所などと生態系サービスとの対応については、各種資料(環境省生物多様性国家戦略 2023-2030 カラー版パンフレットの p.3(<https://www.env.go.jp/content/000280505.pdf>)(最終確認日 2026 年 1 月 27 日)等を参照の上紐づけた。

3) 多摩・島しょ地域における生物多様性の4つの危機

- ・残存する自然が比較的少ない北多摩地域では「第1の危機」（開発等）、北多摩地域と比較して自然環境が残存する南多摩地域では「第2の危機」（管理不足等）や「第4の危機」（気候変動）を課題として意識されていた。
- ・西多摩地域は都市化が進んだ地域（東部）から山間部（西部）まで幅広い環境条件を含み、「第2の危機」、「第3の危機」（外来種や汚染等）、「第4の危機」が均等に該当した。
- ・島しょ地域では、「第3の危機」の該当割合が高く、固有性の高い生態系への被害や自然環境との近さによる生活被害などが懸念されている可能性が考えられる。
- ・「第3の危機」は全地域において一定程度の割合で意識されていた。
- ・これら「4つの危機」に加え、東京都生物多様性地域戦略では、国内の消費行動が世界の生物多様性に与える損失を「間接的な要因」として整理し、地球規模の生物多様性への配慮が大都市東京の役割であると位置づけている。

多摩・島しょ地域自治体へアンケートの結果より、地域ごとの生物多様性の保全に関して発生、懸念している「生物多様性の4つの危機」について回答を得た。

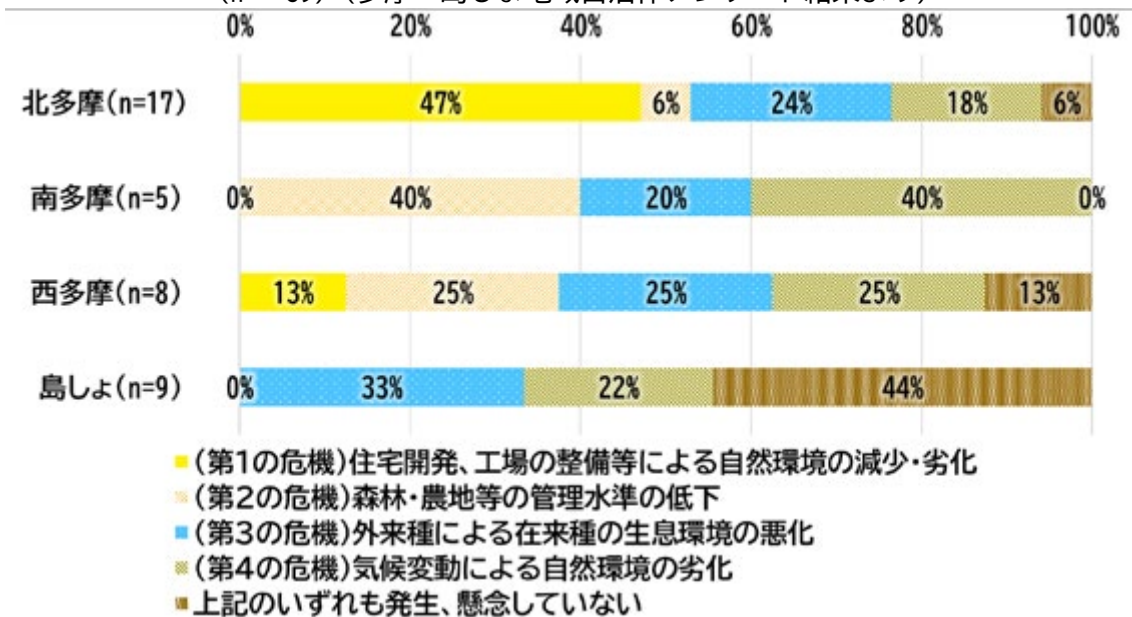
その結果、それぞれの地域で発生、懸念している危機を単数選択とした場合、北多摩地域の17自治体では「第1の危機」が最も高い割合で該当しており、自然環境が比較的少なく人口密度が高い中での都市化に伴う自然環境の損失・劣化が特に重要な課題として認識されていたと考えられた。

南多摩地域の5自治体では、「第2の危機」と「第4の危機」がともに40%と高い該当割合を示しており、特に「第2の危機」については、北多摩と同様に人口密度が比較的高い中でも一定割合で残存する自然環境の管理不足が大きな課題として認識されていたと考えられた。

西多摩地域の8自治体では、「第2の危機」、「第3の危機」、「第4の危機」が均等に該当しており、同じ地域内でも自治体ごとに重視する課題がばらついていた。この傾向は、西多摩が奥多摩町などの山間部の自治体から、都市化が進む一方で農地等も残った自治体まで多様な地域が混在しているため、自治体ごとに抱える課題が異なる可能性があると考えられた。

島しょ地域の9自治体では、「第3の危機」が最も高い割合で該当していた一方で、「第1の危機」や「第2の危機」は該当が見られなかった。島しょ地域は自然環境が卓越した地域であり、かつ顕著な人口減少下では開発の懸念が少なく、人の管理によって維持された自然も少ないという地域特性が影響していると考えられた。さらに、島しょ地域には多摩地域と比較して固有種が多く、外来種の侵入による影響が大きいことや、自然環境の近さから外来種による生活被害も懸念され、「第3の危機」の該当割合が高い状況が生じていると考えられる。

図表 3-7 地域ごとの生物多様性の保全に関して発生、懸念している危機の割合
(n = 39) (多摩・島しょ地域自治体アンケート結果より)



注)最も該当するものを単数選択

なお、文献調査の結果から、「東京都レッドデータブック(本土部)2023」⁴⁹では、本土部(区部、北・南・西多摩地域)における保護上重要な野生生物種の減少要因として7項目(図表 3-8)を挙げており、特に1960年代以降、北・南・西多摩地域においても大幅な農地生態系の減少がみられるなど生息環境の大幅な変化がみられている(図表 3-9)。

島しょ地域においても、多くの植物、昆虫、貝類等が東京都の絶滅危惧種に指定されており、外来種等の侵入による危機が指摘されている(図表 3-10 及び亘ら(2025)⁵⁰)。

さらに、東京都生物多様性地域戦略で整理された「東京の生物多様性がかかえる課題」では、先述の「4つの危機」に加え、国内の消費行動が世界の生物多様性に与える損失(絶滅危惧種への悪影響)についても触れ、これを「間接的な要因」として整理し、「地球規模の生物多様性に配慮することが大都市東京の役目」として整理している。

⁴⁹東京都「東京都レッドデータブック(本土部)2023」(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/red_data_book/400100a20230424184941875)最終確認日 2025年12月11日。

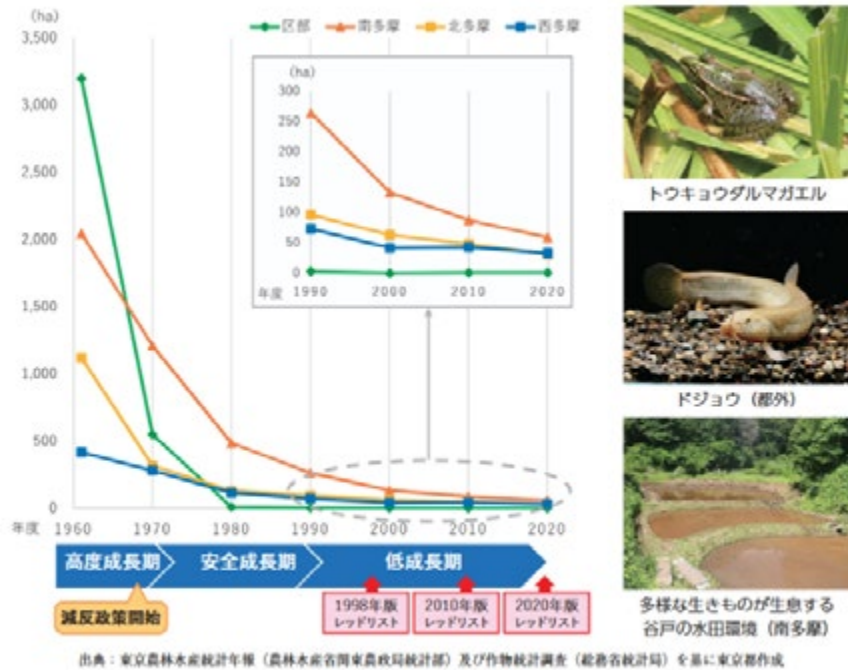
⁵⁰国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所プレスリリース「ネコが最低でも年間で3万5千羽のオオミズナギドリを捕食—世界最大の集団繁殖地、御蔵島における野生化ネコによる大量捕食の実態が明らかに—」(<https://www.ffpri.go.jp/press/2025/20250708/index.html>)最終確認日 2025年12月12日。なお、元の論文は、Watari et. al, (2025) Unexpectedly Early and Drastic Dietary Shift of Feral Cats to Seabirds: Evidence from Fecal Samples of Cats Captured during the Transition to the Breeding Season of the Streaked Shearwater on Mikura-Shima Island, Japan, Mammal Study 50(3), 317-327, <https://doi.org/10.3106/ms2024-0041>.

図表 3-8 東京都本土部における保護上重要な生物の減少要因

- ① 池沼、水田、湿地等の開発により生息・生育環境が消失した影響
- ② 河川・水路の減少や水質の変化による影響
- ③ 海岸の埋立などの開発により干潟や塩生湿地が消失した影響
- ④ 丘陵地の谷戸の開発や里地里山の管理放棄による影響
- ⑤ ニホンジカの食害による影響
- ⑥ 温暖化や異常気象災害による影響
- ⑦ 外来種による捕食・競合・交雑等の影響

出典)東京都レッドデータブック(本土部)2023 より引用(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals/plants/red_data_book/400100a20230424184941875)最終確認日 2026年1月22日。

図表 3-9 水田作付け面積の変化及び水田等を生息地としている生物種の例

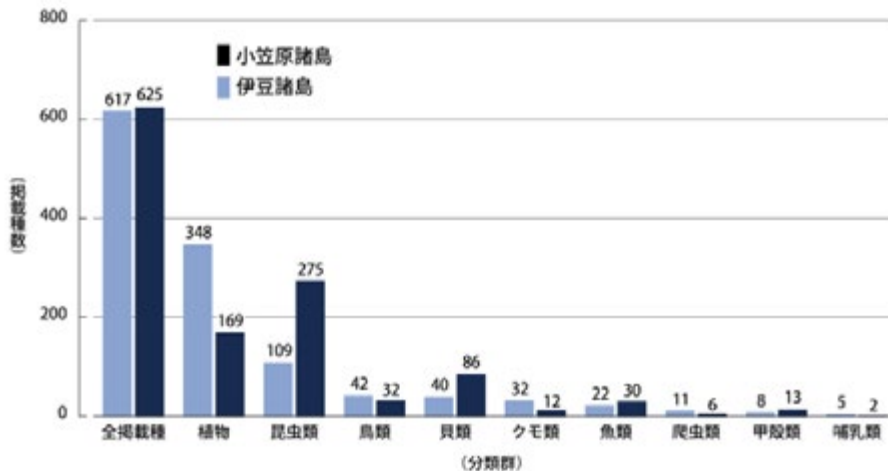


出典：東京農林水産統計年報（農林水産省関東農政局統計部）及び作物統計調査（総務省統計局）を基に東京都作成

図7 水田作付け面積の変化

出典)東京都レッドデータブック(本土部)2023(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals/plants/red_data_book/400100a20230424184941875)(最終確認日 2026年1月22日)より引用。

図表 3-10 東京都レッドリスト（島しょ部）2011掲載の絶滅危惧種の数



出典)東京都「東京都生物多様性地域戦略」(2023(令和5)年度策定)(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/plan/nature/strategy/>)(最終確認日 2025年12月12日)より引用。

注)図表は東京都生物多様性地域戦略より引用したものだが、原典は、東京都の保護上重要な野生生物種(島しょ部)2011年版(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/red_data_book/redlist2011)最終確認日2025年12月12日。

図表 3-11 東京の生物多様性がかかえる課題

東京の生物多様性がかかえる課題

人間活動による影響 (第1の危機)

- 開発による森林伐採、農地や干潟・浅場などの減少
- 東京の消費・調達を通じた、世界の森林・水産資源等への影響

自然に対する働きかけの縮小 (第2の危機)

- 雑木林や農耕地の管理放棄による生態系バランスの悪化
- 狩猟者の減少等による、ニホンジカなどの増加による食害

人里に下りてきたイノシシ

人により持ち込まれたものによる影響(第3の危機)

- 外来種による在来種の捕食や生態系への影響
- 海洋プラスチックや化学物質による生物や自然環境への影響

地球環境の変化による影響 (第4の危機)

- 気温上昇による生きものの分布変化や絶滅リスク増加

間接的な要因

- 人口動態、産業構造、制度等に係る社会の変化
- 人々の価値観や行動様式の変化

干ばつによる作物生産量の減少

日本で消費される農産物や木材が、熱帯雨林を年に2,158㎦(≒東京の面積)減少させているという研究も

日本の消費が引き起こす絶滅危惧種のホットスポットの分布

**生物多様性は長い歴史でつくれたかけがえのないものであると同時に、自然は人間にとって脅威にもなる
生物多様性の恵みを受け続けるためには、地球規模の生物多様性に配慮することが大都市東京の役目**

出典)東京都「東京都生物多様性地域戦略」(2023(令和5)年度策定)(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/plan/nature/strategy/>)(最終確認日 2025年12月12日)より引用。

(2) 生物多様性に関する取組状況と推進における課題

1) 地域戦略やその他関連する計画の策定状況と傾向

① 地域戦略の策定状況と傾向

- ・ 地域戦略は、地域の自然・社会的特性に応じつつ、「地域を支える土台である、生物多様性・自然資本を保全・管理するための、全ての土台となる計画」⁵¹として期待される。
- ・ 多摩地域（北・南・西多摩地域）では地域戦略の策定が進んでおり、特別区も含めた東京都の策定率は全国で1位であった。
- ・ 地域戦略策定を検討中の自治体は7自治体あり、地域戦略の策定の必要性は比較的浸透している。

多摩・島しょ地域には、北多摩地域や南多摩地域東部のように人間活動が活発な都市部もあれば、南多摩地域西部や西多摩地域、島しょ地域のような山間部や沿岸生態系を有する自然が豊かな地域、それらの中間にある里地里山など、地域により特色が異なっている。地域戦略はそのような地域の自然・社会的特性に応じつつ、「地域を支える土台である、生物多様性・自然資本を保全・管理するための、全ての土台となる計画」⁵²として期待される。

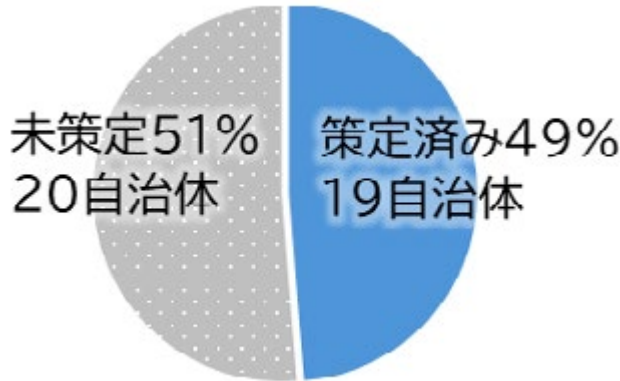
多摩・島しょ地域における地域戦略策定率（策定済みの自治体は多摩地域のみ）は約49%（19/39自治体、図表3-12、図表3-13）であり、これに区部を合わせると東京都内の市区町村における地域戦略策定率は約53%（33/62自治体）となる。これは全国の都道府県で最も高い策定率⁵³である。また、自治体向けアンケートから、地域戦略を未策定だが策定を検討中（未策定（検討中））の自治体は7自治体あり、地域戦略の策定の必要性は比較的浸透していると考えられる。

⁵¹ 環境省「生物多様性地域戦略策定の手引き（令和5年度改定版）概要」（https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/local/files/tebiki_gaiyo.pdf）（最終確認日2025年12月3日）より引用。

⁵² 環境省「生物多様性地域戦略策定の手引き（令和5年度改定版）概要」（https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/local/files/tebiki_gaiyo.pdf）（最終確認日2025年12月3日）より引用。

⁵³ 東京都以外の道府県における地域戦略策定状況については、環境省「生物多様性地域戦略データベース」（https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/local/decision.html）（最終確認日2025年12月3日）を参照。

図表 3-12 多摩・島しょ地域における地域戦略の策定率（n=39）
（多摩・島しょ地域自治体アンケート結果より）



図表 3-13 多摩・島しょ地域における地域戦略の一覧

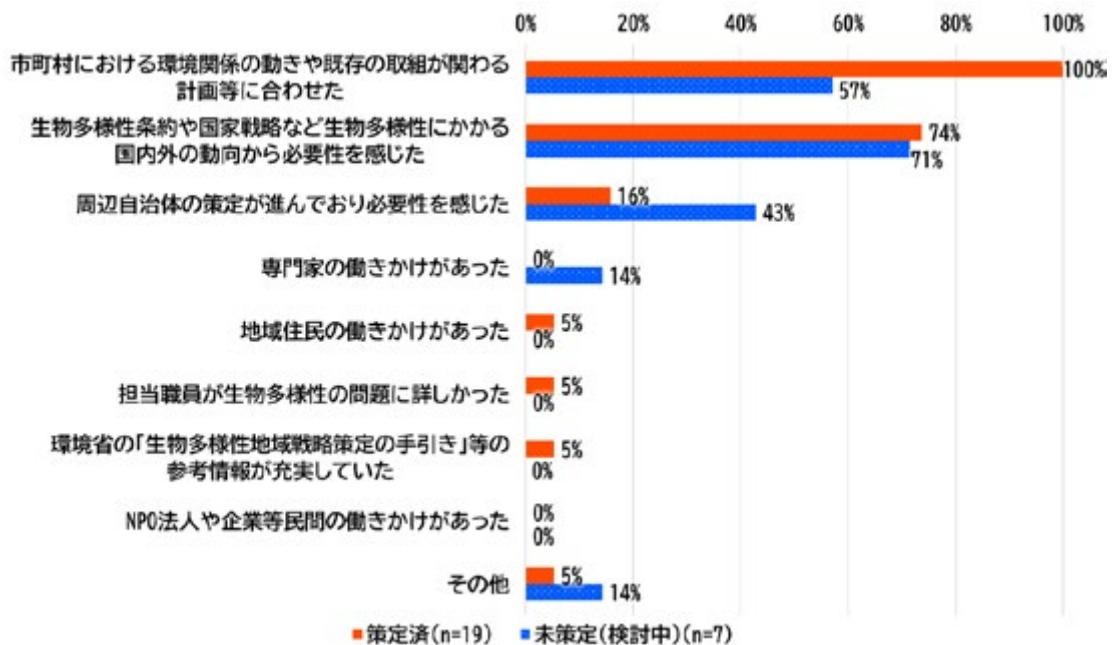
地域区分	策定済み市町村	地域戦略名
北多摩	武蔵野市	武蔵野市生物多様性基本方針
	府中市	第3次府中市環境基本計画
	昭島市	昭島市環境基本計画
	小平市	小平市第三次環境基本計画
	国分寺市	第三次国分寺市環境基本計画／国分寺市生物多様性地域戦略
	国立市	緑の基本計画及び生物多様性地域戦略
	狛江市	狛江市生物多様性地域戦略
	清瀬市	清瀬市みどりの基本計画
	東久留米市	東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略
	西東京市	西東京市第3次環境基本計画
西多摩	青梅市	青梅市生物多様性地域戦略
	福生市	第2次福生市環境基本計画
	羽村市	第二次羽村市環境とみどりの基本計画 令和6（2024年度）～令和15（2033年度）
	あきる野市	生物多様性あきる野戦略
南多摩	八王子市	第3次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略
	町田市	第3次町田市環境マスタープラン
	日野市	ひの生きものプラン
	多摩市	第3次多摩しみどりと環境基本計画
	稲城市	生物多様性いなぎ戦略

②地域戦略策定の経緯と策定の意義・効果

- ・策定及び検討中の経緯としては国内外の情勢や他の計画の動きに合わせたという自治体が多く、未策定（検討中）の自治体は周辺自治体の策定から必要性を感じていた。周辺自治体の地域戦略の策定・公表は他の自治体における地域戦略の検討を誘発する効果があると考えられ、今後の自治体間連携や課題を共有した取組の推進に資する可能性がある。
- ・環境省の「生物多様性地域戦略策定の手引き（令和5年度改定版）概要版」（以下、「環境省の手引き」）では、地域戦略策定のメリットを「様々な社会課題の解決や地域活性化」、「企業からの投資の誘引」として整理している。一方、多摩・島しょ地域自治体においては地域の活性化や連携相手の誘発を意義・効果として考える自治体は限られており、地域づくりや暮らしの中への自然環境の位置づけに課題が見られた。

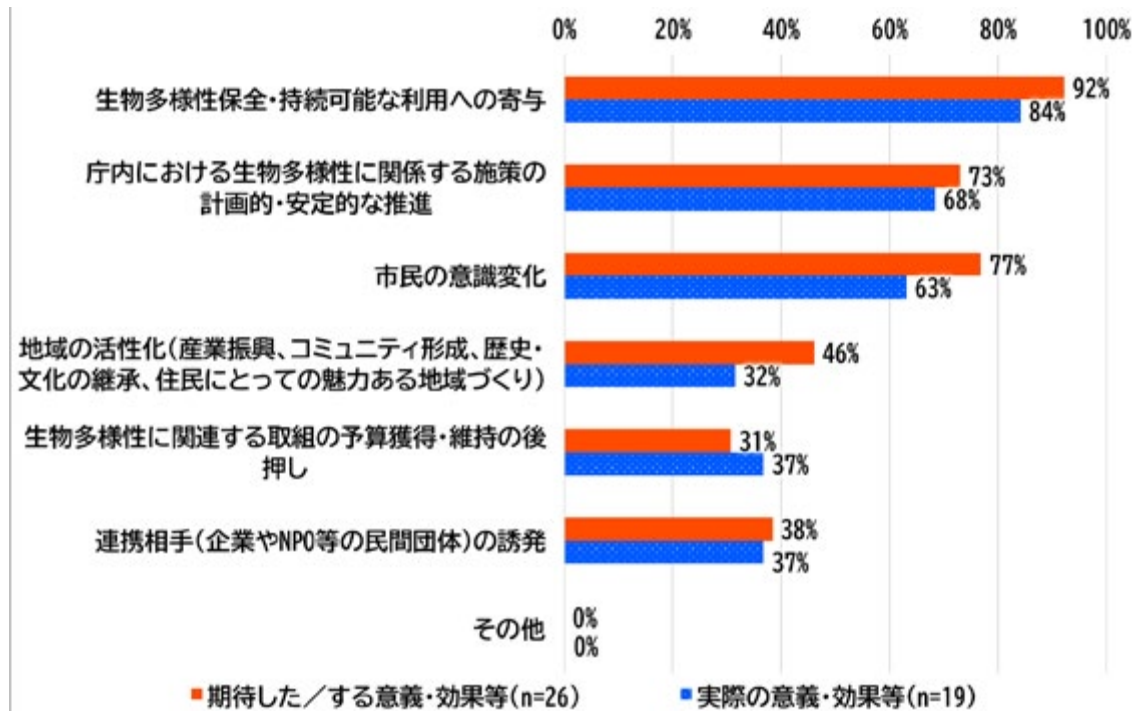
地域戦略を策定済と回答した自治体における検討の経緯は、「生物多様性条約や国家戦略など国内外の情勢を受けてその必要性を感じた」、「既存の環境関連の取組や計画の動きに合わせた」とするケースが多い（図表 3-14）。また、未策定（検討中）の自治体では、「周辺自治体の策定が進んでおり、必要性を感じた」という回答が多いこと（43%）が特徴である。このことから、周辺自治体による地域戦略の策定・公表は、他の自治体における地域戦略の検討を促す効果があると考えられる。

図表 3-14 地域戦略策定済み、未策定（検討中）の自治体における検討の経緯（多摩・島しょ地域自治体アンケート結果より）



環境省による「生物多様性地域戦略策定の手引き(令和5年度改定版)概要版」⁵⁴では、地域戦略策定のメリットについて「様々な社会課題の解決や地域活性化」、「企業からの投資の誘引」を挙げているが、多摩・島しょ地域自治体では、「生物多様性保全・持続可能な利用への寄与」など生物多様性基本法の趣旨に沿った役割が重要視されている(図表3-15)。

図表 3-15 地域戦略に期待した／する意義・効果等と実際の意義・効果
(多摩・島しょ地域自治体アンケート結果より)



注)「期待した／する意義・効果等(n=26)」は地域戦略未策定(検討中)を含む自治体数。「実際の意義・効果等(n=19)」は地域戦略策定済み自治体数。

⁵⁴ 環境省「生物多様性地域戦略策定の手引き(令和5年度改定版)概要」(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/local/files/tebiki_gaiyo.pdf) (最終確認日 2025年12月3日)より引用。

③他の計画との統合策定の状況と狙い

- ・多摩・島しょ地域における地域戦略は、環境基本計画や緑の基本計画との統合策定が多いこと（約68%、13市/19市）が特徴である。
- ・多摩・島しょ地域自治体における統合策定の理由においても、地域の重要課題に対して統一感のある取組を推進すること、複数の計画の進捗管理を統一化すること、地域戦略を庁内の上位計画に位置づけることで他部署との連携を強化する仕組みを作ること、予算などの行政資源を節約することが挙げられた。これらの事項は、環境省の手引きにおける統合策定のメリットとも一致していた。
- ・一方で、独立した地域戦略として策定する場合には、他の計画との統合と比較して生物多様性に関する取組内容を充実させるメリットも考えられることから、双方の特徴を考慮した策定方法の検討が重要である。

本地域における地域戦略の特徴は、環境基本計画や緑の基本計画との統合策定の多さであった(図表 3-16)。全国の地域戦略における統合策定の状況(約41%、96/233自治体)⁵⁵と比較すると、多摩・島しょ地域自治体の地域戦略はその約68%(13/19自治体)で統合策定されていた。この理由について、アンケート結果から、地域の重要課題に対して統一感を持った取組が可能であることや、複数にわたる計画の進捗管理が統一できること、かける労力や予算を抑えられるという利点が多く挙げられた(図表 3-17)。また、地域戦略改定時に独立した計画から他の計画(環境基本計画)との統合策定に位置づけを変更した自治体(2自治体)においても、これらが理由として挙げられていた。なお、選択肢に該当しない「その他」として、気候変動分野とも合わせて計画を策定することで事業者との連携も誘発する狙いを挙げた自治体もあった。環境省の手引きにおいても、地域戦略を統合して策定することのメリットとして、まちづくりや他分野との整合性の確保、進捗管理の簡素化、コスト削減などを挙げている(図表 3-18)。

また、関係団体ヒアリング(八王子市・多摩市、両市とも統合策定)においても、庁内における上位の計画に地域戦略を位置づけることにより、他部署との「連携の仕組みづくりの俎上に乗せる」ことや、予算等行政資源の節約も狙いとして挙げられた。

先述の図表 3-14 からも、策定済の19市すべてが「環境関係の動きや既存取組に係わる計画等に合わせた」と回答しており、特に都市部では地域戦略のほかに環境基本計画、緑の基本計画など生物多様性に関連の強い複数の計画も存在するため、これらの計画を統合することで複数の環境課題への統一感をもった取組の実施や新たな主体の巻き込み、事業の効率化を図る狙いがあると考えられる。

一方で、統合策定を行う場合、他分野との調整の都合上、地域戦略に該当する部分の内容が簡略化される可能性がある(図表 3-19)。また、NPObirth へのヒアリングにおいても、地域で既に進められた取組が、地域戦略の分量削減により削除されることによる取組継続の懸念などが指摘された。このように、地域戦略を独立して策定する場合にはコストが増加する可能性はある

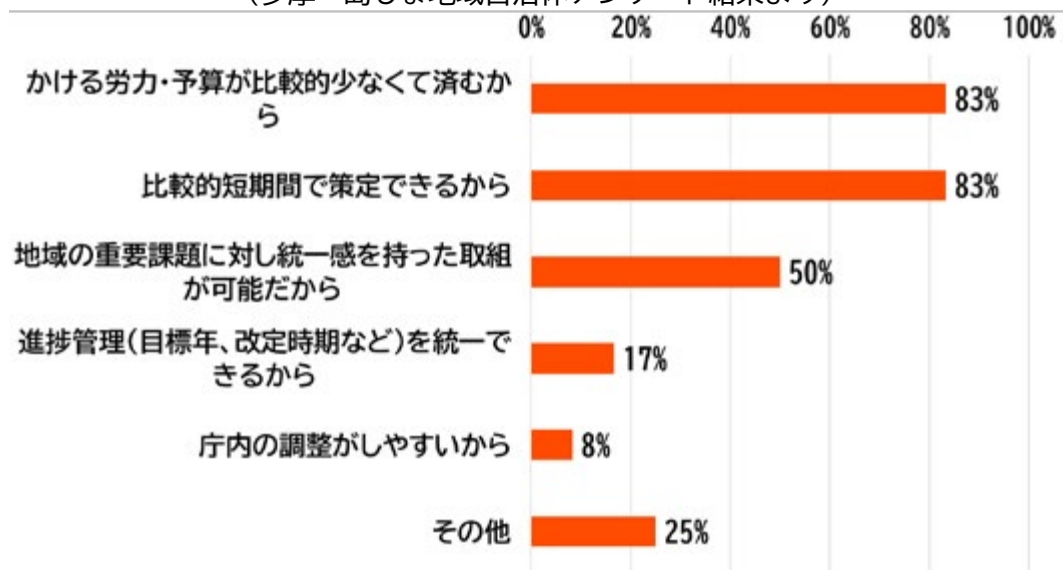
⁵⁵ 東京都以外の道府県における地域戦略策定状況については環境省「生物多様性地域戦略データベース」(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/local/decision.html) (最終確認日 2025年12月3日)を参照。

が、裏を返せば、他の計画の一部として扱われる場合と比較して、戦略に記載する取組内容をより充実させることができるメリットが考えられる。

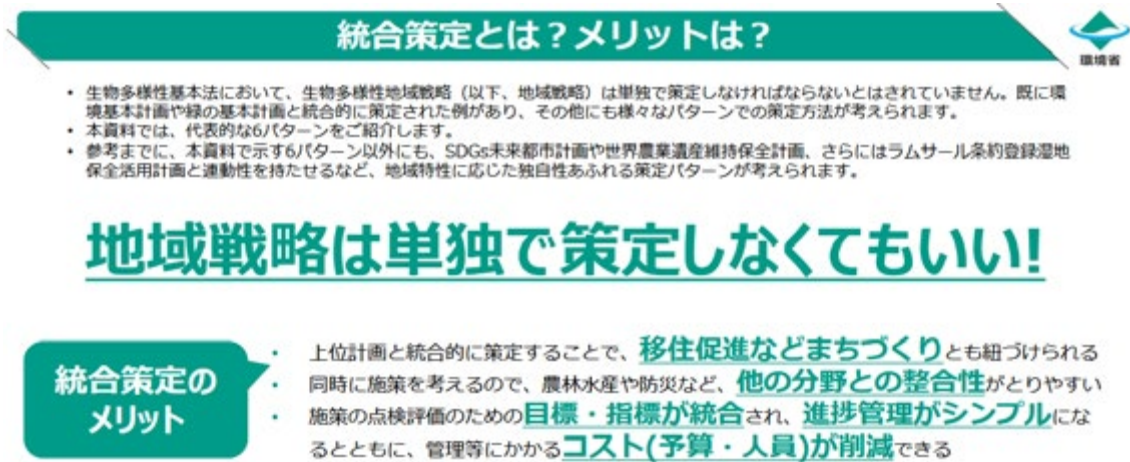
図表 3-16 多摩・島しょ地域自治体の地域戦略における統合策定の状況 (n=19)
(多摩・島しょ地域自治体アンケート結果より)

地域戦略の位置づけ	自治体数 (%)
独立した戦略	6 (32%)
他の計画と統合的に策定	13 (68%)
うち、環境基本計画の一部	8 (42%)
緑の基本計画の一部	3 (16%)
環境基本計画・緑の基本計画と統合	2 (11%)

図表 3-17 地域戦略と他の計画を統合的に策定した理由 (n=13)
(多摩・島しょ地域自治体アンケート結果より)

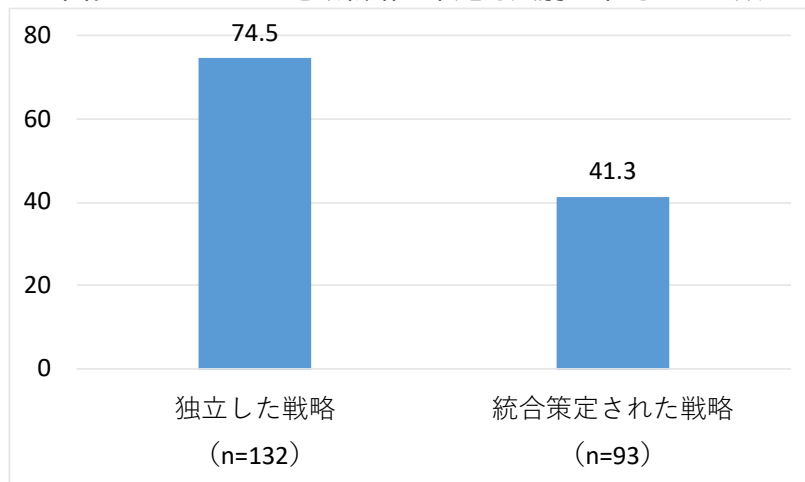


図表 3-18 環境省の手引きにおける統合策定のメリット



出典)環境省「生物多様性地域戦略策定の手引き(令和5年度改定版)概要」(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/local/files/tebiki_gaiyo.pdf) (最終確認日 2025年12月3日)より引用。

図表 3-19 地域戦略の策定方法別の平均ページ数



出典)環境省「生物多様性地域戦略データベース」(令和7年1月1日時点) (https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/local/decision.html) (最終確認日 2025年12月3日)を基に作成。他の計画と統合的に策定された戦略については、地域戦略該当部分のページ数の平均値を使用。

2) 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する分野別の取組状況と自治体内の体制

①生物多様性の保全に関する取組状況・意向

- ・都市化が進んだ北・南多摩地域では、幅広い保全の取組が進められている。
- ・人工的な土地利用が優占する北多摩地域では、南多摩地域と比較して保護地域や OECM 等の取組状況・意向・関心等が低いなど、北・南多摩地域の間で一部異なる傾向もみられた。
- ・人口減少が進んだ西多摩地域や島しょ地域では、地域住民や産業へ被害が生じ得る問題（外来種、鳥獣対策等）への関心が高い。
- ・実施されている取組の理由から、戦略等における優先度の高さのほかに「市民の関心が高く理解されやすい」取組が重要視されている。

生物多様性の保全に関する取組状況及び意向についてのアンケート結果(図表 3-20)から、北多摩地域では、南多摩地域に次いで幅広い取組について「実施している」「実施したい」の該当割合が高い傾向がみられた。特に「調査・研究(自然環境)」、「保護地域等に含まれない場所の保全」、「外来種対策」において高い該当割合を示していた。一方で、「その他の生物の保全」や「インフラ整備の際の配慮」、「環境保全型農業」、「気候変動対策」などの該当割合は低かった。都市化が進み、残存する自然環境が少ないため、対象地域が限られている可能性がある。

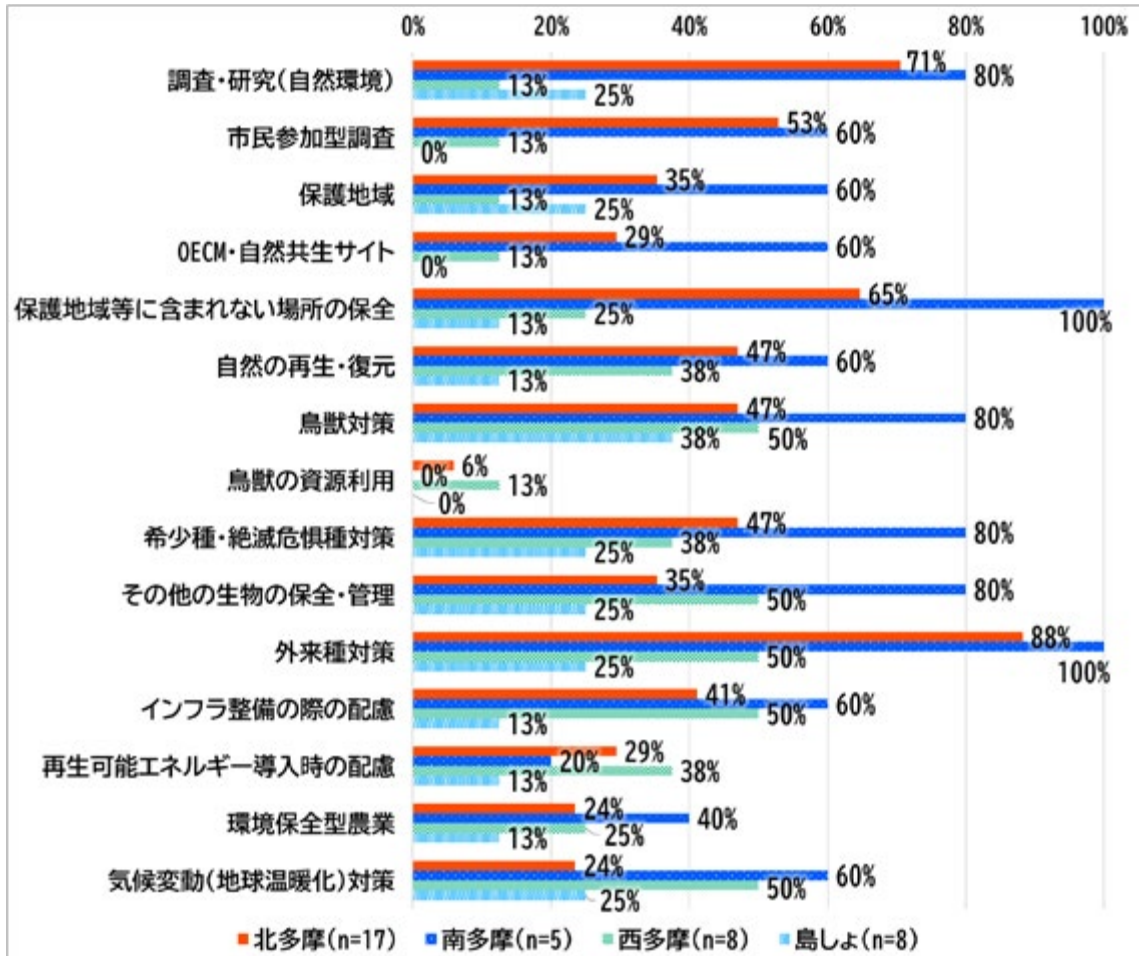
南多摩地域では、人工地と森林など自然環境のバランスがある地域であり、最も幅広い取組が実施されている傾向がある。この地域では地域戦略の策定割合が 100%であり、すべての自治体が幅広い取組を意識・検討していることが考えられる。特に「保護地域等に含まれない場所の保全」や「外来種対策」で 100%の該当割合を示していた。一方で、「再生可能エネルギー導入時の配慮」の該当割合は低いが、「インフラ整備の配慮」の該当割合は 60%と高く、開発事業への関心がうかがえる。

西多摩地域では、多くの項目において概ね中程度の該当割合が示していた。「鳥獣対策」や「その他の生物の保全・管理」、「インフラ整備時の配慮」、「気候変動対策」の該当割合が南多摩に次いで高い傾向があった。山間部が多い地域特有の鳥獣被害対策や広く存在する自然環境への配慮など、都市化が進んだ地域とは異なる特徴がみられる。

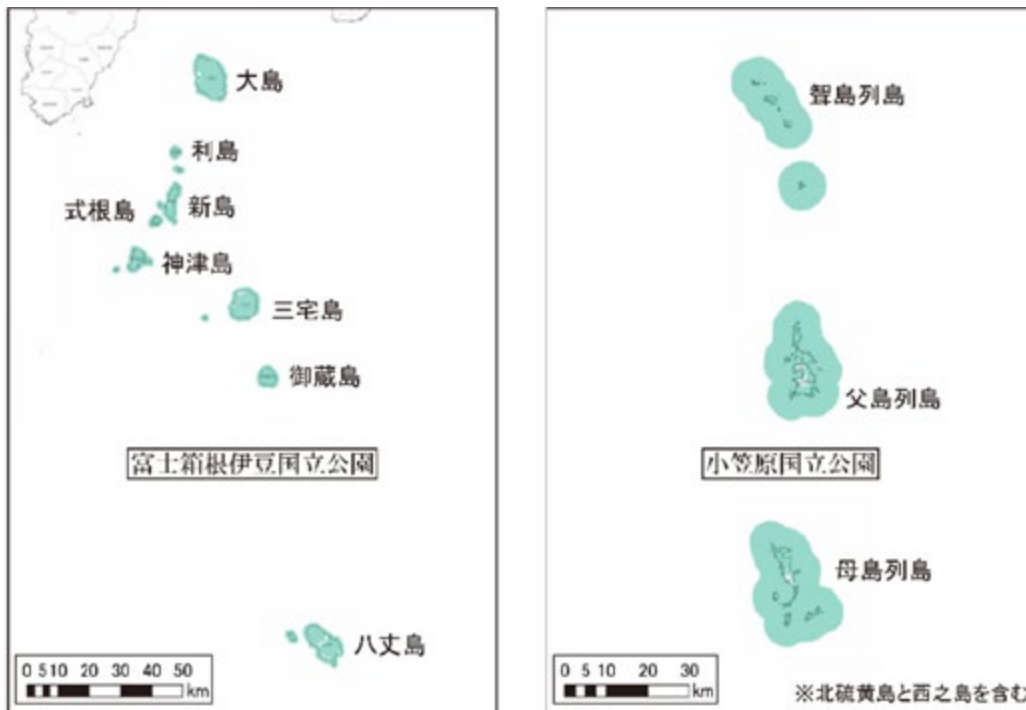
島しょ地域では、全体的に該当割合が低い傾向があった。本地域はほとんどの自治体が国立公園に含まれており(図表 3-21)、自治体独自の取組に関して該当割合が低い可能性がある。また、自治体の規模が小さく行政資源が相対的に限られていることも、独自の取組が少ない理由として考えられる。

なお、自治体ごとの保護地域及び OECM の面積と自治体の面積に対する保護地域等の割合を巻末(図表 巻末 2-5)に示した。

図表 3-20 生物多様性の保全に関連・意識している施策・事業を「実施している」・「取組みたい」自治体の地域区分別割合（複数選択）
（多摩・島しょ地域自治体アンケート結果より）



図表 3-21 島しょ地域における国立公園の設定状況

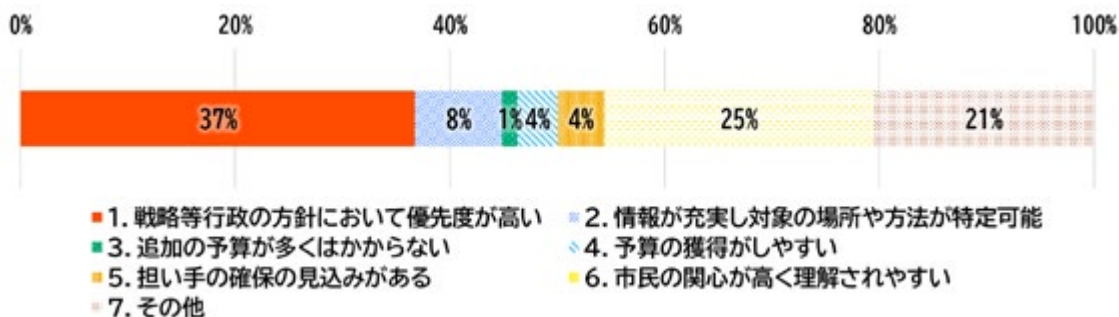


出典)東京都「東京都生物多様性地域戦略」(2023(令和5)年度策定)(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/bas ic/plan/nature/strategy/>)(最終確認日 2025年12月12日)より引用。

注)緑色が国立公園となっている区域である。

また、「実施している」取組の理由を見ると(図表 3-22)、「戦略等行政の方針において優先度が高い」ものや「市民の関心が高く理解されやすい」取組の該当割合が高く、特に「戦略等行政の方針において優先度が高い」の背景には様々な理由が考えられるが、都市化の進行具合や残存する自然環境の状況などが取組の優先度に関係している可能性がある。

図表 3-22 生物多様性の保全の各項目における「実施している」取組の理由 (n=136) (多摩・島しょ地域自治体アンケート結果より)



②生物多様性の利用に関する取組状況・意向

- ・生物多様性の保全に関する項目と比較して、人口等社会条件や自然環境条件により、関心のある項目に顕著な地域差がみられた。
- ・北・南・西多摩地域では共通して教育への活用に高い関心がみられた。
- ・特に都市化が進んだ北・南多摩は生活の安全（防災・減災）や質（レクリエーション・健康・医療や住環境の快適性等）を重視していた。
- ・自然環境が優占する西多摩地域や島しょ地域では共に産業面への活用に高い関心がみられた。
- ・実施されている取組の理由は①の保全に関する取組と同様であり、戦略等における優先度の高さのほかに「市民の関心が高く理解されやすい」取組が重要視されている。

生物多様性の利用に関する取組の取組状況及び意向についてのアンケート結果(図表 3-23)から、北多摩地域では、他の地域と比較して幅広い分野への該当割合が高い傾向がみられた。特に、「地産地消」「自然を活用した教育」「住環境の快適性」「防災・減災(Eco-DRR)」など、地域住民の生活の安全や質の向上、教育活動に関する項目で該当割合が高かった。一方で、農業を除く産業振興や工芸品など文化的な分野への活用は該当割合が低かった。都市化が進み、残存する自然環境が少ないため、これらの分野での活用が限定的である可能性があると考えられる。

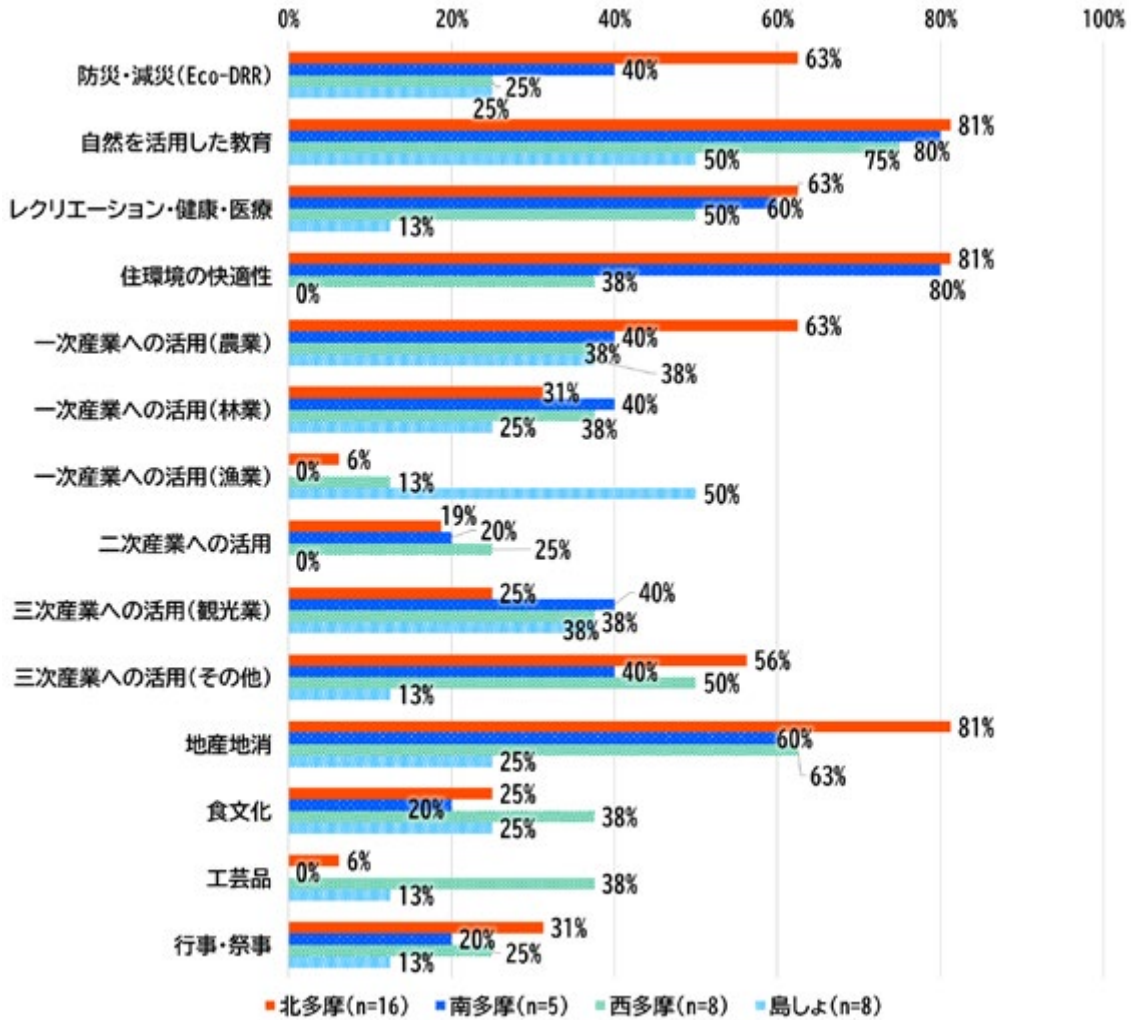
南多摩地域では、「自然を活用した教育」「住環境の快適性」「レクリエーション・健康・医療」「地産地消」など幅広い項目で該当割合が高かった。地域住民の生活の質向上に重点を置いた取組が多くみられた。一方で、産業振興への活用や「文化等への活用」の観点では該当割合が低かった。

西多摩地域では、「自然を活用した教育」や「地産地消」、「三次産業への活用(その他)」への該当割合が高かった。地域の農産物の利用や教育活動に重点を置いた取組がみられた。一方で、「防災・減災(Eco-DRR)」、「住環境の快適性」、三次産業以外の産業振興への活用や文化等への活用の観点では該当割合が低かった。

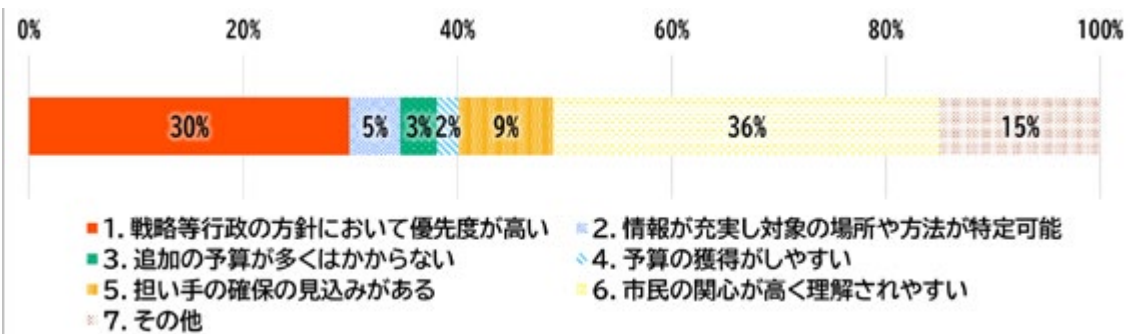
島しょ地域では、「自然を活用した教育」や「一次産業への活用(漁業)」への該当割合が最も高かった。その地理的特性から、他の地域と比較して漁業振興が重要な分野であることが示された。一方で、それ以外の項目については該当割合が低く、自然環境の活用の観点では該当する項目が大きく絞られている傾向がみられた。

また、実施している取組の理由の傾向は①の保全に関する取組と同様であった(図表 3-24)。

図表 3-23 生物多様性の利用に関連・意識している施策・事業を「実施している」・「取り組みたい」自治体の地域区分別割合（複数選択）
（多摩・島しょ地域自治体アンケート結果より）



図表 3-24 生物多様性の利用の各項目における「実施している」取組の理由
(n=147)（多摩・島しょ地域自治体アンケート結果より）



③庁内における分担の状況

- ・地域戦略に記載の取組には、自然環境関連の部署以外にも多様な部署が関わっており、特に河川や都市部の取組など、自然環境分野単体では取組が難しいものがある。
- ・他部署における取組は、本来の主目的は生物多様性保全ではないと考えられるが、生物多様性との結びつけは可能である。
- ・緑化の推進や地産地消、多自然川づくり、環境教育等、同じ環境タイプに対し複数の部署が関わる取組もある。特に地産地消や外来種対策といったソフト面では部署間で連携した取組が行いやすいと考えられる。
- ・民有緑地の公有地化や、里山の活用など、規模が大きい取組や、分野の広い取組においては、必然的に複数の部署で取り組まなければならないという状況も考えられる。

地域戦略を含めた各市町村の計画で、関係する部署について明示されている取組を、関係部署の業務内容ごとに分類した(図表 3-25)。

地域戦略に記載されている取組には、自然環境に関連する部署以外にも、インフラ、産業振興、教育など幅広い分野が関わっている。取組には河川や都市部といった自然環境分野単体での取組が困難なものも含まれており、多様な自然環境に対してそれぞれの部署で得意とする分野を連携して取り組んでいると考えられる。また、自然環境関係以外の部署の取組は直接的な保全活動よりも、副次的に生物多様性保全がもたらされるような取組もある。

また、緑化の推進、地産地消、多自然川づくりといった同じ環境タイプで複数の部署が関わる取組には、連携のしやすさから連携するものと、分野横断的な問題から必然的に連携しているものがあると考えられる。特に地産地消や外来種対策などソフト的な取組は連携しやすさから、民有地の公有地化などは分野横断的で、多数の部署が関わらなければならない必然性によって連携していると考えられる。以下、各分野の取組の特徴を整理した。

- ・自然環境分野：環境調査や保全、環境教育、公有地化など環境行政が関わる広い地域、分野で取組を行っている。
- ・生活環境分野：緑地の保全など自然環境に関わる分野の他に、地球温暖化や下水道など生活に密接に結び付いた取組がある。
- ・土木分野：制度に基づいた土地の管理や魚道などの環境整備といったハード的な取組が多い。
- ・都市計画分野：幅広い環境タイプに対して取組を行っている。また、管理手法の検討や制度の活用など利用の振興や推進に関する取組が目立つ。
- ・農林水産業分野：農地の保全や観光利用など農地を中心とした取組が多い。一方で陸水域を対象とする取組はほとんど見られなかった。
- ・観光分野：観光利用を中心に土地の活用や産業振興に関する取組が多い。陸水域に関する取組は見られなかった。
- ・教育・文化分野では、自然環境のふれあいや農業体験、普及啓発を主とした取組を行っている。また、民有地の公有化など直接的な自然環境保全に関わることもある。

図表 3-25 地域戦略に記載された取組×部署間の役割分担の状況

行政分野		取組の例
環境系	自然環境	樹林地や里山の保全と条例による保護、環境教育や調査の推進、民有緑地の公有化と維持管理、生物多様性の保全と外来種対策、緑地保全地域の維持管理、都市環境への緑地活用、水田や畑地の保全と活用、公園整備と市民参加型活動の推進、河川環境の維持・向上と洪水対策、湧水や用水路の保全と生きものの環境づくり
	生活環境	環境教育や学習機会の提供、民有緑地や緑地保全地域の維持管理、丘陵地公園や散策路の整備、気候変動による生態系への影響の把握、地産地消や学校給食の推進、河川や水辺環境の保全と活用、雨水貯留浸透施設の設置促進、子どもの環境教育と自然とのふれあい機会の創出、ボランティアや市民協働による緑地管理活動、生物多様性の保全と外来種対策
インフラ系	土木	散策路や丘陵地公園の整備、緑地保全地域や特別緑地保全地区の維持管理、都市緑地や街路樹の適正な管理、水田や畑地の保全と活用、緑化や植樹の推進、河川や親水空間の整備と洪水対策、湧水や地下水の保全と雨水浸透促進、教育・研究機関との連携による自然共生サイト登録の促進、生産緑地地区の保全活用方策の検討、自然環境整備と希少種の保全
	都市計画	里山環境の保全と市民協働による活用、森づくり事業や林業振興の推進、遊休農地の活用や耕作放棄地対策、スマート林業や森林経営管理制度の活用、地域の自然を活用した観光振興、循環型農業や地産地消の推進、学童農園や体験農園の充実、農業後継者や新規就農者の育成支援、シカ被害防止などの森林管理の促進、関係団体との連携による援農ボランティアの普及
産業振興系	農林水産業	主要観光エリアの保全と活用、地域の自然を活用した観光振興の推進、農地や水田、畑地の保全と活用、地産地消や環境に優しい農業支援、農業後継者や新規就農者の育成支援、回遊ルートの策定と観光客誘導、生産緑地地区の保全活用方策の検討、オープンガーデンの推進、交流拠点施設のリノベーションやエコツーリズムの促進、農地とのふれあいの場の推進
	観光	自然環境学習会や市民協働による里山環境の活用・保全、森づくり事業や林業振興の推進、遊休農地の活用や耕作放棄地対策、スマート林業や森林経営管理制度の活用、地域の自然を活用した観光振興、循環型農業や地産地消の推進、学童農園や体験農園の充実、農業後継者や新規就農者の育成支援、シカ被害防止などの森林管理の促進、関係団体との連携による援農ボランティアの普及
教育・文化		民有緑地の公有化と維持管理の推進、里山とのふれあいの場の推進、樹林地の保全活用、生産緑地制度の周知、農地とのふれあいの場の推進、地産地消の推進、学校における農業体験学習、学校ビオトープの創出と活用、櫻ぐねや生垣の保全推進、哺乳類・猛禽類が生息するための広域的な自然の保全

出典)総務省 行政分野別分類(案) (https://www.soumu.go.jp/main_content/000026700.pdf) (最終確認日 2026年1月22日)を参照して作成。

3) 戦略等の計画の策定・取組の実施段階における課題

① 地域戦略策定にあたっての課題と未策定の要因

- ・ 策定自治体と未策定（検討中）自治体で共通した傾向がみられ、主に行政資源や専門知見の不足、データの不足・活用方法の不明確さ、目標設定の困難さが挙げられた。
- ・ 未策定（当面予定なし）の理由には、地域の生態系等に関する情報不足や、地域における優先度の低さ、担当部署の不明確さなどが挙げられた。ただし、策定の必要性については半数以上の自治体で浸透していた。

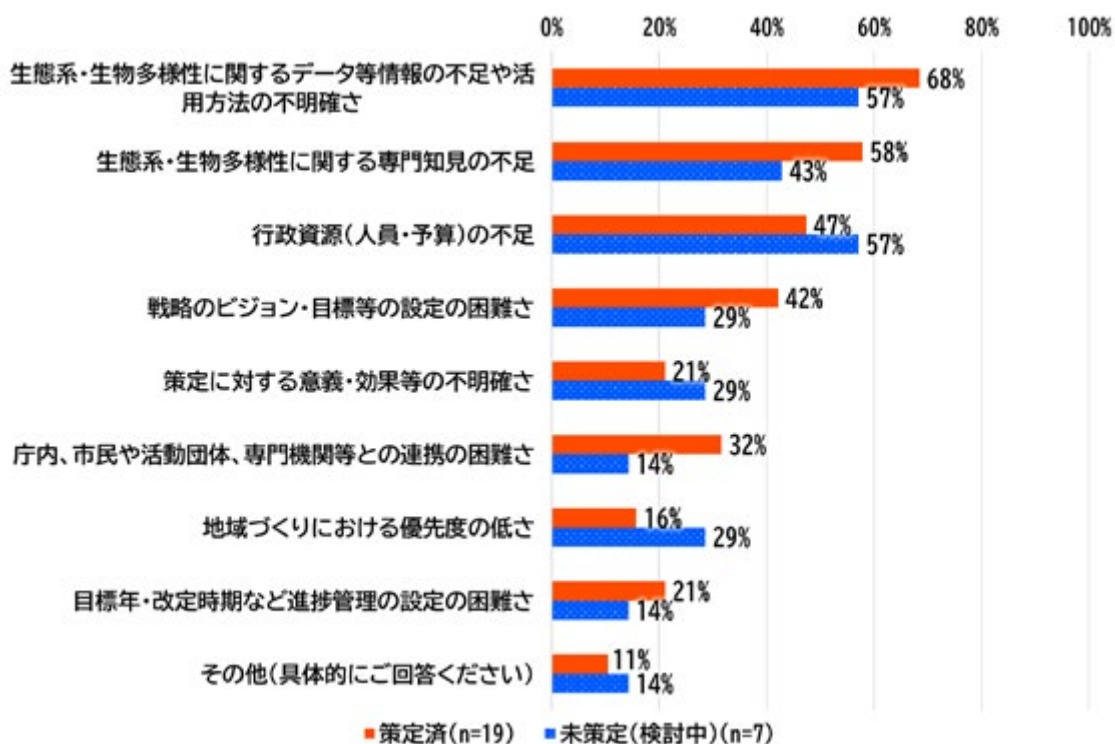
地域戦略策定にあたっての課題についてのアンケート結果(図表 3-26)から、地域戦略を策定済みの自治体では、「データや情報の不足・活用方法の不明確さ」「専門知見の不足」「行政資源の不足」「目標設定の困難さ」が課題として多く挙げられていた。地域戦略を未策定（検討中）の自治体では、「行政資源の不足」や「データや情報の不足・活用方法の不明確さ」が主な課題として挙げられていた。また、地域戦略を改定済みの 6 自治体では、策定時と改定時でほとんど同一の課題が挙げられていた。

アンケートによる自由記述(付録資料(図表 付録 1-15))から、行政資源の不足に関しては、自治体の担当人員が少なく多忙を極めることや、予算獲得の難しさが課題として挙げられていた。専門知見の不足については、自治体職員の専門知識不足が共通した課題であり、これに対して地域の団体や専門家との協力、専門業者への委託などが行われていた。一方で、職員の異動に伴う知識の引継ぎの問題も課題として挙げられていた。同様に、データや情報の不足・活用方法の不明確さについては、現状把握のための自然環境関連データの不足や、データが得られた場合の活用方法が見いだせないという課題が共通してみられた。また、市民から得られた情報の精度やその扱いに関する課題も挙げられていた。

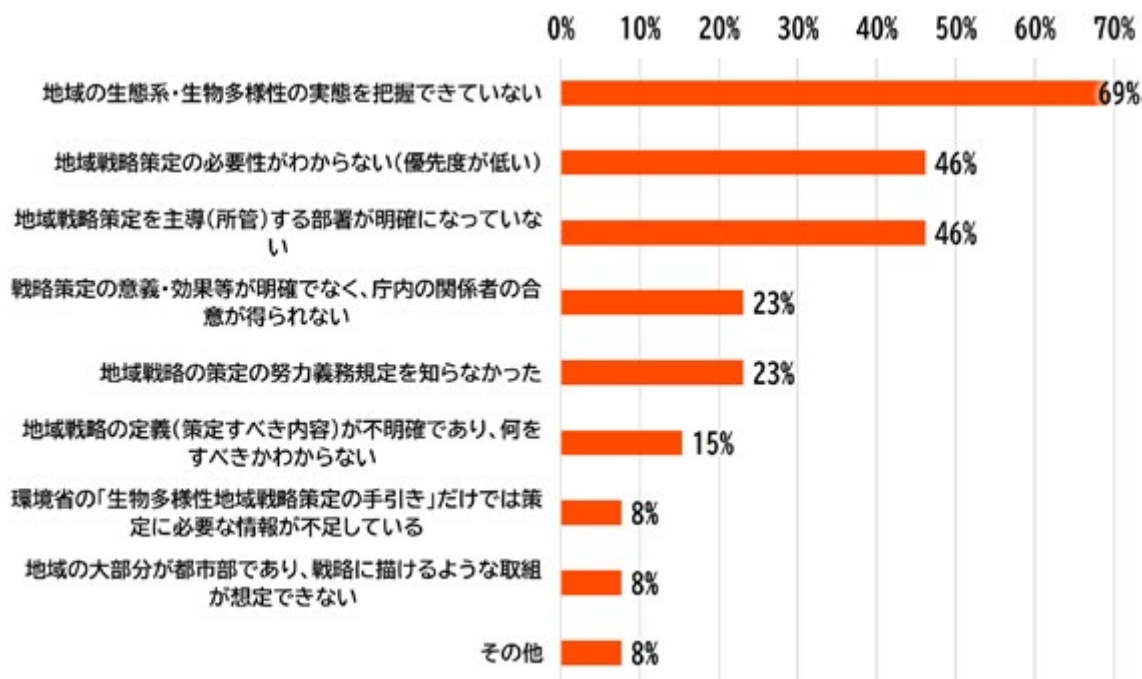
目標設定の困難さについては、目標に対する地域の自然環境の現状が把握できていないことや、生物多様性に関する数値目標の設定が困難であるという課題がみられた。さらに、目標設計の難しさから目標の再設定や更新ができていない例もみられた。これらの課題は、地域戦略の策定や改定において共通して重要な課題であると考えられる。

また、地域戦略を未策定（当面予定なし）の自治体に対するその理由についてのアンケート結果(図表 3-27)から、最も多く挙げられたのは「地域の生態系・生物多様性の実態を把握できていない」であった。ほかにも、「地域戦略策定の必要性がわからない(優先度が低い)」「地域戦略策定を主導(所管)する部署が明確になっていない」も半数程度を占めていた。また、「その他」の具体的な理由として「マンパワー不足」という回答も得られた。

図表 3-26 地域戦略策定時の課題
(多摩・島しょ地域自治体アンケート結果より)



図表 3-27 地域戦略未策定(当面予定なし)の理由
(多摩・島しょ地域自治体アンケート結果より)

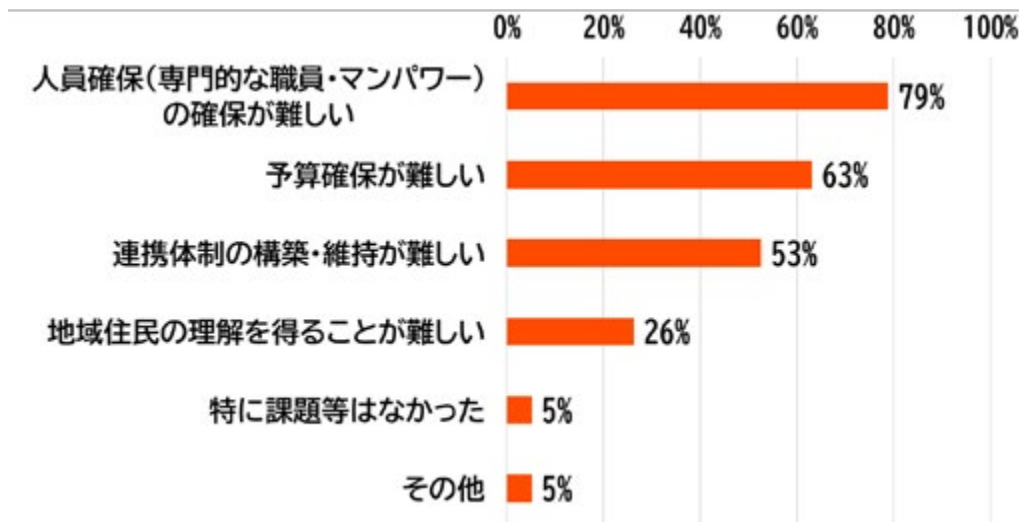


②地域戦略の推進や戦略等の進捗管理における課題

- ・「人員確保」、「予算確保」、「連携体制の構築・維持」の該当割合が高く、専門的な人材や取組に注げる労力、予算の問題など、策定時と同様の課題が見られた。また、「連携体制の構築・維持」を選択した自治体（10自治体）の半数において、庁内外双方で連携に課題があった。
- ・地域戦略の目標設定等においては、「現在の自然環境の状況」や「地域にゆかりのある風景や自然、生物等の情報」が重要視されるが、自治体が有する自然環境情報等の目標設定（数値指標含む）等への活用は限定的であった。

地域戦略の推進にあたっての課題についてのアンケート結果(図表 3-28)から、地域戦略の推進・実施においては、特に「人員確保」、「予算確保」、「連携体制の構築・維持」が重要な課題であることが示された。このうち、「人員確保」を選択した自治体のほとんどでは、専門的な人材の不足やマンパワー(取組に注げる労力)の確保の双方が不足しているという結果が得られた。「連携体制の構築・維持」を選択した自治体のうち、その半数(5自治体)において、庁内及び民間主体の双方との連携に課題を感じているという結果が示された。また、庁内での連携と庁外の民間主体等との連携においては、特に差がみられず、いずれも課題が存在していることがわかった。

図表 3-28 地域戦略の推進にあたっての課題 (n=19)
(多摩・島しょ地域自治体アンケート結果より)



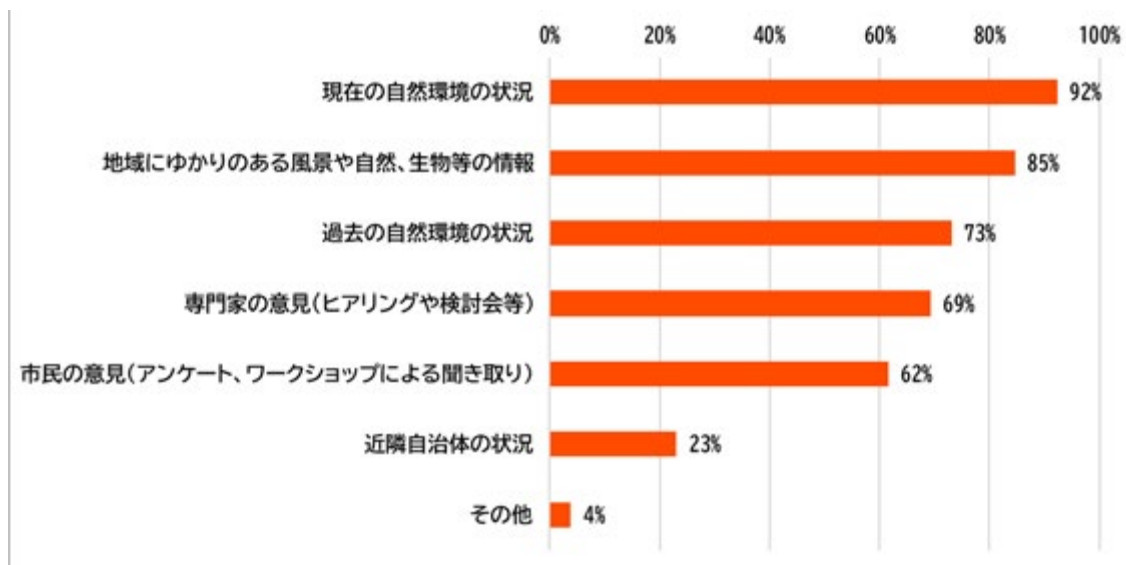
また、地域戦略の目標設定・進捗管理に関しても課題が見られた。地域戦略のビジョン・目標等の方針の検討にあたり踏まえた(未策定の場合、踏まえない)事項に関するアンケート結果(図表 3-29)から、「現在の自然環境の状況」や「地域にゆかりのある風景や自然、生物等の情報」が、自然環境に関する現状把握の中で最も重視されていた。前者は地域戦略の目的上重視されるべき項目であり、その一方で後者の「地域にゆかりのある風景や自然、生物等の情報」も該当割合が 85%と高く、地域住民と自然環境との関係性や、それらを含む地域のアイデンティティや

独自性を尊重し、地域戦略に反映させる意図があると考えられる。

このように目標設定において重視する事項がある一方で、調査データ等現状把握に用いる情報の活用状況に関するアンケート結果(図表 3-30)では、課題抽出や目標設定・進捗管理への活用は、全体的に進んでいない項目が多かった。特に「動植物等生物相全体の分布調査」など地域の生物多様性に関連の強い調査においても、課題抽出や目標設定に直接活用される割合が低く、これらの情報が具体的な課題や目標に結びついていない可能性が考えられる。

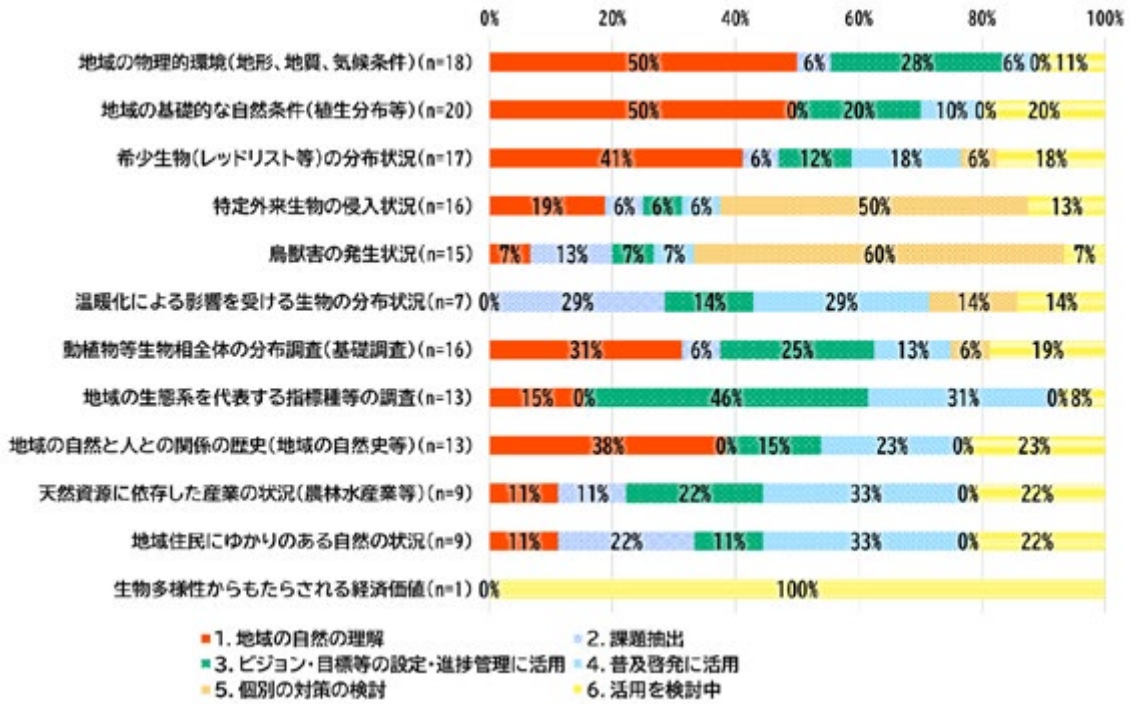
文献調査によれば、多摩・島しょ地域の自治体における地域戦略では、19自治体中15自治体が数値指標を設定していた。このうち、生物多様性の保全(種の保全、生態系の保全)や身近な自然との共生に関するアウトカム指標の設定状況を分類・整理した結果を図表 3-31に示した。「生物多様性の保全に関する指標」のうち、「種の保全」に関する指標は5自治体でのみ設定されており、限定的である。一方、「生態系の保全」に関する指標は12自治体で設定されており、最も多く採用されている。しかし、緑被率などの指標が中心であり、具体的な生態系の保全に関する指標の設定はされていなかった。これは、対象地域の生態系を明確に把握しづらい点や、生態系に与える影響を指標として設定することが困難な点が影響していると考えられる。また、「身近な自然との共生に関する指標」は10自治体で設定されているが、市民の自然とのふれあいや満足度など、主にアンケート調査に基づく定性的な指標が多い点が特徴的であった。

図表 3-29 地域戦略のビジョン・目標等の方針の検討にあたり踏まえた(未策定の場合、踏まえたい)事項(複数選択、n=26)
(多摩・島しょ地域自治体アンケート結果より)



注)地域戦略を策定済み・未策定(検討中)の自治体のみ回答(計 26 自治体)

図表 3-30 生物多様性に関する情報の活用状況
(多摩・島しょ地域自治体アンケート結果より)



図表 3-31 生物多様性の保全等に関するアウトカム指標の設定状況

アウトカム指標の分類		指標名	設定自治体数
生物多様性の保全に関する指標	種の保全	東京都レッドリスト（本土部）2020 版掲載種の市内確認種数（指定種 10 種）、水辺の在来生物種数、生物多様性の拠点（3 地点）の在来生物の種類数【定性指標】、生きものモニタリング結果・市民観察種（毎年調査）の確認状況、生きものモニタリング結果・代表種（毎年調査）の確認状況、生きものモニタリング結果・代表種（5 年に 1 回程度調査）の確認状況、生物多様性重要配慮地域における重要生物種数、調整池・調節池の工事完了後に自然環境に関わる評価項目を別に設定し点検評価を行う。（水質、生物の生息状況等）	5 自治体
	生態系の保全	緑被率、みどり率、生産緑地面積、市内 8 河川 9 地点の BOD 環境基準達成率、水質汚濁にかかる環境基準適合率、河川白濁等の水質事故件数、河川環境基準項目測定値、生産緑地地区の面積、農地面積（減少面積）、緑地面積、緑地確保目標量、湧水箇所数、緑被地面積	12 自治体
身近な自然との共生に関する指標		外来生物に関する苦情・相談件数、自然とふれあう機会がある市民の割合、水辺公園緑地の環境に対する市民満足度（%）、公園緑地等都市施設とする緑地の市民人当たりの面積、「生活に必要な道路や公園が整っている」と感じる市民の割合、「緑を基本とした景観が保全されている」と感じている市民の割合、日頃から身近な自然とふれあっている市民の割合、水辺や湧水にふれあう活動や行事に参加している市民の割合、東久留米市の良さ（水や緑といった環境）を知っている市民の割合、1 人当たりの公園面積、みどりのふれあいに満足している市民の割合、水辺とのふれあいに満足している市民の割合、歴史・文化とのふれあいに満足している市民の割合、稲城市の「自然の豊かさ」に「満足」と答えた市民の割合、親水公園など整備状況、自然を活かした公園・フィールドの整備箇所、稲城市に「住み続けたい理由」で「自然環境が良い」と答えた市民の割合、生物多様性の視点でのまちづくりに向けた進捗状況、都市公園等の整備目標、（都市公園等の）市民 1 人当たり面積	10 自治体

注)多摩・島しょ地域自治体の策定済みの地域戦略(計 15)より。アウトカム指標の抽出にあたっては生物多様性や共生に関する「状態」に該当する指標を抽出し、「～整備率」や「～実施回数」等の取組に関する指標はアウトプット指標として本表には含めない整理とした。

③生物多様性の保全・利用の推進全般に係る課題

- ・「行政資源（人員・予算）の不足」「生態系・生物多様性に関する専門的知見の不足」「データ等情報不足」「活用方法の不明確さ」「問題に関する認知度の低さ」などは、全地域共通の課題であった。
- ・自治体内外における連携の困難さについては複数の自治体で一定の課題認識があった。
- ・一方で、「地域づくりにおける優先度の低さ」は全体としては該当割合が低く、生物多様性の保全や利用に関する重要性の認識は広がっている一方で、北多摩、島しょの一部自治体では他の行政課題と比較して重要性が低く認識されている現状もあった。

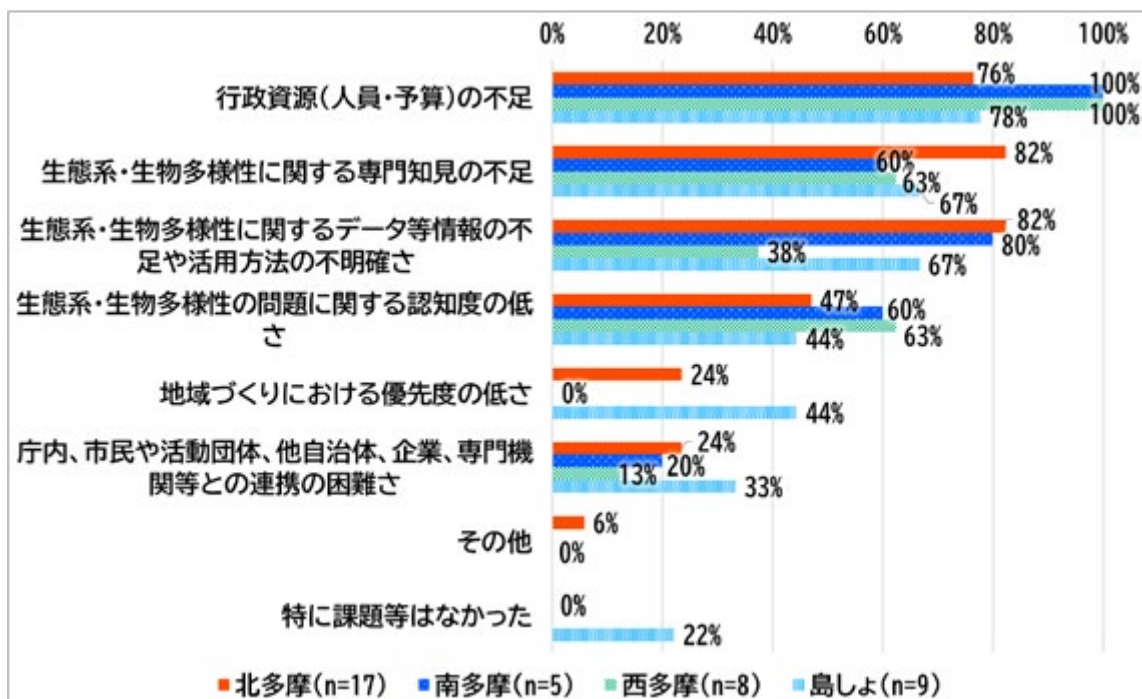
地域戦略の推進に留まらない、生物多様性の保全・利用の推進にあたっての課題についてのアンケート結果(図表 3-32)から、北多摩地域では、「行政資源(人員・予算)の不足」、「生態系・生物多様性に関する専門知見の不足」、「生態系・生物多様性に関するデータ等情報の不足」が特に高い割合を示しており、専門知見や情報の不足が課題となっていた。また、「生態系・生物多様性の問題に関する認知度の低さ」(47%)も一定の割合を示しており、都市部での住民の関心が相対的に低いことが課題として挙げられた。一方、「庁内、市民や活動団体、他自治体、企業、専門機関等との連携の困難さ」(24%)は他地域と比較してやや低い割合を示しており、連携の課題は比較的少ない傾向がみられた。

南多摩地域では、「行政資源(人員・予算)の不足」が最も高い割合を示しており、予算や人員の不足が深刻な課題となっていた。また、「生態系・生物多様性に関するデータ等情報の不足」も高い割合を示しており、情報の整備が課題となっていた。「生態系・生物多様性の問題に関する認知度の低さ」(60%)も高い割合を示しており、住民の関心を高める必要性が認識されていた。一方、「庁内、市民や活動団体、他自治体、企業、専門機関等との連携の困難さ」(20%)は比較的低い割合を示しており、連携の課題は他地域よりも少ない傾向がみられた。

西多摩地域では、「行政資源(人員・予算)の不足」が最も高い割合を示しており、予算や人員の不足が深刻な課題となっていた。また、「生態系・生物多様性に関する専門知見の不足」(63%)や「生態系・生物多様性の問題に関する認知度の低さ」(63%)も高い割合を示しており、住民の関心や専門知見の不足が課題となっていた。一方、「生態系・生物多様性に関するデータ等情報の不足」(38%)は他地域と比較して低い割合を示しており、活用方法が明確な情報がある程度整備されている可能性が考えられる。また、「庁内、市民や活動団体、他自治体、企業、専門機関等との連携の困難さ」は他地域と比較して低い割合を示していた。

島しょ地域では、「行政資源(人員・予算)の不足」(78%)や「生態系・生物多様性に関する専門知見の不足」(67%)、「生態系・生物多様性に関するデータ等情報の不足」(67%)が高い割合を示しており、行政資源や専門知見、情報の不足が課題となっていた。また、「生態系・生物多様性の問題に関する認知度の低さ」(44%)も一定の割合を示しており、住民の関心を高める必要性が認識されていた。一方、「庁内、市民や活動団体、他自治体、企業、専門機関等との連携の困難さ」(33%)は他地域と比較して高い割合を示しており、島しょ特有の孤立性や行政資源の制約が連携の課題を生じさせている可能性が考えられる。

図表 3-32 生物多様性の保全・持続可能な利用に関する取組の推進にあたっての課題（n=39）（多摩・島しょ地域自治体アンケート結果より）



(3) 課題の整理と対応の方向性

- ・課題を「対応すべき保全・利用上の課題」と「推進上の課題」に整理した。
- ・本調査研究の方向性として「推進上の課題」に着目し、「Ⅰ短期的な対応事項」「Ⅱ中長期的な重要事項」の2種に分け、対応の方向性を6項目に整理した。

1) 現状把握から明らかになった課題

①対応すべき保全・利用上の課題

これまでに整理した生物多様性の危機や、保全・利用に関する取組の実施状況から、図表 3-33に各地域の特徴と生物多様性保全や利用に関する地域課題について整理した。

保全上の観点から、島しょ地域では特に「第3の危機」(外来種や汚染等)が懸念され、北・南・西多摩地域においてはより幅広い生物多様性の危機が懸念されていた。

利用上の観点からは、都市域が広く存在する北・南多摩地域では、生物多様性を活用した生活の安全や質の向上に関する取組が意識され、西多摩地域や島しょ地域など自然環境が優先する地域では産業面への活用に関する取組が意識されていた。

図表 3-33 各地域の特徴とアンケート結果による生物多様性の保全・利用に関する地域課題の整理

地域	特徴	保全上の課題	利用に関する地域課題
北多摩	人口密度が最も高く、人口減少率は比較的緩やか。都市化が最も進行。	「第1の危機」(開発等)、「第3の危機」(外来種や汚染等)による自然環境の減少。	教育、生活の安全(防災・減災)や質(レクリエーション・健康・住環境の快適性等)を重視
南多摩	人口密度が高く、人口減少率は比較的緩やか。都市化が進行する一方、自然環境も一定程度存在する。	「第2の危機」(管理不足等)、「第3の危機」(外来種や汚染等)、「第4の危機」(温暖化)	教育、生活の安全(防災・減災)や質(レクリエーション・健康・住環境の快適性等)を重視
西多摩	自然環境が豊かで都市化が進んだ東部から山間部の西部まで幅広い環境条件を含む。過疎化が進行。特に生産年齢人口比率が低い。西部5自治体は国立公園区域と重なっている。	「第2の危機」(管理不足等)、「第3の危機」(外来種や汚染等)、「第4の危機」(温暖化)	教育、産業面への活用(農業、林業、観光等)に高い関心
島しょ	自然環境が豊かで、沿岸生態系を含む固有性の高い生態系を有する。過疎化が進行。青ヶ島を除くすべての自治体が国立公園区域と重なっている。	「第3の危機」(外来種や汚染等)	産業面への活用(漁業、観光等)に高い関心

②推進上の課題（生物多様性の保全・持続可能な利用の推進における課題）

課題に関するアンケート結果から、地域戦略の策定・推進、地域戦略に留まらない取組の推進において共通して大きな障壁となっている課題には、大きく分けて「行政資源（人員・予算）の不足」「データ等情報の不足」「専門知見の不足」「問題に関する認知度の低さ」「目標設定の困難さ」、「庁内外の連携の困難さ」の6項目が挙げられた。（図表 3-34）

図表 3-34 アンケートによる推進上の課題の整理

地域戦略策定における課題	地域戦略の推進における課題	保全・利用の推進全般における課題
行政資源の不足 専門知見の不足 データ不足・活用方法の不明確さ 目標設定の困難さ	人員確保 予算確保 連携体制の構築・維持（庁内外） ビジョン・目標設定	行政資源（人員・予算）の不足 生態系等に関する専門的知見の不足 データ等情報不足や活用方法の不明確さ 問題に関する認知度の低さ

2) 対応の方向性

「1)現状把握から明らかになった課題」のアンケート結果から、各地域において「対応すべき保全・利用上の課題」がある中で、生物多様性の保全・利用に関する取組を進める上で大きな障壁となる「推進上の課題」が存在することが考えられた。

本調査研究では、多摩・島しょ地域が取組を進めるための「推進上の課題」に着目し、それらへの対応の方向性（提言）を「Ⅰ短期的な対応事項」及び「Ⅱ中長期的な重要事項」に分け、以下6項目に整理した。

図表 3-35 多摩・島しょ地域における課題と対応の方向性（提言）の構成



I 短期的な対応事項

①国及び都等の制度・補助金等の活用

- ・対応する課題：行政資源(人員・予算)の不足、データ等情報の不足
- ・国(環境省等)や東京都は近年様々な生物多様性に関する認定制度、財政支援、取組・生物データに関する情報提供などを行っている。
- ・特に地域戦略の策定や庁内における新たな取組の機運醸成などに東京都の補助金が活用された事例は多く、生物多様性に関する取組の仕組みづくりの初動としてこれらの支援を活用することは有効である。

②生物多様性の分野間連携の促進と地域課題への貢献

- ・対応する課題：行政資源(人員・予算)の不足、データ等情報不足、問題の認知度の低さ
- ・防災・減災、生活の快適性向上、教育、産業振興などの地域課題に対する生物多様性の貢献が期待され、各対策における副次的効果として生物多様性を再評価することが生物多様性の側面から新たな取組をする上で重要である。

③民間企業や市民団体等との連携推進

- ・対応する課題：行政資源(人員・予算)の不足
- ・近年の TNFD やネイチャーポジティブというキーワードが企業等民間主体に広がり、これまで以上に民間主体の取組が活発化している。
- ・この流れに乗り遅れることなく、積極的に企業等へ取組の場に関する情報提供やマッチング等を行い、民間の力を取り入れることが重要である。

④市民の理解・参画の促進

- ・対応する課題：行政資源(人員・予算)の不足、問題の認知度の低さ
- ・自治体アンケート結果から、自治体が生物多様性の保全・利用に取り組むにあたっては「市民の理解」が重要な要因のひとつであることが示唆された。
- ・市民に理解や関心が得られる取組を効果的に進めること、またその基礎となる生物多様性の保全・利用への理解・関心自体を浸透させていき、新たな担い手の裾野も広げていく点が重要である。

Ⅱ 中長期的な重要事項

⑤地域社会と生物多様性の関係性のあり方を踏まえたビジョン・目標設定

- ・対応する課題：目標設定の困難さ
- ・ビジョン・目標設定の明確化は課題抽出や取組の特定・具体化にあたっての基礎である。
- ・限られた行政資源を効率的・効果的に使用するには、地域の自然との関係性のあり方に関するビジョンや、それに基づく適切な目標・指標の設定、優先度付けされた施策の実行が重要である。
- ・ビジョンや目標設定においては市民や活動団体、中間支援組織等地域の主体を巻き込み、地域の自然と市民生活の共生のあり方を継続的に議論して設定していくことが、実効性のある取組や地域の主体のモチベーション向上、ひいては人材育成の観点から重要である。

⑥周辺自治体（広域）の情報活用と課題の共有による統一性をもった取組の推進

- ・対応する課題：庁内外の連携の困難さ
- ・特に北多摩・南多摩の自治体は一部を除き小面積であり、自治体間で共通する特徴的な自然環境（崖線緑地や用水、河川など）や、生態系ネットワークの維持の観点からは単一自治体での取組には限界がある。
- ・周辺自治体との情報活用と課題の共有を通じて、統一性をもった取組を進めることが重要である。

第4章

事例分析： 課題解決のための 先進事例の収集と分析

第4章 事例分析：課題解決のための先進事例の収集と分析

本章では、第3章で整理した多摩・島しょ地域の現状と課題を踏まえて、生物多様性の観点から注目される全国の先進事例を紹介する。本調査研究では、多摩・島しょ地域と類似した地理的条件や、自治体アンケートで関心の集まった取組内容を考慮して、次頁の自治体及び関係団体にヒアリングを行った。なお、事例は9つのテーマに分けて掲載する(図表 4-1)。

図表 4-1 テーマ一覧

- | |
|-------------------------------|
| テーマ (1) 自然共生サイトなど場の保全に関する取組 |
| テーマ (2) 外来種対策 |
| テーマ (3) 副次的な効果としての生物多様性保全 |
| テーマ (4) 鳥獣対策（広域連携含む） |
| テーマ (5) 民間主体の取組の支援 |
| テーマ (6) 自然とのふれあい、教育 |
| テーマ (7) 市民への普及啓発 |
| テーマ (8) 自然環境調査の活用 |
| テーマ (9) 生物多様性地域戦略の上位計画への位置づけ等 |

図表 4-2 「図表 4-3 ヒアリング対象とした自治体等の概要」対応する方向性(提言)

- | |
|---|
| ①・・・国及び都等の制度・補助金等の活用 |
| ②・・・生物多様性の分野間連携の促進と地域課題への貢献 |
| ③・・・民間企業や市民団体等との連携推進 |
| ④・・・市民の理解・参画の促進 |
| ⑤・・・地域社会と生物多様性の関係性のあり方を踏まえたビジョン・目標設定 |
| ⑥・・・周辺自治体（広域）の情報活用と課題の共有による統一性をもった取組の推進 |

図表 4-3 ヒアリング対象とした自治体等の概要

自治体名・ 基礎情報	事例番号	事例内容	対応する方向性(提言)					
			①	②	③	④	⑤	⑥
北海道札幌市 人口：1,967,361人 面積：1,121.26k㎡ 政令指定都市	事例(2)-1	企業と連携した外来種防除	○		◎	○		
	事例(4)-1	幅広い団体と連携したヒグマ管理				○	○	◎
	事例(6)-1	市民参加型の生物調査				○		
埼玉県所沢市 人口：342,490人 面積：72.11k㎡	事例(2)-2	高校生物部との外来種周知啓発			○	○		
	事例(6)-2	企業とのウォーキングイベント共催			○	○		
埼玉県三芳町 人口：37,230人 面積：15.33k㎡	事例(3)-1	武蔵野地域の落ち葉堆肥農法	○	○	○	◎		◎
千葉県柏市 人口：438,343人 面積：114.74k㎡ 中核市	事例(1)-1	市民と市による保全管理(下田の杜)	◎			○		
	事例(5)-1	未利用地と活動団体のマッチング		○	◎	◎		
東京都杉並区 人口：582,636人 面積：34.06k㎡	事例(1)-2	区民との協働(遅野井川親水施設)	◎		○	◎		
	事例(3)-2	グリーンインフラの取組(雨庭等)	◎	◎		○		
東京都多摩市 人口：148,248人 面積：21.01k㎡	事例(8)-1	アプリ利用の市民参加型調査			○	◎		
	事例(9)-1	複数の計画を一体的に包含して策定		◎			○	
東京都八王子市 人口：561,457人 面積：186.38k㎡ 中核市	事例(9)-2	環境基本計画を地域戦略に位置付け		◎			◎	
愛知県名古屋市 人口：2,331,264人 面積：326.46k㎡ 政令指定都市	事例(1)-3	市民・企業と協働(なごや東山の森)	◎		○	○		
	事例(2)-3	公有地の外来種モニタリング				○		
	事例(5)-2	生物多様性緑化ガイドライン			◎	◎		
	事例(7)-1	市民向け普及啓発(リーフレット)				○		
	事例(8)-2	生物多様性重要エリアマップ		◎	○	◎	○	
鹿児島県瀬戸内町 人口：7,909人 面積：239.65k㎡	事例(1)-4	漁協等との連携(ネリヤカナヤの海)	◎	◎	○			

注) 人口・面積については各自治体ウェブサイトを基に記載、最終確認日 2026年1月27日。

注) 「◎」は第5章提言で取り上げている事例を表している。

テーマ（1）自然共生サイトなど場の保全に関する取組

■「生物多様性国家戦略 2023-2030」における該当項目

基本戦略 1 生態系の健全性の回復

行動目標 1-1 陸域及び海域の 30%以上を保護地域及び OECM により保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する

事例(1)―1. 市民と自治体による保全管理「下田の杜」(千葉県柏市)

関連する生態系タイプ 森林・草原・農地・都市・陸水域・沿岸域

事例の概要

■取組の背景・経緯

- ・柏市は、千葉県北西部に位置し、茨城県に隣接。ベッドタウンとして住宅地が広がる一方、利根川・手賀沼の周辺に農地が残されている。
- ・「下田の杜」は、柏市の住宅地に残された 5.4ha の緑地で、台地、斜面林、谷地の水田(谷津田)を含む低地で構成されている。
- ・地権者が周辺地域の急激な宅地化に危機感を持ち、1975 年に「下田の杜の自然を守る会」(以下、「自然を守る会」という)を設立して保全活動を開始。区域の一部を子ども達の遊び場や教育の場として住民に開放した。その後、地域住民の有志が「下田の森自然公園友の会」(以下、「友の会」という)を結成し、市民参加による緑地の管理運営を行ってきた。
- ・柏市は、2001 年に区域の一部を都市緑地に指定し(併せて都市緑地指定区域の一部を公有地化)、維持管理業務の一部を地権者・友の会などからなる「下田の森里山協議会」⁵⁶に委託。さらに、2008 年には、樹林や畑などを特別緑地保全地区に指定。

■関係者・連携のあり方

- ・柏市は、公園緑地課が都市緑地の維持管理を行っており、定期的に現地を訪問して関係者と情報共有等を行っている。また、下田の杜はカシニワとしても登録されており、住環境再生課がイベント等の調整を行っている(カシニワ制度については事例(5)-1 参照)。
- ・NPO 法人下田の杜里山フォーラム(以下、「里山フォーラム」という)は、日常の保全管理や小学校などの教育支援、カシニワ見学会を含むイベント開催等を行っている。
- ・自然を守る会は、里山フォーラムとともに保全管理に携わるほか、地権者としての調整等を行っている。

⁵⁶ 2018 年からは「NPO 法人下田の杜里山フォーラム」として活動。

【各主体の主な役割】

主体	主な役割
柏市	公園緑地課:都市緑地の維持管理(高木の伐採等) 住環境再生課:カシニワ制度に関する調整等
NPO 法人下田の杜里山フォーラム	保全管理、教育支援、イベント等の対応、共生サイト申請
下田の杜の自然を守る会	保全管理、地権者としての調整等

■取組内容

- ・里山フォーラムは、月2回、草地や樹林地の管理、水路や池の浚渫といった管理活動を実施。草地の「バッタ広場」は刈り高さ10cm以上を残し、自然体験の場として活用している。また、2つある池の1つは一般入園者が立ち入れない「サンクチャリ」、もう1つは子ども達の遊び場としている。教育支援にも力を入れており、周辺の小学校3校に稲作体験など体験学習の場を提供しているほか、大学生の里山講座や、海外の大学からの活動体験受入れも行っている。
- ・2023年度に、里山フォーラムが自然共生サイトへの申請を行い、認定された(認定については柏市にも情報共有)。里山フォーラムのメンバーが頻繁に現地で任意調査を行っていたことから、申請に必要な動植物データは十分に揃っていた。



引用)環境省【自然共生サイトみんなの取組 下田の杜】サイト概要(https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/nintei/R5Early13_Shitada-no-mori.pdf)最終確認日 2026年1月15日。

■その他

<認定による効果など>

- ・認定によって下田の杜への関心が高まり、視察も含めて外部から人を呼び込むことにつながっている。また、里山フォーラムは、自然共生サイトの認定を受け、国のお墨つきを得た緑地と言えるようになったことで、周辺住民などとの調整がしやすくなったとのことである。

参考情報

○自然共生サイトみんなの取組 下田の杜(環境省)(https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/nintei/R5Early13_Shitada-no-mori.pdf)最終確認日 2026年1月30日。

ポイント

- ・市は、民有地を特別緑地保全地区に指定することで、計画的な保全を目指すとともに、市にとって残すべき緑であることを明示している。これは、地権者の税制上の負担軽減にもつながっている。
- ・市民団体を中心とした保全活動が行われており、市は周辺住民との調整や市民団体では対応の難しい高木の伐採等といった補助的な役割を担うことで、市民団体が活動しやすい環境づくりを行っている。
- ・他の自治体においても、都市計画的な手法等によって地権者の負担を抑えることや、活動団体の活動を補助することによって、持続可能な保全管理体制を構築できる可能性がある。なお、その際には関係者との十分なコミュニケーションが重要である。

事例(1)―2. 区民との協働による身近な水辺の再整備(東京都杉並区)

関連する生態系タイプ 森林・草原・農地・都市・陸水域・沿岸域

事例の概要

■取組の背景・経緯

- ・杉並区は、東京都の区部の西に位置する。平坦な地形が広がり、大部分が住宅地となっているなか都市緑地・公園が点在する。
- ・「杉並区立遅野井川親水施設」は、都立善福寺公園内にありながら区が所有する延長約160mの水路で、善福寺川の源流域にあたる。数十年前のホタル再生事業のため柵で囲われている状況であったが、2014年に地域の小学校児童から「身近な水辺がほしい」という要望が区長に直接手渡されたのをきっかけに、再整備事業が始まった。

■関係者・連携のあり方

- ・水路に隣接する斜面等(東京都の管理)との一体的整備のため、杉並区が東京都東部緑地公園事務所と調整を行い、川床の整備や草地広場、親水テラス等の建設を行った。開園後は東京都の管理部分も含めて清掃等の管理を公園事務所と情報共有しながら行っている。
- ・日常の管理は、杉並区と協定を結ぶ遅野井川かっぱの会保全活動を行っている。また、剪定・除草等の管理は、杉並土木事務所から外部に委託して実施している。

主体	主な役割
杉並区土木計画課	本事業の実施、東京都との調整や情報共有、共生サイト申請
杉並土木事務所	剪定・除草、水質管理(業務委託)、物品購入
遅野井川かっぱの会	自然環境の観察・記録、保全活動、清掃、日常の管理活動、共生サイト申請

■取組内容

- ・2015年には、住民参加型ワークショップを4回行い、水路の再整備計画を検討。多自然工法による改修が行われ、2018年に開園した。
- ・区民が主体的に参加できる活動の場として、2017年に「遅野井川かっぱの会」(以下、「かっぱの会」という)が発足し、協定に基づく管理運営を行うほか、2か月に1度、区との打合せを実施している。
- ・2023年度には、自然共生サイト認定の仕組みが始まったのを受けて、杉並区とかっぱの会が協働して申請を行い、都の区立施設として初めて認定された。
- ・水路内では、立入禁止エリア(生物の生息環境)と親水エリアとのゾーニングを行っている。また、自然体験の場として利用しやすい環境づくりのため、利用ルールで制限をしすぎず、見回りと声かけによって地域に浸透させている((6)自然とのふれあい、教育にも該当)。



引用)環境省【自然共生サイトみんなの取組 杉並区 遅野井川親水施設】基本情報(https://www.biodiversitymap.env.go.jp/initiatives?site_no=920230100037)最終確認日 2026年1月15日。

■その他

<認定による効果など>

- ・杉並区土木計画課では、自然共生サイト認定のロゴマークとかつぱの会の団体名を入れたオリジナルグッズを作成し、区民への周知を行っている。
- ・かつぱの会で実施するイベントの際、「OECM」や「生物多様性」といったキーワードを参加者に説明しやすくなったほか、利用にあたって生物に配慮する理由として挙げることもできるようになった。

参考情報

○自然共生サイトみんなの取組 杉並区立遅野井川親水施設(環境省)(https://www.biodiversitymap.env.go.jp/initiatives?site_no=920230100037)最終確認日 2025年1月15日。

ポイント

- ・区は、住民参加型ワークショップを通して区民の意見を取り入れて計画を進め、水路の再整備後は、ワークショップの流れから発足した区民団体(かつぱの会)と協働で管理を行っている。
- ・自然共生サイトへの申請も区と区民団体(かつぱの会)が共同で行っており、申請に際しては、動植物のデータとして区民団体の観察記録を中心に区の調査データも組み合わせて活用した。
- ・他の自治体においても、計画から保全管理までを通して、地域住民が参加できるような仕組みを構築することで、自治体と住民の協働による持続可能な管理体制につなげられる可能性がある。

事例(1)―3. 市民・企業との協働による「なごや東山の森」の活動(愛知県名古屋市)

関連する生態系タイプ 森林・草原・農地・都市・陸水域・沿岸域

事例の概要

■取組の背景・経緯

- ・名古屋市は、本州中央部の濃尾平野に位置し、伊勢湾に南面する。中央部は行政・商業地、名古屋港のある南部には工場が集積するが、東部の丘陵地は住宅地で緑地も残されている。
- ・「なごや東山の森」は、名古屋市東部の丘陵地にあり、2つの都市公園(平和公園、東山公園)で構成される面積約400haの緑地。東山公園は1935年に開園し、1937年に動物園と植物園を含む公園として整備された。また、平和公園は1947年から市内の墓地の移転先となる墓園として計画・整備された。その後、周辺の市街地化が進み、都市に残された大規模緑地として関心が高まった。今もなお、里地里山に特徴的な希少種や固有種を含む多くの動植物が生息・生育する森である。
- ・2000年には、有識者・市民・企業・行政などからなる「なごや東山の森づくり研究活動会」が発足し、現地調査や議論を重ねて、区域内を5つにテーマ分けした「なごや東山の森づくり基本構想」を策定。また、2004年には、市民・企業・行政の協働で「なごや東山の森づくりの会」(以下、「森づくりの会」という)が発足し、里山管理を通じて自然環境整備、保全活動を行ってきた。
- ・名古屋市は、2010年の生物多様性条約第10回締約国会議(名古屋)の開催や、「生物多様性2050なごや戦略」の策定を機に、2011年になごや生物多様性センターを設立。生物に関する情報収集・発信や、市民・専門家・行政の協働による調査・保全活動の推進を行ってきた。また、2023年の「生物多様性なごや戦略実行計画2030」の指標に自然共生サイト認定数(累計)を取り入れ、2030年までに5か所以上の認定を目指している。



引用)環境省【環境省生物多様性「見える化」マップ】なごや東山の森の全容([https://www.biodiversitymap.env.go.jp/initiatives?site no=920230700037](https://www.biodiversitymap.env.go.jp/initiatives?site%20no=920230700037))最終確認日 2026年1月15日。

■関係者・連携のあり方

- ・森づくりの会は、名古屋市の「緑のまちづくり条例」に基づき、市から「緑のパートナー」として認定され、「緑のまちづくり活動に関する協定」に基づいて活動を行っている。緑のパートナーは、市から活動に対する支援（資材の支給、活動運営費の助成など）を受けることができる（2025年4月現在19団体）。
- ・名古屋市の緑政土木局が施設管理などを行い、なごや生物多様性センターは、調査保全活動を実施する市民活動団体への活動支援等を担っている。
- ・なごやの森づくりパートナーシップ連絡会は、市民活動団体と名古屋市が協力して設立したもので、森づくりの会も加盟。市内の緑地を保全している団体が加盟しており、定例会やフィールド訪問、研修などを通して、他団体との情報共有や発信が行われている。
- ・名古屋市では、2023年10月に、政令市として初めてネイチャーポジティブの実現に向けた意欲を表明する「なごやネイチャーポジティブ宣言」を市長が行っている。環境局では、その実現に向けて、「生物多様性なごや戦略実行計画 2030」を策定。また、宣言に賛同してともに取り組んでいただける事業者・団体をパートナーとして認定する「なごやネイチャーポジティブパートナー制度」を開始し、保全団体や事業者のマッチング支援などを行っている。

主体	主な役割
名古屋市	<p>【緑政土木局】</p> <p>公園管理者として、施設の保守点検、施設周辺の草刈り、木竹伐採等</p> <p>【環境局】</p> <p>生物多様性分野における計画の策定・管理、関係局や市民、事業者等の多様な主体と連携、生物多様性の主流化の推進、主流化の一環として自然共生サイト申請</p> <p>【なごや生物多様性センター】</p> <p>環境局環境企画課の生物多様性保全担当部署として、調査保全活動支援（相談対応や技術援助）</p>
NPO 法人なごや東山の森づくりの会	自然環境保全作業（雑木林、竹林、湿地の管理）、農地作業

■取組内容

- ・森づくりの会は、「なごや東山の森づくり基本構想」に基づき、雑木林や竹林の整備や草刈りなどの「定例森づくり活動」や、里山手入れの体験と自然体験を組み合わせた「子ども森づくり活動」を実施している。また、公園内の湿地の乾燥化に対応するため、2024年度に「なごや東山の森 水辺・湿地保全再生プラン」を策定し、湿地に侵入したヨシやササ等の除去、落ち葉かき等の「なごや東山の森 水辺・湿地保全再生活動」を行っている。
- ・自然共生サイトについては、2023年度に名古屋市が申請を行い、認定された。申請は名古

屋市環境局環境企画課が担当した。

- ・森づくりの会は、2023年10月に名古屋市が表明した「なごやネイチャーポジティブ宣言」に賛同し、「なごやネイチャーポジティブパートナー」として認定されている。

■その他

<認定による効果など>

- ・環境省主催の自然共生サイト支援マッチングイベントに名古屋市環境局環境企画課が参加したことを契機に、山崎製パン株式会社からの支援の申出があった。これを受け、環境企画課が関係者間の調整を行った結果、金銭的支援として、同社が販売する対象商品の売上金の一部が保全活動に活用される仕組みとなったほか、「なごやネイチャーポジティブパートナー」に認定された「山崎製パン株式会社名古屋工場」の社員を中心に、人的支援として湿地の整備・再生活動に参加している。

参考情報

- 自然共生サイトみんなの取組 なごや東山の森(環境省)(https://www.biodiversitymap.env.go.jp/initiatives?site_no=920230700037)最終確認日 2026年1月15日。

ポイント

- ・森づくりの会の活動資金は、会員(個人 150人程度、企業数社)からの会費のほか、名古屋市の助成金、個人や企業からの寄付金を活用している。10年ほど継続的に支援を受けている企業がある他、自然共生サイト認定に伴う支援マッチング(環境省主催)に参加したことにより、新たな支援の獲得につながった。
- ・名古屋市の「緑のパートナー」制度は、森づくりの会をはじめとした市内で緑のまちづくり活動を行おうとする団体の活動を支援(資材の支給、活動運営費の助成など)している。また、市は市民団体と協力して、団体同士の情報共有や発信の場となる連絡会を設立している。
- ・この事例から、市民団体の力を得て都市公園等の保全管理を進める場合には、資材や助成金といった直接的な支援を行うほか、市民団体が企業からの支援を受けられるような働きかけや、他の団体との関係づくりといった支援も有効といえる。

事例(1)―4. 漁協等と連携した「瀬戸内町 ネリヤカナヤの海」の取組(鹿児島県瀬戸内町)

関連する生態系タイプ 森林・草原・農地・都市・陸水域・沿岸域

事例の概要

■取組の背景・経緯

- ・瀬戸内町は、奄美大島の最南端に位置し、大島海峡をはさんで加計呂麻島などの有人 3 島を含む。面積の大部分が山林で、沿岸に小規模な集落が点在する。
- ・「瀬戸内町 ネリヤカナヤの海」は、奄美大島の南部に位置しており、藻場、サンゴ礁、マングローブ林、砂浜を含む 49.26ha の沿岸域である。
- ・この地域は漁業が基幹産業であり、瀬戸内町と瀬戸内漁業共同組合(以下、「瀬戸内漁協」という)は以前から密接な連携関係を築いてきた。近年は気候変動の影響もあって、水揚げ量の減少がみられる状況。
- ・瀬戸内町は、水産業の振興と漁業者の所得向上につながることを期待して、2021 年からブルーカーボンの取組(藻場造成、マングローブ植栽)を始めた。藻場造成については、当時先行してブルーカーボンの取組を行っていた県内の山川町漁業協同組合の会長(当時)とアドバイザー契約を結び、講演会への招へいなどを行っていた。
- ・2023 年度に山川町の藻場(「山川町の海のゆりかご」)が認定されたことを契機として、アドバイザーから自然共生サイトへの申請を提案され、申請につながった。

■関係者・連携のあり方

- ・瀬戸内町の観光振興係は、瀬戸内漁協と密接に連携しながらブルーカーボンの取組を行っている。
- ・瀬戸内町の総務企画課は、古仁屋高校まちづくり研究所部⁵⁷のマングローブ植林等の活動を支援している。
- ・瀬戸内漁協は、瀬戸内町からの業務委託により、藻場造成やサンゴ保全活動を実施している。

主体	主な役割
瀬戸内町	水産観光課:藻場造成、サンゴ保全活動、マングローブ植林などブルーカーボン生態系保全の取組、共生サイト申請 総務企画課:古仁屋高校まちづくり研究所部の支援等
瀬戸内漁業協同組合	藻場造成、サンゴ保全活動(町からの業務委託による)、共生サイト申請
古仁屋高校まちづくり研究所部	マングローブの育苗、植栽、生息環境調査など

⁵⁷地域の課題解決に向けた探究活動を行う部活動で、2022 年から町職員や地域住民とともに活動を行っている。

■取組内容

- ・藻場の消失(磯焼け)に対して、瀬戸内町は 2021 年度以降、ホンダワラ類の新芽を草食魚などの食害から守るための囲い網を設置したり、種の着床をはかるために藻類のついた石を投入する取組を行っている。また、サンゴ礁を保全するために、サンゴを食害するオニヒトデの駆除を行っている。これらの作業は、地元の建設会社等の支援を受けながら、瀬戸内漁協に委託している。これにより、漁業資源の減少によって生まれた空き時間を活用し、漁業者の収入を補うことにもつながる。
- ・また、マングローブ林では、2022 年度以降、現地に生育するマングローブの種を用いた育苗と植栽、生息環境調査を行っている。これらの作業は、水産会社と連携しながら、古仁屋高校まちづくり研究所部とともに実施している。2025 年には、当該校の生徒が活動成果を「海辺の自然再生高校生サミット」で発表しており、生徒数増加に向けた活性化につながることも期待されている。
- ・2024 年に、瀬戸内町、瀬戸内漁協、民間企業などで構成される「瀬戸内町ネリヤカナヤの海協議会」を設立して活動を継続。民間企業や、一般社団法人 Alliance for the Blue による支援を活動費に充てている。このほか、町としては、水産庁の離島漁業再生支援交付金や企業版ふるさと納税などを活用。
- ・2024 年度には、瀬戸内町と瀬戸内漁協が共同で自然共生サイトへの申請を行い、認定された。
- ・予算の確保に関しては、行政の交付金のほかに、企業等による支援金(企業型ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングを含む)を積極的に活用している。



地元の子どものためのマングローブ植栽体験の様子(写真提供:瀬戸内町)

■その他

<認定による効果など>

- ・今後、自然共生サイト認定を「自然共生サイトで漁獲された魚」といった町の漁業のブランド化につなげることを目指している。例えば、現在、藻場を食害する魚種を利用した「つきあげ」(さつま揚げ)の開発に取り組んでおり、完成後は、自然共生サイト認定のロゴマークを掲載して、ふるさと納税の返礼品にすることを検討中。

<ブルーカーボンの取組効果>

- ・2025年には、マングローブ植林の取組がジャパンプルーエコノミー技術研究組合（JBE）による「Jブルークレジット[®]」の認証を受けた。

参考情報

○自然共生サイトみんなの取組 瀬戸内町 ネリヤカナヤの海(環境省)(https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/nintei/R6first68_SetouchiTownTheSeaOfNeriyakanaya.pdf)最終確認日 2026年1月30日。

ポイント

- ・町は、水産業の振興と漁業者の所得向上を主な目的としてブルーカーボンの取組を実施しており、それが地域の沿岸域の生物多様性保全につながっている(テーマ(3)副次的な効果としての生物多様性保全にも該当)。
- ・マングローブ植栽等を地域の高校生とともに実施することで、環境教育の機会になっている((6)自然とのふれあい、教育にも該当)ほか、対外的な発信や学校の活性化にもつながり得る。
- ・この事例から、第一次産業、特に水産業において、産業振興のための施策をカーボンニュートラルや生物多様性保全の取組に結びつけられる可能性が示されている。なお、取組にあたっては、漁業組合や水産会社等の企業との連携がカギとなる。

テーマ（1）に関する関連情報

関連情報①
<p>■自然共生サイト全般に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然共生サイトへの申請を検討・予定している場合、ページ中「自然共生サイトに関するお知らせ」で認定スケジュール等の最新情報を得られる。また、ページ中「自然共生サイト申請方法」で、審査の観点や申請様式等の情報を得ることができる。 <p>身近な自然も対象に「自然共生サイト」(環境省)(https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/)最終確認日 2026 年 1 月 30 日。</p>
関連情報②
<p>■自然共生サイト等における活動手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系タイプごとに、望ましい状態や活動の留意点が記載されており、併せて実際の自然共生サイト等での活動手法の事例が示されている。自然共生サイトを含む場の保全管理において取り組む活動の参考となる。 <p>地域生物多様性増進活動の手引き 効果が期待できる活動手法 ver1.0(令和 7 年 2 月 17 日策定)(環境省)(https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-append01-ActivityMethodsEffect.pdf)最終確認日 2026 年 1 月 30 日。</p>
関連情報③
<p>■自然共生サイト認定(増進活動実施計画)への申請主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請主体の多くは企業や NPO 等の団体であるが、増進活動実施計画の認定申請においても、地方公共団体が自ら申請者となり計画の申請を行う事例も数多くある(例:北海道札幌市)。 <p>環境省報道発表資料「地域生物多様性増進法に基づく『自然共生サイト』の認定 (令和 7 年度第 2 回) について」の添付資料「別添 3 地域生物多様性増進法に基づく自然共生サイトの認定について (令和 7 年度第 2 回)」(https://www.env.go.jp/press/press_01965.html) 最終確認日: 2025 年 12 月 24 日。</p>
関連情報④
<p>■環境省主催の支援マッチングに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例(1)―3 で名古屋市が利用した支援マッチングについて、制度の詳細やスケジュールが示されており、自然共生サイトへの申請や活動方針を検討する際の参考となる。 <p>自然共生サイトの促進に向けた取組 「自然共生サイト等に係る支援証明書」制度(環境省)(https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/support/index.html) 最終確認日 2026 年 1 月 15 日。</p>

テーマ（2）外来種対策

■「生物多様性国家戦略 2023-2030」における該当項目

基本戦略 1 生態系の健全性の回復

行動目標 1-3 汚染の削減(生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする)や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減(侵略的外来種の定着率を50%削減等)に資する施策を実施する

事例(2)ー1. 企業と連携したウチダザリガニ防除活動(北海道札幌市)

関連する生態系タイプ 森林・草原・農地・都市・陸水域・沿岸域

事例の概要

■取組の背景・経緯

- ・札幌市は、石狩平野の南西部に位置する。豊平川の扇状地である北東部は平坦な地形で、市街地や住宅地、農地が広がる一方、南西部は山地・森林となっている。
- ・アメリカ北西部を原産とする特定外来生物ウチダザリガニが、2017年に札幌市内で初めて確認された。
- ・札幌市では、「札幌市におけるウチダザリガニ防除実施計画」を2022年3月に策定し、外来生物法に基づく主務大臣の防除の認定を受けた。ウチダザリガニによる生態系への被害を防止するため、必要に応じて防除を行い、生息域の拡大と新たな侵入・定着の防止を図ることを目標としている。

■関係者・連携のあり方

- ・札幌市がウチダザリガニの防除作業を委託業務として、企業(環境コンサルタント会社)に発注したことをきっかけとして、業務終了後に開催された有識者と対策方針を検討する場に企業に参加してもらうなど委託業務外でも関係性を継続している。
- ・札幌市が実施する防除作業には、ボランティアの参加を呼び掛けることもある。ボランティアには、生物と関係のない企業が参加する場合もあり、「ザリガニが美味しいらしい」といった興味がきっかけになることもある。

主体	主な役割
札幌市	業務発注、防除作業に係る手続き・調整、普及啓発、防除実施計画の策定・見直し、防除活動の実施
企業	業務受託、防除作業への参加(CSR活動)

■取組内容

- ・幅広い参加者とともにウチダザリガニの防除活動を進めている。防除活動では、参加者が川に入り、タモ網で個体を捕まえるなどしてウチダザリガニの捕獲を進めている。

- ・防除活動を実施する財源として、環境省の特定外来生物防除等対策事業の交付金(活動に係る委託費の半分が交付される)を活用している。
- ・ウチダザリガニの防除作業には、企業等が幅広く参加している。札幌市としては防除従事者の確保とともに普及啓発の面でもメリットがあり、企業としても防除作業への参加が CSR 活動の一環となるメリットがある。
- ・企業が防除活動に参加するきっかけになる取組の1つとして、札幌市が2015年から開始した「生物多様性さっぽろ応援宣言」制度がある。この制度は、生物多様性の保全に積極的に取り組んでいる企業・団体を、「生物多様性さっぽろ応援宣言企業・団体」として登録し、札幌市がその取組をPRするものである。また、「生物多様性さっぽろ応援宣言企業・団体」に登録した企業や団体には、メーリングリストで活動の案内を送付している。企業や団体の登録に必要な手続きは、宣言シート(環境配慮に関するチェックシート)を提出することのみであり、手数料なしで登録が可能である。企業としては、登録されることで札幌市のホームページ上で自社の生物多様性等の取組のPRができる仕組みになっている。この制度をはじめとした普及啓発の結果として、ウチダザリガニの防除活動への参加者は増加している。



引用)札幌市【札幌市 HP】防除活動で採捕されたウチダザリガニ(<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/gairaishu/uchida.html>)最終確認日 2026年1月15日。

■その他

- ・ウチダザリガニは、東京都においても奥多摩町で生息が確認されている。

参考情報

○札幌市におけるウチダザリガニ防除実施計画書(札幌市)(https://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/gairaishu/documents/01_utidabouzyokeikaku.pdf)最終確認日 2026年1月15日。

○生物多様性さっぽろ応援宣言(札幌市)(<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/sengen.html>) 最終確認日 2026年1月15日。

ポイント

- ・市と企業が win-win の関係で、企業による外来種防除の取組が広がっている。取組の普及にあたり、活動に参加することで「美味しい」「楽しい」「意義を実感できる」といったポジティブな感情が得られることが基盤となっている。
- ・「生物多様性さっぽろ応援宣言」等により、札幌市が企業による生物多様性に係る CSR 活動の普及を進めており、外来種対策の強化に繋がっている。「生物多様性さっぽろ応援宣言」は、申請も容易であり企業側にデメリットが無いことが参画企業の増加に繋がっていると考えられる。

事例(2)―2. 高校生物部と連携したクビアカツヤカミキリに関する周知啓発(埼玉県所沢市)

関連する生態系タイプ 森林・草原・農地・**都市**・陸水域・沿岸域

事例の概要

■取組の背景・経緯

- ・所沢市は、埼玉県南西部に位置し、東京のベッドタウンとして住宅地が広がる一方、農地も残されている。東京都との都県境には狭山丘陵が広がっている。
- ・クビアカツヤカミキリは東アジア原産のカミキリムシ科の外来昆虫で、サクラなどバラ科果樹の害虫。日本では2012年に愛知県西部で初めて発見され、2025年11月末までに埼玉県を含む16都府県で確認されており、特定外来生物に指定されている。
- ・埼玉県では、2013年に草加市と八潮市で初めて発見され、県北部や東部に広がっていた。所沢市では、2025年9月に初めて被害が確認された。
- ・市内の所沢北高校生物部では、数年前からクビアカツヤカミキリの研究を継続している。2024年度には、「所沢北式防除策」の提案により、県の科学展で優良賞を受賞。2025年6月には所沢市環境クリーン部に研究成果を発表し、防除策を提案した。

■関係者・連携のあり方

- ・小学生向け講座では、生物部がメインで企画運営を行い、所沢市は受付等でサポートした。
- ・市民向け展示では、所沢市が出展を行い、生物部がそこに協力する形でポスター展示等を行った。

主体	主な役割
所沢市	みどり自然課：市ウェブサイトにおける講座の広報・受付、市民向け展示の企画運営
所沢北高校生物部	講座の企画運営・講師、市民向け展示でのポスター展示等

■取組内容

- ・2025年8月に、所沢北高校生物部は、所沢市の協力で小学生向け講座を開催。高校生が講師となって、特定外来生物やクビアカツヤカミキリについての座学と、標本作成を行った。また、同年9月以降、所沢市が生物多様性に関連した市民向け展示等を行う際、その一部として生物部がポスター展示等を行い、クビアカツヤカミキリに関する周知啓発をはかった。
- ・「所沢北式防除策」では、市内の小学生らが校内のサクラをチェックし異変があれば教師が所沢北高校に情報共有し、生物部が現場で同定、という仕組みが想定されており、市は今後の実施について検討中。

今、埼玉県の
桜が危ない!?

小学生向け夏休み講座

高校生と学ぶ クビアカツヤカミキリ

Q.クビアカツヤカミキリってなに？
A.幼虫が桜やウメなど、バラの仲間を食害してしまう昆虫。日本の自然を壊してしまう生物として特定外来生物に指定されています。

Q.高校生と何をやるの？ クビアカツヤカミキリ
A.高校生のお話を聞いて、特定外来生物やクビアカツヤカミキリについて知ろう！そして、クビアカツヤカミキリの標本を作ってみよう！

日にち：8月18日(月) 募集申込はこちらから
(高校ホームページ)

時間：①午前9時半～11時半
②午後2時～4時

会場：所沢北高校 理科第1講義室

対象：所沢市内の小学5、6年生
①②でそれぞれ約15名(各回先着順)

申込：右上の二次元コードからお申込みください
**みんなもクビアカマスターになろう！
所北で待っているよ！**

主催：所沢北高校生物部 協力：所沢市みどり自然課
お問い合わせ：04-2986-9373(所沢市みどり自然課)

引用)所沢市【埼玉県環境大賞受賞の高校生が講師を担当！ 小学生向け夏休み昆虫講座開催！！(8月1日発表)】開催案内(<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/tokoronews/press/r7/8gatu/kitakou.files/midori.pdf>)最終確認日 2026年1月15日。



小学生向け夏休み昆虫講座の様子(写真提供:所沢市)



小学生向け夏休み昆虫講座の様子(写真提供:所沢市)

■その他

- ・クビアカツヤカミキリは東京都においても複数の市町村で確認されている。

参考情報

○埼玉県環境大賞受賞の高校生が講師を担当！ 小学生向け夏休み昆虫講座開催！！(所沢市)(<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/tokoronews/press/r7/8gatu/kitakou.html>)最終確認日2026年1月30日。

ポイント

- ・市は、地域の高校生物部の主体的な活動を支援する形で、生物部の小学生向け講座開催をサポートしたり、市の出展に生物部がポスター展示等で参加するよう調整したりすることによって、クビアカツヤカミキリに関する周知啓発を行っている。
- ・高校生物部の活動を活かすことで小学生や市民が関心を持ちやすい周知啓発となることが考えられ、また高校生物部にとっても研究成果の発信の場となっている。また、市としてはコスト面でのメリットもあると考えられる。
- ・所沢市では高校側から市に提案があり連携を始めているが、他の自治体においても、庁内連携などによって地域での学習・研究活動に関する情報を得ることで、同様の連携につながる可能性がある。

事例(2)―3. 幅広い主体による公有地のクビアカツヤカミキリモニタリング(愛知県名古屋市)

関連する生態系タイプ 森林・草原・農地・都市・陸水域・沿岸域

事例の概要

■取組の背景・経緯

- ・中国、モンゴル、朝鮮半島、台湾、ベトナムを原産とするクビアカツヤカミキリが、2019年6月に名古屋市内で初めて確認された。
- ・サクラ並木等に深刻な被害を与え、倒木による危険もあることから名古屋市では2020年から市が管理するすべてのサクラ、ウメ、モモ、スモモについて点検するよう、すべての部局に依頼している。近年の被害拡大を踏まえ、2022年からは春・秋2回程度の点検実施を依頼している。



※オレンジ色のものが幼虫が排出したフラスと呼ばれる痕跡

引用)名古屋市【広報なごや(令和2年4月号)掲載記事】クビアカツヤカミキリによる被害(https://www.city.nagoya.jp/res/projects/default/project/page/001/008/794/kubiaka_kohonagoya.pdf)最終確認日 2026年1月15日。

■関係者・連携のあり方

- ・なごや生物多様性センターを中心として、幅広い主体により対策を実施している。

主体	主な役割
なごや生物多様性センター	モニタリング、講義の実施、協議会の運営、普及啓発、関連情報の収集管理、有識者の紹介
なごや生物多様性保全活動協議会	対策等に対する助言
名古屋市(他部局)	モニタリング・管理地内における防除活動
公園管理の指定管理者	モニタリング・管理地内における防除活動
学校の用務員	モニタリング・校内における防除活動
有識者	外来種対策に関する助言、講義の実施

■取組内容

- ・クビアカツヤカミキリによる食害の懸念がある桜の約 7 割は市内の公有地に生えている（2024 年時点）。そのすべての桜の木を対象として、年 2 回クビアカツヤカミキリの被害がないか点検を依頼している。点検に際しては、必要に応じてなごや生物多様性センター職員や有識者による被害樹の見分け方についての現地研修を実施した上で、関係部局等の職員が 1 本ずつ確認している。
- ・公有地における防除活動を支援するため、なごや生物多様性センター職員が他部局の職員や公園管理の指定管理者、学校の用務員などを対象とした講義を実施したり、面識のある有識者を紹介したりすることもある。
- ・市民に対しても、クビアカツヤカミキリの被害のある樹木を見つけた場合に連絡するように普及啓発を進めている。
- ・なごや生物多様性保全活動協議会を運営し、有識者を招いて生物多様性に関する様々な議論を行っている。議論された内容は、適宜対策や事業に反映している。

■その他

- ・クビアカツヤカミキリは東京都においても複数の市町村で確認されている。

参考情報

○サクラを枯らす外来カミキリの情報提供にご協力ください！（名古屋市）(<https://www.city.nagoya.jp/shisei/keikaku/1008387/1008424/1008792/1008793/1008794.html>)最終確認日 2026 年 1 月 15 日。

ポイント

- ・行政機関である、なごや生物多様性センターを中心とした外来生物のモニタリング、防除、普及啓発が実施されている。特に、公有地内のすべての桜の木のモニタリングは全国的にも異例の規模といえる。
- ・一般的に、外来生物対策は早期発見、早期防除が重要である。名古屋市では、数多くある公有地を行政職員がモニタリングすることで、適切な外来生物のモニタリングが実施できているといえる。モニタリング自体は、一度指導を受けることで実施可能な内容であり、外部委託等の費用や労力を抑える面でもメリットがあるといえる。

テーマ（2）に関する関連情報

関連情報①

■東京都における特定外来生物ウチダザリガニに関する情報

・奥多摩町の奥多摩湖でウチダザリガニが確認されたことを記録した学术论文。

菅野・浅野・松本・盆子原 東京都における特定外来生物ウチダザリガニの初記録(J-STAGE)(https://www.istage.iast.go.jp/article/cancer/33/0/33_31/article/-char/ja/)最終確認日 2026 年 1 月 15 日。

関連情報②

■東京都における特定外来生物クビアカツヤカミキリに関する情報

・クビアカツヤカミキリの生態情報、確認地域、防除の手引きといった情報がまとめられている。

クビアカツヤカミキリの被害が発生・拡大しています！（東京都）(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/400100a20191204115758336) 最終確認日 2026 年 1 月 15 日。

テーマ（3）副次的な効果としての生物多様性保全

■「生物多様性国家戦略 2023-2030」における該当項目

基本戦略 2	自然を活用した社会課題の解決
行動目標 2-1	生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する
行動目標 2-2	森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する

事例(3)―1. 世界農業遺産「武蔵野地域の落ち葉堆肥農法」の取組(埼玉県三芳町)

関連する生態系タイプ 森林・草原・**農地**・都市・陸水域・沿岸域

事例の概要

■取組の背景・経緯

- ・三芳町は、埼玉県南西部に位置し、所沢市や川越市に隣接。平坦な地形で、大部分が農地となっており、新田開発に伴う屋敷林・畑地・平地林の特徴的な地割が残されている。
- ・埼玉県の武蔵野地域では、江戸時代に行われた新田開拓による特徴的な景観(屋敷地・畑地・平地林が組み合わされた短冊型の地割)がみられ、平地林の落ち葉を堆肥に活用する伝統的な循環型農法が行われてきた。
- ・1998年には、三芳町の農業者が「三富落ち葉野菜研究グループ」を立ち上げ、住民参加の落ち葉掃きイベントなど、農法を守り伝えるための取組を始めた。
- ・2014年には、川越市、所沢市、ふじみ野市、三芳町、埼玉県川越農林振興センター、いるま野農業協同組合で構成される「世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会」(以下、「協議会」という)が発足(事務局:三芳町)。2017年には農林水産大臣から日本農業遺産に認定され、2023年にはFAO(国際連合食糧農業機関)から世界農業遺産(GIAHS、ジアス)に認定された。



引用)世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会【世界農業遺産認定！武蔵野の落ち葉堆肥農法】三富新田(<http://giahs-musashino.jp/?p=616>)最終確認日 2026年1月15日

■関係者・連携のあり方

- ・三芳町が事務局を務める協議会を中心に、実践農業者の認定や、市民ボランティア等を活用した落ち葉掃き等を行っている。

主体	主な役割
<ul style="list-style-type: none"> ・世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会 ・構成市町等：川越市、所沢市、ふじみ野市、三芳町、埼玉県川越農林振興センター、いるま野農業協同組合 ・事務局：三芳町観光産業課 	日本農業遺産及び世界農業遺産への申請、世界農業遺産実践農業者の認定、落ち葉サポーターの募集・情報発信など
農業者(落ち葉堆肥農法の実践農業者)	落ち葉堆肥農法の実践と継続

■取組内容

- ・協議会は、武蔵野の落ち葉堆肥農法を実践しており継続の意志があるなど、一定の基準をみたす農業者を実践農業者として認定している。申請窓口は協議会構成市町の農政部局、認定審査は毎月開催の協議会幹事会で実施。
- ・協議会は、落ち葉堆肥農法を実践する農業者からの依頼等に応じてボランティア活動を行う「落ち葉サポーター」を募集しており、登録者には落ち葉掃き体験や芋掘り祭りなどのイベントに関する情報を配信している。また、各市町は、イベント情報をまとめたチラシ等の作成や、ウェブサイトでの情報発信を行っている。
- ・落ち葉掃き体験は、各市町が主催するものや、農業者が主催するものがある。手作業の落ち葉掃きは重労働であり、農業者の負担を軽減するのが開催のねらいだが、市民に対しては平地林の中で体を動かす体験をアピールしている。
- ・現在、地域の多くの企業・団体が、協議会の賛助会員となっている。現在のところ会費等はなく、イベント等の際に個別に協力を仰ぐ応援団のような存在となっている。
- ・三芳町では、住民参加による協働のまちづくりを推進する施策(自治安心課)から生まれた「みよしグリーンサポート隊」(環境課所管)が町内のトラスト保全地の平地林において間伐や下草刈り、落ち葉掃き、堆肥作り等の維持保全活動を行っている。

■その他

<副次的な効果としての生物多様性保全>

- ・間伐、下草刈り、落ち葉掃きといった管理が行われることで明るい林床が維持され、オオタカやキンランなどの希少な動植物が生息・生育する二次林となっている。また、慣行農法と比較して、化学肥料の使用量を抑え、環境への負荷を低減できる。
- ・2023年度には、地域の民間企業(石坂産業株式会社)が、平地林を活かした自然体験や、落ち葉堆肥を使った体験農園プログラムを展開する「三富今昔村」を自然共生サイトに申請

し、認定されている。
参考情報
○世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会(http://giahs-musashino.jp/)最終確認日 2026年1月30日
ポイント
<ul style="list-style-type: none">・町は協議会の事務局として伝統農法の振興と農業者の所得向上に取り組み、体験落ち葉掃き等を実施しており、平地林の保全管理につながっている。・世界農業遺産の認定を通して、武蔵野地域の景観や体験落ち葉掃きを観光資源としても位置づけている点が特徴的である。・落ち葉掃き体験の実施主体は各市町・農業者と様々であるが、協議会や各市町が開催情報を集約して、落ち葉サポーター制度や各市町からの情報発信により、もれなく情報を伝えることができている。・伝統農法を振興することで、人が管理することで維持されてきた自然を守り、生物多様性の保全につながっている好事例である。

事例(3)ー2. 雨水流出抑制対策としてのグリーンインフラの取組(東京都杉並区)

関連する生態系タイプ 森林・草原・農地・**都市**・**陸水域**・沿岸域

事例の概要

■取組の背景・経緯

- ・「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。
- ・国土交通省は「グリーンインフラ推進戦略」を 2019 年に策定、2023 年に全面改訂して、官民が両輪となった取組を推進している。また、国土交通省、環境省、農林水産省等は、グリーンインフラに取り組もうとする自治体や民間事業者への支援制度を整備している。
- ・東京都は、2023 年に「豪雨対策基本方針」を改定して、気候変動を背景に対応すべき降雨量を引き上げ、「河川・下水道の整備」、「流域対策(雨水流出抑制対策)」により浸水被害を防止するとともに、もしもの備えとしての「家づくり・まちづくり対策」にグリーンインフラを活用した取組を位置付けている。また、学識経験者による「あまみずグリーンインフラ検討委員会」を開催している。
- ・杉並区内では、善福寺川を里山にカエル会など、区民によって河川の自然再生をめざす活動が続けられてきた。また、近年では、区内での治水事業を巡る議論のなかで、グリーンインフラへの注目が高まっていた。

■関係者・連携のあり方

- ・杉並区は、グリーンインフラの有識者による「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点と「流域治水の取組に関する連携協定」に基づく連携を行い、グリーンインフラの取組を進めている。

主体	主な役割
杉並区	都市整備部 土木計画課：グリーンインフラの取組を開始。部内研修の実施、区民向け講演会等の開催 管理課：係を新設して取組を推進。庁内研修の実施、意見交換会等の開催
「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点	講演会、意見交換会、体験ワークショップ等への参加・協力

■取組内容

- ・杉並区は、2024 年度に雨水流出抑制対策の 1 つとしてグリーンインフラの取組を始め、都市整備部での研修を実施した。また、グリーンインフラの有識者を招いて、区民向け講演会や、

- 雨庭⁵⁸づくり体験を含む市民ワークショップ型の意見交換会を開催した。
- ・2025年度には、都市整備部管理課に部署を新設(都市環境調整担当)して、庁内にグリーンインフラを広げるための研修を実施した。区民向けには、雨庭づくりから効果の測定までの体験ワークショップを開催。さらに、「(仮称)グリーンインフラガイドライン」の策定に向けて、市民ワークショップ型の意見交換会を引き続き開催している。
 - ・杉並区は、2024年度に、「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点と「流域治水の取組に関する連携協定」を締結しており、さまざまな取組において協力やアドバイスを得ている(無償での講演や機材の提供など)。協定では、地域共創拠点は、実証実験などのために、区の許可を得て区立施設等を使用できる。
 - ・杉並区は、個人の雨水浸透施設の設置について工事費の一部を助成している。雨水浸透施設の設置は、雨水を地中に浸透させることで下水道に流入する雨水の量を減らし、河川や下水道の氾濫を防止するほか、地下水かん養の効果が期待される。
 - ・杉並区は、情報発信と意見募集等のツールとして、民間が運営するプラットフォーム(my groove)を用いた「すぎなみボイス」を2024年から運用しており、グリーンインフラの取組でも、イベント等についての情報発信や取組に関する意見募集を行っている。雨庭の効果測定や定量化は、区民による意見も反映した取組。
 - ・取組においては、東京都の流域対策等強化・推進事業補助金(気運醸成に資する取組)や、国土交通省の先導的グリーンインフラモデル形成支援事業、民間提案型官民連携モデリング事業など、可能な限り国や都の補助金を活用している。



引用)杉並区【すぎなみボイス 区職員が「雨庭ピオトープ」をつくってみました！】区立施設内の雨庭ピオトープ(<https://mygroove.city/organizations/11/projects/43/articles/680>)最終確認日 2026年1月15日。

⁵⁸ 屋根などに降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくりと地中に浸透させる構造を持った植栽空間。

■その他

＜副次的な効果としての生物多様性保全＞

- ・雨庭づくりや緑化を行う際、在来種への配慮や動植物の生息・生育に適した場となるような工夫を行うことで、生物多様性の保全につながる可能性がある。

参考情報

○グリーンインフラを活用した取り組み(杉並区)(<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s098/l1399.html>)最終確認日 2026年1月30日。

○すぎなみボイス みんなのグリーンインフラ 水害対策について考えよう！(杉並区)(<https://mygroove.city/organizations/11/projects/43>)最終確認日 2026年1月30日。

ポイント

- ・区は豪雨対策としてグリーンインフラの取組を始め、市民参加型ワークショップを通じて、区民の主体的な参画を促しながら取組を進めている。また、オンラインのプラットフォームによって、ワークショップに参加できない区民等を含めて、幅広い層からの意見を把握している。
- ・現在は、区民の関心事でもある効果測定や定量化に取り組んでおり、連携している専門家による技術的な協力やアドバイス、機材等の共有を受けている。
- ・この事例のように、防災・減災に関連する施策に関しては、効果測定等で協力を得られる専門家との連携や、地域住民との十分なコミュニケーションは特に重要である。また、グリーンインフラを生物多様性の保全につなげるには、市民団体等とも連携した取組も必要である。

テーマ（3）に関する関連情報

関連情報①

■グリーンインフラの実装に関する情報

- ・国土交通省の「グリーンインフラポータルサイト」のうち実践編で、「グリーンインフラ実践ガイド」、「グリーンインフラに関連する支援制度集」等が掲載されている。このうち、「グリーンインフラ実践ガイド」の「II-3.グリーンインフラの効果を高める工夫」では、グリーンインフラの実装によるネイチャーポジティブの実現に向けての留意点や事例が掲載されている。

環境：【実践編】グリーンインフラを進めよう(国土交通省)(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000020.html)最終確認日 2026年1月30日。

関連情報②

■東京都における雨水流出抑制対策としてのグリーンインフラの取組

- ・「あまみずグリーンインフラ CONCEPTBOOK」では、東京都の取組や、都内での整備事例を確認できる。

雨水流出抑制に資するグリーンインフラの検討について|これまでの治水対策の経緯(東京都都市整備局)(<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/chisui/chisui/greeninfra>) 最終確認日 2026年1月30日。

テーマ（４）鳥獣対策（広域連携含む）

■「生物多様性国家戦略 2023-2030」における該当項目

基本戦略 2 自然を活用した社会課題の解決

行動目標 2-5 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する

事例(4)―1. 幅広い団体と連携したヒグマ管理(北海道札幌市)

関連する生態系タイプ 森林・草原・農地・都市・陸水域・沿岸域

事例の概要

■取組の背景・経緯

- ・札幌市の面積の6割は森林であり、ヒグマが生息している。
- ・2001年に発生した人身事故をきっかけに札幌市ヒグマ対策委員会を設置した。
- ・2017年には、札幌市の全10区中6区を対象にした「札幌ヒグマ基本計画(旧計画)」を策定した。
- ・侵入抑制策などの対策を進めるが、問題行動(人を見ても逃げない、農作物に被害を出すなど)を起こす個体がたびたび出没し続けた。2019年以降は毎年のように市街地出没が発生し、負傷者が出る状況になった。
- ・2023年に旧計画を大きく見直し、全10区を対象とした「さっぽろヒグマ基本計画 2023※」を策定した。上記計画では、ゾーニング管理により人とヒグマのすみ分けを図ることを目指している。現在は上記計画に基づき、関係者が連携して対策を進めるとともに、出没時の対応を行っている。

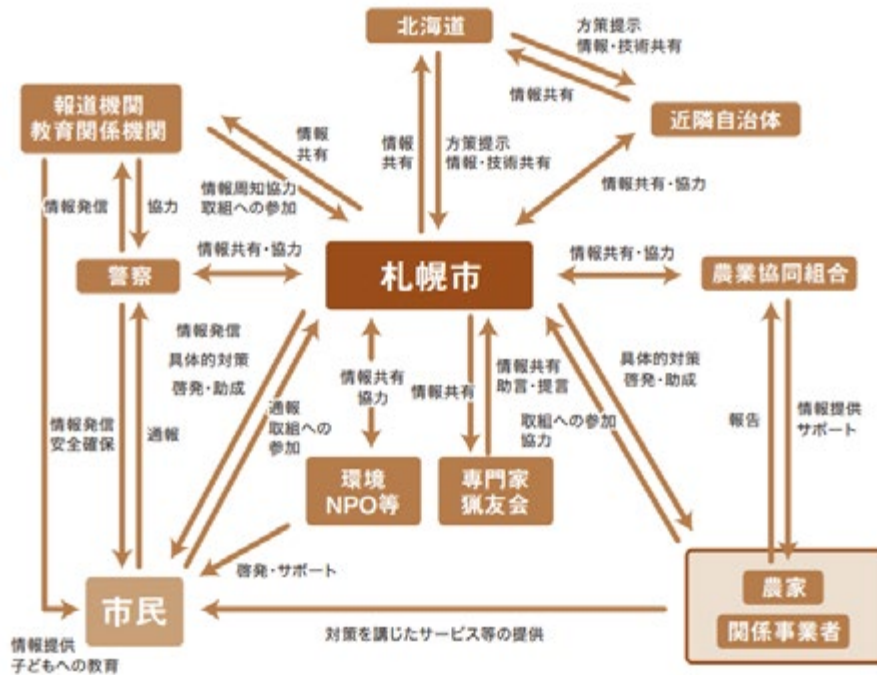
※地域戦略にあたる「生物多様性さっぽろビジョン」は札幌市全体の生物多様性の指針であるのに対し、「さっぽろヒグマ基本計画 2023」はよりヒグマに特化したもの、かつ北海道ヒグマ管理計画の地域計画という位置づけである。



引用)札幌市【さっぽろヒグマ計画 2023】2021年に札幌市東区の市街地に出没したヒグマ(写真は北海道新聞社提供)(https://www.city.sapporo.jp/kurashi/animal/choju/kuma/housin/documents/1higumakeikaku2023_honsyo.pdf)最終確認日 2026年1月15日。

■関係者・連携のあり方

・札幌市や北海道などの行政機関だけでなく、専門家、関係事業者や環境 NPO などの団体、市民にも役割を明記し、それぞれ主体となり取り組むことで対策を推進している。



引用)札幌市【さっぽろヒグマ計画 2023】各主体の関係性(https://www.city.sapporo.jp/kurashi/animal/choju/kuma/housin/documents/lhigumakeikaku2023_honsyo.pdf)最終確認日 2026年1月15日。

■取組内容

- ・人の生活圏へのヒグマ侵入抑制策を推進するため、①誘引物対策の強化、②通り道となり得る緑地の管理を拡充、③ICT 等の技術を活用した対策の推進を図っている。②にあたっては、多くの市民がヒグマ対策に関わることが重要と考えている。河川敷等で見通し確保のための草刈り活動を実施する際には、積極的な参加の呼びかけや参加しやすい仕組みを整え、地域住民や学生と共同で活動を実施している。また、専門家等との連携により、ICT 等の最新技術についても効果検証の上で積極的に導入している。
- ・市民の安全を第一に迅速かつ適切なヒグマ出没対応を行うため、①出没時の体制強化、②市民へ迅速かつ的確に出没情報を提供している。①にあたっては、出没時に対応する札幌市、警察、猟友会等との連携した準備を平時から進めている。
- ・ヒグマについて考え行動する市民の意識を醸成するため、①ヒグマについて学ぶ様々な場を提供、②公園やキャンプ場などに対策を促す仕組みの構築を進めている。ヒグマ対策を進めるにあたり、市民や関係事業者が行政・関係団体等の行う取組を理解し、自ら考え行動することが重要であることから、ヒグマに関する講座やイベント、研修の実施、啓発用パンフレットの配布などを進めている。

テーマ（5）民間主体の取組の支援

■「生物多様性国家戦略 2023-2030」における該当項目

基本戦略 3 ネイチャーポジティブ経済の実現

行動目標 3-1 企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する

事例(5)ー1. 里山を含む未利用地と活動団体のマッチング「カシニワ制度」(千葉県柏市)

関連する生態系タイプ 森林・草原・農地・都市・陸水域・沿岸域

事例の概要

■取組の背景・経緯

- ・柏市は、緑地管理の担い手育成を目的に 2006 年頃から「里山ボランティア入門講座」を始めた。年数回の講座で、チェーンソーの扱いなど、実践的な内容を含んでいた。受講生が活動団体を結成し、柏市が活動先となる土地所有者を紹介する例もあった。2019 年からは、カシニワ講座として継続しており、体験を重視した日帰りの講座とするなど、多様な世代が参加できるよう工夫されている。
- ・柏市は、都市公園の拡大に限界があるなか、緑のオープンスペース(市民が自由に利用することのできる公園的な空間)を増やすとともに、市民の力を借りて緑地の保全を進めるために、2010 年から「カシニワ制度」の運用を開始した。

■関係者・連携のあり方

- ・柏市は、土地所有者と活動団体のマッチングを行い、柏市みどりの基金と協力して制度の推進をはかっている。
- ・土地所有者と活動団体はカシニワ協定に基づき活動を行っている。

主体	主な役割
柏市	住環境再生課: マッチング、制度啓発等
柏市みどりの基金	イベント開催、助成金交付、ガイドブック作成、活動支援等
土地所有者	カシニワ登録
活動団体	カシニワ協定に基づく活動

■取組内容

- ・現在のカシニワ制度(カシニワ・おにわ)は「里山」、「地域の庭」、居住者が庭を開放する「オープンガーデン」の 3 つの区分になっており、「里山」「地域の庭」については、柏市のホームページ等で土地所有者と活動団体のマッチングを行っている。マッチング後は、土地所有者と活動団体で活動に関する協定を結んでもらうことになっている。柏市が協定のひな型を提供して

いるが、協定及び活動の内容に制約はない。

- ・例年 5 月に登録地を一斉公開するイベントであるカシニワ・フェスタは、活動団体等からなる実行委員会が主催している。柏市みどりの基金は、助成金の交付やガイドブックの作成、看板の作成などの活動支援を行い、市は制度啓発や苦情対応を含めた市民との橋渡しの役割を担っている。



引用) 柏市みどりの基金【カシニワ・ガイドブック】カシニワ・ガイドブック 2025 表紙(<https://k-midori.net/kashiniwa/>)最終確認日 2026 年 1 月 15 日。

参考情報

- カシニワ制度 ライフスタイルと調和した快適な住環境を(柏市)(<https://www.city.kashiwa.lg.jp/kashiniwa/index.html>)最終確認日 2026 年 1 月 30 日。

ポイント

- ・カシニワ制度は緑地保全の目的で始まったものの、現在では柏市立地適正化計画の中に位置づけられており、低未利用地の活用や住環境向上が大きな目的となっている(テーマ(3)副次的な効果としての生物多様性保全にも該当)。
- ・カシニワ協定の内容や活動内容に制約を設けないことが市民の活発で主体的な活動につながっている一方、カシニワの活動が生物多様性の保全につながるかどうかは、活動団体の知識や意思に依存している。現在のところ、「里山ボランティア講座」等による担い手の育成が奏功しているようである。
- ・柏市は地理的に高低差がほとんどないため、活動場所へのアクセスがよいほか、一般の方でも手入れしやすい平坦な緑地が多く、斜面林等と比べて市民に活動を委ねやすいという特徴がある。そういった意味では、多摩・島しょ地域のうち、主に北多摩地域で取り入れやすい取組といえる。

事例(5)―2.「なごやのまちなか生物多様性緑化ガイドライン」策定(愛知県名古屋市)

関連する生態系タイプ 森林・草原・農地・ 都市 ・陸水域・沿岸域							
事例の概要							
<p>■取組の背景・経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市は、都心部など市街地において、事業者・市民団体等との協働により、生物多様性に配慮した緑化を進めることを目的として事業者等への支援を行う「都心の生きもの復活事業」を、2021年度から2022年度にかけて都心部でモデル的に実施し、2023年度から市内全域を対象として実施している。 ・また、名古屋市は2022年度に、2021年度から2022年度の調査やモデル事業の結果を踏まえ、都心の生態系回復を通じた本市の生態系ネットワークの形成に向けた将来像を示すとともに、事業者や市民団体の実務者向けに生態系を回復するための緑化の具体的な手法や、使用するべき植栽種や指標種リストなどをまとめた「なごやのまちなか生物多様性緑化ガイドライン」を策定した。 <p>■関係者・連携のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市は、「都心の生きもの復活事業」の実施団体を採択し、実施団体の生物多様性に配慮した緑化を支援している。 <table border="1" data-bbox="240 1081 1350 1279"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋市</td> <td>環境企画課：実施団体の公募・採択、資材の購入・提供等 (委託業者：植物種の選定、アドバイス等)</td> </tr> <tr> <td>実施団体</td> <td>生物多様性に配慮した緑化の取組</td> </tr> </tbody> </table> <p>■取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市は、「生物多様性に配慮した緑化」とは、地域の生態系の状況を踏まえ、より多くの種類の生きものが訪れ、生息できるように配慮した緑化のこととしており、「なごやのまちなか生物多様性緑化ガイドライン」でその指針を示している。 ・名古屋市は、「都心の生きもの復活事業」において、公募で採択された事業者等に対して必要な植物や土等の資材を提供し、市街地において生物多様性に配慮した緑化に取り組むことを支援している。これによって、身近な自然の生態系を回復させ、企業の社員等による取組を普及啓発につなげることをめざしている。 ・植物については、委託業者がその土地や緑化の方向性にあわせて種の選定等を行い、名古屋市が購入して事業者に提供している。また、公募ではあるが、生態系ネットワーク等を考慮して、市から事業者に応募に向けた声かけを行っている。 ・また、2024年度には、ガイドラインの内容についてより多くの人に知っていただけるよう、配布用のポケットガイドも作成し、2025年度には、ガイドラインにリンクで記載されていた外来種情報「植えてはいけない/植えることを推奨していない外来種リスト」として一覧で整理し、 		主体	主な役割	名古屋市	環境企画課：実施団体の公募・採択、資材の購入・提供等 (委託業者：植物種の選定、アドバイス等)	実施団体	生物多様性に配慮した緑化の取組
主体	主な役割						
名古屋市	環境企画課：実施団体の公募・採択、資材の購入・提供等 (委託業者：植物種の選定、アドバイス等)						
実施団体	生物多様性に配慮した緑化の取組						

ウェブ上に公開した。

- ・支援の条件としては、ガイドラインに沿った緑化を行うことのほか、普及啓発看板の設置や施工後の生物のモニタリングの継続などがある。また、支援が受けられるのは採択された年度のみだが、翌年度以降も取組を継続することを求めている。

▶ 生物多様性緑化のポイント



引用)名古屋市【令和7年度「都心の生きもの復活事業」の取り組み】生物多様性緑化のポイント(<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/kankyou/1012463/1034790/1033483.html>)最終確認日 2026年1月15日。

参考情報

- 都心の生きもの復活事業(名古屋市)(<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/kankyou/1012463/1034790/1012522.html>)最終確認日 2026年1月30日。
- なごやのまちなか生物多様性緑化ガイドライン(名古屋市)(<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/kankyou/1012463/1034790/1012494.html>)最終確認日 2026年1月30日。

ポイント

- ・ガイドラインでは、まず「侵略性のある植物を使わない」など必須の取組を4つ提示している。その上で、事業者が取り組みやすいよう3つのレベル別に分けてチェックリストに整理し、段階的に取り組めるよう工夫している。また、「植えてはいけない/植えることを推奨していない外来種リスト」を公表している。
- ・「都心の生きもの復活事業」では、ガイドラインに沿った取組を支援するとともに、公募で採択された事業者等の社員や家族が生物多様性の保全に配慮した緑化に参加することで、普及啓発につなげている。
- ・東京都は「在来種選定ガイドライン」を作成・公表し、「江戸のみどり登録緑地」の登録・公表等を行っている。特に市街地の多い北多摩地域においては、これらに基づく企業の取組を促し支援することが生物多様性の保全につながる可能性がある。

テーマ（5）に関する関連情報

関連情報①

■東京都による生態系に配慮した緑化のガイドライン

- ・東京都が、地域本来の生物多様性を向上させるため、植栽に在来種を選定する場合の参考となるよう作成したものである。植栽に適した植物(在来種)、植栽に適さない植物(特定外来生物、要注意外来生物)等の分類が示されている。

植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～(東京都)(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/green_biodiv/ns_guidelines)最終確認日 2026 年 1 月 28 日。

関連情報②

■東京都による生態系に配慮した緑化の登録制度

- ・在来種を積極的に植栽し、生物多様性保全に取り組んでいる緑地を東京都が登録・公表している。登録緑地は、登録証とシンボルマークを使用して、生物多様性の保全に貢献する緑地としてPR できるほか、連絡協議会への参加、都による技術支援等のメリットを受けられる。

江戸のみどり登録緑地(東京都)(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/green_biodiv/edo_regist)最終確認日 2026 年 1 月 15 日。

テーマ（6）自然とのふれあい、教育

■「生物多様性国家戦略 2023-2030」における該当項目

基本戦略 4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動(一人一人の行動変容)
 行動目標 4-1 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する
 行動目標 4-2 日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる

事例(6)―1. 指標種を対象とした市民参加型の生物調査(北海道札幌市)

関連する生態系タイプ **森林**・**草原**・**農地**・**都市**・**陸水域**・**沿岸域**

事例の概要

■取組の背景・経緯

・札幌市は、2016年に、札幌らしい自然環境に生息・生育する代表的な動植物36種を「指標種」として選定した。このうち、特にわかりやすく見つけやすい種について、広く市内全域の情報を集めるとともに、身近な自然への関心と理解を深め、保全に対する意識向上をはかるために、2016年度から市民参加型の調査を毎年開催している。



引用)札幌市【さっぽろ生き物さがし 2025～身近な生き物を見つけよう～】調査の手引き(<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/chosa/07chosa.html>)最終確認日 2026年1月15日。

■関係者・連携のあり方

・札幌市は、委託業者を通して、市民参加型調査の運営を行っている。

主体	主な役割
札幌市	調査の運営
委託業者	事務局として報告受付、データ整理、とりまとめ等

■取組内容

・札幌市は、委託業者を通して、調査の手引きや申込用紙等を作成・公表し、市民からの調査報告を受け、データ整理・とりまとめを行っている。調査の手引きには、その年に対象となる動植物種や、見つけやすい時期、調査・報告の方法等を記載している。また、札幌市の指標種についてイラストや写真を用いてわかりやすく解説した「さっぽろ生き物ミニ図鑑」を作成している。

参考情報

○さっぽろ生き物さがしプロジェクト(札幌市)(<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/chosa.html>)最終確認日 2026年1月30日。

ポイント

- ・参加者として小中学生やその保護者をターゲットにしており、札幌市内の小学生全員(中学生は各クラス10枚)にチラシを配布している。対象種は札幌市の指標種から指定した上で、イラストや写真を用いた指標種の解説等を提供している。子どもの頃から自然に触れ合う機会を創出するとともに、自分の住んでいる地域の生物の特性などを理解し、関心を持ってもらうことにつなげている。
- ・このように、調査参加の間口を広げ、普及啓発や環境教育の場にするのを大きな目的としている一方で、対象ではない種等の報告もあるが、動植物の専門家(委託業者)がデータの確認・整理を行うことで、データの信頼性を確保している。
- ・普及啓発とデータ収集を両立する継続的な事業であることが安定的な予算の確保にもつながっている好事例といえる。

事例(6)―2. 地元企業との共催によるウォーキングイベント(埼玉県所沢市)

関連する生態系タイプ 森林・草原・農地・都市・陸水域・沿岸域

事例の概要

■取組の背景・経緯

・所沢市は、2010 年度に、市政施行 60 周年を記念した「川と緑のふれあいウォーク」を開催し、その後、「所沢市みどりのふれあいウォーク」として継続している。本イベントは、地域の企業である西武鉄道株式会社との共催。

■関係者・連携のあり方

・所沢市と西武鉄道株式会社の共催により、ウォーキングイベントを開催している。

主体	主な役割
所沢市	ウォーキングイベントの共催、ウェブサイト掲載等
西武鉄道株式会社	ウォーキングイベントの共催、ポスター掲出等

■取組内容

・所沢市は、市が保全指定する樹林地内を歩き、自然の恵みを感じることで生物多様性への関心を高めることを目的としたウォーキングイベントを、西武鉄道株式会社との共催で実施している。コースには、スタンプラリーや出店エリア、野外展示・解説エリアを設けており、出店エリアでは地域の企業が狭山茶やお菓子などを提供している。

・周知については、市ホームページ等のほか、西武鉄道の駅ホームへのポスター貼付も行っている。毎年 1,500 人近くが参加しており、参加者は都民が多い。



「所沢市みどりのふれあいウォーク」の様子(写真提供:所沢市)

参考情報

○市制施行 75 周年記念！所沢市みどりのふれあいウォーク開催(10 月 14 日発表)(所沢市)(<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/tokoronews/press/r7/10gatu/midorinofureaiwo-ku2025.html>)最終確認日 2026 年 1 月 30 日。

ポイント

- ・株式会社西武ライオンズは、2015 年に所沢市と「連携協力に関する基本協定」を締結して、スポーツ振興・青少年健全育成・地域振興に関わる事業の協業を展開しており、各部局において、同社/グループとの連携が進んでいる。
- ・所沢市では、2015 年から本イベント共催(西武鉄道株式会社)、2022 年度から所沢市緑の基金への寄付(株式会社西武ライオンズ)、2024 年にネイチャーポジティブ宣言の共同発表(株式会社西武ホールディングス)等の連携を行っている。
- ・東京都においても、都や各市町村と企業等の間で包括協定が締結されており、生物多様性の保全に関連した連携を行える可能性がある。また、他分野で連携の実績がある企業は、連携のハードルが高くないことが考えられる。

テーマ（6）に関する関連情報**関連情報①****■東京都と企業等との包括連携協定**

- ・東京都は、企業等と複数の政策分野にまたがって包括的・横断的な連携・協力を行う「ワイドコラボ協定」を進めており、2026 年 1 月現在で 13 の企業等同協定を締結している。
- ・これにより、東京都にとっては、企業等のアイデア・ノウハウ・組織等を活用した、施策の効果的・効率的な実施、行政単体では実施が困難な取組の推進が可能となり、企業等にとっては、CSR活動(企業の社会的責任)やCSV活動(共通価値の創造)を通じた社会貢献活動の効果的な実施、企業等の知名度・社会的イメージの向上が見込まれるとしている。

東京都と企業等との包括連携協定「ワイドコラボ協定」(東京都)(<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/cross-efforts/wide-collabo-kyoutei/>)最終確認日 2026 年 1 月 30 日。

テーマ（7）市民への普及啓発

■「生物多様性国家戦略 2023-2030」における該当項目

基本戦略 4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動(一人一人の行動変容)
 行動目標 4-3 国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す
 行動目標 4-4 食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する

事例(7)ー1. 市民への普及啓発のためのリーフレット作成(愛知県名古屋市)

関連する生態系タイプ 森林・草原・農地・都市・陸水域・沿岸域

事例の概要

■取組の背景・経緯

- ・令和 5 年 10 月にネイチャーポジティブ実現を目指す「なごやネイチャーポジティブ宣言」を政令市として初めて表明し、同宣言において自然の保全再生のほか、生物多様性に配慮された市民生活や事業活動が浸透した社会の実現など計 4 つの方針を示した。
- ・名古屋市に住む人々の生活が、名古屋市周辺地域での生産や外国からの輸入を通じて、輸入元の地域の生物多様性と人々の暮らしに影響を与えていることを認識の上で、世界中の自然の恵みを持続可能に利用するために、生活スタイルの転換の必要性を求めている。

■関係者・連携のあり方

- ・環境局環境企画部環境企画課が普及啓発のリーフレットを発行した。

■取組内容

- ・名古屋市の生物多様性の保全のみならず、世界の生物多様性からの恵みを持続可能に利用するためのネイチャーポジティブを実現するための個々人の行動として、「Positive Action」を紹介するリーフレットを令和 5 年に作成した(令和 7 年更新)。
- ・リーフレットでは生活スタイルの転換や身近な自然の保全・再生などについて行動を示しており、このうち、「生活スタイルの転換」については、丸太の利用による森林減少などといった人々の選択による遠く離れた地域への影響を紹介した上で、「地産地消」と「旬産旬消(旬の食材の消費)」を求めている。このほか、MSC 認証や FSC 認証などの環境に配慮したラベルを示しつつ、そうした環境にやさしい商品を選ぶように促している。

生活スタイルの転換

生物多様性のために私たちができること ① 日々の買い物にこだわろう！

現状 私たちの生活は世界の生物多様性に依存し、影響を与えています。

例えば、
 丸太の輸入先 第1位は北米 → 森林が減少
 マグロの消費量は 日本が世界第2位 → マグロの資源量が減少

この現状をポジティブ(Positive)に変えていこう！

Positive Action 環境にやさしい商品を選ぼう！
 私たちの消費行動は生物多様性と密接に関わっています。日々の買い物の中で生物多様性などの環境に配慮したラベルを参考にしながら商品を選択することで、世の中の流れや社会のしくみが生物多様性に配慮したものに変わっていきます。

<p>主に水産物に関する認証ラベル</p> <p>MSC認証 ASC認証</p> <p>商品例 鮮魚、水産加工品（ちくわ、生牡蠣など）、冷凍食品など</p>	<p>主に木材や木製品に関する認証ラベル</p> <p>FSC®認証 SGECC/PEFC森林認証</p> <p>商品例 ティッシュペーパー、えんぴつ、コピー用紙など</p>
<p>主に有機農畜産物に関する認証ラベル</p> <p>有機JAS認証</p> <p>商品例 野菜、肉、果物、みそ、チーズなど</p>	<p>フェアトレードに関する認証ラベル</p> <p>国際フェアトレード認証</p> <p>商品例 コーヒー、チョコレート、バナナ、コットン製品など</p>

Positive Action 地元の食材・旬の食材を選ぼう！
 地元の食材や旬の食材を選ぶことで生産や輸送に必要なエネルギーを削減でき、地球環境や生物多様性を守ることにつながります。
 ○地元の食材を消費することを「地産地消」
 ○旬の食材を消費することを「旬産旬消」といいます。

<p>夏に多く生産される食材の一部</p> <p>商品例 イチジウ・キウイフルーツ・トマト etc.</p>	<p>秋に多く生産される食材の一部</p> <p>商品例 アザリ・シラス・クルマズミ etc.</p>
<p>旬の食材の一部</p> <p>商品例 タケノコ・イチゴ・アザリ etc.</p>	<p>旬の食材の一部</p> <p>商品例 トマト・オクラ・シジミ etc.</p>
<p>冬に多く生産される食材の一部</p> <p>商品例 イチジウ・サママイモ etc.</p>	<p>冬に多く生産される食材の一部</p> <p>商品例 ダイコン・ホウレンソウ・パセリ etc.</p>

旬の食材はおいしくて栄養も豊富！

Positive Action マイバックを持参しよう！
 海に流れ出したプラスチックごみは、海の生きものの命をおびやかす、生態系に影響を及ぼす恐れがあります。使い捨てプラスチックごみ削減の第一歩として、マイバックを持参しましょう。

引用)名古屋市「私たちの暮らし×生物多様性」(<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/kankyoku/1012463/1034789/1012474.html>)最終確認日 2026年1月15日。

■その他

・東海三県一市グリーン購入キャンペーンが例年、1月～2月上旬に実施される。これは環境にやさしい買い物である「グリーン購入」の普及と定着を図るため、東海三県一市（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）の広域連携により、事業者・団体・行政が協働して行う啓発キャンペーンである。環境ラベルの付いた商品などを選ぶよう促した上で、購入者がそうした商品を買って、担当部局に申請することで、懸賞商品が当たる企画である。消費行動に関し、このような広域にまたがる取組も行われている。

参考情報

○私たちの暮らし×生物多様性(名古屋市) (<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/kankyoku/1012463/1034789/1012474.html>)最終確認日 2026年1月15日。

○東海三県一市グリーン購入キャンペーン(名古屋市) (<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/kankyoku/1012424/1012446/1012448.html>)最終確認日 2026年1月15日。

ポイント

・「地産地消」の環境面でのメリットとして、輸送に伴う二酸化炭素排出の低減等が主に挙げられることが多いが、リーフレットでは生物多様性保全への貢献も挙げている。このように様々な観点からメリットを説明することで、より多くの人々の行動を促すといえる。このほか、環境に配慮したラベルを示すことで、生物多様性にも配慮した商品や製品を選ぶなどの消費行動が促される。

- ・市は、消費による海外等の遠隔地の生物多様性への影響などや市民が普段触れない情報を発信する役割を担っているといえる。
- ・東京都の生物多様性地域戦略や科学と政策に関する国際機関(IPBES)においても、遠隔地の生物多様性への影響が指摘されており、特に資源の消費が多い東京の自治体においては、リーフレットで説明されている内容を普及啓発活動で取り上げることは、重要といえる。

テーマ（7）に関する関連情報

関連情報①

■里山づくり推進のための「いしかわり山ポイント制度」(石川県)

- ・様々な人々の参画を得て里山環境を維持することが求められる中、2011年から里山里海の利用保全活動を認証する制度といしかわり山振興ファンドが開始又は創設された。こうした取組をもとにして2012年に人々の活動参加へのインセンティブのためにポイント制度が開始された。
- ・ポイント制度では、生物多様性保全活動に参加することで金券などとして地域内で利用可能なポイントが得られるという比較的他地域では見られない制度といえる。いずれの制度も10年以上継続している。
- ・里山の保全活動と地産地消の推進という2つの課題に1つの制度で取り組まれている。参加者は、こうした保全活動への参加と地場の農産物の購入を通じて、生物多様性の問題等に加え、地域資源についての理解を深めることが期待される。
- ・地域の環境(里山、河川、森林、草地、農耕地など)にかかる活動推進と地産地消の両課題の推進とこれら課題の理解を深める取組事例として参考になる。

いしかわり山ポイント制度について(石川県)(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/satoyama/ontai/seido.html>)最終確認日 2026年1月8日。

テーマ（8）自然環境調査の活用

■「生物多様性国家戦略 2023-2030」における該当項目

基本戦略 5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進
 行動目標 5-1 生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する

事例(8)ー1. スマートフォンアプリを利用した市民参加型調査(東京都多摩市)

関連する生態系タイプ 森林・草原・農地・都市・陸水域・沿岸域

事例の概要

■取組の背景・経緯

- ・多摩市は、多摩丘陵の北端部を占め、丘陵と小河川沿いの谷底平野等からなる。ベッドタウンとして全域に住宅街が広がる。
- ・多摩市では、平成 15(2003)年度に専門家による市内の動植物調査を実施したが、それ以降、平成 29～30(2017～2018)年度に市民参加型で実施したツバメ調査などを除き、大規模な調査は行われてこなかった。
- ・そこで、多摩市内の生物多様性の基礎情報として生物相・分布特性の把握を行うことを目的とした市民参加型調査を行った。

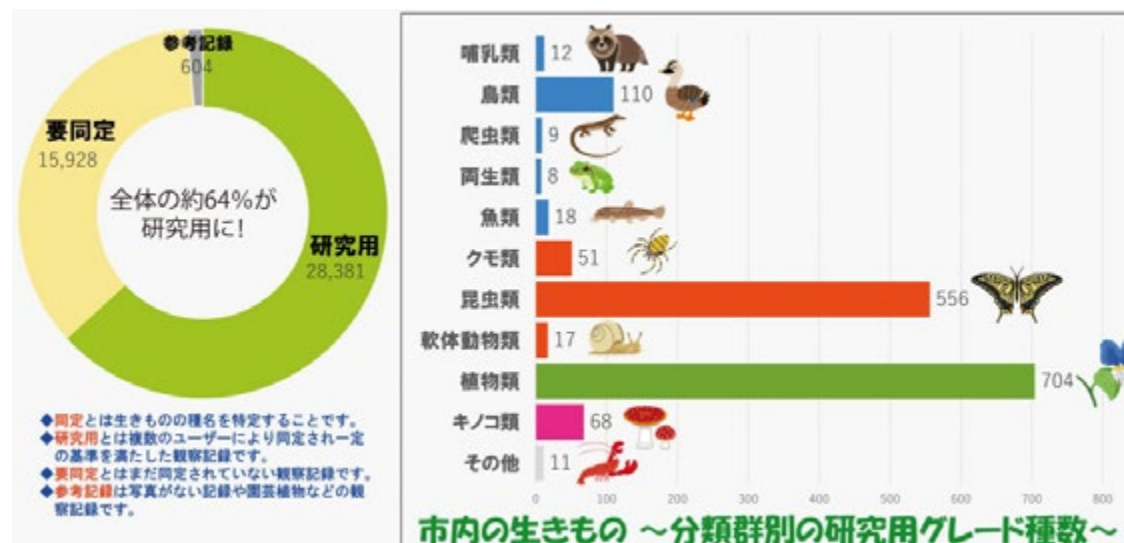
■関係者・連携のあり方

- ・多摩市は予算確保や企画運営の業務発注、調査マニュアルや調査結果等を掲載したwebサイトの設置、市広報誌等を通じた情報発信等、市民への参加の呼びかけなどを実施している。
- ・NPO 東京生物多様性センターは多摩市からの受託により生物調査の企画・運営、iNaturalist におけるプロジェクト web サイトの作成・管理、市民への調査方法に関する講習等をしている。
- ・195名の市民(2026年1月5日現在)が多摩市生きもの調査隊に参加し、iNaturalistのスマートフォンアプリを用いて動植物を記録。

主体	主な役割
多摩市	必要な予算確保、企画運営の業務発注、調査に関して紹介するwebサイトの設置、市民への呼びかけ等
NPO 東京生物多様性センター	多摩市からの受託により、生物調査の企画・運営、iNaturalistのプロジェクトwebサイトの作成・管理、市民への調査方法に関する講習等
市民(多摩市生きもの調査隊)	iNaturalistのスマートフォンアプリを用いて動植物を記録

■取組内容

- ・国際的なオンラインサービス「iNaturalist(アイ・ナチュラリスト)」⁵⁹を活用した市民参加型調査(調査期間:令和6(2024)年4月～令和7(2025)年3月)を実施。対象となった分類群は①哺乳類、②鳥類、③両生類・爬虫類、④魚類、⑤昆虫類、⑥クモ類、⑦その他の無脊椎動物、⑧植物、⑨菌類。
- ・令和6年度には、市広報誌等を通じた参加呼びかけ、キックオフイベント開催、調査結果とりまとめ、令和7年度には、調査結果概要の公表(電子)、調査結果等の展示イベントを実施。調査期間終了後もデータ蓄積のためにプロジェクトを継続しており、体験入隊等のイベントを実施している。さらに、多摩市は、「原峰公園」などの重点調査地区を示しているほか、調査不足の地域についてはNPO 東京生物多様性センターへの委託により、重点的に調査を実施し、調査地域の偏りが無いよう対策を実施した。
- ・「多摩市生きもの調査隊」のwebサイトでは、「登録等について」として調査のマニュアル、「投稿する際のルール」として調査対象の留意点、「調査隊員のおきて7か条」として調査の際の留意点(安全に関する事項や楽しみ方)などを紹介し、市民が参加しやすいように工夫している。成果の公表にあたっては精度が高い「研究用グレード」の情報を主に使用している。



引用)～多摩市市民参加型生きもの調査～「多摩市生きもの調査隊」調査結果概要(https://www.city.tama.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/017/494/ikimono.pdf)最終確認日2026年1月17日。

注釈)図表中の結果は、2025年3月19日時点の結果に基づいている。

⁵⁹ 「iNaturalist」は、人々が互いに助け合いながら自然を知るために生物多様性情報を共有するソーシャルネットワークであり、生物種の確認情報を位置情報付きで収集・共有するほか、生物種同定を専門家などの他のユーザーやAIが補助する機能等を有している。専用のスマートフォンアプリも無料で提供されており、ユーザーは生物の種名、確認日時、確認場所、写真データなどを収集・オンライン上に投稿可能である。投稿された写真中の生物種について、AIや他のユーザーが種同定を提案可能である。

観察記録は観察の質に基づき「カジュアル」、「要同定」、「研究用」という3つのグレードに分類され、同定精度が担保されたデータのみを使用したい場合などには、種同定について大多数のユーザーの同意が得られている「研究用」グレードを活用可能である。

「プロジェクト」という形で調査グループを作成でき、そのグループ専用ページもあり、作成と管理の費用は特にかからない。特定の情報(例えば、希少種)を自動的に不明瞭(約1kmメッシュ単位でモザイク処理)にする機能もある。グループの調査結果はiNaturalistのwebサイトにて閲覧可能であり、どのような生物がいつ、どこで観察されたか確認可能である。

■その他

- ・195人から約10万件、約2,000種の観察記録が集まり、うち研究用グレード(複数のユーザーにより同定され一定の基準を満たしたもの)による観察件数は約7万件(約70%)だった(令和7(2025年)12月末現在)。
- ・今後は、調査結果電子版リーフレットの作成、新規会員を増やすための観察会・報告会を計画。また、自然共生サイト申請における生物データとしても使用を見据えている。

参考情報

- 多摩市生きもの調査隊(多摩市)(<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/kankyo/hozen/event/1014985.html>)最終確認日 2026年1月15日。
- ～多摩市市民参加型生きもの調査～「多摩市生きもの調査隊」調査結果概要(多摩市)(https://www.city.tama.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/017/494/ikimono.pdf)最終確認日 2026年1月15日。
- 多摩市生きもの調査隊(iNaturalist)(<https://www.inaturalist.org/projects/tama-city-biodiversity-monitoring-project>)最終確認日 2026年1月15日
- サイト特別展「多摩市の生きもの大集合!～市民が調べた多摩市の生物多様性～」(パルテノン多摩協働事業体)(<https://www.parthenon.or.jp/event/2025special/exhibition/>)最終確認日 2026年1月15日。

ポイント

- ・観察記録の収集状況や、調査不足の地域での NPO 東京生物多様性センターによる補完調査が行われたことから、一定程度の調査精度を保ちながら、目的であった多摩市内の生物多様性の基礎情報が得られたといえる。他のユーザーの助けにより生物種名がある程度分かるため、参加者にとっても調査で有意義な時間が過ごせたといえ、これにより引き続き調査してもらえる可能性が高まり、引き続き重要な基礎情報が提供されることが期待される。
- ・市は、プロジェクトの作成や広報、希少種情報への配慮などの後方支援や、調査不足地域については別途調査を依頼するなどのフォローアップの役割を担っている。
- ・自治体内と隣接地域内の人口に依存する可能性があるものの、全世界のユーザーとつながりを持っているため、種同定などの精度的な担保がとれる仕組みとなっている。また、本事例では市と NPO による協働運営などの体制が構築されており、こうした運営面の工夫を含めて、他の自治体でも実施しやすい事例といえる。

事例(8)―2. 生物多様性重要エリアマップの作成(愛知県名古屋市)

関連する生態系タイプ 森林・草原・農地・都市・陸水域・沿岸域

事例の概要

■取組の背景・経緯

- ・2022年のCOP15で採択された新たな世界目標では、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」や、世界の陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」等が掲げられた。その実現のために、身近な自然(緑地等)における生物多様性の保全が重要になるため、市内における開発事業において事業者等に生物多様性への影響に配慮した事業活動を促すことが重要となった。
- ・生物多様性情報(希少種の生息・生育状況等)や市民団体による保全活動情報が公開されていないため、開発事業者等が生物多様性への配慮を検討できない。
- ・希少種の生息等を把握していない事業者が開発計画を立案した際に、その場所で活動する保全団体との間で摩擦が生じた。
- ・事業者から生物多様性や保全活動情報を事前に把握したいという要望が寄せられた。
- ・そこで、開発事業者を主な対象として、生物多様性情報を公開し、開発事業等の計画が進む事前段階から生物多様性への自主的な配慮を促すと共に、地域住民や保全団体等とのトラブルの発生を防ぐことを目的とした「生物多様性重要エリアマップ」を作成・公表した。

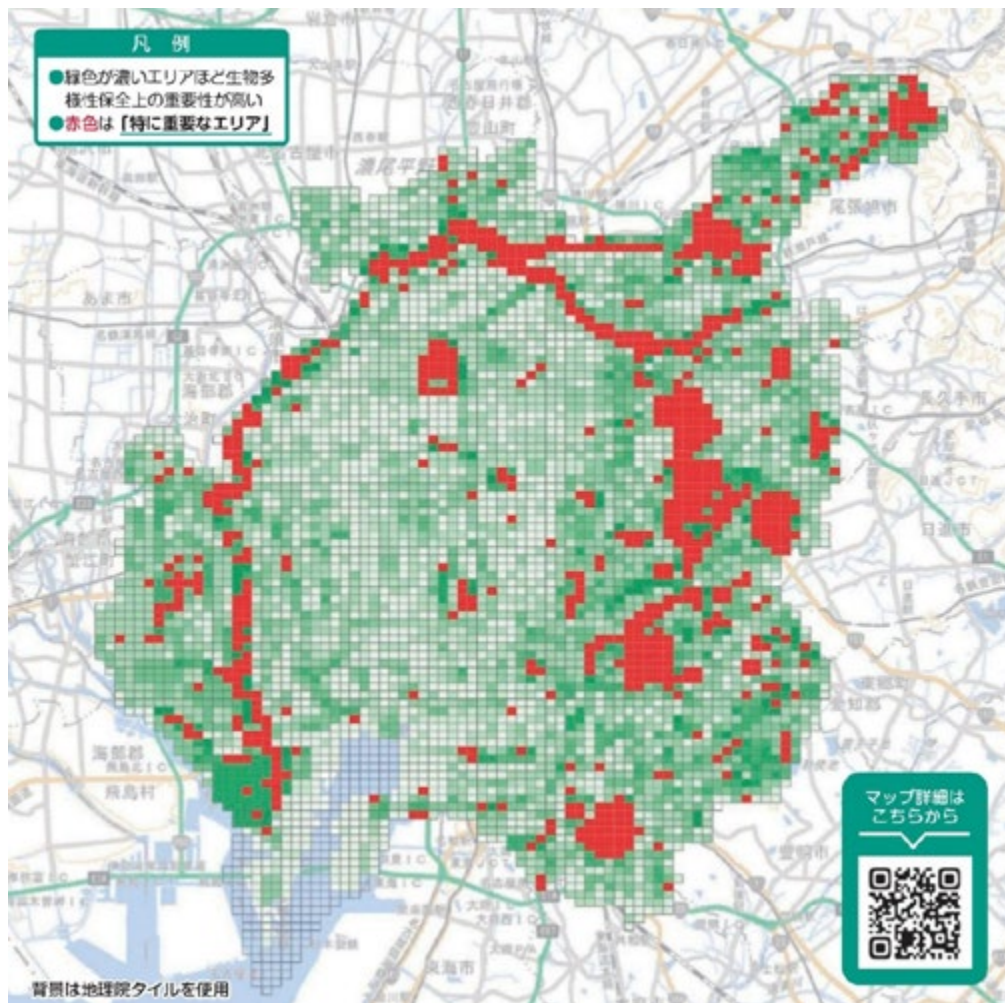
■関係者・連携のあり方

- ・名古屋市環境局環境企画課はなごや生物多様性保全活動協議会(市内の保全団体のネットワーク)等から生物データを収集、整理、GISデータ化等を実施したほか、業務発注により重要エリアの検討と地図化を行い、開発関連部局や事業者等への情報提供を実施した。
- ・なごや生物多様性保全活動協議会は、構成団体が各活動場所等で調査した生物データについて名古屋市へ提供した。
- ・有識者は、名古屋市が設置した検討会において重要エリアの地図化にあたって希少種情報の開示の範囲・方法や不動産価値への影響などの専門的助言を行った。

主体	主な役割
名古屋市環境局企画課	生物データの収集、整理、GISデータ化、業務発注による重要エリアの検討と地図化、開発関係部局(住宅都市局等)や事業者等への情報提供
なごや生物多様性保全活動協議会(事務局:なごや生物多様性センター)	構成団体が各活動場所等で調査した生物データについて名古屋市へ提供
有識者	名古屋市が設置した計3回の検討会において重要エリアの地図化にあたっての専門的助言を実施

■取組内容

- ・市が保有する情報や、保全団体の調査等で収集されたものなど、多様な主体の調査データを共通フォーマットで GIS データ化し整理した。
- ・整理した情報から、希少種の分布、緑地の状況、保全活動の状況、法律による規制状況等から各地の重要度を評価し、250m メッシュ単位で重要エリアを地図化し web サイトに公開した。開発関連部局や事業者等にも資料を配布し情報提供を実施した。
- ・市民向けにも、重要エリアマップの作成の結果見えてきたことや身近な自然の大切さについて広報チラシを作成し公表した。



引用)名古屋市【広報チラシ】生物多様性重要エリアマップの活用について(https://www.city.nagoya.jp/res/projects/default/project/page/001/012/523/flyer_bdmap.pdf)最終確認日 2026年1月15日。

■その他

- ・生物多様性重要エリアマップは国土交通省の第5回グリーンインフラ大賞の優秀賞に選定。
- ・今後、愛知県宅建協会の会員、住宅産業協会、不動産協会などの関係団体、県・市の開発部局へのチラシの送付・配架による周知や、優良事例の公表(なごやネイチャーポジティブパートナーポータルサイト)による生物多様性への配慮措置の横展開等を徹底していく。

- ・なごや生物多様性保全活動協議会の事務局はなごや生物多様性センターが担っている。同協議会では次世代の担い手育成を目的として「なごや市民いきもの調査員」を募り、現在約1,200名が登録され、メーリングリストを通して保全団体からのイベント案内などを行っている。今後は市内の生物を対象とした一斉調査への参加者を増やすための研修会も検討している。
- ・「なごや生きもの調査員」とは別に、いきものコレクション(市民参加型調査)アプリ「Biome(株式会社バイオーム)」を活用した市民参加型のいきもの調査イベントを開催、よりターゲットを広く、普及啓発を目的とした取組も行っている。また、イベントで集まったデータを重要エリアマップなどの保全施策にも活用している。

参考情報

- 名古屋市内の生物多様性重要エリアマップ(名古屋市)(<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/kanjou/1012463/1034789/1012523.html>)最終確認日 2026年1月15日。
- なごや生物多様性保全活動協議会(<https://bdnagoya.jp/>)最終確認日 2026年1月15日。
- 愛知県自然環境の保全と再生のガイドライン(愛知県)(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/shizen-guideline.html>)最終確認日 2026年1月15日。
- 名古屋市環境影響評価技術指針解説書(名古屋市)(https://www.city.nagoya.jp/res/projects/default_project/page/001/008/442/kaisetusyo_r7.2.pdf)最終確認日 2026年1月15日。
- 第5回グリーンインフラ対象応募資料(生物多様性重要エリアマップの取組 PR 出典)(名古屋市)(https://www.city.nagoya.jp/res/projects/default_project/page/001/012/523/pr_5thgitais hou.pdf)最終確認日 2026年1月15日。
- なごやネイチャーポジティブパートナーポータルサイト(名古屋市)(<https://ikimono.city.nagoya.jp/npp/>)最終確認日 2026年1月15日。

ポイント

- ・今後の開発時の配慮方策の検討、自然共生サイト申請等への活用を想定し、実際に生息の可能性が高い新しいデータ(直近10年)のみを使用した。
- ・希少種の盗掘リスクや資産価値への影響等を考慮し、重要エリアの評価には5次メッシュ(250m四方)を単位とした。また、詳細情報(確認されている希少種、各メッシュ内の評価点の内訳等)については、事前に許可を得た情報のみを市窓口にてパソコン画面で閲覧できる形とし、事業者の名刺や資料で事業計画を確認した上で開示している。
- ・具体的な配慮方針等の相談を希望する事業者等に、関連部署を案内し助言する体制を整備した。また、webページにおいても「愛知県自然環境の保全と再生のガイドライン」など、参考となる県のガイドラインを紹介している。
- ・重要エリアマップの事業者への周知にあたっては、開発計画の初期段階に関わる不動産取引業等へ、各業界団体を通じて広く周知を実施している。また、市内の他部局が開発等を検討する際にもマップを示して、市内外で活用を促進している。

テーマ（8）に関する関連情報

関連情報①

■生物多様性データの扱い方に関する情報

・自然環境調査で取得される生物多様性情報に係るデータの取扱い、とりわけ、オープンデータ化、推奨される標準データ形式、データ連携等を進めるための道しるべとなる考え方を示したガイドライン。

自然環境調査に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン(2023、環境省生物多様性センター)(環境省)(https://www.biodic.go.jp/kiso/mp/masterplan_fuzoku2_guideline.pdf)最終確認日 2026年1月15日。

関連情報②

■市民参加生き物調査に関する情報

・自治体が市民と協働で行う生物調査である「市民参加生き物調査」について、その基本的な考え方と効果的な実践方法、緑地保全施策への活用の仕方を解説したもの。

生物多様性の確保に結び付くみどりのまちづくりの実現に向けた市民参加生き物調査の実践・活用ガイド(国土技術総合研究所)(<https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn113.htm>)最終確認日 2026年1月15日。

関連情報③

■市民参加型調査で用いられるスマートフォンアプリに関する情報

・スマートフォンアプリ「Biome」を使用した東京都の市民参加型調査。東京都全体を対象とした調査イベント(クエスト)を、時期(季節)や対象の生物(植物、鳥類等)を絞って実施しているほか、「課外活動編」として特定の地域(狭山丘陵、多摩丘陵等)を対象としたイベントを実施。調査結果は下記の東京生きもの台帳にも反映。

東京いきもの調査団(東京都)(<https://www.ikimono.metro.tokyo.lg.jp/>)最終確認日 2026年1月15日。

関連情報④

■東京都におけるデジタル版生物目録に関する情報

・東京で過去から現在までに確認された野生生物の情報を網羅的に整理したデジタル版目録であり、野生生物の情報をデジタルマップ上に表示できるほか、随時、情報の更新が可能なWeb 検索システムとなっている。上記の東京いきもの調査団など市民科学、標本、文献、有識者の観察記録データからなり、東京いきもの調査団における生きもの探しのヒントとしての活用も促している。

東京いきもの台帳(東京都)(<https://www.inventory.ikimono.metro.tokyo.lg.jp/>)最終確認日 2026年1月15日。

テーマ（9）生物多様性地域戦略の上位計画への位置づけ等

■「生物多様性国家戦略 2023-2030」における該当項目

基本戦略 5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進
 行動目標 5-3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する

事例(9)―1. 複数の環境関連計画を一体的に包含した計画策定(東京都多摩市)

関連する生態系タイプ 森林・草原・農地・都市・陸水域・沿岸域

事例の概要

■取組の背景・経緯

- ・多摩市は、2024年に「第3次多摩市みどりと環境基本計画」を策定し、この計画の一部を生物多様性地域戦略として位置づけた。
- ・背景として、多摩市は2020年に「多摩市気候非常事態宣言」を表明しており、複雑化する環境問題に対応するために、環境関連の5本の計画⁶⁰を一体的に包含した形での計画策定を行った。



引用)多摩市「第3次多摩市みどりと環境基本計画」表紙ページ(<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/keikaku/kakuka/kankyuu/midorikankyo/1019161/1014598.html>)最終確認日 2026年1月15日。

⁶⁰ 環境基本計画、みどりの基本計画、生物多様性地域戦略、地球温暖化対策実行計画、地域気候変動適応計画

■取組内容

- ・「第3次多摩市みどりと環境基本計画」では、気候危機対策、みどり・生物多様性の保全、資源循環の取組が相互に関係していること、それらの取組を支えるパートナーシップが重要であることを踏まえて、「グリーンインフラを活用するまちづくり」「協働による生物多様性の保全のための活動の促進」「都市における生物多様性の理解促進」などといった分野横断的な取組を重点戦略に示している。
- ・同計画では、管理指標として、短期目標の達成度を測るための「環境指標」、市民・事業者の取組成果を「見える化」するための「市民・事業者活動指標」、行政の取組成果を測るための「行政活動指標」を設定しており、このうち環境指標には、上位計画である「第6次多摩市総合計画」の指標を反映している。
- ・多摩市は、多摩市気候非常事態宣言に掲げた目標の実現に向けて、市民主体で気候危機への対策を議論する取組として、「気候市民会議」⁶¹を実施している。「第3次多摩市みどりと環境基本計画」の策定においては、気候市民会議を通じて、若い世代の意見を含む約150の提案を計画に取り入れた。また、進捗評価において、内部評価だけでなく気候市民会議での外部評価も実施している。

参考情報

○第3次多摩市みどりと環境基本計画(多摩市) (<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/keikaku/kaku/ka/kankyou/midorikankyo/1019161/1014598.html>)最終確認日 2026年1月30日。

ポイント

- ・市は、多摩市気候非常事態宣言に基づいて、生物多様性地域戦略を含む5本の計画を包含した計画を策定している。この計画は、気候危機対策、みどり・生物多様性の保全、資源循環について分野横断的な取組を示すことで、市内での連携を促進するための基盤になっている。
- ・また、計画策定や進捗評価に市民、特に若い世代の意見を取り入れるために、気候市民会議を活用している。
- ・複数の計画を統合して策定する場合には、計画全体の一貫性が失われる懸念もあるが、この事例では、市として1つの目標に向かって分野横断的な取組を行う仕組みとすることで一貫性を保っている点が参考となる。

⁶¹ 2019年頃からヨーロッパ諸国で広まった取組で、参加者は年齢や性別などのバランスを考慮した無作為抽出によって選ばれ、社会の縮図を会場内に再現することが特徴とされる。

事例(9)―2. 環境基本計画の全編を地域戦略としても位置付け(東京都八王子市)

関連する生態系タイプ 森林・草原・農地・都市・陸水域・沿岸域

事例の概要

■取組の背景・経緯

- ・八王子市は、東京都心から西へ約40km、神奈川県との都県境に位置する。西には高尾山などの山地が連なり、東側に大小の丘陵と市街地がみられる。
- ・八王子市は、2024年に第3次環境基本計画を策定し、同時にその全編を生物多様性地域戦略としても位置付けた。同市では、これが初の生物多様性地域戦略となっている。
- ・生物多様性地域戦略の策定にあたっては、生態系サービスの重要性を考慮して、市の最上位計画「八王子未来デザイン 2040」(2023年策定)に組み込む案も立案されたが、最終的に環境分野の最上位計画である環境基本計画との統合となった。

■取組内容

- ・指標の設定にあたっては、市の最上位計画である「八王子未来デザイン 2040」の目標値とKPIを活用し、不足分は新たに設定している。進捗評価については、前年度分の施策をとりまとめ、基本施策ごとに数値目標からランク付けをし、環境推進会議で評価の確認と意見聴取を行い、それを環境白書で公表する流れになっている。
- ・計画に民意を反映するために、パブリックコメントを実施したほか、生物多様性に関するシンポジウムの開催と高校生・大学生を対象としたワークショップでの意見聴取、大学での連続講義における学生アンケートの実施などを行った。また、環境基本条例に基づき設置されている「環境市民会議」⁶²にて市内6区域のそれぞれの目標や課題を抽出し、環境審議会では専門家から、環境推進会議では公募市民からも意見を聴取している。



引用)八王子市「第3次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略」表紙(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/004/keikaku/p007005.html>)最終確認日 2026年1月15日。

⁶² 八王子市環境基本条例に基づき、市内を6地区に分け、各地区の市民・事業者によって自発的に環境保全活動を実践する組織。図表 5-13 に位置図を掲載。

参考情報

○第3次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略(八王子市)(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/004/keikaku/p007005.html>)最終確認日2026年1月30日。

ポイント

- ・計画策定について、市は環境基本計画の全編を生物多様性地域戦略に位置付けることで、総合的・横断的な施策の推進を図っている。さらに、市の最上位計画の目標値とKPIを活用することで、コスト削減や効率化につなげている。
- ・また、地域の環境課題に取り組む際に民意を反映するための多様な仕組みを整備している。特に、環境基本条例に基づく「環境市民会議」は、日頃から各地区で自発的に環境保全活動を行っていることから、地域ごとの現状や課題を効果的に施策に反映できる仕組みとして、参考になる。

第5章

提言

第5章 提言

(1) 提言の背景・目的

1) 生物多様性保全・利用に取り組む意義・必要性

生物多様性は、国内外で進行する大量絶滅の阻止に寄与するだけでなく、自然環境から生み出される人々への恩恵、すなわち生態系サービスを良好に保ち、持続的に利用するために欠かせない要素である。これらのサービスは、人間の経済活動や文化、日々の暮らしの快適性や安全性に広く貢献しており、自治体の視点では、生物多様性は自然環境の観点から見た「地域の個性」(アイデンティティ)として捉えられる。そのため、生物多様性は、地域振興や住民の愛着、住みやすさの基盤となる地域資源としても重要であり、これらが正しく機能し存在するためには生態系のバランスを維持することが不可欠である。

また、同じく世界的な環境問題である気候変動との比較として、生物多様性の特徴は「地域性」にある。単に生息種数が多いことだけでなく、地域が培ってきた生態系が適切に機能し、維持されているかが重要である(例:北・南多摩地域では崖線、湧水、雑木林、農地等の保全と活用、西多摩地域では森林生態系との共生、島しょ地域では固有種の維持など)。

近年、国内外で生物多様性の損失が進んでおり、世界的にも2030年までの「ネイチャーポジティブ」が唱えられている。国内でも生物多様性及び生態系サービスは減少傾向であり、東京都の多摩・島しょ地域ではそれぞれ都市化に伴う開発や産業構造の変化に伴う里地・里山生態系の減少や管理不足、人・物の移動の増加に伴う侵略的外来種の問題等が顕在化してきている。多摩・島しょ地域には丘陵地・山地、河川、崖線緑地、湧水、台地上の用水、樹林地、農地など、多様な自然環境が存在する一方で、土地開発や管理不足等によって民有緑地が存続の危機に直面していることが有識者ヒアリングにより指摘されている。

2) 提言の目的

このような背景から、地方自治体にも生物多様性への取組が求められ、実際に様々な取組が行われているが、そこでは大きな課題に直面している。

基礎自治体が生物多様性に取り組む際には、生物多様性の保全のみならず、住民の福祉の増進を軸に据え、自然環境を地域資源または自然資本と捉え、持続可能な形で住民への恩恵を引き出しつつ、野生生物による被害があれば最小限に抑える取組が求められる。また、地域住民に理解を得るため、生物多様性の意義や取組の長期的な必要性を浸透させる努力が必要である。

多摩・島しょ地域では、約半数程度の自治体において生物多様性地域戦略の策定が進んでおり、自治体向けのアンケート結果からは生物多様性の重要性は一定程度理解されつつあるものの、取組の推進において大きな課題が見られた。

一方で、文献調査や先進自治体等の調査によれば、グリーンインフラなど地域の社会課題への解決に自然を活用する(NbS)自然環境分野以外の取組や、企業による自発的な保全活動の増加(自然共生サイト)など、生物多様性に関する活動は活発化している。また、国や都のガイドライ

ン、優良事例集、生物データの蓄積など、市町村単位で活用可能な情報も増加している。

それらを踏まえて、多摩・島しょ地域自治体での生物多様性の取組推進に寄与するよう次項の方向性・構成で提言としてまとめた。

3) 提言の方向性・構成

本提言では、現状把握(第3章)にて特定された「推進上の課題」に対し、近年の生物多様性分野における情報の充実や支援の情報、グリーンインフラ等、自然環境分野以外の生物多様性配慮の浸透、ネイチャーポジティブをキーワードとした民間の取組の活発化等を踏まえて、「Ⅰ短期的な対応事項」及び「Ⅱ中長期的な重要事項」を提言する(図表 5-1)。

推進の障壁となっている課題のうち、「行政資源(人員・予算)の不足」、「データ等情報の不足」、「専門知見の不足」、「問題の認知度の低さ」については、多くの場合、個別の施策を進める上で課題であり、既に存在する制度や情報等を活用して対応が可能であると考え。「Ⅰ短期的な対応事項」では、主にこれらの課題に対応するための具体的な取組として、4つの事項を示す。

一方で、「目標設定の困難さ」、「庁内外の連携の困難さ」は、地域ごとに生物多様性のあり方を定めて取組を進めることそのものに関わる課題であり、多くは数年以上を要するものと考え。「Ⅱ中長期的な重要事項」では、主にこれらの課題に取り組む際に重要となるポイントとして、2つの事項を示す。

なお、本提言では、短期的・中長期的にかかわらず、実現可能なものから取組を展開していくことを推奨する。ただし、基礎自治体においては、地域の生物多様性(自然環境やみどり)の保全・利用の方向性について、市民をはじめとしたステークホルダーの意向を聞き取りながら、柔軟かつ継続的に検討を進めること、またはそのような場を設けることが重要である。これにより、限られた行政資源の中で地域にとって意義ある取組を優先的に進めることが可能となる(提言項目⑤)。また、提言の活用の例として、北・南・西多摩では生物多様性の保全・利用において幅広い課題が見られることから、Ⅰ短期的な対応事項に基づき幅広い手段・主体を活用した取組を進展させつつⅡ中長期的な重要事項の⑤目標設定や⑥周辺自治体との連携に発展させていくことが望ましい。

島しょでは、比較的課題が絞られる(外来種対策や産業振興等)ため、Ⅰ短期的な対応事項の①、③等で基盤を形成しつつⅡ中長期的な重要事項の⑤など目標設定に生物多様性の観点を位置づけて地域の発展に活かしていくことが望ましい。

図表 5-1 多摩・島しょ地域における課題と対応の方向性（提言）の構成



(2) 課題解決に向けた提言

1) I 短期的な対応事項

①国及び都等の制度・補助金等の活用

自治体は、国や東京都によって提供される生物多様性に関連した認定制度や補助金、データベース等を利用することができ、それらは近年かなり充実してきている。行政資源や専門知見、データが不足していても、これらを活用することによって生物多様性の取組の方向性を定めやすくなり、制度的なメリットやイメージ効果等も期待できる。そのため、生物多様性の取組においては、関連する認定制度や財政的支援、生物分布等に関する情報を積極的に活用することを提言する。

○生物多様性に関する認定制度の活用

生物多様性に関する認定制度は官・民含め複数存在し、官に関するものとしては、東京都では在来種緑化を重視した「江戸のみどり登録緑地」⁶³、国土交通省では気候変動対策、生物多様性の確保、well-beingを軸とした「TSUNAG」⁶⁴などがある。

主な認定制度については巻末資料に掲載するが(図表 巻末 1-8)、ここでは、民間の取組等を環境省・国土交通省・農林水産省が認定する自然共生サイト(第2章参照)の制度を紹介する。

本制度の特徴として、従来の保護地域とは異なり、対象地の自然の利用・改変に対し申請者に新たな権利制限が課されることがなく、従来行われてきた土地の管理を少なくとも5年程度は継続することが想定されるのみである点が挙げられる(森本 2024⁶⁵)。また、申請にかかる費用は無料である。

認定後のメリットとしては、自然公園法や都市緑地法等における手続きの簡素化が可能となることが挙げられる(図表 5-2)。また、市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体(企業、NPO等)と連携する「連携増進活動実施計画」として認定された場合、一定の条件(協定期間が20年であること等)を満たせばその土地の相続税及び贈与税の評価が2割軽減されるといったメリットもある。

環境省のマッチング制度(支援マッチング、有識者マッチング、図表 5-3)も用意されており、行政区域内の活動者に本制度を紹介、情報の提供を行うことで国の制度による人的・金銭的支援を活用できる可能性がある。実際に、愛知県名古屋市では、環境省の支援マッチング制度を利用して、企業による支援を得ている(第4章事例(1)-3参照)。

そのほか、認定を受けると自然共生サイトのロゴマークを使用することができ、住民への周知用グッズに活用している例や、地域の漁業のブランド化のため、水産加工品のパッケージに利用することを検討している例がある(第4章事例(1)-2、事例(1)-4参照)。また、国による認定を受けることで、住民等から活動への理解を得やすくなったという例や、利用者に生物多様性への

⁶³ 東京都「江戸のみどり登録緑地」(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/green_biodiv/edo_regist)最終確認日 2025年12月25日。

⁶⁴ 国土交通省「TSUNAG- 優良緑地確保計画認定制度」(<https://tsunag-mlit.com/>)最終確認日 2025年12月25日。

⁶⁵ 森本幸裕, "自然共生サイト認定審査にあたって," 日本緑化工学会誌 49.3 (2024): 276-279.最終確認日 2025年12月25日。

配慮を伝えやすくなったという例(第4章事例(1)—1、事例(1)—2 参照)があり、認定自体によるイメージアップやブランド効果が間接的に生物多様性の保全に貢献する可能性がある。

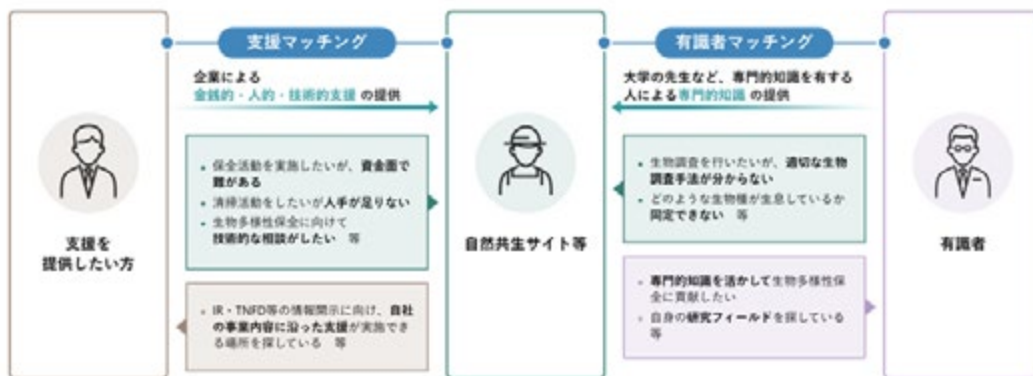
図表 5-2 地域生物多様性増進法における自然共生サイトに係る主な措置事項



出典)環境省「地域生物多様性増進活動の手引き」(<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-Body-of-Letter2.pdf>)(最終確認日 2025 年 12 月 25 日)より引用。

図表 5-3 自然共生サイト マッチング制度について

2つのマッチング



出典)環境省「2つのマッチング」(<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kvousei/compare-matching/index.html>)(最終確認日 2025 年 12 月 25 日)より引用。

○財政的支援の活用

自治体アンケート結果から、特に多摩・島しょ地域で地域戦略策定済みの自治体の多くが東京都の補助金⁶⁶を活用しており、地域戦略の策定にかかる業務等の初動における仕組みづくりのために財政的支援を活用することは非常に有用である。東京都は環境分野に関する補助金の活用を継続的に勧めており、自治体向けの補助金の説明会を年に1度実施している。このような機会を活用することで、自治体は補助金の最新情報を把握し、適切な財源確保が可能となる。なお、国や東京都の支援制度の例を巻末資料に掲載している(図表 巻末1-4)。

これらの東京都の補助金のうち、杉並区では、「流域対策等強化・推進事業補助金」を活用し、生物多様性にも知見のある雨水対策の専門家を招いて住民を含む意見交換会を開くなど、機運醸成を図っている(第4章事例(3)―2参照)。この事例は、補助金が単なる財政的支援に留まらず、庁内の意識向上や組織内の連携強化にも寄与することを示している。補助金の用途は幅広く、地域の課題に応じた柔軟な活用が可能であるため、他自治体においても参考となる事例である。

図表 5-4 「流域対策等強化・推進事業補助」の補助対象



出典)東京都総合治水対策協議会「「流域対策等強化・推進事業補助」の概要説明」(https://www.tokyo-sougou-chisui.jp/hojoyoukou/R06_4-sgaiyo-2.pdf) (最終確認日 2025年12月25日)より引用。

○生物分布等に関する情報の活用

生物多様性地域戦略等の計画策定にあたっては、地域の生物多様性に関する情報を取得する必要があるが、これには行政資源の不足や専門知識の不足が障壁になると考える。そこで、まずは既存のデータベース等を積極的に活用し、行政区域内における生物情報を把握した上で、不足する情報については、必要に応じて市民参加型調査等を活用していくことが推奨される。また、行政区域が広い場合、情報取得の範囲を取組の対象地域に絞るのも選択肢の1つである。

⁶⁶東京都「区市町村との連携による環境政策加速化事業」など

利用可能な既存のデータベース等については巻末資料に掲載しているが(図表 巻末 1—6)、ここでは特に東京都と環境省によるものを紹介する。

東京都は、2024年5月に都内に生息する野生生物の情報を検索できるウェブサイト「東京いきもの台帳」を公開しており(図表 5—5)⁶⁷、過去から現在にかけて自治体内に生息していた生物(ベースライン情報)の確認に有用である。なお、東京いきもの台帳には、東京都主催の市民参加型調査「東京生きもの調査団」のデータも含まれている⁶⁸ため、各自治体が住民に調査への積極的な参加を促すことで普及啓発とデータ蓄積につながり、東京都・自治体双方にメリットがある。

図表 5—5 「東京いきもの台帳」作成までの流れ



出典)東京都「東京いきもの台帳とは」(<https://www.inventory.ikimono.metro.tokyo.lg.jp/about>) (最終確認日 2026年1月19日)より引用。

環境省においても自然環境保全基礎調査による動物分布、植生図(1/25,000)、藻場・干潟・サンゴ礁の分布、モニタリングサイト1000等による各種調査が実施されており、令和7年度からは環境ジオポータル⁶⁹を通して調査結果のGISデータ等を簡易に閲覧・ダウンロード可能になっている。また、同じく「生物多様性「見える化」マップ」⁷⁰は環境省が運営するwebGISであり、生物多様性情報(自治体ごとの保護地域・自然共生サイトの分布やカバー率、生物多様性保全上効

⁶⁷ 2025年12月までに、植物、トンボ目、セミ科、クモ目について、「東京都野生生物目録」をcsv形式等で掲載しており、さらに各種の観測情報(いつ頃どんな場所にいたのか)を検索可能にしている。観測情報には、標本・文献データ、観察記録データ、市民科学データが使用されている。

東京都「東京生きもの台帳 東京都野生生物目録(リスト)」(<https://www.inventory.ikimono.metro.tokyo.lg.jp/inventories>)最終確認日 2025年12月18日。

⁶⁸ 東京都は令和7(2025)年4月に「(仮称)東京都自然環境デジタルミュージアム基本計画」(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/2025-04-30-160803-280>) (最終確認日 2026年1月19日)を公開しており、様々な主体から提供された生物情報を蓄積・公開する動きが進んでいる。「東京生きもの台帳」の整備は、この計画の3本柱の1つである「デジタル情報基盤の構築」に位置付けられている。

⁶⁹ 環境省「環境ジオポータル」(<https://geoportal.env.go.jp/>)最終確認日 2025年12月18日。

⁷⁰ 環境省「生物多様性「見える化」マップ」(<https://www.biodiversitymap.env.go.jp/>)最終確認日 2025年12月18日。

果的な場所等)、自治体ごとの保全状況・目標、生物分布・生物種リスト(準備中)などが順次掲載されており、自治体単独での情報収集・活用の効率化が重要である(図表 5-6)。

図表 5-6 生物多様性「見える化」マップの表示例



出典)環境省「生物多様性「見える化」マップ」(<https://www.biodiversitymap.env.go.jp/>) (最終確認日 2026年1月19日)より引用。

なお、不足する情報を特定するには、地域にとって必要な情報を正しく捉えることが必要である。有識者ヒアリングでも、必要なデータや生態学的知識は地域が目指す自然環境の状態によって異なることが指摘されている。そのため、例えば、希少種や遺伝的多様性の保全に取り組まないならば、個体数変動や遺伝子のような詳細なデータは必要でない場合がある。「生物多様性地域戦略策定の手引き」では、自然環境だけでなく歴史や伝統、文化、産業などの情報も参考になるため、幅広い分野から、収集コストも踏まえて、地域の特色をよく表すものを選びながら収集を進めることが推奨されている。

②生物多様性の分野間連携の促進と地域課題への貢献

生物多様性は、防災・減災、快適な都市空間の形成、教育、産業振興など多岐にわたる行政分野と関わりがある(図表 3-25)。そのため、既存の地域課題を認識し、その解決に向けて、関わりのある多様な分野と連携した取組を推進することで、地域の生物多様性の保全や持続可能な利用につなげることを提言する。

○副次的効果としての生物多様性の取組

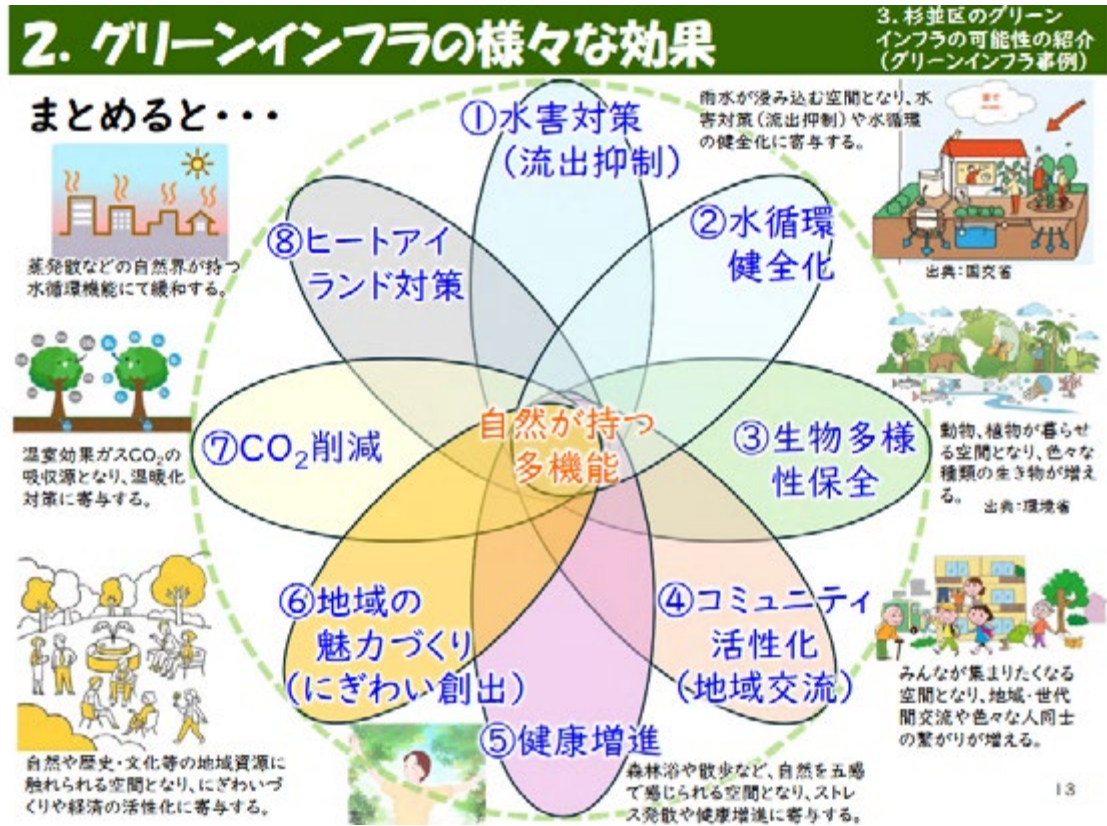
自然や生態系の状態は、様々な環境要因が影響し合っている複雑さから、短期間では変化しにくく、評価自体も難しい。そのため、行政資源に限られる中、生物多様性の保全や持続可能な利用を主目的とした取組を進めることは決して容易ではない。そのため、生物多様性を主目的としない関連する既存の事業や地域課題(防災・減災、産業振興、学校教育など)においても、生物多様性の要素を組み込むことが重要である。

例えば、鹿児島県瀬戸内町では、2021年から漁業振興のためにサンゴ礁・マングローブ林等のブルーカーボン生態系を保全する取組を行っており、2024年度に自然共生サイトに申請して認定された。取組の一部は漁業協同組合への委託や企業の協力で実施しており、この背景には漁業振興に向けた地域の強い連携体制があると考えられる。また、マングローブの植栽は学校教育の施策と連携して行っており、これは環境教育にもつながっている(第4章事例(1)―4参照)。

また、杉並区では、豪雨対策を契機として、グリーンインフラを活用した地域づくりが進められており、現在はグリーンインフラ関連の補助金等を活用して、雨庭づくりやそれによる効果の測定が行われている(第4章事例(3)―2参照)。グリーンインフラには多面的な効果が期待されており(図表5-7)、個別の地域課題に対する直接的な効果は測りにくいものの、その「一挙多得」感から、取組への理解を得やすくと考えられる。雨庭づくり等についても、在来種や生態系への配慮を取り入れながら取り組むことで、生物多様性の保全に貢献し得る。

このように、既存の地域課題の解決に向けた事業に対して、生物多様性の観点を組み込むことで、取組に対して地域の理解を得やすくなり、本来の目的の達成を後押しする可能性がある。また、庁内外との連携等によって、予算や人材の不足を補える可能性もある。

図表 5-7 グリーンインフラの多面的な効果



出典)杉並区「グリーンインフラ杉並区民会議 第3回 資料」(<https://www.city.suginami.tokyo.jp/documents/11399/haihusiryou3.pdf>) (最終確認日 2025年12月25日)より引用。

○市内における生物多様性に関する取組の理解・浸透の工夫

生物多様性に関する取組を広げるためには、地域戦略の上位計画への位置づけや重要エリアの可視化等によって、生物多様性に関する理解を広め、他分野の取組に生物多様性の観点を浸透させるような仕組みを構築することが重要である。

例えば、八王子市及び多摩市では、地域戦略を自治体内の上位計画(環境基本計画や緑の基本計画など)と統合的に策定することで、幅広い分野に関連する取組を市内に浸透させる仕組みづくりを試みていた(第4章事例(9)—1、事例(9)—2 参照)。これにより、生物多様性に関する取組が他分野の政策や計画と連携しやすくなり、市内での理解が深まる効果が期待される。

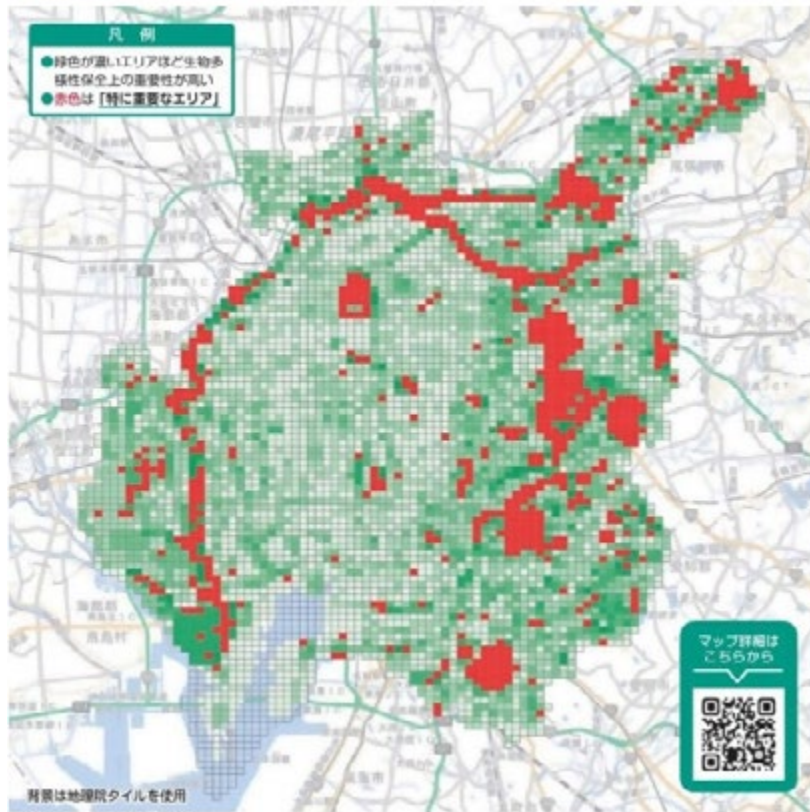
また、名古屋市では、今後見込まれる市内中心部の再開発を見据え、「生物多様性重要エリアマップ」(図表 5-8)を作成している。これは主に事業者が開発等を行う前に保全上重要な場所を確認するために作成されたが、市内の開発関連部署にも共有することで、市民や団体等との将来的な利害の衝突を避ける工夫を行っている(第4章事例(8)—2 参照)。このような配慮エリアの可視化と共有は、市内での理解を促進するとともに、開発における生物多様性への配慮を具体的に示す手法として有用である。

また、港区では、敷地面積 250 m²以上の建築計画がある場合、あらかじめ「港区みどりを守る

条例」に基づく緑化計画書の提出が必要である⁷¹。また、緑化の指針として「生物多様性緑化ガイド」⁷²が定められ、生物多様性を取り入れた緑化計画の流れや、「生物多様性緑化チェックリスト」等によって具体的な緑化指導が行われている。

これらの取組は、生物多様性に関する政策を市内で広く認識させるだけでなく、他分野との連携を強化し、地域全体での取組の推進力を高める上でも重要である。

図表 5-8 名古屋市における「生物多様性重要エリアマップ」全体像



出典)「名古屋市名古屋市内の生物多様性重要エリアマップ」(<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/kankyou/1012463/1034789/1012523.html>) (最終確認日 2025 年 12 月 25 日) より引用。

⁷¹ 東京都では、「東京都における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、建築行為等の際に行う緑化計画書の届出及び緑化完了書の届出が規定されているが、13 区 1 市(新宿区、渋谷区、荒川区、品川区、豊島区、江東区、港区、葛飾区、江戸川区、目黒区、足立区、世田谷区、大田区、国分寺市)では、各区市の条例に基づく手続に一元化している。

東京都 緑化計画書制度 (https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/plan_system/plan_system) 最終確認日 2026 年 1 月 26 日。

⁷² 港区 生物多様性緑化ガイド (https://www.city.minato.tokyo.jp/ryokukasuishin/tayousei/ryokka_guide.html) 最終確認日 2026 年 1 月 26 日。

③民間企業や市民団体等との連携推進

TNFD やネイチャーポジティブといったキーワードが企業をはじめとする民間主体に広がりつつあり、これまで以上に民間主体による取組が活発化している。環境省が令和 5(2023)年度から開始した自然共生サイトの認定制度においても、企業からの申請が 52%を占める(令和 7(2025)年 12 月現在⁷³)など、企業の関心や意欲が顕著に表れている。この状況を踏まえ、担い手や行政資源の不足への対応も考慮して、企業等の民間主体に対して積極的に取組の場に関する情報提供を行い、連携を推進していくことで生物多様性の取組を進めていくことを提言する。

○地域の課題や取組に関する情報発信

民間による生物多様性の取組が広がるなか、自治体は、地域の課題や取組に関する情報を積極的に発信することによって、企業等を含む様々な主体の取組を促すことができる。

例えば、日野市は「ひの生きものプラン～日野市生物多様性地域戦略～」の中で「日野市生物多様性ホットスポットマップ」を紹介している(図表 5-9)。これは、活動の場を求めている、もしくは敷地内において生物多様性の保全に取り組みたい企業等に、行政として優先的に取組を行いたい場所を示す意味で有効である。また、重要な場所の地図化だけでなく、地域戦略等に自治体の生物多様性の現状、課題や地域の重要な自然、重点施策等を記載することや、自然環境調査データを公開することも、企業等による地域の背景理解や取組の方向性検討に役立つと考えられる。

⁷³ 環境省「地域生物多様性増進法に基づく自然共生サイトの認定について(令和 7 年第 2 回)」(<https://www.env.go.jp/content/000360690.pdf>)最終確認日 2025 年 12 月 25 日。

図表 5-9 日野市生物多様性ホットスポットマップ



出典)日野市「「ひの生きものプラン」～日野市生物多様性地域戦略～」(<https://www.city.hino.lg.jp/res/projects/default/project/page/001/003/044/hinoikimono.pdf>) (最終確認日 2026年1月21日)より引用。

札幌市では、メーリングリストを作成し、企業を含め生物多様性に関心のある主体に対し保全活動等の情報を伝える仕組みを作ることで、企業等が自治体のウェブサイトを訪問・情報の探索をせずとも情報が届くような工夫も行っていった(第4章事例(2)―1参照)。このように、ターゲットを絞って能動的に情報共有をする仕組みは、企業等新たな主体の巻き込みに有用と考えられる。

取組手法に関する情報発信も重要である。例えば、名古屋市においては、「なごやのまちなか生物多様性緑化ガイドライン」(図表5-10)を策定し、事業者もターゲットに生態系ネットワークに配慮した緑化を促している(第4章事例(5)―2参照)。また、所沢市(エコネットの手引き)や港区(生物多様性緑化ガイド)においても、地域の指標種等も紹介しつつ詳細な配慮事項をまとめている。なお、自治体独自の生物多様性に配慮した緑化のガイドラインを有していない場合には、東京都の「在来種選定ガイドライン」等をホームページ内で紹介するなど代替することも考えられる。

図表 5-10 なごやのまちなか生物多様性緑化ガイドライン中の
「みんなで進める生物多様性緑化（理想の姿）」



出典)名古屋市「なごやのまちなか生物多様性緑化ガイドライン」(https://www.city.nagoya.jp/res/projects/default/project/page/001/012/494/toshin_guideline.pdf) (最終確認日 2025 年 12 月 26 日)より引用。

○マッチングの場の提供・参加

行政から企業等への一方向での情報公開・提供から一歩進んだ取組として、既存の活動団体や土地の所有・管理者等と、活動の支援を希望する企業等のマッチングなど、主体同士をつなぐことは行政の重要な役割といえる。

具体的には、マッチングイベントの定期開催やオンラインプラットフォームの構築が有用と考えられる。例えば、埼玉県「ネイチャーポジティブ推進分科会」や環境省主催の自然共生サイト支援マッチングイベントのように、企業と団体が直接交流できる場を設けることは効果的と考えられる。また、柏市の「カシニワ制度」のように、土地所有者、保全団体などの活動者、企業を含む支援者の情報をオンラインプラットフォームに登録できる仕組みを整えることで、双方が簡単にマッチングできる環境を構築することが期待される(第4章事例(5)-1参照)。

東京都では、類似の取組として、「東京グリーンシップ・アクション」⁷⁴を実施している。これは、希望する企業等に対して、東京都の指定する保全地域を紹介し、保全団体(NPO 法人)の実施・運営のもと、自然体験とともに保全活動に参加できるようにする事業である。年間約 30 社の企業等が、社会貢献活動(CSR)や環境保全に対する意識向上、社員研修・社員教育などを目的として参加している。各自治体でも、活動したい企業向けの窓口を設けることや、地域の企業に都

⁷⁴東京都生物多様性推進センター 東京グリーンシップ・アクション (<https://tokyo-biodiversity.metro.tokyo.lg.jp/organization-action/greenship-action/>) 最終確認日 2026 年 1 月 22 日。

の窓口を紹介することで、企業と保全団体をつなげることができると考えられる。

④市民の理解・参画の促進

第3章現状把握における自治体アンケート結果では、生物多様性の保全に関連する施策・事業の各項目に取り組んでいる理由として、「戦略等行政の方針において優先度が高い(37%)」に次いで「市民の関心が高く理解されやすい(25%)」が多く挙げられている(図表 3-22)。

これには、2つの理由が挙げられる。まず、行政資源(人員・予算)に限られる中、施策に対して市民の理解を得ながら、担い手や行政資源の不足を補うことができれば、公的事業を実施・継続しやすくなるため、いわゆる「対症療法」的なアプローチとして機能する。また、生物多様性やその保全に対する市民の関心・理解を高めることができれば、将来的に保全の取組を進めていくための基盤となると考え、いわゆる「原因療法」的なアプローチとしても期待できる。これらを踏まえ、現状及び将来にわたって生物多様性の取組を進めていくために、市民が参加しやすい活動の工夫や、自然体験等の場づくりによって、市民の理解・参画を促進することを提言する。

○担い手不足や行政資源を補う「対症療法」としての参加型の取組

生物多様性の施策に対して市民の理解を得つつ協力を得るためには、市民参加型調査や保全活動への市民参加といった参加型の取組が有効である。ただし、これには、何点か留意すべきポイントがある。

まず、専門知識を持たない一般の市民にとって、知識や経験がなくても参加しやすい工夫をすることは重要である。例えば、名古屋市や多摩市では、スマートフォン等のアプリを利用した市民参加型調査を実施しており、生物の知識がなくてもアプリ上で種判別が可能となっている(第4章事例(8)―1、事例(8)―2 参照)。また、活動の経験がない市民にとっても、イベントを楽しむことができれば、次回以降の参加のハードルを下げるができる。例えば、武蔵野地域の落ち葉堆肥農法における「体験落ち葉掃き」は、自然体験や観光のためのイベントとして実施され、新たな担い手づくりへとつながっている(第4章事例(3)―1 参照)。

次に、参加者に対しては、活動の結果や効果の見える化を行うことで、やりがいのある活動となり、継続的な参加の動機づけとなる可能性がある。例えば、前述のアプリを利用した市民参加型調査では、調査結果をとりまとめフィードバックしている。

また、有識者ヒアリングでは、市民が活動に参加するまでのステップを「知る・気づく」「学ぶ」「活動する」の3段階に分け、参加者を増やすためには、「知る・気づくこと」から「学ぶ」「学ぶ」から「活動する」への移行を支援することが重要であることが指摘された。例えば、柏市で実施されていた「里山ボランティア入門講座」では、市民向けに里山保全への取り組み方を伝えることで、市民を主体とした保全活動へ移行している(第4章事例(5)―1 参照)。

○保全活動への理解を拓げる「原因療法」としての教育・ふれあい等の取組

近年、急速な都市化や娯楽の変化に伴って、自然と接する経験の消失（自然離れ）が進んでおり、社会の自然への興味や関心、保全意識の低下につながっている（Soga ら（2016）⁷⁵）。そのため、子どもを含む市民に対して市街地における緑を維持し、自然体験の場を提供することは、次世代を担う子どもたちに生物多様性の保全・利用への理解・関心を浸透させ、新たな担い手の裾野を広げるために重要である。

なお、これらの取組においては、生態系への配慮と両立させるための工夫が期待される。例えば、杉並区の善福寺公園内を流れる遅野井川親水施設では、安全面・衛生面をモニタリングしつつ、保護を優先する区間をゾーニングした上で川への立ち入りを可能にしており（第4章事例（1）—2参照）、保全活動を行いながら自然体験の場を創出している。また、名古屋市の「なごやのまちなか生物多様性緑化ガイドライン」（図表5-11、第4章事例（5）—2参照）や、所沢市の「公共施設緑化ガイドライン」では、企業や市民向けに在来種を用いるなど生態系に配慮した緑化の手引きを示している。

図表 5-11 在来種を用いた緑化の手引きの例（名古屋市）
みんなで進める生物多様性緑化（理想の姿）



出典)名古屋市「なごやのまちなか生物多様性緑化ガイドラインポケット版」より(https://www.city.nagoya.jp/res/projects/default_project/page/001/012/494/guidelinepocket.pdf)（最終確認日 2026年1月7日）より引用。

⁷⁵ 東京大学「加速する現代社会の「自然離れ」自然と関わらなくなることの何が問題なのか？」(https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/ja/articles/a_00471.html)最終確認日 2026年1月19日。

2) II 中長期的な重要事項

⑤地域社会と生物多様性の関係性のあり方を踏まえたビジョン・目標設定

地域の生物多様性(自然環境やみどり)の保全・利用に関するビジョン・目標の設定は、地域の課題を抽出し、施策の具体化や優先度付けを行うために重要である。一方、自治体アンケートから、地域戦略を策定済みの自治体のうち42%が、策定時における課題として「ビジョン・目標の設定の困難さ」を挙げており(図表 3-26 参照)、その理由としては、地域の自然環境の現状が把握できていないことや、数値目標の設定が困難であることが挙げられている(第3章(2)3参照)。これに対し、保全だけでなく地域のために自然を利用するという観点を持ち、地域の意思による生物多様性のビジョン・目標の設定や、それに基づく目標管理を行うことを提言する。

○地域の主体を巻き込んだビジョン・目標設定

地域社会は、少なからず地域の自然との関係のもとで成り立っており、地域の生物多様性をどのようにしたいか(すなわち生物多様性の目標・ビジョン)は、地域が主体的な意思を持って定めるべきである。前述のように、生物多様性の取組に市民の理解を得ることは、活動の担い手を得る意味だけではなく、将来的な保全意識の浸透という意味でも重要である。また、有識者ヒアリングでは、地域住民を巻き込みながら、その地域の自然の将来ビジョンや管理目標を検討・設定していくことで、自分たちの地域における生物多様性の理解の醸成や関係主体のモチベーションの向上につながることも指摘されている。

このことから、生物多様性に関するビジョン・目標設定にあたっては、保全上の観点のみならず、地域にとってゆかりのある自然環境等の把握・集約、地域から見た自然へのニーズなども踏まえて、「自然環境との望ましい共生のあり方」を探っていくことが重要である。

目標設定に地域を巻き込むために、行政には、地域の主体(市民・企業・NPO等⁷⁶)が参画する「対話の場」の設置や、専門家への意見聴取等を通し、科学的妥当性を担保しつつ地域のビジョン・目標をとりまとめ、取組の優先度や方向性を検討していく役割が求められる(図表 5-12)。地域戦略策定プロセス等における住民参加型ワークショップはそのための有効な手段である。

自治体が広域である場合や、様々な生態系が含まれる場合は、地域を区切ることも一つの方法である。例えば、八王子市では、既存の枠組である環境市民会議⁷⁷を活用し、市内を6地域に区分し、地域ごとの自然環境の課題や将来像を設定しており、地域戦略でも各地域において必要な取組が整理されている(図表 5-13、第4章事例(9)―2参照)。

⁷⁶ 有識者ヒアリングでは、NPO やコンサルタント会社等、生物多様性の保全や活用に関する知見を有する中間支援組織は、対話の場の運営やファシリテーションに関わることで、行政だけでは難しい知識・情報の蓄積等に貢献するとの指摘があった。

⁷⁷ 八王子市環境基本条例に基づき、市内を6地区に分け、各地区の市民・事業者によって自発的に環境保全活動を実践する組織。

図表 5-12 地域のビジョン・目標の設定のイメージ



図表 5-13 八王子市の地域戦略における「環境市民会議」



出典)八王子市「第3次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略」(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/004/keikaku/p007005.html>) (最終確認日 2025年12月18日)より引用。

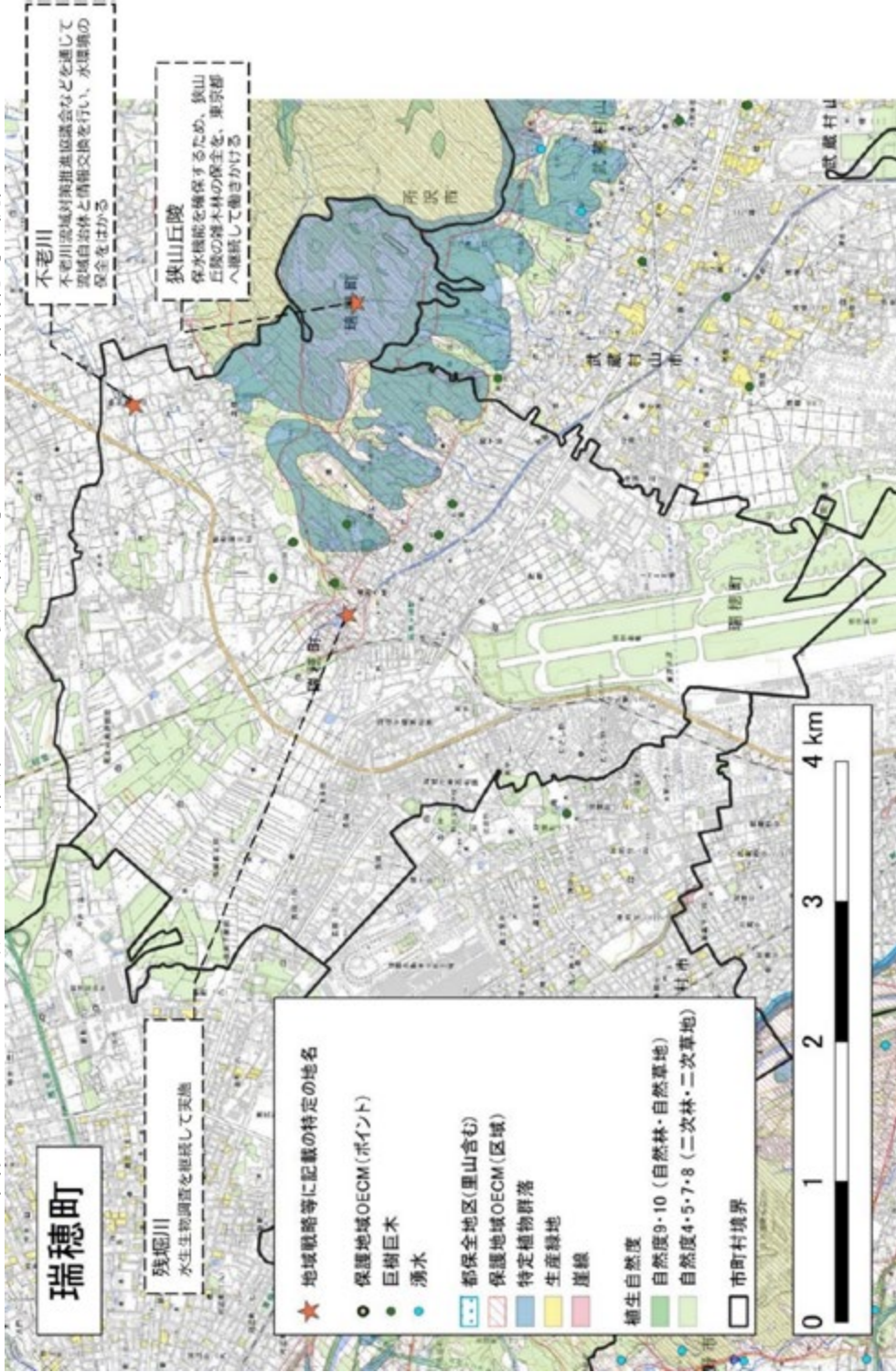
注)「第5章 地域の行動」は、市内6地域の「環境市民会議」(各地域の市民・事業者等から構成)が自ら考え、目指す環境の姿や現状の課題、その解決に向けた主な取組を設定。

地域におけるビジョン・目標の設定にあたっては、保全・利用されている自然環境、生物多様性保全上重要な地域(効果が期待される地域)等の空間分布を把握するだけでなく、地域住民からみたゆかりある自然を明確にし、各地域の保全・利用に関する方針を定め、地域への恩恵と保全効果の両面から検討を行うことが重要である。有識者ヒアリングでも、地域における将来ビジョンを空間的に共有することで、行政内での引継ぎが容易になる可能性も指摘された。

地域住民からみたゆかりある自然、既に保全・利用されている自然環境の把握には、各地域の地域戦略等の計画に記載された地名や、巻末に掲載した「生物多様性保全上重要な地域等の空間分布」(図表 巻末 2-7)、「生物多様性保全上重要な地域等の GIS データ」(図表 巻末 2-8)を活用できる。なお、各地域の地域戦略等の計画のうち、保全や利用が進む自然環境が掲載された計画を巻末に示した(図表 巻末 2-6)。

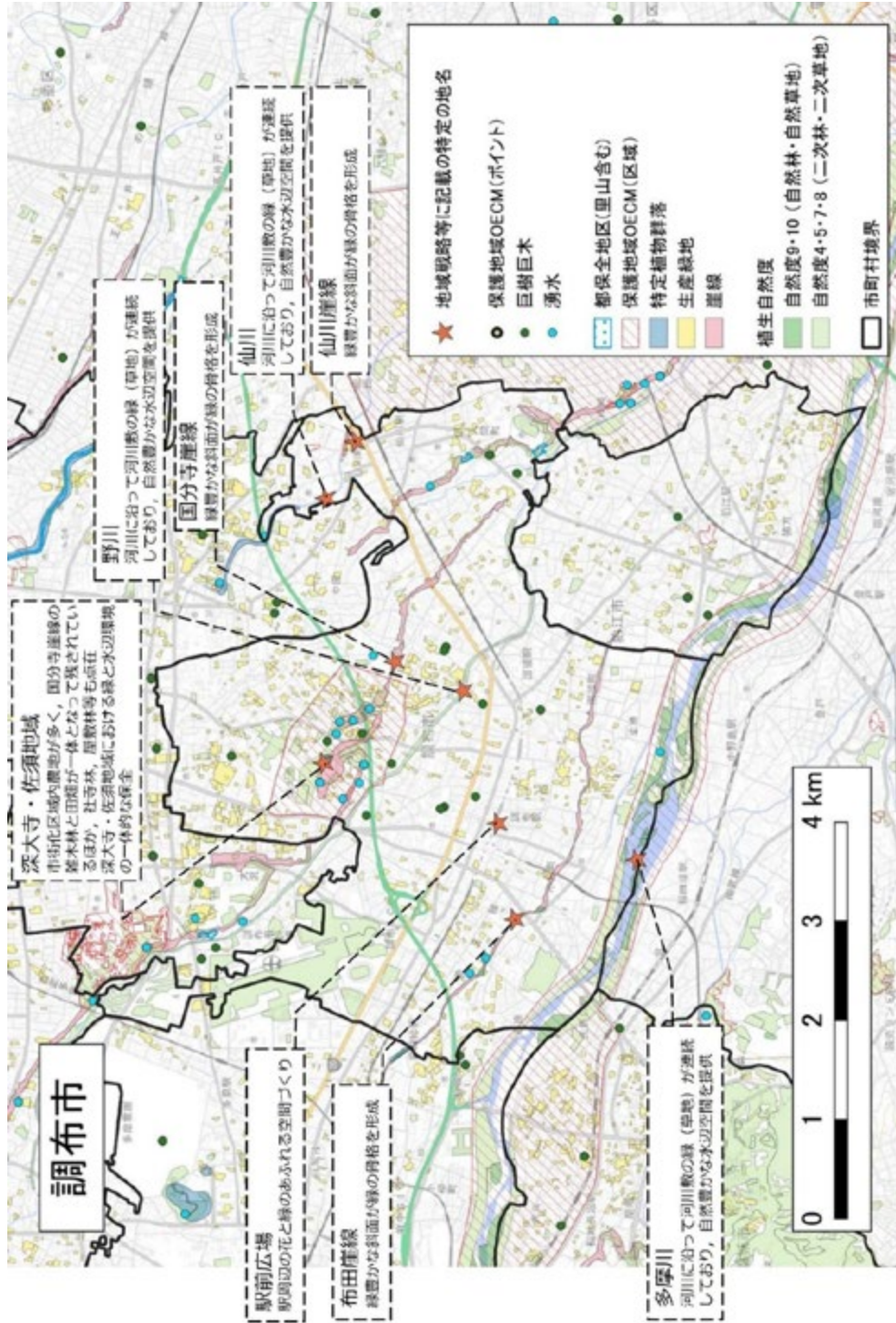
以下、地域における検討の参考として、多摩・島しょ地域自治体のうち 4 自治体を例に、既に保全が図られている地域(保護地域)や本地域の地域戦略はじめ環境関連計画において記載された重要な自然等について示したイメージ地図を示す(図表 5-14~5-17)。

図表 5-1-4 地域のビジョン作成のための重要な自然等のイメージ図（瑞穂町の例）



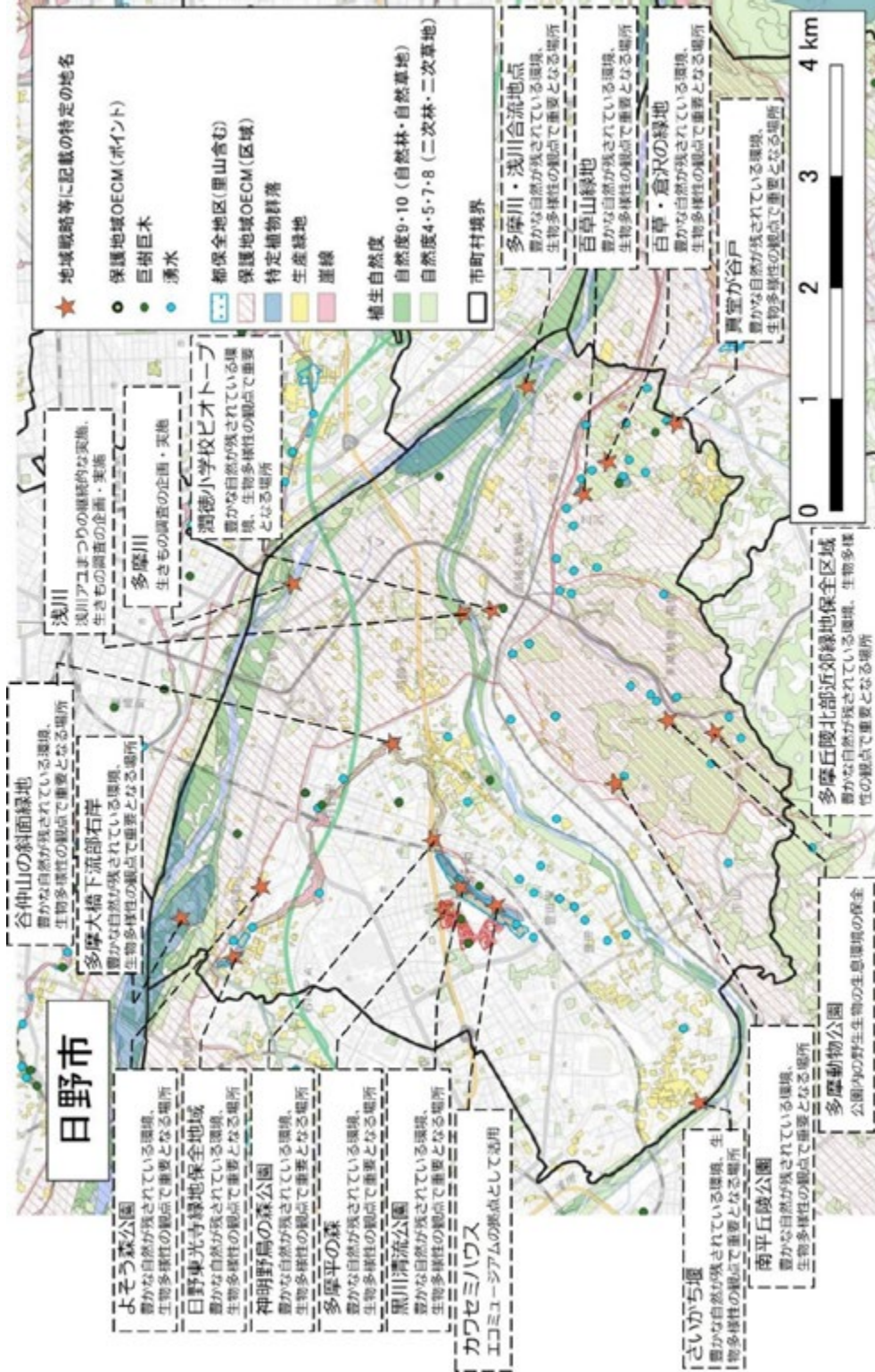
出典)「第2次瑞穂町環境基本計画(改定版)」(<https://www.town.mizuho.tokyo.jp/tyousei/002/010/p010866.html>)最終確認日 2026年1月28日。
注)生物多様性保全上重要な地域等のGISデータ(図表 巻末2-8)を基に作成。

図表 5-15 地域のビジョン作成のための重要な自然等のイメージ図（調布市の例）



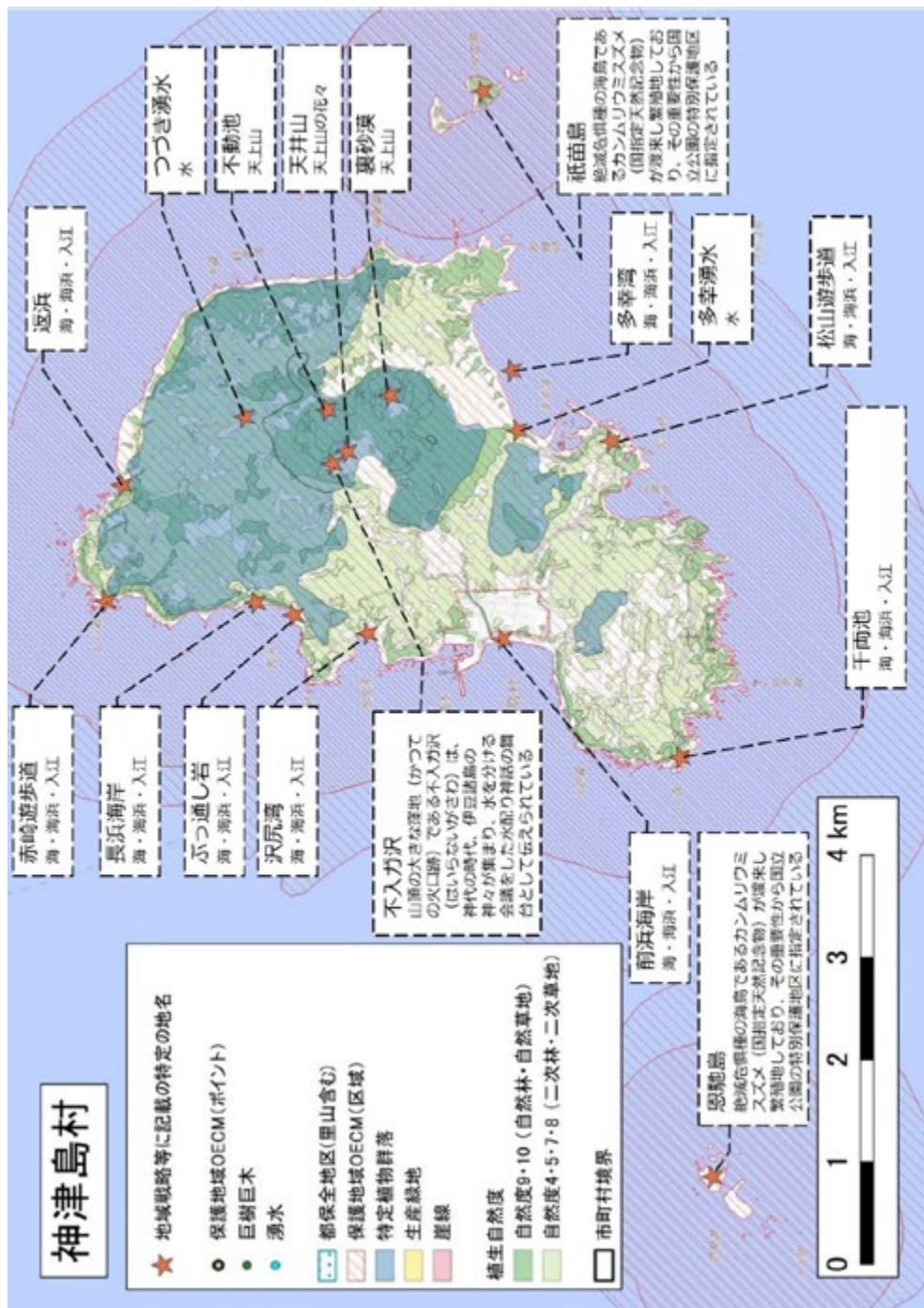
出典)「調布市緑の基本計画」(<https://www.city.chofu.lg.jp/070020/p040004.html>)最終確認日 2026年1月28日。
注)生物多様性保全上重要な地域等のGISデータ(図表 巻末2-8)を基に作成。

図表 5-1-6 地域のビジョン作成のための重要な自然等のイメージ図（日野市の例）



出典)「ひの生きものプラン」～日野市生物多様性地域戦略～」(<https://www.city.hino.lg.jp/shisei/keikaku/kankyo/1003044.html>)最終確認日 2026年1月28日。
注)生物多様性保全上重要な地域等のGISデータ(図表 巻末2-8)を基に作成。

図表 5-1-17 地域のビジョン作成のための重要な自然等のイメージ図 (神津島村の例)



出典)「神津島エコツーリズム推進全体構想」(<https://kozushima.com/newsite/wp-content/uploads/2024/09/kousou.pdf>)最終確認日 2026年1月28日。
注)生物多様性保全上重要な地域等のGISデータ(図表 巻末2-8)を基に作成。

○数値目標・管理指標の設定と活用

生物多様性地域戦略策定の手引きでは、地域戦略における進捗管理のために、行動目標にはアウトプット指標(努力投入による一次成果)、状態目標にはアウトカム指標(アウトプットがもたらす成果)による指標と目標値の設定を推奨しており、多摩・島しょ地域自治体の地域戦略でも生物多様性の保全や身近な自然とのふれあいに関するアウトカム指標として数値目標が取り入れられている。(図表 3-31 参照)。

一方で、生物多様性の変動はその複雑さゆえに不確実性を伴い、特に短期間(1~3年程度)では施策の効果は数値では表しにくい。また、特定の施策の効果が生物多様性の状態に与える影響についても、複数の環境要因等を踏まえた評価が必要である。したがって、現状把握や課題特定のための指標は進捗管理上重要であるが、現時点では、必ずしも個別の目標ごとに管理指標や数値目標を作成する必要はなく、前述したような地域の意思を踏まえたビジョン・目標のもとで、必要に応じて、地域の現状・課題把握のための「基準」や「目安」として扱うことが望ましい。

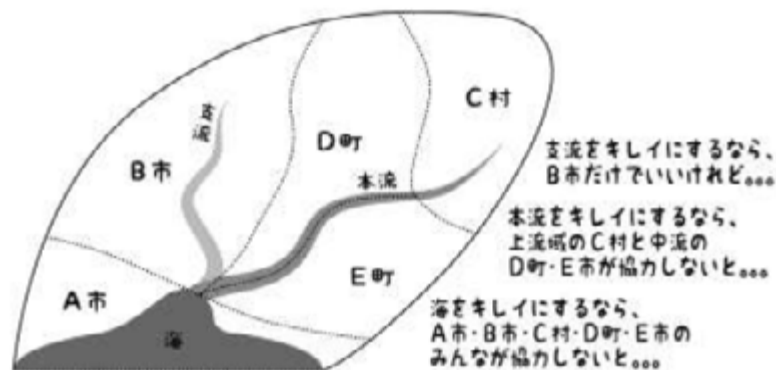
⑥周辺自治体(広域)の情報活用と課題の共有による統一性をもった取組の推進

自然の地形や生態系には連続性があるため、生物多様性の保全や持続的な利用においては、行政区域にとらわれず、流域(水系)や丘陵地、崖線などのまとまった自然の景観を一体として捉え、関係する自治体を把握した上で広域的な視点で施策を進めることが重要である。特に北多摩・南多摩地域では、自治体ごとの面積は大小様々であり、独自の取組の限界があることから、生態系ネットワークの維持や外来種対策、鳥獣害対策等を進める上では単一自治体での対応では限界があると考えられる(図表 5-18)。

生物多様性国家戦略では、都道府県に期待される役割として、市町村を越えた生態系ネットワークの構築や人的ネットワークの形成等の広域的な取組や、市町村間の連携促進、市町村の取組に対する人的・技術的・資金的支援等が挙げられている(図表 2-16)。また、有識者ヒアリングにおいても、崖線緑地など広域かつ多数の所有・管理者からなる自然環境の保全において、広域自治体である東京都に基礎自治体を含めた主体間のコミュニケーションの場づくりを求める声があった。

このように都への期待は大きいものの、ここでは基礎自治体の取組として、生物多様性の保全・利用にあたって共通の自然を持つ自治体間での広域的な連携や、地域戦略等での課題・取組の共有を提言する。

図表 5-18 生態系と行政区域のイメージ



出典)環境省「生物多様性地域戦略策定の手引き(令和5年度改定版)」(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/local/files/R5_localguide01.pdf) (最終確認日 2025年12月23日)より引用。

○崖線や丘陵等、自然環境を共有する自治体における連携

崖線や丘陵など、広域に広がる自然環境を共有している自治体間では、それを保全するために、様々な連携活動が行われている。

- ・国分寺崖線の保有・管理者である自治体は、「はけの自然とくらしフォーラム」(NPO 法人 Green Connection TOKYO が主催)で教育機関、民間企業等と協働の取組や課題の共有を行っている。
- ・狭山丘陵の6市町は、「狭山丘陵広域連絡会」(NPO Birth が調整)で環境省、東京都、保全団体等とともに、情報共有や啓発活動を行っている⁷⁸。
- ・武蔵野地域の4市町は、農業協同組合等と「世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会」を構成し、平地林の保全につながる伝統農法の振興に取り組んでいる(第4章事例(3)-1参照)。
- ・「荒川流域エコネット地域づくり推進協議会」では、荒川中流部の5市町が学識者、市民団体、埼玉県、国土交通省との連携のもと、コウノトリやトキを指標種とした地域づくりの取組を行っている。⁷⁹
- ・札幌市の「さっぽろヒグマ基本計画」では、市町村をまたいで移動・出没するヒグマへの対策として、近隣自治体との連携強化に取り組むとしている(第4章事例(4)-1参照)。近隣自治体との連携においては、札幌市が近隣11市町村と多様な分野で連携するために策定した「さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン」⁸⁰と連動することが示されている。

⁷⁸ NPO Birth 中間支援組織がつなぐ狭山丘陵広域連携事業(<https://www.npo-birth.org/wp/wp-content/uploads/2025/07/bf2f7a525c826fd237da37e03eb0469a.pdf>) 最終確認日 2026年1月22日。

⁷⁹ 国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 荒川流域エコネット地域づくり推進協議会(<https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo00732.html>) 最終確認日 2026年1月26日。

⁸⁰ 札幌市は、総務省の連携中枢都市圏構想に基づき、近隣11市町村と「さっぽろ連携中枢都市圏」を形成している。「さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン」は、2019年に策定、2024年に更新(第2期)されており、圏域の将来像や、将来像の実現に向けた具体的な取組等を定めている。札幌市 札幌連携中枢都市圏ビジョン(これまで)(https://www.city.sapporo.jp/kikaku/renkeichusu/dailki_vision.html) 最終確認日 2026年1月30日。

有識者ヒアリングからは、広域的な取組において、「はけの自然とくらしフォーラム」や「狭山丘陵広域連絡会」のように、複数の自治体と関わる中間支援組織を活用したコミュニケーション(イベント参加、後援など)を通じて情報共有の場を設けることが重要であるとの指摘があった。また、中間支援組織となる民間の主体(企業や NPO 等)が参画することで、行政担当者の異動等があっても継続性が担保されるメリットも挙げられた。

多摩地域においては、水系における上流・下流(山間部・都市部)自治体の連携も考えられる。比較的1自治体の面積が大きく森林生態系が優占する西多摩地域では、森林の水源涵養、気候変動の緩和、レクリエーション・観光への活用など、北・南多摩地域の都市部にはない生態系機能の特徴がある。そのため、東京都が主導する「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定」⁸¹などを活用しつつ、山間部の森林資源を活用した交流などを通じて森林の生態系サービスをより活用していくことが可能である。

一方、島しょ地域では境界を共有する自治体がないものの、固有種保全のための外来種侵入対策において出発地との連携が不可欠である。例えば、小笠原諸島では、「本土からおがさわら丸に乗るとき」、「父島からははじま丸に乗るとき」、「父島、母島での滞在中」の外来種対策が公開されている⁸²。このように、固有種の保全に関しては、保全すべき種を積極的に公開するなど、自治体内にとどまらず広く意識を高める工夫が考えられる。

なお、広域連携の取組の立ち上げ段階においては、「多摩・島しょ広域連携活動助成事業」⁸³等の助成金を活用することが可能である。

○地域戦略や情報の公開による課題の共有

自治体間の連携やコミュニケーションの場の設置・参加まで至らない場合でも、各自治体の地域戦略や環境関連計画を策定する際に、東京都が定めている指針等(「東京都生物多様性地域戦略」や「生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引」、「緑確保の総合的方針」(図表5-19)等)や、他の自治体の環境関連計画に示された地域の取組・課題等を十分踏まえて進めることで、近隣自治体間で一定程度まとまりのある取組を推進することが期待される。

なお、他の自治体の取組等について、環境省の「生物多様性地域戦略データベース」⁸⁴では、自治体名や取組分野等による絞り込みを行い、関心のある地域戦略の情報を収集可能である。また、環境省の「生物多様性『見える化』マップ」⁸⁵でも、各自治体における保全状況や生物多様性に関する目標等を確認することができる。

⁸¹ 東京都「都と都内12区市町村は、森林環境譲与税を活用した森林整備等に、連携して取り組みます」(<https://www.sp.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/08/01/01.html>)最終確認日2026年1月7日。

⁸² 小笠原世界遺産センター「外来種対策のお願い」(<https://ogasawara-info.jp/visit/about-alien/>)最終確認日2026年1月7日。

⁸³ 東京都市長会「多摩・島しょ広域連携活動助成事業」(<https://www.tokyo-mayors.jp/0000000236.html>)最終確認日2026年1月7日。

⁸⁴ 環境省「生物多様性地域戦略データベース」(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/local/decision.html)最終確認日2025年12月3日。

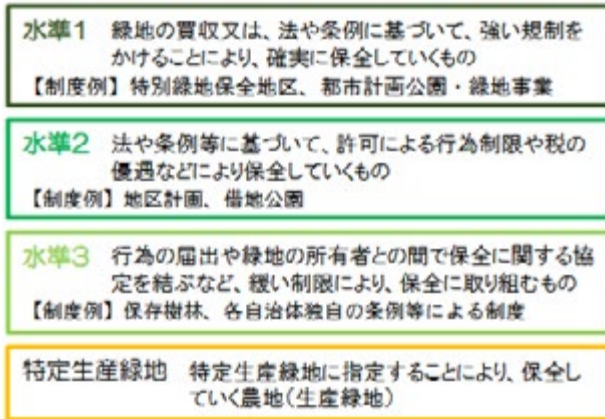
⁸⁵ 環境省「生物多様性『見える化』マップ」(<https://www.biodiversitymap.env.go.jp/>)最終確認日2025年12月18日。

図表 5-19 確保地と確保候補地の考え方

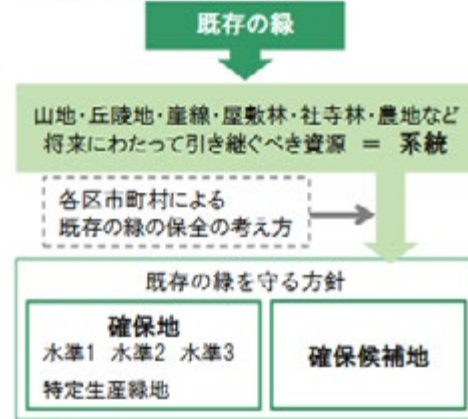
確保地と確保候補地の考え方

- ◆確保地 計画期間＝令和11年度までに、いずれかの水準により確保するもの
 - ◆確保候補地 計画期間にとらわれず、緑の保全を目指して水準1から水準3に上げていく考えのあるもの
- ※水準は、規制等の強さなどの担保力によって分けたもので、緑の価値を示したものではありません。

<確保地の水準>



<確保地・確保候補地 抽出の流れ>



出典)東京都「緑確保の総合的な方針(改定)概要版」(<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/to-shiseibi/pdf/seisaku/midori/kakuho/pdf/gaiyo>)(最終確認日 2025年12月23日)より引用。

卷末資料

巻末資料

1. 社会的背景に関連する参考情報

第2章でとりあげた内容以外に、国や東京都による個々の自治体向けの支援制度や生物の目撃あるいは観察情報を確認できるデータベース等の関連情報についても本調査研究で調査とりまとめを行った。本項では第2章に掲載しなかった本調査結果の成果を参考情報として載せた。

1-1. 生物多様性の定義

生物多様性条約や生物多様性基本法では、生物多様性は、主に多様な生態系や生物種のほか、同じ生物種内においても差異（遺伝的多様性）があることを指すなどと説明されている。他方で、環境省の一般向けの説明ページにおいては、「生きものたちの豊かな個性とつながりのこと」を指すと説明されている。（図表 巻末1-1）

図表 巻末1-1 生物多様性の定義

出所	定義についての記載ぶり
生物多様性条約 (CBD) 条文	「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。
生物多様性基本法	この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。
環境省ウェブサイト「生物多様性とはなにか」	生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、すべて直接に、間接的に支えあって生きています。

出典「生物多様性条約(CBD)条文」は、環境省生物多様性センターの生物多様性条約の条文の第二条用語(https://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html) (最終確認日 2026年1月13日)を引用。
 出典「生物多様性基本法」は、環境省の生物多様性基本法(https://www.env.go.jp/nature/biodiversity/kihonho_u.html) (最終確認日 2026年1月13日)を参照。
 出典「環境省ウェブサイト」は「生物多様性とはなにか」(<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/about.html>) (最終確認日 2026年1月13日)を参照。

1-2. 前版の生物多様性国家戦略の達成状況

2020年度までを計画期間とした前回目標「生物多様性国家戦略 2012-2020」は、2020年までの世界目標である愛知目標の採択と2011年3月に発生した東日本大震災を背景として策定された。本戦略は「第1部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略」、「第2部 愛知目標の達成に向けたロードマップ」、「第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画」の3部により構成されている。

2021年に「生物多様性国家戦略 2012-2020」の実施状況の点検結果が発表され、第1部から第3部のそれぞれと国家戦略全体についての評価が示された。このうち、第2部において設定されている、愛知目標に対応した13の国別目標のうち、達成したと評価された目標は5つであった。また国家戦略全体としては、「全ての目標を達成したとは言えず、更なる努力が必要」と評価された(図表 巻末1-2)。

図表 巻末1-2 「生物多様性国家戦略 2012-2020」の実施状況の点検結果の構成

<p>第1部 戦略</p> <p>■目標 長期目標:自然共生社会の実現(2050年) 短期目標:生物多様性の損失を止めるために、愛知目標(2020年)の達成に向けた国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。</p> <p>■5つの基本戦略(2020年度までの重点施策)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①生物多様性を社会に浸透させる。 ②地域における人と自然の関係を見直し、再構築する。 ③森・里・川・海のつながりを確保する。 ④地球規模の視野を持って行動する。 ⑤科学的基盤を強化し、政策に結びつける。 	<p>■国家戦略全体の評価 評価結果:国別目標の達成の達成に向けて様々な行動が実施されたが、全ての目標を達成したとは言えず、更なる努力が必要。</p> <p>■第1部(基本戦略)の評価 評価結果: ・5つの基本戦略のうち、④⑤の2つについては概ね達成 ・国の施策の大きな方向性を示す戦略全体としては、基本戦略に沿った様々な施策を実施。 ・外来生物に対する防除対策など、更なる取組の強化や、生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)など、新たな取組の開始が必要。</p>
<p>第2部 愛知目標達成に向けたロードマップ</p> <p>■20の愛知目標を基に設定した13の国別目標。</p> <p>■第2部の評価 評価結果:愛知目標達成に向けて着実に進捗したが、達成した目標は13の国別目標のうち5。 達成した国別目標:B-4(外来生物対策)、C-1(陸海域保護区の保全管理)、D-3(名古屋議定書の締結) E-1(国家戦略に基づく施策の推進 等)、E-2(科学と政策の結びつきの強化)</p>	
<p>第3部 行動計画</p> <p>■約770の具体的施策等を体系的かつ網羅的に掲載。</p> <p>■第3部の評価 評価結果:具体的施策等のうち、達成できたと評価できるものは約45%、進捗中のものは約54%。</p>	

出典)環境省の中央環境審議会自然環境部会(第42回)の「資料2-1 生物多様性国家戦略 2012-2020の実施状況の点検結果等について」(https://www.env.go.jp/council/12nature/42_3.html) (最終確認日:2026年1月13日)より引用。

1-3. 国による地域戦略策定支援の動き

地域戦略の策定は生物多様性基本法において地方公共団体の努力義務として位置づけられおり、生物多様性国家戦略においても同戦略を踏まえた地域戦略の策定が望まれている。これを受けて環境省は、地方公共団体向けのマニュアルをはじめとする策定のための参考情報を整理・公開しているほか、策定支援事業を進めている(図表 巻末 1-3)。

図表 巻末 1-3 公開されている情報の例

資料名	概要
生物多様性地域戦略策定の手引き (令和 5 年度改定版)(本文)	地域戦略の意義・役割や標準的な策定手順が示されている。数回の改訂を経て、現在のバージョンは「昆明・モンリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略 2023-2030」を反映したものになっている。巻末には地域戦略策定に関連する資料の一覧も添付されている。
生物多様性地域戦略策定の手引き (令和 5 年度改定版)(ひながた)	地域戦略のテンプレート。
生物多様性地域戦略策定の手引き (令和 5 年度改定版)(指標カタログ)	都道府県、市区町村に推奨される目標・指標のカタログ。国家戦略を参考に検討されている。
生物多様性地域戦略策定の手引き (令和 5 年度改定版) 概要版	手引きの概要版。環境省が行った地域戦略検討の技術的支援で得られたノウハウが反映されている。
生物多様性地域戦略 他計画との統合策定解説	環境基本計画など他の関連計画との統合策定を検討する場合の参考資料。統合策定のメリットや策定パターンについて記載。
生物多様性地域戦略データベース	既に策定された地域戦略の基本情報などをとりまとめたもの。Excel ファイルとして提供。
生物多様性地域戦略のレビュー	既に策定された地域戦略についての文献調査をもとに、環境省が地域戦略の特徴や傾向を分析したもの。平成 29 年 4 月に公開。

出典)環境省ウェブサイト「生物多様性地域戦略の策定」(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/local/decision.html)(最終確認日 2026 年 1 月 13 日)を参照して作成。

1-4. 国や東京都による地方公共団体を支援する動きや制度

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた自治体や民間団体の取組を支援するための制度が、国や東京都によって整備されている(図表 巻末 1-4)。例えば、絶滅危惧種(カワバタモロコなど)の保全事業は、対象事業「重要生物多様性保護地域等保全再生」に該当するとして活動に必要な経費の一部が交付された⁸⁶。生物多様性が指すものは幅広いが、この例のように地域の特徴を反映した適切な課題設定を行うことで、支援を受けながらより充実した事業を展開できる可能性がある。

⁸⁶ 環境省の生物多様性保全推進支援事業の令和 6 年度採択事業の 1 つ「亀山里山公園を活用した里山の生物多様性保全推進事業」(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/r6images/269_r6_kameyam_a.pdf)(最終確認日 2026 年 1 月 14 日)を参照。

図表 巻末1-4 国や東京都の支援制度の例

主体	支援制度又は事業等の名称	概要説明
国	生物多様性保全推進支援事業	地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的な活動であって、対象事業（増進活動実施計画等の作成に関する取組等の生物多様性増進活動基盤整備等）に該当するものに対し、活動等に必要経費の一部を国が交付する制度。
	森林整備事業	森林の有する多面的機能の発揮に資するため、植栽、下刈り、間伐、路網整備等を支援する制度。
	みどりの食料システム戦略推進交付金	環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、調達から生産、加工・流通、消費に至るまで環境負荷低減と持続的発展に向けたモデル的取組の横展開や有機農業の取組拡大、地域資源の循環利用を支援する制度。
東京都	生物多様性保全のための生物基礎情報調査事業（区市町村との連携による環境政策加速化事業）	各地域の動植物種分布や動向、動植物の良好な生息生育環境等の自然環境情報の収集・整理への支援。
	希少な野生動植物の保全と外来種対策事業（区市町村との連携による環境政策加速化事業）	地域の多様な主体等と連携して行う希少種を保護する取組及び地域住民等の協力を得ながら計画的に実施する外来種対策の取組への支援。
	地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全事業（区市町村との連携による環境政策加速化事業）	緑地や水辺等の生きものの生息・生育環境の確保やみどりの質の向上、緑地の利活用に関する取組への支援。
	生物多様性に配慮・貢献する行動変容促進事業（区市町村との連携による環境政策加速化事業）	生物多様性の理解促進や生物多様性に配慮した行動変容の促進に関する取組への支援。

出典)国による支援制度は、「生態系ネットワーク財政支援制度集～川・森・農地・海の自然をつないで地域を豊かに～」(2025年3月発行) (https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/library/files/seitaikai_network_2503.pdf) (最終確認日 2025年12月9日)を参照して作成。

出典)東京都による支援制度は、東京都のウェブサイト「東京の緑の保全・創出支援プログラム」(<https://www.tokyogreenery.metro.tokyo.lg.jp/green-system/subsidy.html>) (最終確認日 2025年12月9日)を参照して作成。

注釈)「東京の緑の保全・創出支援プログラム」では、区市町村が予算要求等を行う際の参考となるよう、都が区市町村に対して実施している緑の保全・創出に関連する補助等の内容がまとめられており、区市町村の積極的な緑に関する取組を支援することを目的としている。本ウェブサイトには、公園・緑地(5制度)、農地(6制度)、その他(6制度)の3カテゴリ計17制度が掲載されており、図表中には生物多様性と直接的に関係すると考えられたものを抜粋している。

なお、図表 巻末 1-4 に挙げた以外にも、様々な支援制度や褒賞制度がある。環境省は2025年8月にネイチャーポジティブに関する様々な情報にアクセスできるサイトとして「ネイチャーポジティブポータル」⁸⁷を開設しており、制度については、当該サイトの「生態系ネットワーク財政支援制度集」や「グリーンインフラ支援制度集」といった支援制度をまとめた資料で確認できる(図表 巻末 1-5)。また、東京都には、事業者等を対象にした支援制度もあり、例えば、「東京都生物多様性地域戦略」に基づき、先駆的に NbS に取り組む事業者等を表彰する「Tokyo-NbS アクションアワード～自然とともに、未来をつくる～」が創設された⁸⁸。また、個人・家庭向けと事業者向けの生物多様性に限らない環境関連全般の補助制度について「エコサポート2025 環境関連の東京都補助金・支援策ガイド」にまとめられている⁸⁹。

図表 巻末 1-5 国の支援制度をまとめた資料の例



出典)生態系ネットワーク財政支援制度集～川・森・農地・海の自然をつないで地域を豊かに～(2025年3月発行)(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/library/files/seitaikei_network_2503.pdf) (最終確認日 2025年12月9日)より引用。

1-5. 生物種とその生息生育情報の収集・データベース化にかかる取組

生物多様性保全に取り組む意思があったとしても、その企画にあたって生物種のデータが手元にないことが障壁となる場合も多い。第3章でのアンケート調査結果からも読み取れるとおり、地域戦略の策定状況が「未策定(当面予定なし)」の理由として、地域の生態系等に関する情報不足が挙げられている。

近年では、多くの団体が生物の標本採取情報や目撃情報を収集しているほか、国も市民参加

⁸⁷ 環境省「ネイチャーポジティブポータル」地方公共団体の方(<https://policies.env.go.jp/nature/nature-positive/local/>)最終確認日 2026年1月14日。

⁸⁸ 東京都環境局第1回 Tokyo-NbS アクションアワード～自然とともに、未来をつくる～(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/NbS/award2024>)最終確認日 2026年1月14日。

⁸⁹ 東京都ウェブページ「エコサポート2025」(<https://www.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2025/07/2025071013>)最終確認日 2026年1月14日。

型の生物情報の収集・提供システムを整備の上、そうしたシステムで得られた情報をウェブ上で確認できるように仕組みを整備している(図表 巻末 1-6)。自治体もこのようなデータを事業の計画・評価等に利用できる可能性がある。例えば東京都では「東京いきもの台帳」というプロジェクトのもと、過去から現在までに確認された野生生物の情報の整理が進められている(図表 巻末 1-7)。いくつかのデータは生物の位置情報を含んでおり、地域ベースでの検討に役立つ可能性がある。

図表 巻末 1-6 生物情報を有するデータベースの例^{注釈1}

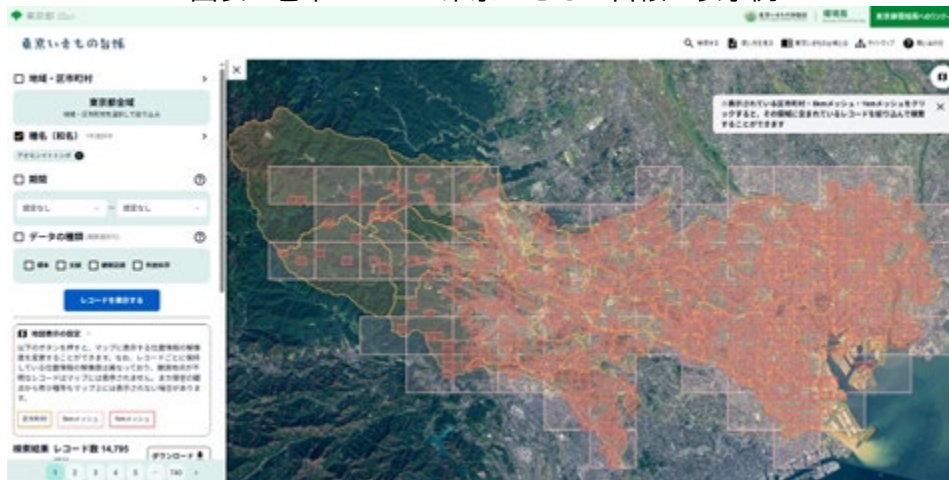
データを有するウェブサイト名等	分類群	運営主体	位置情報	説明
GBIF (https://www.gbif.org/ja/)	不問	GBIF 事務局 ※所在地:コペンハーゲン	地点で登録されているデータあり	自然史標本をはじめとする生物多様性に関わる情報を集約・公開している。データセット自体も集約している。
iNaturalist (https://www.inaturalist.org/)	不問	iNaturalist ※所在地:米国	地点で登録されているデータあり	一般市民が動植物の分布を投稿・共有することで分布情報を集積する市民科学プロジェクト。 なお、上記の GBIF に反映されているデータもある。
eBird (https://ebird.org/region/JP)	鳥類	コーネル大学 鳥類学研究室(日本では日本野鳥の会)	地点で登録されているデータあり	市民科学プロジェクトによる野鳥観察データベース。
いきものログ (https://ikilog.biodic.go.jp/)	不問	環境省	地点で登録されているデータあり	市民参加型の生物情報の収集・提供システム。
生物多様性「見える化」マップ (https://www.biodiversitymap.env.go.jp/) ^{注釈2}	不問	環境省	2次メッシュで公開されているデータあり	自然共生サイトや自治体ごとの保全状況・目標などの情報の他、メッシュ単位で生物分布や地域の生物種リストを検索できる。今後、さらに機能が拡充される予定。
東京いきもの台帳 (https://www.inventory.ikimono.metro.tokyo.lg.jp/)	植物、トンボ目、セミ科、クモ目	東京都	1kmメッシュで公開されているデータあり	東京都で過去から現在までに確認された野生生物の情報を整理。データは標本・文献、観察記録、市民科学から集められている。

出典) 個々のウェブサイトを参照して作成。GBIF(<https://www.gbif.org/ja/>)、iNaturalist(<https://www.inaturalist.org/>)、eBird(<https://ebird.org/region/JP>)、いきものログ(<https://ikilog.biodic.go.jp/>)、生物多様性「見える化」マップ(<https://www.biodiversitymap.env.go.jp/>)、東京いきもの台帳(<https://www.inventory.ikimono.metro.tokyo.lg.jp/>)。最終確認日 2026 年 1 月 22 日。

注釈 1) オープンデータベースを主に抽出して作成している。

注釈 2) ウェブサイト内の「生物分布・生物種リストを見る」からデータの閲覧が可能。

図表 巻末1-7 東京いきもの台帳の表示例



出典)東京都の東京いきもの台帳(<https://www.inventory.ikimono.metro.tokyo.lg.jp/>) (最終確認日 2025 年 12 月 9 日)より引用。
 注釈)どの生き物がどこで目視・採集されたかを確認できる(図中は一例としてアオモンイトンボの目撃・収集箇所を表示)。

1-6. 生物多様性の保全等にかかる認証制度

生物多様性の保全や、増進(生物多様性の維持、回復、又は創出)の活動を認定あるいは認証する制度は複数ある(図表参考 1-8)。これらの制度は、対象範囲(主に民間企業が申請するものか否か等)や申請費用の有無、生物多様性に関するデータ収集の有無等、将来価値の算出の有無のほか、定期報告の有無とその頻度等の点で異なる。例えば、図表に挙げた制度の多くは主に緑地の質や量を対象にしている一方で、「自然共生サイト」を認定する制度では河川等の水域も申請可能なほか、場合によっては植物のみならず動物の生息状況も加味して審査される。また、連携増進活動実施計画が認定された場合、土地の所有者等が変更になっても効力が継続される協定(生物多様性維持協定)を締結でき、本計画の認定により長期安定的に活動が実施可能となる利点が得られるといえる。

図表 巻末1-8 生物多様性の保全等にかかる認証制度等の例

認定制度又は認証等の名称	認定主体	概要
地域生物多様性増進法に基づく「自然共生サイト」の認定	国(環境省・農林水産省・国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> ・ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づき、企業や地方公共団体等が作成する、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」又は「連携増進活動実施計画」を認定する制度。認定された計画の実施区域は「自然共生サイト」と呼ばれる。 ・連携増進活動実施計画の認定をうけた市町村は、この計画の活動の実施者と計画対象区域内の土地の所有者などと協定(生物多様性維持協定)を締結できる。その市町村による公告のあった協定は、その公告の後に協定の対象区域の土地の所有者等となった者(相続人等)

認定制度又は認定等の名称	認定主体	概要
		<p>に対しても、その効力がある。これは、市町村が作成した「連携計画」に基づく長期安定的な活動実施に資するとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象について、陸域に限らず海域も対象になり、山林から都市緑地まで幅広い場で申請できる。 申請や認定、OECM への登録に費用は掛からない。生物多様性の価値を示すための実施区域で確認された多様な動植物種（植物、昆虫、両生類、鳥類など）のリストが必要とされている。 認定後、5年ごとにサイトの状況が分かる資料（モニタリング結果等）を提出することが求められる。
ABINC 認証	一般社団法人いきもの共生事業推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> JBIB（一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブ）が開発した、いきもの共生事業所 R 推進ガイドラインの考え方に沿って計画・管理され、かつ土地利用通信簿で基準点以上を満たした事業所を認定する制度。 対象は、工場、オフィスビル、商業施設、集合住宅等で、生物多様性に配慮した建築自体または緑地を計画または配置しているもの。 認証の有効期間は、3年間とされている。
JHEP 認証	公益財団法人 日本生態系協会	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の価値を事業の前後で比較し、事業後の将来の価値が事業前と同等またはそれ以上のものを、生物多様性に貢献する事業として認証する制度。 対象となる取組は、事業所の維持管理や森林整備、ビオトープ整備などまで幅広く、主に事業者の事業所敷地内の緑地などが主に認定され、市町村が申請主体となっている事例は見られない。 有効期間は5年間で、5年ごとの更新が必要。
SEGES 認定	公益財団法人 都市緑化機構	<ul style="list-style-type: none"> SEGES は、社会・環境貢献緑地評価システム (Social and Environmental Green Evaluation System) であり、企業等によって創出された良好な緑地と日頃の活動、取り組みを評価し、社会・環境に貢献している、良好に維持されている緑地であると認定する制度。 評価の対象は、民間が所有する土地で緑地の保全・創出活動に取り組んでいる株式会社、有限会社、財団、社団法人等の事業者や市民団体等である。社会や環境改善に貢献することを旨とした緑地が対象となる。 基本的に毎年維持審査か更新審査を受ける（例外あり）。
TSUNAG - 優良緑地確保計画認定制度	国（国土交通省）	<ul style="list-style-type: none"> 都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-being の向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度 認定取得後、5年おきの更新認定が必要なほか、定期報告が1年ごとに必要となっている。
在来種植栽登録制度「江戸のみ	東京都	<ul style="list-style-type: none"> 在来種を積極的に植栽し、生物多様性の保全に取り組んでいる緑地を東京都が登録・公表する制度である。

認定制度又は認証等の名称	認定主体	概要
どり登録緑地		<ul style="list-style-type: none"> 対象について、1,000m²以上の敷地を有する民間建築物等の敷地内の緑地が対象となる。 登録されるメリットとしては、維持管理における課題解決のための技術支援などのサポートを受けられることのほか、東京都によるPRが行われることが挙げられる。 毎年1回、「管理状況報告書」を東京都に提出が必要。
ネイチャーポジティブ自治体認証	日本自然保護協会	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自然を活かしてネイチャーポジティブな地域づくりを推進する自治体を認証する制度であり、市町村が策定する生物多様性地域戦略や環境基本計画等の生物多様性保全に関する計画を対象として、一定の認証基準（ネイチャーポジティブ宣言の有無、重要地域における生物多様性の維持回復に資する実効性と持続性がある保全担保措置の計画の有無、等）に基づき認証する制度である。 認証取得を目指す際に、「日本版ネイチャーポジティブアプローチ」への参加登録が必要となる。その後、日本自然保護協会から、市町村の状況に応じて、認証取得と施策実施のための支援プログラムを受けられるほか、生物多様性の保全にかかる計画等が無い場合も計画策定支援を受けられる。 認証後、5年に1回の定期報告が必要になる。 なお、11市町村が日本版ネイチャーポジティブアプローチに参加登録しており、内4市町村が本認証を得ている。

出典)以下の各種団体のウェブサイト参照して作成。

出典)「自然共生サイト」の認定については、ERCA のパンフレット「身近な自然も生き物たくさん『自然共生サイト』」(https://www.erca.go.jp/nature/pdf/shizenkyousei_site_web.pdf)や ERCA のウェブサイト(<https://www.erca.go.jp/nature/soudan.html>)、審査の観点(認定基準)(<https://www.erca.go.jp/nature/pdf/30by30site-handingguideline02AppendixPerspect.pdf>)、環境省ウェブサイト(<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>)を参照して作成。最終確認日 2026 年 1 月 19 日。

出典)ABINC 認証(<https://www3.abinc.or.jp/auth/>)最終確認日 2026 年 1 月 19 日。

出典)JHEP 認証(<https://www.ecosys.or.jp/certification/jhep/>)最終確認日 2026 年 1 月 19 日。

出典)SEGES 認定(<https://seg.es.jp/outline.html>)最終確認日 2026 年 1 月 19 日。

出典)TSUNAG(<https://tsunag-mlit.com/tsunag/abstraction>)最終確認日 2026 年 1 月 19 日。

出典)江戸のみどり登録緑地(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/green_biodiv/edo_registration)最終確認日 2026 年 1 月 19 日。

出典)ネイチャーポジティブ自治体認証(<https://www.nacsj.or.jp/report/39470/>)最終確認日 2026 年 1 月 19 日。

なお、図表に挙げた以外には、農林水産省がみどりの食料システム戦略に基づき、消費者の選択に資する環境負荷低減の取組の「見える化」を推進しており、温室効果ガス削減への貢献や(米については)生物多様性保全への貢献を示したラベル表示を推進している⁹⁰。また、木材等の林産物については FSC 認証⁹¹が以前からあり、漁業あるいは水産物については MSC 漁業認

⁹⁰ 農林水産省「農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」について」(令和8年1月)(https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/mieruka/mieruka_meguji.pdf)最終確認日 2026 年 1 月 30 日。

⁹¹ FSC 認証について(https://jp.fsc.org/jp-ja/about_FSC_certificate)最終確認日 2026 年 1 月 30 日。

証や MSC CoC 認証がある⁹²。都道府県の地方公共団体の中には、独自の認証あるいは認定制度を設けている自治体も存在する(例:しが生物多様性取組認証制度、あいち生物多様性企業認証制度、かめやま生物多様性共生区域認定制度)。

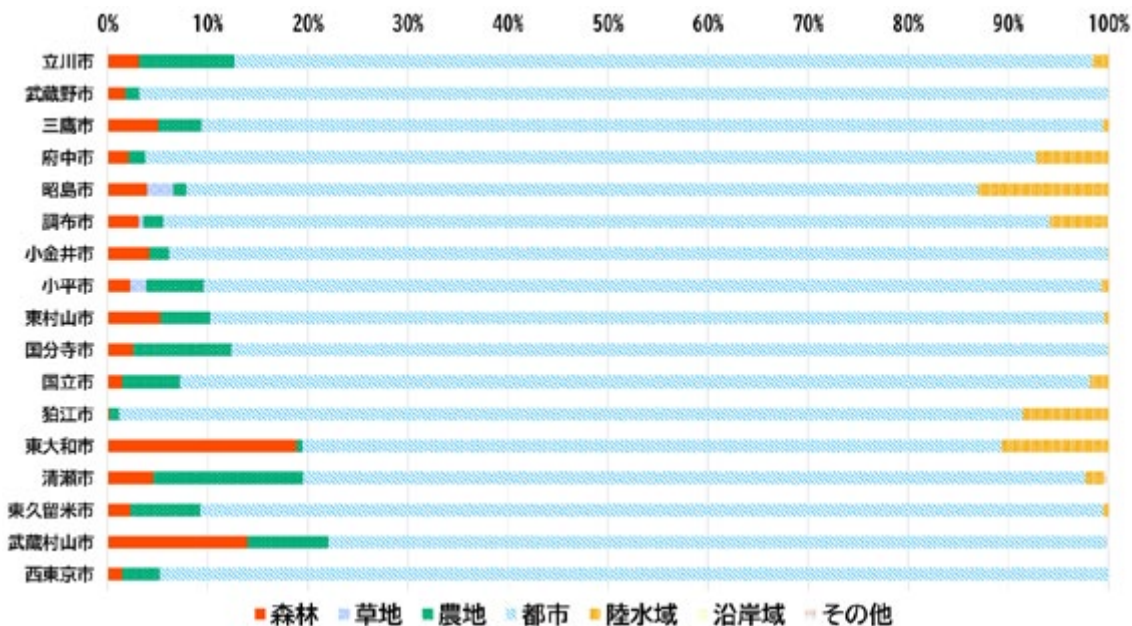
⁹² MSC 認証とは(<https://www.msc.org/jp/standards-and-certification/summary-of-MSC-certification-JP>)最終確認日 2026 年 1 月 30 日。

2. データ集

2-1. 自然環境条件（土地利用構成）

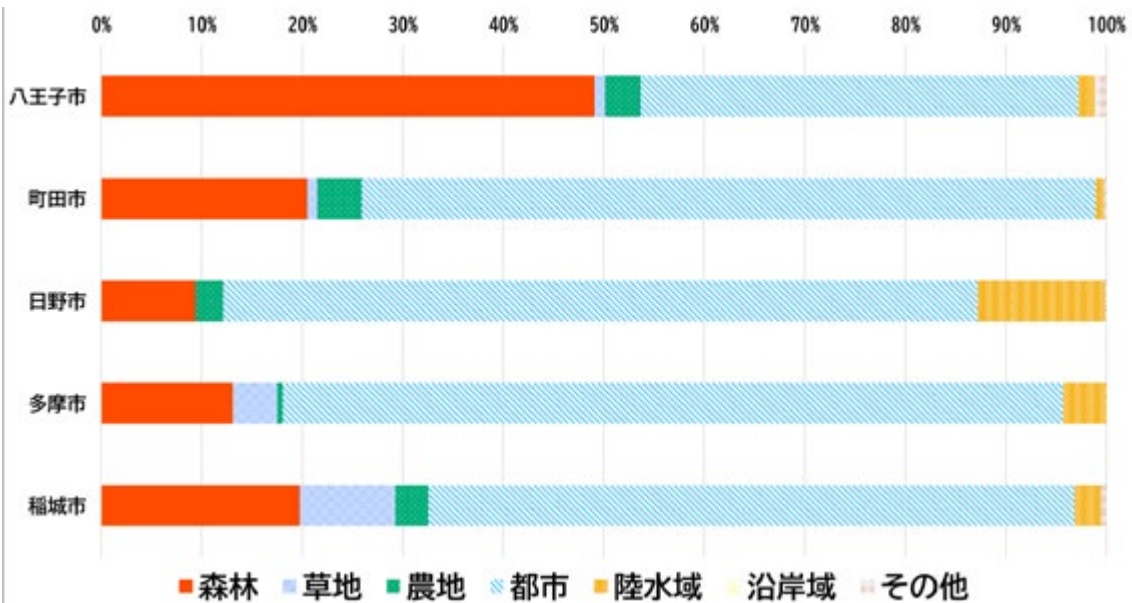
自治体ごとの自然環境条件(土地利用構成)を図表 巻末 2-1~2-4 に示した。

図表 巻末 2-1 北多摩における自治体ごとの自然環境条件（土地利用構成）



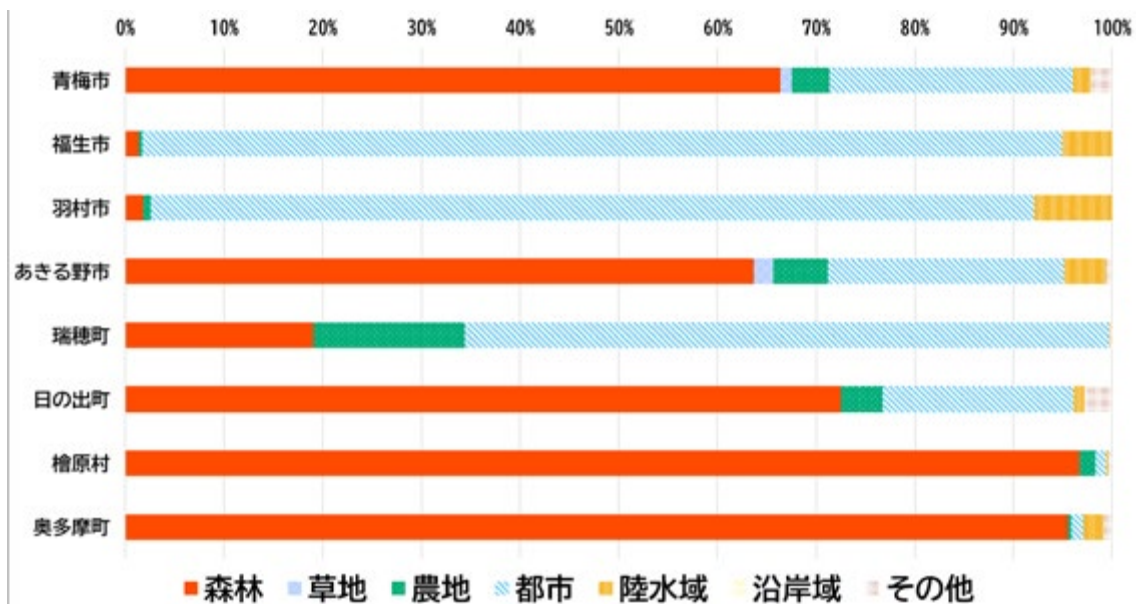
資料)「国土数値情報(土地利用細分メッシュ 2021)」(国土交通省)(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L03-b-2021.html>)(最終確認日 2026 年 1 月 19 日)を加工して作成。

図表 巻末 2-2 南多摩における自治体ごとの自然環境条件（土地利用構成）



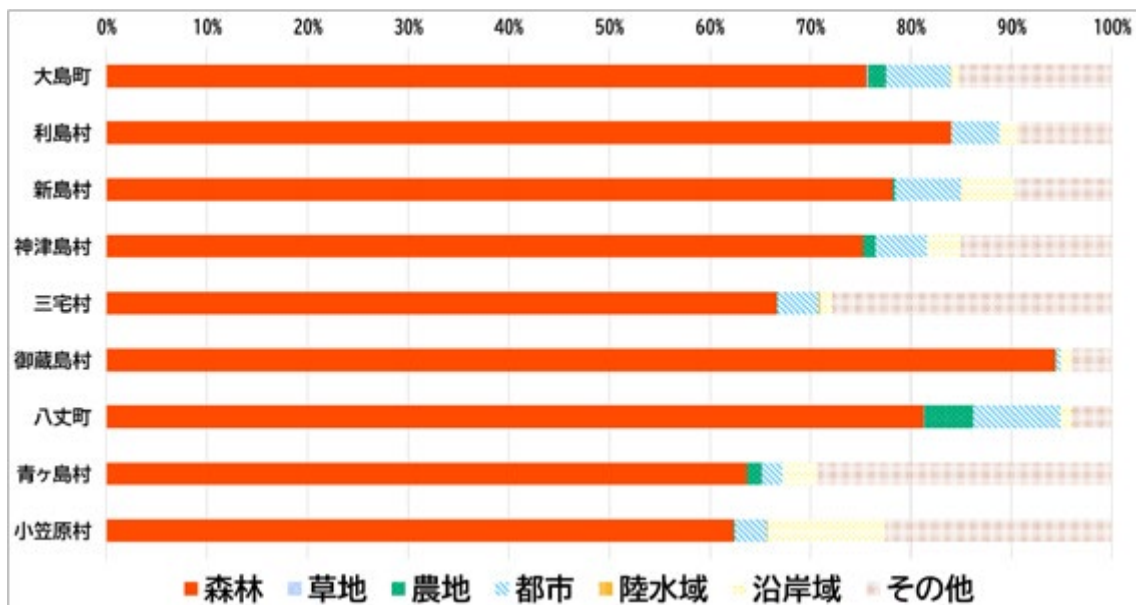
資料)「国土数値情報(土地利用細分メッシュ 2021)」(国土交通省)(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L03-b-2021.html>)(最終確認日 2026 年 1 月 19 日)を加工して作成。

図表 巻末2-3 西多摩における自治体ごとの自然環境条件（土地利用構成）



資料)「国土数値情報(土地利用細分メッシュ 2021)」(国土交通省)(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L03-b-2021.html>)(最終確認日 2026 年 1 月 19 日)を加工して作成。

図表 巻末2-4 島しょにおける自治体ごとの自然環境条件（土地利用構成）



資料)「国土数値情報(土地利用細分メッシュ 2021)」(国土交通省)(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L03-b-2021.html>)(最終確認日 2026 年 1 月 19 日)を加工して作成。

2-2. 保護地域及び OECM の面積

自治体ごとの保護地域及び OECM の面積と自治体の面積に対する保護地域等の割合を図表 巻末 2-5 に示した。

図表 巻末 2-5 自治体ごとの保護地域及び OECM の面積と割合

地域区分	自治体		保護地域及び OECM	
	名前	面積(km ²)	面積(km ²)	自治体面積に対する割合(%)
北多摩	立川市	24.36	0.74	3.02
	武蔵野市	10.98	0.18	1.64
	三鷹市	16.42	0.71	4.31
	府中市	29.43	2.34	7.96
	昭島市	17.34	4.52	26.06
	調布市	21.58	2.60	12.03
	小金井市	11.30	0.63	5.59
	小平市	20.51	0.64	3.12
	東村山市	17.14	0.70	4.10
	国分寺市	11.46	0.16	1.38
	国立市	8.15	0.22	2.75
	狛江市	6.39	0.67	10.55
	東大和市	13.42	3.96	29.48
	清瀬市	10.23	1.40	13.70
	東久留米市	12.88	0.00	0.03
	武蔵村山市	15.32	0.85	5.55
	西東京市	15.75	0.05	0.34
南多摩	八王子市	186.38	83.25	44.67
	町田市	71.55	2.36	3.30
	日野市	27.55	15.84	57.48
	多摩市	21.01	7.75	36.90
	稲城市	17.97	3.07	17.07
西多摩	青梅市	103.31	35.17	34.04
	福生市	10.16	1.86	18.33
	羽村市	9.90	1.62	16.39
	あきる野市	73.47	37.27	50.72
	瑞穂町	16.85	2.76	16.41
	日の出町	28.07	7.20	25.64
	檜原村	105.41	81.56	77.37
	奥多摩町	225.53	225.53	100.00
島しょ	大島町	90.76	87.36	96.26
	利島村	4.04	3.88	96.10
	新島村	27.54	27.54	99.99
	神津島村	18.58	18.14	97.61
	三宅村	55.26	52.17	94.41
	御蔵島村	20.39	20.23	99.23
	八丈町	72.24	67.01	92.76
	青ヶ島村	5.95	0.04	0.66
	小笠原村	113.04	88.92	78.67

資料) Protected Planet (<https://www.protectedplanet.net/en>)、東京都区市町村別人口・面積 (<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/tokyoto/profile/gaiyo/kushichoson>) をもとに作成(最終確認日 2026 年 1 月 19 日)。

2-3. 保全や利用が進む自然環境をまとめられた計画

地域住民からみたくちあがる自然、すでに保全・利用されている自然環境が掲載された地域戦略等の計画をピックアップし、図表 巻末 2-6 に示した。

図表 巻末 2-6 保全や利用が進む自然環境をまとめた計画

No	データ名	ソース
1	第 3 次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/004/keikaku/p007005.html
2	立川市緑の基本計画	https://www.city.tachikawa.lg.jp/shisei/sesaku/1024458/1024464/1006593.html
	立川市第 2 次環境基本計画（改定）	https://www.komei.or.jp/km/tachikawa-se-nobuhiro/files/2020/06/aab369f0187860857a3ed6afbc75a39d.pdf
3	武蔵野市生物多様性基本方針	https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/kankyobu_shisaku_keikaku/1016539.html
4	三鷹市緑と水の基本計画 2027	https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/061/061366.html
5	第 3 次府中市環境基本計画	https://www.city.fuchu.tokyo.jp/gyosei/kekaku/kekaku/kankyo/kankyokihon/dai3jikeikakusakutei.html
6	昭島市環境基本計画	https://www.city.akishima.lg.jp/s068/020/010/030/010/010/20211026150742.html
7	調布市緑の基本計画	https://www.city.chofu.lg.jp/070020/p040004.html
	調布市環境基本計画(令和 3 年 3 月改定)	https://www.city.chofu.lg.jp/070010/p039182.html
8	第 3 次町田市環境マスタープラン【一部改定】	https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/kankyo/kankyo/keikaku/keikaku/dainijikanyomaster/kanyomaster3/kanyomaster3.html
9	第 3 次小金井市環境基本計画	https://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/473/kankyokeikaku/kankyokihonkeikaku/3kankyokihonkeikaku.html
10	小平市第三次環境基本計画	https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/088/088468.html
11	「ひの生きものプラン」～日野市生物多様性地域戦略～	https://www.city.hino.lg.jp/shisei/keikaku/kankyo/chikyu/1003044.html
12	第 3 次東村山市環境基本計画	https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/shisei/keikaku/bunya/kankyo/kankyokihon.html
13	第三次国分寺市環境基本計画(国分寺市生物多様性地域戦略)	https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1011090/1011425/1030582.html
14	緑の基本計画及び生物多様性地域戦略(国立市)	https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/soshiki/Dept05/Div02/Sec02/gyomu/0451/0452/0453/midori_biodiversity/12478.html
15	第 2 次福生市環境基本計画	https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/environment/seisaku/1018843.html
16	狛江市生物多様性地域戦略	https://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/46.0.358.3404.html
17	第二次東大和市環境基本計画	https://www.city.higashiyamato.lg.jp/kurashi/kankyo/1002196/1002201.html
18	清瀬市みどりの基本計画	https://www.city.kiyose.lg.jp/siseijouhou/keikakusisaku/1009073/1004646.html

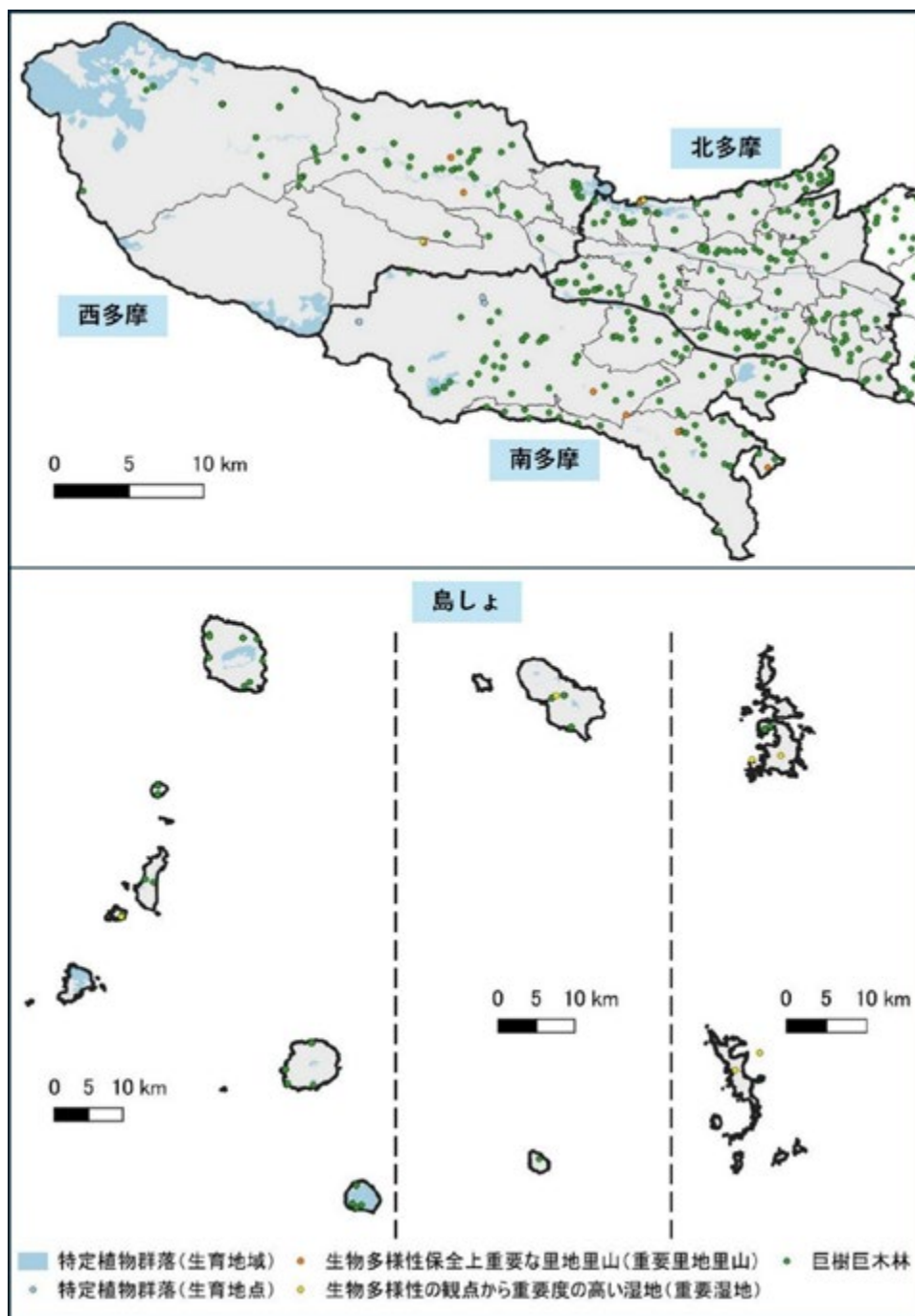
No	データ名	ソース
19	東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略	https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/sesaku/keikaku/1022142.html
20	武蔵村山市第二次環境基本計画	https://www.city.musashimurayama.lg.jp/shisei/shisaku/kankyou/1004673.html
21	第3次多摩市みどりと環境基本計画	https://www.city.tama.lg.jp/shisei/keikaku/kakuka/kankyou/midorikankyou/1019161/1014598.html
22	生物多様性いなぎ戦略	https://www.city.inagi.tokyo.jp/shisei/keikaku_hokoku/1008918/1008923.html
23	青梅市生物多様性地域戦略	https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/22/1731.html
24	第二次羽村市環境とみどりの基本計画	https://www.city.hamura.tokyo.jp/0000006768.html
25	生物多様性あきる野戦略	https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000005507.html
26	西東京市第3次環境基本計画	https://www.city.nishitokyo.lg.jp/siseizyoho/sesaku_keikaku/keikaku/kankyou/0329kankyoukihonnkeikaku.html
27	第2次瑞穂町環境基本計画改訂版	https://www.town.mizuho.tokyo.jp/tyosei/002/010/p010866.html
28	日の出町緑の基本計画 改訂版	https://www.town.hinode.tokyo.jp/0000000163.html
29	檜原村エコツーリズム推進全体構想	https://www.vill.hinohara.tokyo.jp/cmsfiles/contents/0000000/672/zentaikousou.pdf
30	第2次奥多摩町環境基本計画	https://www.town.okutama.tokyo.jp/1/kankyoseibika/shisaku_keikaku/1/812.html
31	伊豆大島ジオパーク基本計画（2021～2030年度）	https://www.town.oshima.tokyo.jp/soshiki/kankou/geo-kihonkeikaku.html
32	利島村第4次総合計画後期基本計画	https://www.toshimamura.org/fs/1/6/4/3/4/0/ / 4 7 .pdf
33	新島村第3次総合計画 基本構想・基本計画	https://www.niijima.com/gyousei/keikaku/2021-0510-1106-90.html
34	神津島エコツーリズム推進全体構想	https://kozushima.com/newsite/wp-content/uploads/2024/09/kousou.pdf
35	第6次三宅村総合計画	https://www.vill.miyake.tokyo.jp/gyousei/houshin_keikaku/files/04-04-21.pdf
36	御蔵島村 基本構想・基本計画	https://www.vill.mikurasima.tokyo.jp/data/gyosei/kihonkousou_2015.pdf
37	八丈町基本構想・基本計画	https://www.town.hachijo.tokyo.jp/kakuka/kikaku_zaisei/21_30basicconcept.pdf
38	広報あおがしま 2023年12月号	https://www.vill.aogashima.tokyo.jp/press/koho2312.pdf
	広報あおがしま 2024年9月号	https://www.vill.aogashima.tokyo.jp/press/koho2409.pdf
39	世界自然遺産小笠原諸島管理計画（2024年5月版）	https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/kankyo/kankyo_renkei/kanrikeikaku_h30/

注)各ソース最終確認日 2026年1月19日。

2-4. 保全上重要な地域の分布状況（重要里地里山等）

生物多様性保全上重要な地域(効果が期待される地域)等の空間分布を図表 巻末 2-7 に示した。

図表 巻末2-7 生物多様性保全上重要な地域等の空間分布



注)後述の「図表 巻末2-8 生物多様性保全上重要な地域等 GIS データ」に挙げたデータをもとに作成。

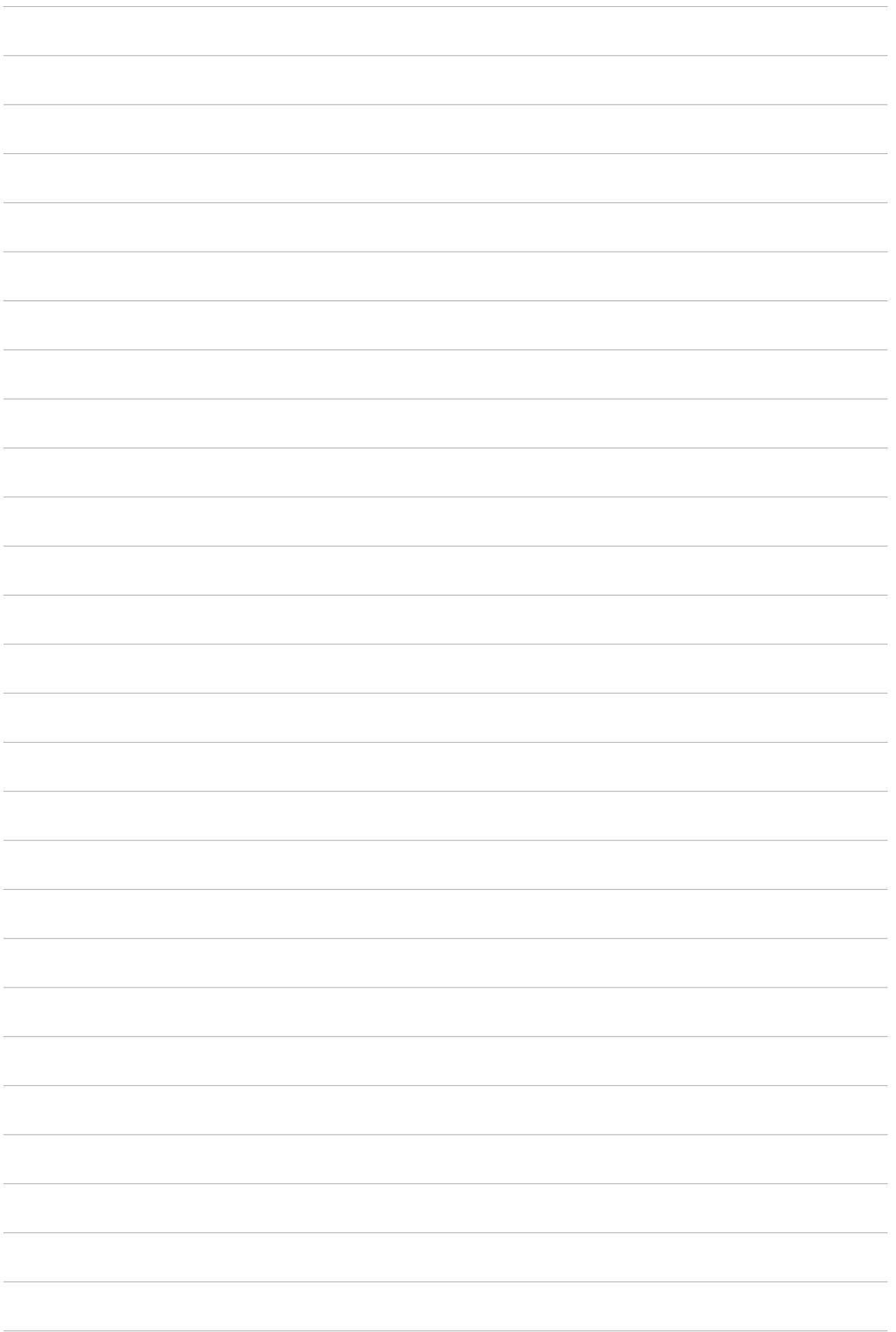
2-5. 生物多様性保全上重要な地域等の GIS データソースリスト

報告書第 5 章の図表 5-14～図表 5-17 の作図にあたって使用した GIS データについて、図表 巻末 2-8 にまとめた。

図表 巻末 2-8 生物多様性保全上重要な地域等 GIS データ

データ名	内容	ソース
保護地域 OECM	国立公園や鳥獣保護区といった保護地域に加え、生物多様性保全に貢献する地域として選定された OECM の位置や範囲を記録したデータ。	www.protectedplanet.net
巨樹巨木林	良好な景観の形成や野生動物の生息環境、地域のシンボルとして人々の心のよりどころとなる巨樹巨木林の位置を記録したデータ。	https://www.biodic.go.jp/kiso/13/13_kyoju.html
湧水	人々の暮らしや生物多様性に密接に関係する湧水の位置を記録したデータ。	東京都（都市整備局）から提供を受けた。
都保全地区	都が保全地域として指定した良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などの範囲を記録したデータ。	東京都（都市整備局）から提供を受けた。
特定植物群落	環境省が選定した学術上重要な群落、保護を要する群落等の位置や範囲を記録したデータ。	https://www.biodic.go.jp/kiso/12/12_toku.html
生産緑地	市街化区域内の農地で良好な生活環境の確保に効用があるとして自治体が指定した農地の範囲を記録したデータ。	東京都（都市整備局）から提供を受けた。
崖線	多くの湧水や動植物といった資源が存在し、都市化が進んだ東京の中で貴重な空間である崖線の位置を記録したデータ。	東京都（都市整備局）から提供を受けた。
植生調査(植生自然度調査)	環境省が実施した全国の植生の分布状況を記録したデータ。植生図とも呼ばれる。	https://www.biodic.go.jp/kiso/vg/vg_kiso.html
市町村境界	区市町村の境界の位置を記録したデータ。	https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-2025.html
河川	河川の位置を記録したデータ。	https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html

注)各ソース最終確認日 2026 年 1 月 19 日。



公益財団法人 東京市町村自治調査会

1986(昭和 61)年 10 月に、市町村の自治の振興を図ることを目的に、東京都多摩・島しょ地域の全市町村の総意により設立された行政シンクタンクです。

多摩・島しょ地域の広域的課題や共通課題に関する調査研究・普及啓発のほか、市町村共同事業、広域的市民活動への支援などを行っています。

本書は、(公財)東京市町村自治調査会及びコンサルタントによる共同調査研究方式で作成しました。

公益財団法人 東京市町村自治調査会

越坂部 晃一 企画調査部長 (東京都派遣)
神田 明 調査課長 (東京都派遣)
川端 健太郎 (八王子市派遣)
浅見 幸隆 (清瀬市派遣)
中村 由紀子 (立川市派遣)

一般財団法人 自然環境研究センター

村山 恒也 上席研究員(実施責任者)
東 條 泰 大 主 席 研 究 員
吉 村 妙 子 上 席 研 究 員
鎌 田 典 子 上 席 研 究 員
日 高 裕 華 主 任 研 究 員
川 口 敏 典 主 任 研 究 員
菅 野 貴 久 主 任 研 究 員
野 崎 怜 香 主 任 研 究 員
坂 本 芙 久 研 究 員
遠 畑 大 智 研 究 員

【監修】東京都立大学 都市環境学部 観光科学科 都市環境科学研究科
観光科学域 教授 沼田 真也

多摩・島しょ地域自治体における 生物多様性の保全・持続可能な利用に関する調査研究報告書 ～ネイチャーポジティブに向けた主体間連携の進め方～

発 行 公益財団法人 東京市町村自治調査会
〒183-0052 東京都府中市新町2-77-1 東京自治会館内
TEL : 042-382-7722 FAX : 042-384-6057
URL : <https://www.tama-100.or.jp>

発行責任者 榎本 雅人

調 査 委 託 一般財団法人 自然環境研究センター
〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号
TEL : 03-6659-6331
URL : <http://www.jwrc.or.jp/>

印 刷 株式会社 弘久社
〒190-0032 東京都立川市上砂町5-1-1
TEL : 042-536-3511 FAX : 042-536-3898



多摩・島しょ地域自治体における
生物多様性の保全・持続可能な利用に関する調査研究報告書

～ネイチャーポジティブに向けた主体間連携の進め方～



再生紙を使用しています